

令和4年度
包括外部監査結果報告書

産業振興施策に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人

山崎 泰志

目 次

1	外部監査の概要	1
1.1	外部監査の種類.....	1
1.2	選定した特定の事件.....	1
1.3	外部監査の対象期間.....	2
1.4	外部監査の実施期間.....	2
1.5	外部監査の方法.....	3
1.6	監査の対象.....	3
1.7	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等.....	4
1.8	利害関係.....	4
1.9	監査結果の指摘及び意見について.....	5
1.10	本報告書の取扱い.....	5
1.11	その他.....	5
2	香川県における産業振興施策の概要	6
2.1	「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画.....	6
2.2	香川県産業成長戦略.....	13
2.3	その他の産業振興に関連した計画等.....	21
3	香川県における産業振興施策関連事業と監査対象	23
3.1	令和3年度における産業振興関連事業と監査対象.....	23
4	監査の結果及び意見（個別論点）	27
4.1	情報通信関連人材育成事業.....	27
4.2	情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業.....	40
4.3	かがわ AI ゼミナール開催事業.....	55
4.4	AI等先端技術活用型研究開発支援事業.....	60
4.5	起業等スタートアップ支援事業.....	67
4.6	戦略的食品産業強化事業.....	77
4.7	中小企業振興資金融資事業（中小企業振興資金貸付金）.....	86
4.8	中小企業振興資金融資事業（中小企業振興資金保証料補給金）.....	99
4.9	県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業.....	107
4.10	企業誘致条例助成金.....	112

4.11	地方創生テレワークによる移住促進事業.....	126
4.12	テレワーク拡大による県内転入支援事業.....	138
4.13	サテライトオフィス拠点整備事業.....	144
4.14	かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト（希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質 バイオ商品開発支援事業）	150
4.15	オリーブ生産拡大加速化事業.....	166
4.16	かがわオリーブ畜産プロジェクト.....	173
4.17	オリーブハマチ飼料増産対策事業.....	182
4.18	伝統的ものづくり産業発展支援事業.....	189
4.19	伝統的工芸品等販路拡大事業.....	198
4.20	香川県営業時間短縮協力金（第1次から第11次）	208
4.21	香川県営業継続応援金等事業（第1次から第3次）及び香川県営業活動回復加速化支 援金事業	219
4.22	新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業.....	229
4.23	香川県県内宿泊促進事業.....	238

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件

1.2.1 特定の事件

産業振興施策に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

令和元年12月に新型コロナウイルスの最初の症例が中国で確認されて以降、世界経済は急速に悪化した。移動の制限が人や物の流れの制約となり、サプライチェーンの途絶により供給面で大きな制約を受けている。同時に、対面サービスの需要が急減し、観光や宿泊、航空などでは前例の無い規模で需要が縮小、また耐久財の需要も急減したことで需要低迷と供給低迷が相互に作用する状況が生じている。さらに、これらが所得・雇用面にも波及し、サービス業を中心として雇用に大幅な影響を及ぼしている。感染の先行き不確実性や失業の増加、所得の低迷は、消費・投資の手控えによる需要減・供給減につながる等、負の連鎖を生んでいる状況である。

県内でも新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから2年余が経過した。その間、観光業や飲食業をはじめとする地域産業が大きな痛手を受ける等、社会経済環境に深刻な影響が及んでいる。また、デジタル技術の利活用の遅れや、首都圏への過度な人口集中のリスクも顕在化している。

一方で、人々の価値観や行動には変容が見られ、距離的な制約を克服する、新しい働き方や暮らし方への志向が高まっている。非接触・非対面志向の拡大やお家時間の拡大による「巣ごもり需要」の拡大等がその一端と考えられるが、これらは従来から進行していた社会環境や日常生活の変化がコロナ禍で加速したという側面としても捉えられている。事業者の中には、こうした変化にいち早く対応して、新しいビジネスモデルやイノベーションを創出しようとする動きもみられる。

こうした中、県では令和3年度からの新たな香川づくりの指針となるものとして『『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画』を策定し、「安全と安心を築く香川」「新しい流れをつくる香川」「誰もが輝く香川」の3つの基本方針を掲げている。このうち「新しい流れをつくる香川」の基本方針の下では、「新型コロナウイルスにより影響を受けた県内経済の回復を図るとともに、新たな発想を持った人材と新たな技術の積極的な活用により、本県ならではの魅力や強みをさらに磨き上げ、産業、観光、しごと、暮らしのあらゆる面で選ばれる、活力に満ちあふれた香川」をつくることの方針が示され、これに基づいて種々の施策が行われているところである。

また、県では将来にわたって本県経済の持続的な発展を図るため、平成25年度から10年間の産業振興の指針となる「香川県産業成長戦略」を国に先駆けて策定し、平成29年度の見直しを経て、「力強く着実に成長していく経済社会」を目標に、戦略的に産業の振興を図っている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これに深刻な影響を受けた事業者への支援と、価値観や行動様式の変容を踏まえた新たな事業環境・イノベーション創出の支援といった両面での対応が求められる状況にある。こうした状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症対策を含む産業振興施策は県の最重要課題の一つであり、県民にとっても関心が高いものと考えられることから、産業振興施策を具体的に把握して改善点を提示することは有意義であると判断し、令和4年度の特定の事件(テーマ)として選定した。

1.3 外部監査の対象期間

原則として令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

1.4 外部監査の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月7日まで

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の主な要点

- ① 産業振興施策に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 産業振興施策に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 産業振興施策に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 産業振興施策に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

1.5.2 監査手続

- ① 産業振興施策に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則・要綱・要領等の閲覧
- ② 産業振興施策に関する事務の実施状況、事業の効果測定及び事業に必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ③ 産業振興施策に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ④ その他必要と認めた手続

1.6 監査の対象

1.6.1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、産業振興施策に関する事業を実施する以下の部局等とした。

部局等	課
政策部	地域活力推進課、デジタル戦略課
商工労働部	産業政策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課

部局等	課
交流推進部	交流推進課、観光振興課、県産品振興課
農政水産部	農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課

また、産業振興施策に関する事業に関連した部分については、必要に応じて以下の外郭団体へも往査等を実施した。

団体名
(往査実施)公益財団法人かがわ産業支援財団
(往査実施)香川県信用保証協会
(財務諸表の閲覧)一般財団法人かがわ県産品振興機構

なお県では、基本財産、資本金等に占める県の出資金の割合が1/4以上であり、かつ、県の出資割合が最も大きい法人を「外郭団体」と定義している。

1.7 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	山崎 泰志	公認会計士
補助者	白川 尊大	公認会計士
補助者	森本 洋右	公認会計士
補助者	矢野 基樹	公認会計士

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.9 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であつて是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

1.10 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同第252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

1.11 その他

- この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については原則として記載していない。
- 数値については、単位未満を切り捨て表示している箇所について、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。また、実績がない場合は、「-」としている。

2 香川県における産業振興施策の概要

2.1 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

県では、平成 23 年に「せとうち田園都市香川創造プラン」、平成 27 年に「新・せとうち田園都市創造計画」を策定し、各分野にわたる取組みを推進してきたところである。平成 27 年度に策定した「新・せとうち田園都市創造計画」は、令和 2 年度に計画期間が終了したことから、これまでの取組みの方向性(成長する香川、信頼・安心の香川、そして、笑顔で暮らせる香川づくりをめざす)を引き継ぎながら、その後の社会経済情勢の変化や県民意識・ニーズ、有識者、県議会をはじめとする県民の意見等を踏まえ、令和 3 年度に『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画』を策定、新たな香川づくりの指針としているところである。

これは、令和 7 年度までの計画期間における県の進むべき基本的方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本指針となっている。

2.1.1 基本目標:

せとうち田園都市の確かな創造

「活気あふれる街と美しい自然が隣接し、生涯を通じて安心して生活できる環境の中で、誰もが生きがいを見だし、みずからの能力を存分に発揮できる、また、その魅力に引かれて集い、交わる人々が、みんなで新しい流れをつくり、人口の社会増がもたらされる、瀬戸内(せとうち)香川の生活圏域の確かな創造」

県では、従来から希少糖やオリーブなど本県の地域資源を活用した成長産業の育成、オリーブ牛やオリーブハマチ、さぬき讚フルーツなど本県独自のブランド製品の販路拡大、香港線の就航やソウル線のデイリー化をはじめとする航空ネットワークの一層の充実、地方版ハローワーク「ワークサポートかがわ」の開設や移住・定住の促進による若者の県内定着の促進等の産業振興施策の推進や、ハード・ソフト両面での防災・減災対策の推進、「子育て県かがわ」の実現をめざした取組み、瀬戸内国際芸術祭の定期開催による地域活性化等の各種事業の推進等に取り組み、その成果が少しずつ出てきていたところであった。

一方で課題として、

- 令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、安全で安心できる生活を脅かすだけでなく、緊急事態宣言などによる人々の経済活動の自粛、変容等が実

体経済に大きな影響を与えた。他方、感染拡大を契機として、大都市圏への過度の集中のリスクが改めて認識されるとともに、デジタル技術の活用により、テレワークなど場所にとらわれない働き方が広がるなど、人々の生活様式や企業行動に変化が生じており、今後、社会経済システムのさまざまな変革が促進されるものと考えられている。

- 南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70%～80%とされ、発生すれば、県内でも広範囲で甚大な被害が想定されているほか、近年、全国的に大規模な自然災害が頻発化する中で、県内でも大規模な土砂災害や洪水等の水害がいつ発生してもおかしくない状況にあります
- さらに、社会減と自然減を合わせた地方における人口減少問題は、経済規模の縮小や地域産業における人材不足などを招き、地域の活力を奪うことになるばかりでなく、小売店など民間利便施設の撤退等による住民の生活利便性を低下させ、地域コミュニティや社会保障制度の維持を困難にするなど、国や地方の成り立ちそのものを危うくする問題であり、地方における社会・経済活動に深刻な影響を与える恐れがあります。

といった事項が認識されている。県としては、これらの課題に正面から向き合い、対処することによって、

- 災害や感染症など、命や健康を脅かす危機に対する備えを万全なものとし、子どもからお年寄りまですべての人が、安心して健やかな日々を過ごすことができる香川
- 安全・安心を確固たるものとしたうえで、新型コロナウイルスにより影響を受けた県内経済の回復を図るとともに、新たな発想を持った人材と新たな技術の積極的な活用により、本県ならではの魅力や強みをさらに磨き上げ、産業、観光、しごと、暮らしのあらゆる面で選ばれる、活力に満ちあふれた香川
- すべての人が家庭、職場、学校、地域のそれぞれが置かれた環境で、夢と希望を持ち、ライフスタイルやライフステージに応じて、能力を発揮し、お互いを認め合いながら、笑顔でいきいきと暮らせる香川

をつくることを目標としている。

2.1.2 基本方針及び重点施策

本計画では、こうした基本目標を達成するための基本方針を「安全と安心を築く香川」「新しい流れをつくる香川」「誰もが輝く香川」の3つとし、これらを実現するための基本政策として以下の通り22の重点施策を定めている。



2.1.3 重点施策9「戦略的な産業振興を図る」について

重点施策のうち、産業振興施策に関連する施策として、重点施策9「戦略的な産業振興を図る」が掲げられている。

重点施策9:戦略的な産業振興を図る

地域の強みを生かした成長産業の育成や産業の創出を促進するとともに、企業の競争力強化や産業人材の育成等に取り組むほか、社会的な課題解決に向けた事業活動を支援するなど、戦略的な産業振興を図ります。

これにより、本県経済の持続的な発展を図るとともに、雇用の場を創出し、人口の社会増につなげていきます。

<本重点施策の取組みの方向>

この重点施策の取組みの方向として以下が記載されている。

1 成長産業の育成・集積

- ◇ 県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、オープンイノベーション拠点として整備した「Setouchi-i-Base」等において、情報通信関連分野の人材の育成や活動・交流の場の提供、ビジネスマッチング支援等、施策を総合的かつ集中的に展開することで、創業、第二創業、既存企業の競争力強化を推進し、若者の働く場を創出することで県内定着を促進するとともに、本県経済の活性化に取り組みます。
- ◇ 希少糖、オリーブ、ものづくりなど本県ならではの地域資源や技術等を生かした産業をはじめ、本県経済の今後の成長が期待される分野において、地域の強みを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の育成・集積に努めます。
- ◇ 食品や環境・エネルギー、高機能素材など、今後も市場規模の拡大が見込まれる分野における県内企業の市場獲得・拡大に向け、積極的な支援を行います。

具体的な施策の体系

- ① 情報通信関連産業の育成・誘致
- ② 希少糖産業の振興
- ③ オリーブ産業の振興
- ④ ものづくり産業の振興

2 創業や新事業展開の促進

- ◇ 創業や第二創業による新たなビジネスを促進するため、産業支援機関や金融機関等と連携して、準備段階から創業後のフォローアップまできめ細かな支援に取り組むとともに、県内企業の新たなビジネスモデルの実現を支援します。
- ◇ プラスチックごみをはじめとした環境問題や新型コロナウイルス感染症に対応した製品開発、地域活性化などSDGs実現の視点を持って社会的な課題解決に取り組む県内企業の事業展開や創業を支援します。

具体的な施策の体系

- ① 新規創業・第二創業等の創出促進
- ② 社会的課題の解決に取り組む企業の新事業展開や創業への支援

3 企業の競争力強化

- ◇ 県産業技術センターや公益財団法人かがわ産業支援財団の研究開発支援機能を強化するとともに、大学や公設試験研究機関等と緊密に連携し、県内企業に対する支援体制を強化します。
- ◇ 県内企業のAI、IoT等の先端技術の活用による研究開発等のほか、コア技術や基盤技術の強化、先端技術の導入や技術開発による生産性向上や製造現場の改善を支援します。
- ◇ 高付加価値な製品・商品の開発やマーケティング力の強化、商談機会の提供等により、国内外への販路開拓・受注拡大を支援します。
- ◇ 県内企業の技術力の高度化とブランド力の強化に向け、知的財産の活用や保護を促進します。

具体的な施策の体系

- ① 研究開発力の強化支援
- ② AI、IoT等の先端技術の活用支援
- ③ 基盤技術の強化・生産性向上等
- ④ マーケティング力の強化支援
- ⑤ 知的財産の活用促進
- ⑥ 人的ネットワークの拡大による情報収集・発信力の強化

4 企業の海外展開の促進

- ◇ 海外展開に必要な情報の提供や知識等を習得するための支援のほか、新たな進出に加え、企業の海外リスクを分散し多角的な展開を促進するため、国際見本市への出展支援などの機会を提供するなど、ジェトロ等関係機関と緊密な連携を図りながら、積極的な支援を行います。

具体的な施策の体系

- ① 海外展開に必要な知識の習得支援
- ② 支援機関ネットワークの連携強化
- ③ 県産品の海外販路開拓の推進

5 産業人材の育成

- ◇ 次代の経営を担う人材、イノベーションの原動力となる人材やAI、IoT等の先端技術を活用できる人材、海外展開を支える人材などの産業人材を育成します。
- ◇ 県産業技術センターにおける技術開発等の相談対応や研修などにより、県内企業の基盤技術の強化や成長分野への進出を担う人材の育成を図ります。

具体的な施策の体系

- ① 産業人材の育成
- ② 技術・技能の伝承

6 中小企業の経営支援

- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえつつ、県内中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持を引き続き支援します。
- ◇ セミナーなどを通じてBCPの策定の必要性を周知するとともに、策定の支援を行うことで、県内中小企業のBCPの策定・運用を促進するほか、商工会・商工会議所と連携し、県内中小企業・小規模事業者の防災意識・防災対策の向上を図り、事業継続力の強化を支援します。
- ◇ 商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、事業承継診断の実施、専門家による相談対応や助言、事業承継計画策定等の支援など、事業承継に至るまでの各段階に応じた切れ目のない支援を行います。

- ◇ 商工会・商工会議所等の機能強化を図るとともに、金融機関や香川県信用保証協会と協調して実施する中小企業振興資金融資制度などを活用して、県内中小企業・小規模事業者の経営を支援します。

具体的な施策の体系

- ① 企業の防災意識・防災対策の向上に向けた支援
- ② 事業承継の促進
- ③ 経営支援機能の強化
- ④ 資金面での支援

7 企業立地の促進と産業基盤の強化

- ◇ 市町等と連携し、県内外の企業ニーズの的確な把握や投資計画情報の収集に努めるとともに、効果的なトップセールスの実施や社会経済情勢の変化に対応した優遇制度の見直し、積極的な情報発信、ワンストップサービスの徹底による受入態勢の充実等に努め、サプライチェーン対策としての国内回帰を含めた、優良な企業の立地を促進します。
- ◇ トップセールスや本県独自の支援策の拡充などにより、若者の就業率が高く、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の立地や、安定した良質な雇用の確保が期待できる企業の本社機能の移転・拡充、地方移転や関係人口の創出にもつなげるサテライトオフィスの誘致に取り組みます。
- ◇ 道路や港湾などの社会インフラを整備し、企業が操業しやすい環境を整えます。

具体的な施策の体系

- ① 戦略的企業誘致
- ② 産業基盤の整備
- ③ 県内企業支援のための地域プラットフォームの強化

2.2 香川県産業成長戦略

2.2.1 香川県産業成長戦略策定の趣旨

県では、将来にわたって本県経済の持続的な発展を図るため、平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）までの 10 年間の中長期的な視点に立った産業振興の指針となる「香川県産業成長戦略」を国に先駆けて策定している。「力強く着実に成長していく経済社会」を目標に、「地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野」、「先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野」など 6 分野を成長のエンジンとなる分野に位置づけるとともに、「希少糖」や「オリーブ」をはじめとした 5 つの重点プロジェクトを推進するなど、戦略的に産業の振興を図ろうとするための戦略となっている。

また、本戦略の策定から 5 年目を迎えた平成 29 年度には、人口減少・少子高齢化による市場規模の縮小や人材不足の深刻化、新興国経済の減速等の新たな課題に的確に対処すべく、これまでの進捗状況を踏まえて本戦略の見直しを行い、平成 30 年 3 月に改訂を行っている。そこでは、横断的戦略の 1 つに「産業の創出と維持・発展を図る」ことを掲げ、すべての産業での活用が期待されている IoT、AI 等の活用支援に新たに取り組むこととし、更には人口減少や少子高齢化が加速的に進む中、本県経済を活性化し、雇用を確保するため、事業承継の促進、働き方改革・女性活躍の推進、外国人人材の活用、戦略的企業誘致の推進など、各種施策を展開することとしている。

2.2.2 香川県産業成長戦略の概要

目指すべき経済社会

経済環境の変化に強い産業構造を生かしながら、新たな経済成長の原動力を創出し、「力強く着実に成長していく経済社会」を目指す。

戦略方針

1. 人口減少・少子高齢社会がもたらす社会構造の変化などのマイナスの影響を最小化し、プラスに変えていく。
2. 本県の産業や地域の強みを最大限生かすとともに、産学官や異業種などの多様な連携の促進を図る。
3. アジアを中心とした海外の活力を積極的に取り込む。

分野別戦略

前述の目指すべき経済社会、戦略方針等を踏まえて、「地域の強みを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業を育成し、集積を図る。」ことを目標に、成長エンジンとなる分野を特定し、これに関連した重点プロジェクトを定めている。

(1) 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野

< 主な施策展開 >

- 希少糖(*1)クラスターの形成

希少糖の研究体制の強化、研究開発の促進等によって世界的に求心力のある希少糖の「知の拠点」を形成する。また、「知の拠点」の求心力を活用し、希少糖の生産企業や、希少糖を活用した新商品開発を行う企業の育成や誘致を推進し、産学官一体となって「希少糖クラスター」を形成する。更に、「希少糖といえば香川、香川といえば希少糖」として、世界に通じる「香川の希少糖」ブランド確立のため、国内外に向け産学官が連携して総合的・効果的に情報発信する。

重点プロジェクト(1):「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクト

香川で生まれた世界に誇れる財産である希少糖について、これまで進めてきた産学官連携による成果を生かして研究開発から生産、販売に至るまで総合的に推進することにより、「希少糖クラスター」を形成するとともに、世界に通じる「香川の希少糖」ブランドを確立し、本県における希少糖産業を「希少糖といえば香川、香川といえば希少糖」と呼ばれる一大産業へ成長させる。

< 重点プロジェクト目標(10年後) >

- 世界的に求心力のある希少糖の「知の拠点(=研究開発拠点)」の形成
- 産学官一体となった「希少糖産業」の創出
- 世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立

- オリーブブランド力の強化

オリーブの品質向上に関する研究開発を推進するとともに生産力を強化する。また、オリーブオイルやオリーブを活用した食品・化粧品、オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブ豚及びオリーブハマチ(*2)等の新商品開発や既存商品の品質向上等の支援、一体的な情報発信によるブランドイメージの向上を図る。

重点プロジェクト(2):オリーブ産業強化プロジェクト

オリーブの生産振興、多角的な新商品開発や商品の品質向上、ブランド力の強化を総合的に推進し、全国トップにあるオリーブ産業の地位を確たるものとする。

<重点プロジェクト目標(10年後)>

- 全国トップの生産量を持続できる生産体制の確立
- 品質、品目数とも全国をリードする香川発のオリーブ商品群の創出
- 小豆島を中心としたオリーブブランドの確立

*1:希少糖とは…希少糖とは、自然界に微量にしか存在しない単糖(糖の最小単位)のことであり、50種類以上ある。香川大学の何森特任教授が世界で初めて大量生産技術を確立したことで研究が進み、抗肥満作用や抗がん作用、血糖の上昇を抑える効果等の健康面での機能の他、食品開発や植物分野での様々な機能が明らかになっており、幅広い分野での実用化が期待されている。

*2:オリーブ牛…長い伝統を持つ「讃岐牛」にオリーブ採油後の果実(オリーブ飼料)を混ぜた飼料で飼育。全国にも認められた品質を誇るプレミアムな黒毛和牛。

オリーブ夢豚・豚…オリーブ飼料を「讃岐夢豚」に与えたのが「オリーブ夢豚」、同じ飼料を県産豚にも与えたのが「オリーブ豚」。今までの豚肉とは違う独特の美味しさを楽しめる。

オリーブハマチ…県魚のハマチにオリーブ葉の粉末を混ぜたエサを与えて養殖。限られた時期(9月中旬～1月中旬)にしか楽しめないオリジナルブランドのハマチ。オリーブ葉の効果により、酸化・変色しにくく、適度な歯ごたえが楽しめる。

(出典:香川県ホームページ)

(2) 健康関連分野

<主な施策展開>

- K-MIX(*1)事業の新たな展開と県内医療・福祉関連 ICT 産業の育成

従来の機能に加え、県民の疾病予防や医療・介護連携などの幅広い視点に立った新たな機能を拡充する。併せて、これまで培われてきた遠隔医療に関する運営ノウハウ等も含め、K-MIX 事業の海外への展開を推進し、官民あげて K-MIX ブランドを確立する。

重点プロジェクト(3):K-MIX関連産業育成プロジェクト

産学官連携の下、全国に先駆けて取り組んだ全国初の全県的な医療情報ネットワークである「かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)」をフル活用し、他に例を見ない「K-MIX」ブランドの確立と、K-MIXの取組みを生かした県内医療・福祉関連分野でのICT産業の振興を図る。

<重点プロジェクト目標(10年後)>

- K-MIXの一層の機能拡充を図り、官民あがて、世界に通じる「K-MIX」ブランドを確立
- K-MIXの取組みを生かした県内医療・福祉関連ICT企業の育成を図り、「医療・福祉ICT立県」を推進

*1:K-MIXとは…香川県では、全国に先駆けて医療の中にITを活用する仕組みづくりに取り組んでいる。香川県医師会が運営するK-MIX(かがわ遠隔医療ネットワーク 2003年運用開始)は遠隔読影や地域連携クリティカルパスの機能、香川県が運営するK-MIX+(かがわ医療情報ネットワーク 2014年運用開始)は診療情報連携の機能を提供しており、どちらのシステムも患者さんからは見えませんが、香川県の医療を支える存在になっています。そして2021年から、K-MIXとK-MIX+は、香川県と香川県医師会が共同で発足させたかがわ医療情報ネットワーク協議会の運営のもと、K-MIX R(かがわ医療情報ネットワーク)としてさらなる進化を目指します。
(出典:かがわ医療情報ネットワーク)

(3) 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野

<主な施策展開>

- CNF(セルロースナノファイバー)等高機能素材関連産業の育成
国や近県、関係機関などと連携し、CNF(セルロースナノファイバー)などを活用した製品化・事業化を支援し、高機能素材関連産業を育成する。
- IoT・ロボット技術活用による競争力強化
産学官で構成する「ロボット技術分科会」での活動等を通じて技術の橋渡しを行うとともに、IoTやロボット技術を活用した生産工程の効率化により、県内企業の競争力強化を支援する。
- 次世代3D積層造形技術関連産業の育成
複雑形状、少量多品目の製造に対応できる革新的なものづくり技術であるセラミックスや金属の3D積層造形技術を構築し、県内企業へ技術の橋渡しを行い、関連産業を育成する。

重点プロジェクト(4):ものづくり「温故知新」プロジェクト

個々の県内企業に蓄積されたものづくり基盤技術や特徴ある技術など強みとなるコア技術をさらに磨き(温故)、産学官連携や異業種連携などの多様な連携の下、大学等に蓄積された先端技術の移転、最新技術や市場の動向に関する的確な情報提供などの戦略的なマッチングにより(知新)、「他ではつくれないものをいち早く生み出す競争」に打ち勝つ企業を育成するとともに、成長分野への進出を支援する。

<重点プロジェクト目標(10年後)>

- 成長分野で活躍する県内企業の増加
- 自社ブランド製品を持つ県内企業の増加
- 地域経済の成長の原動力となる県内企業の育成

(4) エネルギー・環境関連分野

<主な施策展開>

- 再生可能エネルギー等関連産業の育成

(5) 高品質な農産物づくり分野

<主な施策展開>

- 成長化品目の生産拡大の加速化と担い手を中心とした産地構造の構築
- 全国をリードし続けるオリーブの振興
- 新たな6次産業化ビジネスの展開

農林漁業者と加工・販売業者が対等の立場で事業展開する合弁会社に資本を供給する農林漁業成長産業化ファンドを活用し、新たなビジネス展開を支援するとともに、地域の食品会社や関係機関と連携した地域ぐるみの6次産業化を促進する。

(6) 観光関連分野

<主な施策展開>

- アート・文化資源の活用
県内に集積しているアート・文化資源を活用し、国内外からのアートファンの誘致を推進する。
- 瀬戸内海の活用
「世界の宝石」と称される瀬戸内海の観光資源としての魅力を掘り起こし、その魅力を国内外に発信してブランド化するとともに、「瀬戸内海観光の拠点・香川」への誘客を推進する。
- 老舗観光地の活性化

老舗観光地に新しい魅力を付加し、何度来ても飽きさせない、競争力のある観光地づくりを推進する。

- **インバウンド対策**

定期航空路線のある東アジアを中心とする各国をターゲットに、対象国の観光ニーズを的確に把握し、本県の魅力を積極的に売り込むとともに、本県の知名度向上のための効果的な広報・宣伝活動を実施するなど、戦略的な誘客活動を行う。さらに、欧米豪等に対しても、四国ツーリズム創造機構や、せとうち観光推進機構等と連携し、近隣県の魅力ある観光資源を組み合わせた訴求力のある観光周遊ルートのPRなどに取り組む。また、観光施設等における多言語表記やインターネット環境の拡充、観光案内所での外国人対応の充実など、外国人観光客の受入環境を向上する。

重点プロジェクト(5):世界に発信「アートの香川」プロジェクト

本県において「アート県」ブランドを確立するため、アート・文化資源の充実と、積極的な情報発信による「アート県」としての地域イメージの定着化、そして、具体的な誘客に繋げるためのターゲットを絞った誘客活動を行い、観光産業の活性化を図る。

これには瀬戸内国際芸術祭の開催によるアート資源の充実等の施策が含まれる。

<重点プロジェクト目標(10年後)>

- アート・文化資源の集積・充実による「アート県」の創造
- 「アート県」としての地域イメージの定着化
- ターゲットを絞った誘客活動による観光産業の活性化

横断的戦略

(1) 産業の創出と維持・発展を図る。

<主な施策展開>

- IoT・AI等の活用支援
- 創業・第二創業の創出促進
- ベンチャー企業の創出促進
- 事業承継の促進

(2) 独自の強みを持つ企業の競争力(稼ぐ力)を強化する。

<主な施策展開>

- 県内企業の研究開発力の強化支援

(3) 企業の海外展開を促進する。

<主な施策展開>

- 新たに海外展開に取り組む県内企業の支援
- 直行便が就航する国・地域等への事業展開の支援
- 海外展開を担う人材の育成
- 県産品の海外販路開拓の推進

(4) 産業の成長を支える人材を育成・確保する。

<主な施策展開>

- 産業人材・中核人材の育成
- 県内企業の人材確保の支援
- 働き方改革・女性活躍の推進
- 外国人人材の活用

(5) 企業立地や企業活動を支えるための産業基盤の強化を図る。

<主な施策展開>

- 戦略的企業誘致の推進

戦略の成果目標と進捗状況

本戦略の成果目標とその進捗状況は以下の通りである。なお、進捗状況は県が公表している「【産業成長戦略】成果目標の進捗状況」(令和4年2月)に基づいている。

いずれも目標を下回っている。特に人口の社会増減及び海外展開企業数は目標を大きく下回っており、新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きいと考えられる。新型コロナウイルス感染拡大の影響等、難しい環境下ではあるが、実効性ある施策の展開を行うことで是非ともこれらの数値を目標に近づけて頂きたい。

◇今後 10 年間で人口の社会増減をプラスに回復させる

(現状:平成 15 年～平成 24 年(年平均)の社会増減 ▲890 人)

○進捗状況

年度	人口社会増減	出典
平成 25 年	▲999 人	香川県人口移動調査(平成 25 年分)
平成 26 年	▲725 人	香川県人口移動調査(平成 26 年分)
平成 27 年	481 人	香川県人口移動調査(平成 27 年分)
平成 28 年	▲6 人	香川県人口移動調査(平成 28 年分)
平成 29 年	▲76 人	香川県人口移動調査(平成 29 年分)
平成 30 年	▲655 人	香川県人口移動調査(平成 30 年分)
令和 元年	▲539 人	香川県人口移動調査(令和 元 年分)
令和 2 年	▲1,382 人	香川県人口移動調査(令和 2 年分)
令和 3 年	▲2,969 人	香川県人口移動調査(令和 3 年分)

◇今後 10 年間の平均名目経済成長率を全国平均より高い水準にする

(現状:平成 12 年度～平成 21 年度(年平均) 県▲0.5%、全国▲0.6%)

○進捗状況

年度	県	全国
平成 22 年度	▲1.9%	1.1%
平成 23 年度	3.9%	0.9%
平成 24 年度	▲0.6%	▲0.5%
平成 25 年度	▲1.9%	1.9%
平成 26 年度	0.4%	1.1%
平成 27 年度	1.9%	3.2%
平成 28 年度	1.6%	0.7%
平成 29 年度	1.2%	2.0%
平成 30 年度	0.4%	1.0%

(出典:「県民経済計算(内閣府)」より)

※各年度の数値は、最新のデータにより遡って更新されることがある。

◇今後 10 年間で付加価値率(製造業)を全国平均より高い水準にする

(現状:平成 23 年 県 27.8%、全国 32.1%)

○進捗状況

年度	県	全国	出典
平成 24 年	26.6%	30.6%	「香川県の工業(平成 24 年工業統計調査結果)(確報)」
平成 25 年	32.5%	30.9%	「香川県の工業(平成 25 年工業統計調査結果)(確報)」
平成 26 年	30.9%	30.2%	「香川県の工業(平成 26 年工業統計調査結果)(確報)」

平成 27 年	30.5%	31.3%	「香川県の工業(平成 28 年経済センサス-活動調査結果の製造業の集計結果)(確報)」
平成 28 年	30.0%	32.2%	「香川県の工業(平成 29 年工業統計調査結果)(確報)」
平成 29 年	31.5%	32.4%	「香川県の工業(平成 30 年工業統計調査結果)(確報)」
平成 30 年	29.2%	31.4%	「香川県の工業(令和 元 年工業統計調査結果)(確報)」
令和 元年	30.9%	31.1%	「香川県の工業(令和 2 年工業統計調査結果)(確報)」

◇海外展開企業数(貿易取引・海外進出・海外提携企業数の延べ数)を平成 28 年から6%増加させる

(現状:平成 28 年 427 社 → 平成 34 年 453 社)

○進捗状況

平成 28 年 427 社 → 令和2年 404 社 (23 社減、5.3%減)

(出典:R2 ジェトロ香川調査結果)

2.3 その他の産業振興に関連した計画等

他にも、産業振興施策に関連した計画がある。例えば以下のような計画であり、これらは前述の計画等と一定の整合を保ちつつ、各分野においてそれぞれの目的をもって策定されている。

- 「第 2 期かがわ創生総合戦略」

人口減少問題の克服と地域活力の向上を実現していくため、本県の実情に応じた今後 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示したもので、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間となっている。

人口の社会増減をプラスに転換し、自然減を抑制する「戦略Ⅰ 人口減少に挑む」と、当面の人口減少に対応した社会を構築する「戦略Ⅱ 人口減少に適応し、前進する」の2つの戦略を同時に推進し、「香川への人の流れを創る」、「誰もが安心して暮らし、活躍できる香川を創る」、「活力ある香川であり続けるための元気を創る」、「人口減少に備えた持続可能な都市と地域を創る」の4つの基本目標を掲げて、各種施策に積極的に取り組むこととしている。

- 「かがわデジタル化推進戦略」

デジタル技術の利活用が、県民が安心して豊かさを実感しながら生活することができる社会の構築につながるよう、デジタル化を戦略的に推進・取り組むために、県政各分

野の施策を推進するための手段としてのデジタル化の方向性や進め方などを示したものの。令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間となっている。

本戦略は、「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)第9条に基づき、国の「官民データ活用推進基本計画」を踏まえ作成する「都道府県官民データ活用推進計画」として、行政手続の電子化等を推進することで、県民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図るとともに、AI、IoT等の最先端のICTや官民データを効率的かつ効果的に利活用して、本県の様々な地域課題の解決につなげることにより、県民が真に豊かさを実感できる官民データ利活用社会を実現することを目的としている。

あわせて、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえ、国との適切な役割分担のもと、本県の特徴を生かし、生活・産業・行政のあらゆる分野におけるデジタル化に関する自主的な施策を策定及び実施することにより、「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画に掲げる「せとうち田園都市の確かな創造」に資するデジタル社会を形成することを目的とするものである。

3 香川県における産業振興施策関連事業と監査対象

3.1 令和3年度における産業振興関連事業と監査対象

前述の産業振興施策の概要（産業振興施策に関する県の計画・戦略等）を踏まえ、監査対象を以下の通り選定した。

3.1.1 産業振興に関する県の重点施策を反映・展開した事業

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」では、前述の通り重点施策として「戦略的な産業振興を図る」という施策が掲げられている（「2.1.3 重点施策 9「戦略的な産業振興を図る」について」参照）。令和3年度予算においてもこの重点施策を反映した事業が展開されており、その主な内容は以下の通りである。この中から、金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象を選定した。

（表中の「監査対象」の列の数字は後述「4. 監査の結果及び意見」での検討箇所を示している。）

（単位：千円）

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
1	情報通信関連産業育成・誘致事業	1-1	情報通信関連人材育成事業	48,971	43,767	4.1	政策部 デジタル戦略課 商工労働部 産業政策課
		1-2	情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業	32,085	27,986	4.2	政策部 デジタル戦略課
		1-3	企業誘致助成制度に基づく誘致	※予算はNo.12で計上			商工労働部 企業立地推進課
2	かがわ Society5.0(超スマート社会)推進事業	2-1	かがわ AI ゼミナール開催事業	11,871	11,046	4.3	商工労働部 産業政策課
		2-2	かがわ AI+活用支援事業	1,824	779		
		2-3	AI等先端技術活用型研究開発支援事業	90,337	71,286	4.4	
		2-4	スマートファクトリー活用等事業	6,843	6,055		
		2-5	デジタル化推進支援事業	5,000	4,684		
3	起業等スタートアップ支援事業	3-1	起業等スタートアップ支援事業	39,450	22,114	4.5	商工労働部 産業政策課
4	事業承継支援事業	4-1	事業承継支援事業	3,310	1,348		商工労働部 経営支援課
5	中小企業BCP策定運用促進事業	5-1	中小企業BCP策定運用促進事業	6,875	3,329		商工労働部 経営支援課

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
6	次世代ものづくり産業育成事業	6-1	スマートファクトリー活用等事業(2-4 再掲)	6,843	6,055		商工労働部 産業政策課
		6-2	海洋プラスチックごみ対策等環境負荷低減製品開発支援事業	8,539	6,831		
		6-3	次世代3D 積層造形技術関連産業育成事業	6,005	5,309		
		6-4	戦略的食品産業強化事業	16,252	14,297	4.6	
7	スマートエネルギー普及促進事業	7-1	スマートエネルギー普及促進事業	8,000	1,980		商工労働部 産業政策課
8	中小企業振興資金融資事業	8-1	中小企業振興資金貸付金	39,220,000	38,223,507	4.7	商工労働部 経営支援課
		8-2	中小企業振興資金保証料補給金	80,000	55,706	4.8	
9	県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業	9-1	県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業	99,100	52,793	4.9	商工労働部 経営支援課
10	アジアビジネス展開促進事業	10-1	アジアビジネス展開支援事業	5,510	3,300		商工労働部 産業政策課
		10-2	台湾販路開拓支援事業	3,600	1,796		
		10-3	上海ビジネス展開支援事業	4,849	2,274		
11	海外ビジネスチャンス活用支援事業	11-1	海外ビジネスチャンス活用支援事業	2,447	1,105		商工労働部 産業政策課
12	香川県企業誘致条例に基づく助成金	12-1	香川県企業誘致条例に基づく助成金	3,345,074	2,882,491	4.10	商工労働部 企業立地推進課 交流推進部 交流推進課 (一部含む)
13	企業立地用地整備等支援事業	13-1	企業立地用地整備等支援事業	4,000	1,000		商工労働部 企業立地推進課
14	地方創生テレワークによる移住促進事業	14-1	地方創生テレワークによる移住促進事業	23,100	4,716	4.11	政策部 地域活力推進課
15	テレワーク拡大による県内転入支援事業	15-1	テレワーク拡大による県内転入支援事業	10,049	-	4.12	商工労働部 労働政策課
16	サテライトオフィス拠点整備事業	16-1	サテライトオフィス拠点整備事業	10,000	1,623	4.13	商工労働部 企業立地推進課
17	希少糖関連プロジェクト事業	17-1	希少糖拠点機能強化事業	7,124	6,624		商工労働部 産業政策課
		17-2	希少糖研究開発加速化支援事業	10,000	10,000	4.14	
		17-3	糖質バイオ商品開発支援事業	16,082	12,029	4.14	
		17-4	ネットワーク等形成事業等	1,983	781		
		17-5	香川の希少糖ブランド化推進事業	7,899	7,451		

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
18	オリーブ関連プロジェクト事業	18-1	オリーブ生産拡大加速化事業	32,140	15,578	4.15	農政水産部 農業生産流通課
		18-2	大規模経営技術開発事業	1,100	1,000		農政水産部 農業生産流通課
		18-3	オリーブ新品種開発・普及促進事業	4,431	4,266		農政水産部 農業生産流通課
		18-4	情報活用農業推進事業(オリーブ関係)	2,925	2,841		農政水産部 農業生産流通課
		18-5	オリーブオイル品質向上対策事業	6,589	3,204		農政水産部 農業生産流通課
		18-6	オリーブ商品高品質化支援事業	5,877	4,436		商工労働部 産業政策課
		18-7	県産オリーブトップブランド確立事業	8,107	7,632		農政水産部 農業生産流通課
		18-8	オリーブの高品質・安定生産のための新技術開発事業	474	474		農政水産部 農業経営課
		18-9	かがわオリーブ畜産プロジェクト	34,950	33,519	4.16	農政水産部 畜産課
		18-10	オリーブハマチ飼料増産対策事業	15,540	5,802	4.17	農政水産部 水産課
		18-11	オリーブ活用水産物開発事業	1,600	1,508		農政水産部 水産課
		18-12	香川県産オリーブ関連商品認証事業	1,640	1,455		交流推進部 県産品振興課
19	伝統的ものづくり産業・工芸品等支援事業	19-1	伝統的ものづくり産業発展支援事業	12,213	9,939	4.18	商工労働部 経営支援課
		19-2	伝統的工芸品等販路拡大事業	13,436	11,926	4.19	交流推進部 県産品振興課
合計				43,284,044	41,597,642		

3.1.2 新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち産業振興施策に関連する事業

県の令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策事業費は54,937百万円あり、このうち産業振興施策に関連するものが以下の通りあった。この中から、金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象を選定した。

(表中の「監査対象」の列の数字は後述「4. 監査の結果及び意見」での検討箇所を示している。)

事業名	決算額 (百万円)	事業名	決算額 (千円)	監査 対象	担当 所属
香川県営業時間短縮協力金支援事業	15,569	営業時間短縮協力金支給事業	1,924,578	4.20	商工労働部 産業政策課
		香川県営業時間短縮協力金(第2次)	1,634,269		
		香川県営業時間短縮協力金(第3次)	2,535,136		
		香川県営業時間短縮協力金(第4次)	1,490,347		
		香川県営業時間短縮協力金(第5次)	978,443		
		香川県営業時間短縮協力金(第6次)	2,058,445		
		香川県営業時間短縮協力金(第7次)	916,666		
		香川県営業時間短縮協力金(第8次)	2,463,539		
		香川県営業時間短縮協力金(第9次)	1,204,915		
		香川県営業時間短縮協力金(第10次)	76,612		
		香川県営業時間短縮協力金(第11次)	71,264		
				香川県大規模施設等営業時間短縮協力金	214,462
飲食店感染防止対策認証制度推進事業	612	飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業	372,603		政策部政策課
		飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業(9月補正)	239,271		健康福祉部 生活衛生課
香川県営業継続応援金等	2,192	香川県営業継続応援事業(第2次)	513,083	4.21	商工労働部 産業政策課
		香川県営業継続応援事業(第3次)	655,257		
		飲食事業者等事業継続応援事業	1,023,631		
新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業	2,102	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業	1,973,255	4.22	商工労働部 経営支援課
		危機関連融資保証料補給事業	106,612		
		中小企業振興資金保証料補給金	21,849		
香川県営業活動回復加速化支援事業	2,334	香川県営業活動回復加速化支援事業	2,333,865	4.21	商工労働部 産業政策課
県内宿泊等促進事業	1,113	県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	37,769	4.23	交流推進部 観光振興課
		県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	22,612		
		県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	1,052,596		
公共交通等利用回復緊急支援事業	484	公共交通等利用回復緊急支援事業(まん延防止等重点措置緊急対応分)	199,760		交流推進部 交通政策課
		公共交通等利用回復緊急支援事業(令和3年度国予備費)	109,655		
		公共交通利用回復緊急支援事業(令和2年度国補正)	104,964		
		公共交通利用回復緊急支援事業	70,050		
合計	24,406				

4 監査の結果及び意見(個別論点)

4.1 情報通信関連人材育成事業

4.1.1 事業の概要

所管課																																	
政策部 デジタル戦略総室 デジタル戦略課																																	
事業概要																																	
<p>県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、若者が地方で働きたいと思える魅力的な産業の振興を図るため、情報通信関連の育成・誘致に取り組む。</p> <p>情報通信関連分野の人材育成事業として、東京や大阪などの都市部でなければ受講の機会が得られにくい、アプリ開発に関する実践的な講座や、デジタルトランスフォーメーションや AI、IoT、5G などの先端技術を迅速に情報収集するための技術セミナー、起業や第二創業等に関する実践講座等を実施し、ビジネス化につながる人材の育成に取り組む。具体的には本事業において主に以下の取り組みを実施する。</p> <p>なお、「かがわ AI ゼミナール開催事業」も本事業(情報通信関連人材育成事業)を構成する1つであるが、これについては後述「4.3 かがわ AI ゼミナール開催事業」において別項目にして記載しているため、以下では概要の説明を省略する。</p> <p>(1)かがわコーディングブートキャンプ開催事業</p> <p>Web アプリ等の開発について、600 時間の講座プログラムにより、未経験から1人でサービスを作る技術力を有するプロのエンジニアを目指すために必要となるプログラミングスキルを短期集中的に習得するための講座の開催。</p> <ul style="list-style-type: none">● 受講料 30 万円/人● 参加者概要 <p><年代別></p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"><thead><tr><th>年代</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>10代</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>20代</td><td>13</td><td>8</td></tr><tr><td>30代</td><td>10</td><td>4</td></tr><tr><td>40代</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>50代</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>60代</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>不明</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>30</td><td>24</td></tr><tr><td>うち、修了者</td><td>-</td><td>18</td></tr><tr><td>うち、アプリ開発応用終了</td><td>-</td><td>3</td></tr></tbody></table>	年代	令和2年度	令和3年度	10代	1	0	20代	13	8	30代	10	4	40代	3	7	50代	2	4	60代	0	1	不明	1	0	合計	30	24	うち、修了者	-	18	うち、アプリ開発応用終了	-	3
年代	令和2年度	令和3年度																															
10代	1	0																															
20代	13	8																															
30代	10	4																															
40代	3	7																															
50代	2	4																															
60代	0	1																															
不明	1	0																															
合計	30	24																															
うち、修了者	-	18																															
うち、アプリ開発応用終了	-	3																															

うち、途中離脱	-	2
うち、補講者	-	1
募集人数	30	30

<職業等別>

(単位:人)

職業等	令和2年度	令和3年度
学生	3	2
会社員	16	13
起業(予定を含む)	1	5
求職中	0	3
その他	10	1
合計	30	24

注:令和2年度は「その他」に「求職中」が含まれている。

(2)かがわ IoT 実践ゼミナール開催事業

工場の生産ライン管理、設備の故障予測、効率化などに IoT 技術導入を考えており、実際にシステム構築にチャレンジしたい者、新規ビジネスを検討しているなど、IoT 技術習得に積極的な者を対象に、座学だけで終わらず、ハンズオンや現場での技術実習、成果発表会も行い理論と実践を組み合わせた体系的で一貫性のあるカリキュラムにより、データ収集から利活用・分析の手法の知見を得て、受講者のデジタル活用戦略の立案までを支援する講座を開催。

- 受講料
5 万円/人

● 参加者概要

参加企業数	7 社
参加人数	12 人
募集人数	30 人

なお、情報通信関連産業の育成・誘致事業の一部として、企業に在籍し、社内での業務改革、第二創業などを担当する者や、デジタル活用の一つとして IoT を利活用して新たな事業創造を模索する者を対象として新たに取り組んだものであったが、受講状況や実績等を検討した結果、令和3年度の開催をもって事業は廃止されている。

(3)かがわアントレプレナーシップ養成講座開催事業

起業家や第二創業を目指す経営者、新規事業への展開を目指す中小企業、起業に関心のある学生等を対象に、ビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶことができる講座を開催。

- 受講料 無料
- 参加者概要

<年代別>

(単位:人)

年代	令和3年度
10代	3
20代	5
30代	5
40代	7
50代	4
60代以上	1
合計	25
募集人数	30

<職業等別>

(単位:人)

職業等	令和3年度
学生	4
会社員・公務員	11
起業済み	1
起業準備中	3
フリーランス	2
その他	4
合計	25

(4)先端技術セミナー開催事業

「デジタル社会の実現に向けて～ブロックチェーン技術を事例として～」、「なぜ今、ITと英語なのか」、「これからの資金調達とFinTechの活用」等を含む9つのセミナー・ワークショップを実施。

事業実施の必要性

本県が実施した大学生等へのアンケート結果によると、県外進学者が香川県で暮らしたいと思わない理由として、「希望する企業や仕事がない」、実現すれば香川県に就職・生活するかもしれないものとして、「働きたいと思うような企業や仕事が増える」ことを挙げた方が最も多いなど、県外進学者の多くが県内では希望する企業や仕事に就くことが難しいと感じており、若者の大都市圏への流出に歯止めをかけ、県内定着を図るには、若者が地方で働きたいと思える、魅力的な産業の創出と働く場の確保が不可欠である。

こうした可能性がある産業分野として、どのような産業分野が適当か、各種の統計をもとに分析したところ、情報通信関連産業に係る全国のGDPの成長率は、過去10年間(平成18年から平成28年まで)で3.2%となっており、全産業の平均のGDPの成長率が1.7%であることと比較して、高い伸びを示している。また、産業別の給与水準を見ても、情報通信関連産業の給与水準は他の業種と比較してトップクラスの高水準となっており、各産業の就業者に占める34歳以下の若者の割合を比較すると、情報通信関連産業は34.6%と、全産業の平均が25.1%であることと比較して、相当高くなっており、若者にとって魅力的で、将来の成長が有望な産業分野であると考えられる。

一方、本県産業の状況を見ると、産業別のGDPのシェアを全国平均と比較した特化係数で情報通信関連産業は最も低くなっているなど、情報通信関連産業の振興は進んでいるとはいえない。これまで、情報通信関連産業が本県に振興していない理由としては、専門的なスキルを学ぶ場が都市部に集中している一方、本県では学ぶ機会が限られることから、本産業を担う人材が不足していること、人材不足に加え、情報通信関連産業の絶対数が少ないなど、情報通信関連産業の素地が整っていない本県において、新たに事業を生み出すことへの機運が不足しているとともに、アイデアを掘り起こしビジネスにつなげていく支援体制が不十分なことが考えられる。こうした状況から、既存産業の振興のための取組みだけでなく、情報通信関連産業など、若者が魅力を感じる産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出する必要がある。

県の各計画との関連

- 上位計画
「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画
第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 主たる計画
かがわデジタル化推進戦略
- 基本理念
安心・便利・豊か 人が主役のデジタル社会・かがわの形成
- 展開方向
デジタル人材の育成
デジタル人材の活動の場の創出
- 重点施策
地域や企業のデジタル化を支え、イノベーションを創出するデジタル人材を育成します。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- Setouchi-i-Base の拠点利用者数(累計)

(単位:人)

	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (目標)
積算	4,162	12,362	20,562	28,762	36,962	45,162
実績	4,162	14,049	-	-	-	-

Setouchi-i-Base の拠点利用者数については、新しいアイデアや価値をたゆまなく生み出すための多様な人材の交流の場の提供と、利用者それぞれが目指すイノベーションの創出に向けた相談対応や技術支援、伴走支援等に取り組むことで、今後5年間で令和2年度末実績

4,162 人から 41,000 人増加させ 45,162 人を目指す。(詳細は「4.2 情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業」参照。)

- Setouchi-i-Base における拠点活動を通じた起業・就職数 (累計)

(単位:人)

	R2 年度 (実績)	R3 年度 (実績)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (目標)
積算	5	35	65	95	125	155
実績	5	45	-	-	-	-
実績の内訳						
起業	4	8	-	-	-	-
就職	1	15	-	-	-	-
フリーランス	0	17	-	-	-	-
合計	5	45	-	-	-	-

拠点活動を通じた起業・就職数については、人材育成講座の受講者や拠点利用者が、Setouchi-i-Base における拠点活動を通じて得た知識やスキルを活かし、起業、第二創業、就職(新規・転職)したものであり、今後 5 年間で令和 2 年度末実績 5 人から 150 人増加させ 155 人を目指す。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 「アプリ開発等人材養成講座」開催事業委託業務選定委員会設置要領
- 「かがわ IoT 実践ゼミナール」開催事業委託業務選定委員会設置要領
- 「かがわアントレプレナーシップ養成講座」開催事業委託業務選定委員会設置要領

4.1.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	33,700	37,100
補正予算額(増減)	-	△10,775	△4,365
計:現年予算額	-	22,945	32,735
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	22,945	32,735
決算額	-	22,426	32,721
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	519	14

(注)1. 令和 2 年度から開始した事業であるため、令和元年度の予算計上はない。

2. 情報通信関連人材育成事業に関する事業のうち、「かがわ AI ゼミナール開催事業」(後述「4.3 かがわ AI ゼミナール開催事業」参照。)に係る予算額及び決算額は上記に含まれない。

4.1.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	19,884	かがわコーディングブートキャンプ開催事業
委託料	8,612	かがわIoT実践ゼミナール開催事業等
委託料	3,850	アントレプレナーシップ養成事業等
委託料	332	先端技術セミナー開催事業等
その他	43	
合計	32,721	

4.1.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	16,339	地方創生推進交付金
諸収入	7,800	受講者の受講料
一般財源	8,582	
合計	32,721	

(注) 定員未達により諸収入の減については一般財源で補填している。

4.1.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の業務委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① かがわコーディングブートキャンプ開催事業

契約日	R3.4.28
契約方法	公募プロポーザル方式に基づく随意契約
契約期間	R3.4.28～R3.12.23
当初契約額	19,998 千円(税込)
変更契約後の執行額	19,884 千円(税込)
事業完了日	R3.12.6
支払日	R3.12.28
参加者数	2 者
受託事業者名	(株)div

	プログラミング学習	アプリ開発応用	最終課題制作
学習時間目安(注)	150 時間	225 時間	225 時間
受講対象者レベル	Web アプリケーション開発の知識を有していないレベル	Web アプリケーション開発に必要な基礎的な知識を習得したレベル	Web アプリケーション開発に必須な応用技術や知識を習得したレベル
目的	プログラミングの基礎を集中的に学習することで、Web アプリケーション作成に必要な知識を理解する。	Java script 等、アプリ開発に必要な応用技術を学習することで、Web アプリケーションを作成するための知識を理解する。	受講者でチームを結成し、Web アプリケーション開発を実践学習する。

期間	R3.7.18～R3.8.6	R3.8.7～R3.10.2	R3.10.3～R3.11.6
講座概要	<ul style="list-style-type: none"> HTML/CSSを用いた基礎的なWebサイト作成 プログラミング言語の基本的な使い方 プログラミングを行う際のPC操作方法 プログラミング言語を用いたWebアプリケーションの作り方 	<ul style="list-style-type: none"> Webページに動きをつけるための技術 エラーやバグを起こさないようにアプリケーションを作るための技術 作成したWebアプリケーションを公開するための技術 Webアプリケーションの企画から作成までの一連の技術 	<ul style="list-style-type: none"> チーム開発/アジャイル開発の実践
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> HTML/CSS Ruby Webアプリケーション開発概論 Sinatra Ruby on Rails 基礎 	<ul style="list-style-type: none"> JavaScript/jQuery、JavaScriptによる非同期通信 Git/Github データベースとSQL Sass/Haml API AWS/S3の利用について Unicorn/Nginx 写真投稿アプリ開発 チャットアプリ開発 オリジナルアプリ開発 	<ul style="list-style-type: none"> アジャイル手法によるチーム開発 要件定義 テーブル設計 フリマアプリ開発 AWSを利用したデプロイ 最終課題発表
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 専属トレーナー3名を現地に派遣 情報通信交流館の開館日に合わせ、日常時配置(最低1名常駐) 1日の対応時間は平日10:00～21:30、平日以外10:00～18:00(原則月曜日を除く) 現地トレーナー以外のオンラインでの質問対応人員の配置 補講人員の配置(期間11月7日～12月6日) 		
専属トレーナーの業務	<ul style="list-style-type: none"> 技術的指導・学習計画・学習方法等に係る各種相談対応 モチベーション管理 キャリア形成等に係るサポート 講座内容に関する開講時間中の無制限の質問対応 その他各種相談対応 		

注：講義資料を活用し、自習スタイルで学習を行うため、学習時間は目安。

- 講座形式ではなく、Setouchi-i-Baseでの自習学習形式を原則とし、オンラインによる受講が可能。
- 受講者募集等は、別事業である「情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業」で実施している。

かがわコーディングブートキャンプ開催事業は、企画提案(プロポーザル)方式により選定された受託事業者である株式会社 div が自社事業で実施しているオンライン学習講座「テックキャンプ」(税抜価格 598,000 円/人)をベース(プログラミング学習、アプリ開発応用)としている。自習形式ではあるが、Setouchi-i-Baseで学習することを原則とすることで、そこでの受講者間の交流が可能となっており、また受託事業者が専属トレーナーを配置することで対面での質問・相談が可能な体

制を構築しており、これらによって受講者の学習効果の向上や学習意欲の維持を図ることが特徴となっている。

なお、本件業務委託料 19,884 千円は、募集人員 30 名を前提とした金額であるため 1 人あたり 662 千円(税込)と計算される。これは受託事業者が自社で実施するオンライン学習講座「テックキャンプ」の料金(598 千円/人(税抜)×1.1=658 千円(税込))と近似している。

また、「テックキャンプ」のカリキュラムには就職支援等が組み込まれており、厚生労働省の教育訓練給付制度の対象講座として最大 560 千円の給付金が支給されるが、「かがわコーディングブートキャンプ」はその対象とはなっていない。ただし、受講者は本来約 658 千円する講座とほぼ同内容の講義を一部県が負担する形で実質 300 千円で受講でき、かつ 16 週間(平日 10:00～21:30、平日以外 10:00～18:00(原則月曜日を除く))に亘り対面又はオンラインで専属トレーナーに質問・相談ができる(委託先による週次の実績報告を閲覧したところ、受託事業者が受講者各人に対してきめ細やかなフォローを行っていることも伺えた)。

これらの点から、Web アプリケーションの学習意欲のある県民にとっては非常に有益な事業であると感じられた。

4.1.6 監査の結果及び意見

4.1.6.1 デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習機会の提供について(意見事項1)

(発見事項)

かがわデジタル化推進戦略において、デジタル人材は、「情報や情報技術を適切に活用する能力と日々進化するデジタル技術に関する専門知識やスキルを兼ね備え、本県の様々な分野におけるデジタル化を推進し、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができる人材」と定義されている。すなわち、デジタル人材とは、デジタル化を推進できる人材の総称であり、エンジニア/プログラマー、データサイエンティストといった技術者だけでなく、デジタル技術を理解して、ビジネスの現場においてデジタル技術の導入を行う全体設計ができる人材であるプロダクトマネージャー・ビジネスデザイナー等も含まれ、これらの職種で必要とされる専門知識は様々であり、多岐に亘っている。

● デジタル事業に対応する人材

職種(人材名)	説明
プロダクトマネージャー	デジタル事業の実現を主導するリーダー格の人材

ビジネスデザイナー	デジタル事業(マーケティング含む)の企画・立案・推進等を担う人材
テックリード(エンジニアリングマネージャー、アーキテクト)	デジタル事業に関するシステムの設計から実装ができる人材
データサイエンティスト	事業・業務に精通したデータ解析・分析ができる人材
先端技術エンジニア	機械学習、ブロックチェーンなどの先進的なデジタル技術を担う人材
UI / UX デザイナー	デジタル事業に関するシステムのユーザー向けデザインを担当する人材
エンジニア/プログラマー	デジタル事業に関するシステムの実装やインフラ構築、保守・運用、セキュリティ等を担う人材

注: デジタル事業(EC や AI (人工知能) や IoT、ビッグデータをはじめとするデジタル技術を活用した事業)
(出典: DX 白書 2021 (独立行政法人情報処理推進機構))

本事業によるかがわコーディングブートキャンプは、このうちエンジニア/プログラマーを育成する事業に位置付けることができる。ただし、600 時間の自己学習を通じ当該講座を修了しても、一人前のエンジニア/プログラマーとなるにはそこから相当数の実務経験を積み重ねることが不可欠であることは県も認めているところである。下記のとおり、受講者の今後の希望キャリアとしても、大半が現職のスキルアップ、転職等となっており、必ずしも当該講座を受講した人材が全てエンジニア/プログラマーとなる訳ではない状況となっている。

- かがわコーディングブートキャンプ受講者の職業等及び講座終了後の希望キャリア

講座終了時の希望キャリア	人数(人)
転職	5
起業	3
現職のスキルアップ、転職	3
現職のスキルアップ、副業	2
現職のスキルアップ、新規事業	1
現職のスキルアップ	8
自身のスキルアップ	2
合計	24

職業等	令和2年度	令和3年度
学生	3	2
会社員	16	13
起業(予定を含む)	1	5
求職中	0	3
その他	10	1
合計	30	24

(問題点)

若者が魅力を感じる産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出するという目的のためには、様々な職種のデジタル人材の育成が重要であるにもかかわらず、特定分野の講座のみの開催では、様々な職種のデジタル人材の育成・支援が十分実施されない可能性があり問題である。

(意見事項 1) デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習機会の提供について

若者が魅力を感じる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出するという当事業の目的のためには、「エンジニア/プログラマー」だけでなく、「プロダクトマネージャー」や「ビジネスデザイナー」等をはじめとする様々な職種のデジタル人材の育成が重要となる。また、それぞれの分野におけるスキルの習熟度に応じた学習機会も必要となる。従って、「エンジニア/プログラマー」を養成する講座に限らず、より多様で様々な熟練度の人材に対応した講座を県として広範に提供していくことが、デジタル人材を志向する県民により多くの選択肢とより多くのキャリアアップのための手段を提供できることにつながるため望ましい。

4.1.6.2 実施講座の集約・掲示について(意見事項 2)

(発見事項)

情報通信関連人材育成事業は、若者が地方で働きたいと思える、魅力的な産業の創出と働く場を確保するという目標のため、デジタル人材の育成やビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶ講座を通じての起業者等の育成を行うものである。

一方で、産業政策課及び公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)でも、県内企業の総合的支援機関として、新産業の創出や経営改革への支援、産業技術の高度化や科学技術の振興、産学官の共同研究開発への支援などに取り組んでおり、「起業等スタートアップ支援事業」(「4.5 起業等スタートアップ支援事業」参照。)による助成金(間接補助金)の交付、「かがわ創業塾」の開催、高度産業人材育成事業(IT研修)等の事業を行っている。

いくつかの部署で関連する講座をそれぞれ実施しており、講座間の重複等がおきていないか、という点について

それぞれの部署において各事業として実施している人材育成のための講座等について、県としては、講座(研修)内容はそれぞれ例えば以下の通りであり、対象者や時間、到達目標等が異なっていて重複するものではないとの認識を有している。

- デジタル戦略課が行うデジタル人材育成に係る講座・セミナー等は、主として学生、起業家、フリーランス、スキルアップ・転職・就職等を目的とする個人を対象としている。
- 財団が行う高度産業人材育成事業(IT研修)は、県内企業の情報システム開発・情報システム運用・製品開発に関する担当者を対象としている。

- デジタル戦略課が行う「かがわアントレプレナーシップ養成講座」は、ビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶ講座であり、出口としてビジネスプランコンテストにおけるピッチ手法を学習すること等を目的としている。
- 財団が行う「かがわ創業塾」は、先輩創業者との交流の後、財務や労務などの創業に必要な基礎知識やノウハウを、講義を通じて体系的に習得しながら、創業計画書を実際に作成していくカリキュラムとなっている。

これらの講座について、各部署で連携して対応ができているか、という点について

また、これらの講座についての各部署等での連携については、以下の通り一定の連携が図られている旨、説明を受けている。

- 商工労働部とデジタル戦略総室で事業構想段階から綿密に連携し、県として一貫した支援ができるよう努めている。
- 「拠点運営事業」において配置している Setouchi-i-Base(*1)のコーディネーターが創業塾に出向き PR をするなど、現場における職員間でも緊密な連携を行っている。

*1: Setouchi-i-Base とは:

「人が集い、学び、交わり、共創する、オープンイノベーション拠点」として県が創設した施設。コワーキングスペースが提供されており、創業支援等の相談も可能で、情報通信関連分野の人材育成やこうした人材の活動・交流の場としても機能している施設である。

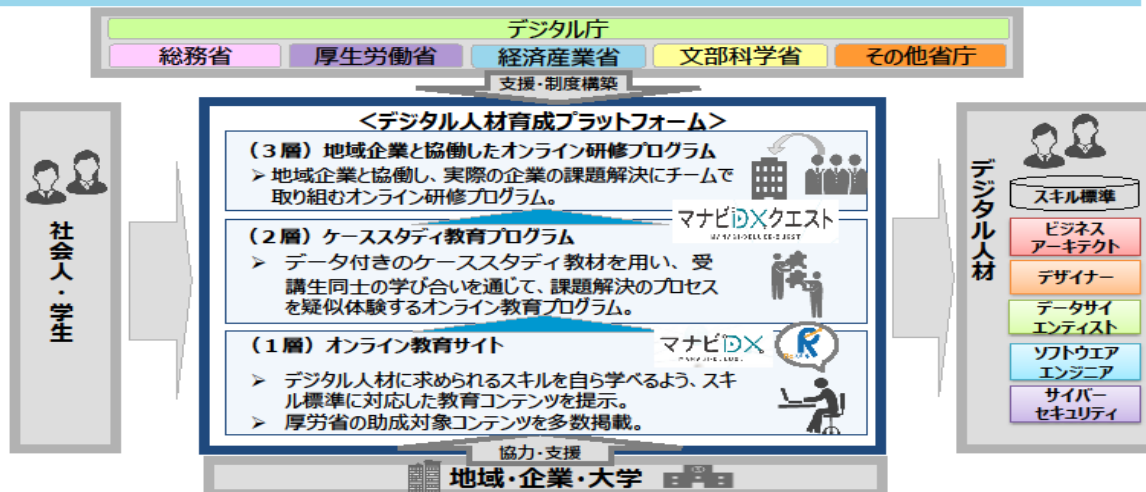
(「4.2 情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業」参照。)

県のこうした説明にも一定の合理性が認められる。ただし、一方でこれらの講座の最終的な目的は人材育成や創業支援等であって共通している部分も多く、共通する部分が多いとユーザーから見ると違いが分かり難くなるという面も少なからずあると考えられる。また、これらの講座では定員未達の状況となっているものも多くあり、県、Setouchi-i-Base 及び財団のホームページ等でそれぞれの関連する事業の紹介を行う等、さらなる連携によるより一層効果的なアナウンスの余地もあると感じられる。

また経済産業省では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や、デジタル田園都市国家構想実現会議において、デジタルスキルに関する様々な学習機会を提供するための「デジタル人材育成プラットフォーム」を構築し、教育コンテンツを集約・提示等する「マナビ DX」(ポータルサイト)を 2022 年 3 月 29 日に開設している。今後は、本事業等で実施する講座でこれらの講座と重複するものがある場合には、県での講座実施の可否について十分検討し、場合によっては「マナビ DX」の紹介に留める等の対応も必要になってくるのではないかと考えられる。

【全国的な取組】デジタル人材育成プラットフォーム

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域企業のDXを加速するために必要なデジタル人材を育成するプラットフォームを構築し、企業内人材（特にユーザー企業）のリスキルを推進。
- 最大の特徴は、教育コンテンツの集約・提示に加えて、民間市場には存在しないケーススタディ教育プログラムや地域企業と協働したオンライン研修プログラムを提供し、DXを推進する実践人材を一気通貫で育成。



11

(出典:経済産業省 デジタル人材育成プラットフォームの取組状況について)

(問題点)

県の各部署や財団の事業として実施している様々な創業支援・人材育成に係る講座について、県民及び県内事業者等のユーザーがその希望や都合に適った講座を明瞭かつ一元的に検索できる形で情報提供が行われないと、ニーズがあるにもかかわらず講座内容を十分に認知・識別できないため受講されないという状況や、県としての創業支援・人材育成に係るサポート体制がこのように豊富に存在している事実を全体として県民にうまくPRできない状況となり、折角の価値ある県の施策が有効かつ効果的に県民に届かない、又は伝わらない可能性があるため問題である。

(意見事項 2) 実施講座の集約・掲示について

情報通信関連人材育成事業、情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業、及び公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)等では、人材育成・創業支援等に係る種々の講座を開設している。これらの各講座は、対象者や時間、到達目標等がそれぞれ異なっていて重複するものではないとの説明を受けているが、「人材育成」「創業支援」といった最終目的の下、共通する部分も多いだけに、より利用者にとって明瞭でわかりやすい講座内容のアナウンスが求められる。

現状では応募者が定員に満たない講座も多く存在しており、人材育成・創業支援に関する県の価値ある施策をより有効かつ効果的に認知してもらい活用していく観点から、また、ユーザー目線に立った行政サービスの提供という観点からも、県の所管部署や財団といった実施主体にとらわれることなく、県民や県内事業者等のユーザーがその希望や都合に適った講座を明瞭かつ一元的に検索できる形で情報提供することが望ましい。

具体的には、県・財団・Setouchi-i-Base の各ホームページにおいて、これらで開催される全ての講座を集約した共通の講座案内等を作成して掲出したり(その場合は講座名等も統一感ある形に揃え、それぞれの講座の中身や違いが講座名から一目瞭然となることが望ましい)、問い合わせに対しては別拠点の講座を含めた全体の中からその人に最適な講座を丁寧に説明し誘導できるような体制を整備することで、利用者の利便性を高めること等が考えられる。

4.2 情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業

4.2.1 事業の概要

所管課
政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課
事業概要
<p>「Setouchi-i-Base」という施設の利用者(情報通信関連産業に関心のある方、起業・第二創業等を志す方、フリーランスの方、企業に勤務されているエンジニアの方などを想定)に対して、</p> <ul style="list-style-type: none">● 県内外の有識者によるアドバイザリーチームやコーディネーターによる相談対応● 情報通信関連の技術、サービス、アイデア等に関するコンテストの開催● テレワークを活用して都市部の企業等から業務を受託する手法に関するセミナーの開催や業務受託に向けたサポートの実施 <p>等を実施する事業であり、これにより「Setouchi-i-Base」において生み出されたアイデアを起業、第二創業、既存企業の競争力強化につなげていくための支援を行う。</p> <p>具体的には、「『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務」として、かがわ県民情報サービス株式会社に業務委託をし、同社が「Setouchi-i-Base」の会員及びその他の利用者等に対する相談対応等を実施するコーディネーター等を配置するほか、情報発信やイベント等の企画・運営を行う。</p>
Setouchi-i-Baseとは
<p>「人が集い、学び、交わり、共創する、オープンイノベーション拠点」として県が創設した施設である。当該施設では、以下のような環境を整備することで情報通信関連分野の人材育成やこうした人材の活動・交流の場を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none">・情報通信関連分野の人材を育成する講座の実施・情報通信関連分野の人材の活動・交流の場として、以下のような設備を整備<ul style="list-style-type: none">◆コワーキングスペースの開設◆3Dプリンター等を共同利用できる創作工房の開設◆5G通信を利用できる環境の提供・さらに、生み出されたアイデアを起業や第二創業、既存企業の競争力強化につなげられるよう、専任のコーディネーターによる各種相談対応や伴走支援、県内外の有識者等で構成したアドバイザーによるメンタリングなどを実施することで、若者に魅力のある働く場の創出に取り組んでいる。(※本事業における取組である。)

コワーキング・コラーニングスペース



ミーティングルーム



テレワークブース



創作工房



デジタル編集室



TV 会議室



ドリンクコーナー



受付



利用料金について

プラン	区分	料金（税込み）	備考
個人会員	一般	8,000円/月	・ 全日利用可
	ナイト・ホリデー	4,000円/月	・ 平日は18時以降利用可 ・ 土日祝は全日利用可
	学生	2,000円/月	・ 学生限定全日利用可
法人会員	法人	20,000円/月	・ 全日利用可 ・ 利用する方を限定せず、最大3名まで同時利用可
ドロップイン（一時利用）	—	300円/h 最大1,200円/日	・ 一時利用
ロッカー利用 郵便受付	—	2,200円/月	・ 数に限りがあります。 ・ 個人会員または法人会員の方のみ利用可

- 会員への申込みは情報通信交流館（e-とびあ・かがわ）の受付窓口とウェブサイトで行っております。
- 利用料金は先払いとなります。また、月の途中で会員加入された場合は、日割り計算を行います。
- 学生会員の方は、学生の身分証明が必要になります。
- 法人登記については、別途ご相談ください。

（出典：Setouchi-i-Base ポータルサイト）

<課題として認識されている事項>

Setouchi-i-Base のさらなる認知度向上に取り組む必要があるほか、拠点利用者それぞれが有する課題の解決を図り、イノベーションの創出につなげていくための支援の強化に努める点を課題として認識している。

（出典：令和3年度定期監査資料）

<成果>

本事業の大きな柱の一つである人材育成事業を順次開講するとともに、専任のコーディネーターが、大きな課題である認知度アップと施設利用者の活動・交流の促進を図ることに注力し、そのための各種イベントを令和3年度に106回開催し、拠点利用者の交流と学びの機会の提供、さらには、新たな事業への挑戦へ進むための相談対応等に取り組んだ。また、アドバイザーと連携したビジネス支援に資するイベントの開催やSNS広告やポータルサイトの運用などPR活動にも積極的に取り組み、3月末の時点で、法人会員は23法人、人材育成講座受講者を含めた個人会員は94名で、その中には県内企業に就職した方やフリーランスとして活動を始めた方、「Setouchi-i-Base」で法人登記し、起業した方も輩出できており、一定の成果がでてきている。

（出典：令和3年度定期監査資料）

事業実施の必要性

県では、県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、若者に魅力のある情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者の働く場の創出による本県経済の活性化を目指している。

その一環として、2020年11月7日にオープンしたSetouchi-i-Baseを中心に、「人材育成」、「活動・交流の場の提供」、「ビジネスマッチング支援」を3つの柱として、起業、第二創業、既存企業の競争力強化を推進する各事業を展開している。これらは、交流の場としての施設を提供するだけでなく、人材育成を含めたソフト面での支援を実施することで、「若者の働く場の創出」をより実効性のあるものとする取組みであり、こうした点から重要かつ必要なものと考えられる。

県の各計画との関連

- 上位計画
「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画
第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 主たる計画
かがわデジタル化推進戦略
- 基本理念
安心・便利・豊か 人が主役のデジタル社会・かがわの形成
- 展開方向
デジタル人材の育成
デジタル人材の活動の場の創出
- 重点施策
地域や企業のデジタル化を支え、イノベーションを創出するデジタル人材を育成します。
デジタル人材の県内定着と本県経済の活性化を目指し、デジタル人材が様々な分野で活躍する場を創出します。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- Setouchi-i-Base の拠点利用者数(累計)

(単位:人)

	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (目標)
積算	4,162	12,362	20,562	28,762	36,962	45,162
実績	4,162	14,049	-	-	-	-

Setouchi-i-Baseの拠点利用者数については、新しいアイデアや価値をたゆまなく生み出すための多様な人材の交流の場の提供と、利用者それぞれが目指すイノベーションの創出に向けた相談対応や技術支援、伴走支援等に取り組むことで、今後5年間で令和2年度末実績4,162人から41,000人増加させ45,162人を目指す。

- Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じた起業・就職数(累計)

(単位:人)

	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (目標)
積算	5	35	65	95	125	155
実績	5	45	-	-	-	-
実績の内訳						
起業	4	8	-	-	-	-
就職	1	15	-	-	-	-
フリーランス	0	17	-	-	-	-
合計	5	45	-	-	-	-

拠点活動を通じた起業・就職数については、人材育成講座の受講者や拠点利用者が、Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じて得た知識やスキルを活かし、起業、第二創業、就職(新規・転職)したものであり、今後5年間で令和2年度末実績5人から150人増加させ155人を目指す。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務選定委員会設置要領
- テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務選定委員会設置要領

4.2.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	17,500	32,085
補正予算額(増減)	-	▲509	▲3,292
計:現年予算額	-	16,991	28,793
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	16,991	28,793
決算額	-	16,039	27,985
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	951	807

(注)令和2年度から開始した事業であるため、令和元年度の予算計上はない。

4.2.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	595	
旅費	288	

需用費(印刷製本費)	28	
委託料	27,074	以下参照。
合計	27,985	

※委託料の主な内訳

(単位:千円)

ユニット名	執行伺標題	決算額(執行額)
アドバイザーチーム拠点活動事業	「Setouchi-i-Base」ポータルサイト追加制作委託契約について	458
コーディネーター拠点支援事業	「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務契約書について	23,936
	テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務契約の締結について	1,182
戦略的情報発信事業	「Setouchi-i-Base」ポータルサイト運用業務委託契約について	264
	「かがわコーディングブートキャンプ」SNS 広告による広報委託業務契約の締結について	296
	「かがわコーディングブートキャンプ」Web 広告広報委託業務契約の締結について	296
	人材育成講座等受講者募集に係る Web 広告広報委託業務契約の締結について	494
	その他	146
	合計	27,074

4.2.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	13,872	
繰入金	1,116	「ガンバレさぬき応援寄付(ふるさと納税)」の充当額である。
一般財源	12,997	
合計	27,985	

4.2.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.2.5.1 Setouchi-i-Base の現場視察

実際に Setouchi-i-Base を利用してみたところ、Wi-Fi 環境・モニターの貸し出し、コピー・プリンター・スキャナー等の設備など、コワーキングスペースとしては十分機能的かつ快適な環境が整備されていた。高松駅から徒歩 3 分の高松シンボルタワー内と最高のロケーションにあり、魅力ある施設で若者が集まりやすい環境であるという点は非常に体感できた。平日の午前中でコワーキングスペースは 10 人程度の利用者数であったが、土曜日・日曜日等はある程度利用者も多いとのことである。コワーキングスペースの利用者、Web 会員(Web からのイベント参加や動画の閲覧ができる会員)、イベントへの参加者等、同施設の利用者は多岐にわたっており、県として非常に有効な若者支援のための施設で、香川を魅力ある働き場所としてアピールする上でも目玉となりうる施設・環境であると感じた。

引き続き有効な広報・周知活動を積極的に実施することが期待される。

4.2.5.2 広報・周知活動の内容とその効果に関するヒアリング

県でも課題として認識している通り、やはりどれだけ多くの人に知ってもらうか、というところが今後のポイントになると考えられる。この点、県では特に県外への情報発信として、『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務』によって Setouchi-i-Base ポータルサイトにおけるブログ等による情報発信や、6 つの SNS アカウント運用による情報発信を行っているとの説明を受けた。

その成果等については後述の『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務契約に係る関連資料の閲覧』の箇所で記載した。

4.2.5.3 『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務契約に係る関連資料の閲覧

前述の「決算額の主な内訳」の中の委託料のうち、『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務契約』について、支出負担行為に至る一連の関連資料等の閲覧を実施した。

執行伺番号	1000087700
節	委託料
執行額	23,936 千円 (当初予算額 24,000 千円)
契約の相手方	かがわ県民情報サービス株式会社
契約日	R3.4.1
契約期間	R3.4.1～R4.3.31
事業完了日	R4.3.31
支払日	R3.8.5 (5,984 千円)、R3.11.12 (5,984 千円)、R4.2.10 (5,984 千円)、R4.5.9 (5,894 千円)
業務内容	<p>本業務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用者 (情報通信関連産業に関心のある方、起業・第二創業等を志す方、フリーランスの方、企業に勤務されているエンジニアの方などを想定している。) のサポートを行うコーディネーター(*)を本施設に配置し、施設利用者等からの様々な相談に対応 ● 施設利用者の増加や交流の促進に資する各種情報発信 ● イベント等の企画・運営 <p>等を行い、本施設のコンセプトである、「人が集い、学び、交わり、共創する、オープンイノベーション拠点」の実現に向けた総合的な支援を行う。</p> <p>(*) コーディネーターに求める役割は、施設利用者の取組みを伴走支援する アクセラレーター機能及び拠点活動を活性化させるコミュニケーター機能とし、情報通信交流館「eーとびあ・かがわ」の指定管理者であるかがわ県民情報サービス株式会社や本施設のアドバイザー (別途、メンタリングや交流会の開催を予定)、県の機関等と連携・協力しながら、本業務の目的達成に必要な次の 1) から 5) の業務を行う。</p> <p>【アクセラレーター機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) イノベーション創出に向けた相談対応 2) ビジネス創出・マッチング支援業務

	<p>【コミュニケーター機能】</p> <p>3) 地域内外との有機的なネットワークの構築</p> <p>4) 積極的な情報発信・普及啓発</p> <p>5) その他本業務の目的に資する取組みを企画・実行すること。</p> <p>(*) コーディネーターの配置について</p> <p>1) コーディネーターの活動は、施設が休館している日(原則、毎週月曜日および年末年始)を除き、平日は10:00から21:30、それ以外は10:00から18:00の間で実施する。</p> <p>2) 本施設にコーディネーターを常勤させ、以下の要件が満たされるよう、適切にシフトを組み対応すること。</p> <p>原則、1名以上が常勤し、1日につき8時間以上(1時間の休憩含む)、週6日に対応すること。(休館日は除く。)ただし、自主企画イベントへの対応や県が実施する他事業への参加、その他の理由等で、対応が難しい場合は、事前に県に承認を得ること。</p> <p>シフトの関係から不在の時間が発生する場合、開館時間を①午前帯(10:00-13:00)、②午後帯(13:00-18:00)、③夜帯(18:00-21:30)に区分し、同一時間帯でコーディネーターが不在な状態を連続して3日以上(ただし、休館日はカウントに含めない)発生しないようシフトを組むこと。</p> <p>3) コーディネーターのうち、専門的な相談や起業・創業等への伴走支援に関する相談業務等については、施設利用者の求めに応じて適時対応することとし、非常勤の対応を可とする。また、相談業務等をオンライン等で利用することも差し支えない。</p>
<p>随意契約とした理由</p>	<p>本業務の履行にあたっては、「Setouchi-i-Base」の施設利用者のサポートを行うコーディネーターに対し、施設利用者等からの様々な相談対応に加え、施設利用者の増加や交流の促進に資する各種情報発信やイベント等の企画・運営等を行い、本施設のコンセプトである、「人が集い、学び、交わり、共創する、オープンイノベーション拠点」の実現に向けた総合的な支援を行うことを求めており、受託者のコーディネーター業務に係る実績や企画力などを総合的に判断するため、企画提案(プロポーザル)方式により公募を実施したところ、1者から応募があり、応募資格を満たしていた。選定委員会において審査した結果、「かがわ県民情報サービス株式会社」の企画提案を採用することとし、見積書の提出を依頼した。</p> <p>見積書の記載内容、金額等を精査したところ適当であると認められるため、県会計規則第184条7号の規定により、同社と随意契約をしようとするものである。なお、同規則第186条ただし書の規定により見積書の徴収は1者からとするものである。</p> <p>また、上限価格を設定して公募したため、同規則第147条第3項の規定により予定価格は設定しないものとする。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>香川県会計規則(抜粋)</p> <p>(随意契約ができる場合)</p> <p>第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(7)不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(見積書の徴収)</p> <p>第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第184条第6号に規定する契約で、その予定価格が50万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。)から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。</p> </div>

	<p>(予定価格)</p> <p>第 147 条 契約担当者は、契約に付する事項の価格の総額について、設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>3 せり売り又は随意契約にあつては、前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要がないと認めるときは、予定価格を定めないことができる。</p>
--	---

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
R3.2.12	プロポーザル方式による公募の公告
R3.2.22	応募意思表明書
R3.2.24	応募資格要件の確認
R3.3.24	「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務選定委員会開催 (R3.3.24)
R3.3.25	「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務選定委員会の審査結果通知
R3.4.1	執行伺書による「『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務契約書について」の決裁 (随意契約)
R3.7.9 R3.10.18 R4.1.14 R4.4.13	支出命令書 (支出金額はそれぞれ 5,984 千円)

応募はかがわ県民情報サービス株式会社の 1 者からしかなく、結果として 1 者のみからの応募によるプロポーザル方式による公募に基づいた随意契約となっている。さらに、同社はそもそも Setouchi-i-Base を含めた施設 (情報通信交流館) を管理運営する指定管理業務を受託している事業者であり、本業務は令和 2 年度及び令和 4 年度も同社が受託している。

この点、担当課に確認したところ、令和 2 年度 (事業初年度) については 6 者 (うち 2 者が辞退し最終的には 4 者) から、また令和 4 年度については 2 者 (うち 1 者が辞退し最終的には 1 者) から応募があったとのことであった。また、県の政策部次長、情報通信産業振興室長、情報政策課長、産業政策課長及び県の外郭団体である公益財団法人かがわ産業支援財団の事務局長から構成されるコーディネーター委託業務選定委員会による (会社名を伏せた) 評価も各年度で実施し、その結果として選定されている。また、ホームページでの公募の公告も閲覧し、これらの点から、一定の透明性が確保された中での発注となっていると判断できた。

また、事業実施に係る実績管理についても、詳細な実績報告が毎月提出されている。その主な内容は、以下の通りであった。

委託事業者から提出された実績報告書の閲覧

実績報告は月次で行われ、主に以下の内容等を含むものであった。

<施設総利用者数の推移>

R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
4,717	5,143	5,858	6,692	7,477	8,349	9,537	10,719	11,709	12,526	13,311	14,049

令和3年3月末の総利用者数が4,162人であることから、令和3年4月から令和4年3月までの1年間で9,887人の総利用者数の増加となっているが、稼働日数が309日(休館日は毎週月曜及び年末年始6日間)であったため1日当たり約30人程度の利用者となる。

なお、令和4年3月末時点での会員数等は以下の通りであった。

Web 会員	個人・一般会員	個人・ナイト・ホデイ会員	個人・学生会員	法人会員	一時利用(累計)
1,155人	41人	19人	34人	23人	921人

コワーキングスペースを利用できる会員が個人会員で合計94人、法人会員(1契約で最大3名まで)で23社おり、これに対する席数は110席とホームページ上に記載されている。前述の通り施設の見学時にも、コワーキングスペースには(平日の日中ということもあるのだろうが)まだ余裕がありそうな状況であった。これらを踏まえると施設の稼働率としてはまだ高められる余地があるのではないかと感じる。

<イノベーション創出に向けた相談対応等の実績>

	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	計
相談件数	28	21	20	46	50	77	83	65	50	45	73	37	595
他の機関や専門家への紹介件数	2	2	2	6	11	14	15	8	4	3	10	5	82

Setouchi-i-Baseに寄せられた相談件数が延べ595件、これらの相談を受けて他の機関(公益財団法人かがわ産業支援財団等)や専門家(Setouchi-i-Baseのコーディネーター等やかがわ産業支援財団の専門家等)を紹介した実績が延べ82件、Setouchi-i-Baseで開催する人材育成講座・セミナー等への参加者数が延べ823人となっている。

<SNSでの情報発信(投稿)回数>

SNS名	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	計
ブログ	5	0	0	9	6	7	2	9	0	5	6	4	53
Twitter	8	21	8	22	11	10	11	8	43	20	8	21	191
Facebook	18	32	26	28	23	17	34	22	41	19	7	24	291
Instagram	15	11	3	12	8	8	2	0	10	2	7	3	81
YouTube	1	6	5	7	6	5	8	6	16	16	8	4	88
Line	0	2	4	1	0	0	1	1	1	0	1	0	11
note	2	1	3	4	6	6	3	8	7	6	15	5	66

< SNS のフォロワー・登録者数の推移 >

SNS名	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
Twitter	257	283	303	326	346	350	376	390	419	436	460	475	485
Facebook	590	613	650	676	709	733	749	880	917	928	953	963	976
Instagram	270	327	349	368	392	412	418	431	451	470	509	506	531
YouTube	100	107	125	141	163	175	195	210	233	245	275	275	287
Line	58	50	52	54	54	57	58	57	58	59	61	63	89
note	29	31	32	33	35	37	37	37	39	40	43	42	51

各 SNS でのフォロワー数・登録者数は、2021 年度の 1 年間でそれぞれ大幅に増加しているものの、一番多い Facebook でも 976 フォロワーとなっている。Setouchi-i-Base の開設が 2020 年 11 月でまだ開設間もない状況とはいえ、SNS は情報発信・広報手段の重要なツールとして位置づけられているため、目標フォロワー数を設定し、どのようにすればフォロワー数がより獲得できるかの方策を事業者等と協議しながら、フォロワー数の獲得に工夫が求められる状況と考える。

参考: 四国の自治体等による類似・関連する SNS (Facebook) のフォロワー数

県名	タイトル	フォロワー数
香川県	かがわ移住ポータルサイト かがわ暮らし	593
香川県	香川県よろず支援拠点	593
徳島県	「四国の右下」暮らし	604
徳島県	住んでみて徳島で	1,762
徳島県	とくしま創生☆若者『絆』プロジェクト	239
愛媛県	えひめ移住コンシェルジュ	2,278
愛媛県	ジョブカフェ愛 work	823
高知県	Kochi Startup Base	1,250
高知県	ジョブカフェこうち	687

※ フォロワー数は 2022 年 10 月 4 日現在

4.2.5.4 テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務契約の締結について

委託料のうち、「テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務契約」について、支出負担行為に至る一連の関連資料等の閲覧を実施した。

執行伺番号	1004077700
節	委託料
執行額	1,182 千円
契約の相手方	キラメックス株式会社
契約日	R3.9.3、R3.12.1(契約変更)
契約変更の内容	契約内容のうちの、「クラウドコーチプログラム」を 1 月期と 2 月期の計 2 回開催する予定であったが、2 月期の応募者が少なかったことから 1 月期の 1 回のみの開催に変更することで合意し、契約見積金額も 660 千円減額するもの。
契約期間	R3.9.3～R4.3.31

事業完了日	R4.2.8
支払日	R4.3.7(1,182 千円)
業務内容	<p>以下のセミナー等の実施に関する企画立案、資料の作成、受講希望者への対応(受講者の募集等は県が実施)、運営(人員の配置等を含む)に係る業務の委託である。</p> <p>(1) クラウドソーシングセミナーの開催</p> <p>① 定員:50 名程度 セミナーの内容は録画し、Setouchi-i-Base ポータルサイトにおいて Web 会員限定動画として公開を予定。</p> <p>② 受講料:無料</p> <p>③ 所要時間:1.5 時間程度</p> <p>④ 実施回数:1 回以上</p> <p>⑤ 内容:クラウドソーシングの説明、案件受注に必要な知識、先輩ワーカーとの交流等</p> <p>⑥ 会場:下記のいずれかを利用 【施設名】「Setouchi-i-Base」または「5 階多目的ホール」 (情報通信交流館(eーとびあ かがわ)内)</p> <p>⑦ セミナーの開催時期は、令和 3 年 11 月から令和 3 年 12 月までの期間とする。</p> <p>(2) クラウドコーチプログラムの開催</p> <p>① 定員:各回 30 名程度</p> <p>② 受講料:無料</p> <p>③ 実施回数:1 回以上</p> <p>④ 内容:クラウドソーシングを活用した具体的な案件受注を目指し、下記の支援を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロフィール作成指導 ・クライアントへの応募申請に対する支援 ・個人の特性に応じた案件の紹介・斡旋 <p>⑤ 実施方法:上記支援についてはオンラインで実施することとし、専用チャットを立ち上げる等、受講者がメンターとオンラインで相談対応できる体制を確立すること。</p> <p>⑥ 令和 4 年 1 月から令和 4 年 2 月までの期間、各回 3 週間以上開講するものとする。</p>
随意契約とした理由	<p>本業務の委託先については、クラウドソーシングセミナー並びにクラウドコーチプログラムを効果的かつ一体的に運営する必要があり、受託者の実績や企画力などを総合的に判断するため、企画提案(プロポーザル)方式により公募を実施したところ、1 者から応募があり、応募資格を満たしていた。選定委員会において審査した結果、「キラメックス株式会社」の企画提案を採用することとし、見積書の提出を依頼した。</p> <p>見積書の記載内容、金額等を精査したところ適当であると認められるため、県会計規則第 184 条 7 号の規定により、同社と随意契約をしようとするものである。なお、同規則第 186 条ただし書の規定により見積書の徴収は 1 者からとするものである。</p> <p>また、上限価格を設定して公募したため、同規則第 147 条第 3 項の規定により予定価格は設定しないものとする。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>香川県会計規則(抜粋) (随意契約ができる場合)</p> <p>第 184 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(7)不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(見積書の徴収)</p> </div>

	<p>第 186 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第 184 条第 6 号に規定する契約で、その予定価格が 50 万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3 人以上の者。以下同じ。)から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(予定価格)</p> <p>第 147 条 契約担当者は、契約に付する事項の価格の総額について、設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>3 せり売り又は随意契約にあっては、前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要がないと認めるときは、予定価格を定めないのである。</p>
--	---

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
R3.7.12	プロポーザル方式による公募の公告
R3.7.19	応募意思表明書
R3.7.27	応募資格要件の確認
R3.8.27	テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務選定委員会の開催
R3.8.30	テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務選定委員会の審査結果通知
R3.9.3	執行伺書による「テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務契約の締結について」の決裁(随意契約)
R4.12.1	執行伺書による「テレワークを活用したビジネスマッチング加速化支援委託業務契約の変更について」の決裁
R3.3.7	支出命令書(支出金額は 1,182 千円)

前述の「『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務」でもセミナー等のイベントの企画は行われており、なぜクラウドソーシング(*)のセミナー等だけ別業務として個別に発注に至ったのか、という点について担当課に質問したところ、「『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務」発注時点ではもともと当該セミナーの開催を仕様を含めておらず、その後若者の働く場の提供の1つとして、クラウドソーシングが注目されており、また自治体がクラウドソーシングを活用した地方創生に取り組む機運が高まってきている中で、県でもセミナーの開催やコーチング・指導等によって実際に受講者にクラウドソーシングの業務を受注するまでの支援を行う必要性を感じたため、当該業務を別枠で発注することとなった、との説明であった。なお、次年度(令和4年度)は本業務を「『Setouchi-i-Base』コーディネーター委託業務」に含めているとのことであった。

(*) クラウドソーシングとは、不特定の人(crowd=群衆)に業務委託(sourcing)するという意味の造語で、ICTを活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのことである。
(総務省・情報通信白書平成30年版)
具体的には、インターネットを通じて不特定多数の人に業務(サービス・アイデア・コンテンツ等)を委託する仕組みのことである。

4.2.6 監査の結果及び意見

4.2.6.1 Setouchi-i-Base の更なる利用促進のための施策の検討(意見事項3)

(発見事項)

県の総合計画では、「県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、若者に魅力のある情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者の働く場の創出による本県経済の活性化」を1つの取り組み課題としている。そのための具体的な施策の1つとして、県は「Setouchi-i-Base」というオープンイノベーションのための施設を令和2年11月に整備し、コワーキングスペースを提供するとともに起業・ビジネスマッチング等に関する各種支援を実施している。そこでの利用者数も現状では順調に伸びている。

Setouchi-i-Base は JR 高松駅徒歩 3 分で県が区分所有する高松シンボルタワー内に位置し、ビジネス環境としては最高の立地に存在する。一般事業者でもなかなか拠点を構えられないような場所に整備された施設でありながら、コワーキングスペース等の利用料金もかなり良心的であり、また周辺には大型宿泊施設やビジネスホテルがあるほか、瀬戸内の島々を結ぶ高松港が近く、「Setouchi-i-Base」でのテレワークの後に島での宿泊も可能である等、若者にはこれ以上ない魅力ある拠点となっている。さらに、本事業によって行われる当該施設でのコーディネーター等による相談対応、情報通信関連の種々のイベントやその他の情報発信についても、現状では一定の満足度が得られているとのアンケート結果も出ている。

一方で、主要な情報発信の手段として利用している SNS において、登録者数は一番多いものでも Facebook の 976 フォロワーであり、2020 年 11 月開設の施設でこの 1 年間で相当な伸びを示したとは言え、まだまだフォロワー数の増加が可能な余地はあると言える。

(問題点)

Setouchi-i-Base の施設及び当該施設を利用した諸施策については、現時点では順調にその利用者数及び認知度も伸びているとのことであるが、今後より一層の(特に県外に対する)認知度向上や利用者数の増加、あるいは当該施設を通じた人材育成及びイノベーションの創出がないと、折角のすばらしい県有施設が十分有効に利活用されない状況となる可能性があるため問題である。

(意見事項3) Setouchi-i-Base の更なる利用促進のための施策の検討

令和2年11月より開設されている「Setouchi-i-Base」は、他県の同様の施設等と比較してもその立地や環境面でかなり恵まれた県有のコワーキングスペース施設であり、かつ創業支援のためのオープンイノベーション拠点となっている。今後より一層の施設の有効活用が期待されるところであり、効果的な広報・情報発信等による周知、魅力的な企画やイベントの開催によって認知度を高めるとともに、「情報通信関連産業の育成・誘致」「若者の働く場の創出」等を目指す他の諸施策とも有機的に連携・情報発信することで情報通信関連産業の育成・誘致等の施策の目玉施設として今後も今まで以上に十二分に稼働させていくことが望ましい。

具体的には、

- SNSの目標フォロワー数を設定し、どのようにすればフォロワー数がより獲得できるかの方策を事業者等と協議しながらフォロワー数の増加に取り組む

ことや、

- Setouchi-i-Baseの地理的な良さをより一層アピールするような施策、例えば空き家の利用促進策等と連携させて、Setouchi-i-Baseの利用と島への渡航と島での宿泊(空き家を改修した施設での宿泊)をセットにしたプランを関連事業者(渡航のための船舶の運営事業者や島の宿泊施設事業者等)と協議し、県が一部助成するような施策等を検討すること

によって、情報通信関連分野の人材に「香川県は他県と比べても魅力的だ」と感じてもらうようなより一層の積極的な環境整備とPR及び情報発信を行うこと等が考えられる。

4.3 かがわ AI ゼミナール開催事業

4.3.1 事業の概要

所管課
商工労働部 産業政策課
事業概要
<p>東京大学松尾研究室(*1)の協力等を得ながら、県内企業を対象に実習を含めた AI に関する各種講習を実施する。</p> <p>基礎的な知識・技術の習得を目的としたグループ講習を開講した後、グループ講習の受講者及び昨年度の AI ゼミナール受講者等を対象とした実務講習会を開催することで、AI 人材の育成を一体的に展開する。</p> <p>受講生には、香川県産業技術センター等においてフォローアップも行う。</p>
<p>*1:東京大学松尾研究室: 東京大学大学院工学系研究科教授で、日本の AI 研究・ディープラーニング研究の第一人者である松尾豊氏の研究室。</p>

かがわ AI ゼミナール実践講習会

項目		目的・内容	所要時間
AI 技術のための基礎演習	Python 基礎演習	AI 開発の現場で最も多く用いられているプログラム言語の一つである「Python」の基本的な操作方法を基礎から演習形式で学ぶ。	対面講座:7 時間 e-ラーニング:8 時間
	AI 技術の理解のための基礎数学	AI モデルの仕組みの理解や実装方法の習得、AI の性能向上の改善等に必要 AI に関連する基本的な数学知識を学ぶ。	e-ラーニング:15 時間
AI 実装 実装演習	データサイエンス(機械学習)	実際のビジネスで想定されるデータを題材として、データの分析手法や機械学習の全体的な流れを、座学と演習を通じて学ぶ。	対面講座:14 時間 e-ラーニング:12 時間
	ディープラーニング実装演習	近年 AI 技術の著しい発展の原動力となったディープラーニング技術について学ぶ。	対面講座:14 時間 e-ラーニング:12 時間
AI プランニング	AI プランニング	実際の業務プロセスなどで AI の活用場面が想定される課題を設定し、受講者間でグループワーク等での学び合いを通じて、AI プロトタイプを作成やビジネスモデルの企画を行う等で AI 導入活用に繋がる総合的な理解を深める。	対面講座:14 時間 e-ラーニング:5.5 時間

かがわ AI ゼミナール実務講習会

開催日時	2022 年 3 月 10 日
------	-----------------

内容	① 松尾研究室の共同研究からの知見 松尾研究室が取り組んできている企業等との共同研究の事例を題材として、AI プロジェクトの推進方法のキーポイントを学ぶもの。 ② 画像認識プロジェクト事例 近年、産業界で広く応用されている画像認識技術に関する知識や実装方法のキーポイントを学ぶもの。
時間	3 時間
事業実施の必要性	
AI や RPA、IoT といったデジタル技術の活用については、県内企業の関心は高い一方、企業内に専門的な知識を持った人材が不足していることや導入時の費用対効果の不安、相談先が分からないといった意見が多く、技術導入には専門人材の確保・育成や相談体制の充実等が必要であり、この点から本事業は必要なものと判断される。	
県の各計画との関連	
<ul style="list-style-type: none"> ● 上位計画 「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画 第 2 期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略) ● 主たる計画 香川県産業成長戦略(平成 25 年 7 月策定) ● 基本方針 産業の創出と維持・発展を図る。 ● 展開方向 該当なし。 ● 重点施策 IoT・AI 等の活用支援 	
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)	
事業のアウトカムとしての KPI は設定されていない。	
遵守すべき(規制を受ける)法令等	
なし	

4.3.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	20,893	20,893	11,871
補正予算額(増減)	△2,160	△2,740	△733

計:現年予算額	18,733	18,153	11,138
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	18,733	18,153	11,138
決算額	18,480	18,088	11,046
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	253	65	90

4.3.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

	決算額	主な内容
委託料	10,995	スキルアップAI(株)及びびん松尾研究所
その他	51	
合計	11,046	

4.3.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

	決算額	主な内容
国庫支出金	5,522	地方創生推進交付金
一般財源	3,294	
繰越金	30	
諸収入	2,200	受講者の受講料
合計	11,046	

4.3.5 検討した内容及び閲覧した資料等

サンプルとして以下のうち令和3年度の執行分について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

実施年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	基礎講座	応用講座	基礎講座	応用講座	実践講習会	実務講習会
開催期間	全8回 計64時間	全9回 計40時間	全8回 計64時間	全6回 計40時間	全7日間 + e-ラーニング 計101.5時間	全1回 計3時間
開催方式	対面	対面	対面+オンライン	オンライン	対面+オンライン	オンライン
受講料	10万円	6万円	10万円	6万円	10万円	無料
募集人数	40名	100名	24名	50名	40名	100名程度
受講者数	40名	55名	19名	34名	22名	111名
契約方式	公募プロポーザル方式	特命随意契約	公募プロポーザル方式	特命随意契約	公募プロポーザル方式	特命随意契約
応募事業者数	2者	-	2者	-	4者	-

委託事業者	スキルアップ AI(株)	(株)IGPIビジネスアナリティック&インテリジェンス	スキルアップ AI(株)	(株)松尾研究所	スキルアップ AI(株)	(株)松尾研究所
契約額 (税込)	(当初契約) 8,144 千円 (変更契約) 8,294 千円 (理由:消費税率引上げのため)	10,000 千円	(当初契約) 8,300 千円 (変更契約) 7,970 千円 (理由:講座の開催日程、開催方法変更のため)	10,000 千円	(当初契約) 9,966 千円 (①変更契約後)9,712 千円 (理由:講座の開催日程、開催方法変更のため) (②変更契約) 9,627 千円 (理由:講座の開催方法変更のため)	1,320 千円
執行額 (税込)	8,294 千円	10,000 千円	7,970 千円	10,000 千円	9,627 千円	1,320 千円

前述のとおり、AI ゼミナール実践講習会は募集人数 40 名に対して受講者が 22 名に留まっている。受講者が思うように集まらなかった理由について、県では、本講習会の目玉が松尾研究室の協力を得た対面式の講座が受講できる点にあったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面式講座への懸念が増加した点や、対面式講座の一部をオンライン形式とせざるを得なかったことで魅力が半減した点等があるのではないかと分析している。

また、委託料の金額については、オンライン講座に変更したことによる講師旅費等の減額が行われているが、受講人数が当初想定より少なかったことによる減額は行われていない。この点、受講者の募集責任は県側にあること、講師の経費は受講者数に影響されるものではなく一定であり、テキスト代もデータでの提供のため印刷コストが無関係であったこと等が審査会の審議で協議されたと説明を受けている。契約上も「40 名まで」として単価が定められており、見積書を閲覧しても受講者数の増減がコスト等に影響するような要因はなく、これらから受講者数の減少による委託料の減額が生じていない点については特段の問題は認められないと判断した。

また、本事業は令和 3 年度で終了されており、継続していない。

「かがわ AI ゼミナール実践講習会」開催事業委託契約に係る企画提案方式

6(1)②経費見積書

【内容】

見積書の作成に当たっては、一括計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積上げ方式により、必要となる経費について見積もり、講座開催に係る固定費用、人件費(TA 含

む)、旅費、宿泊費、資料代(作成費用、印刷費用等含む)その他の分類毎に内訳を明記してください。

4.3.6 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

4.4 AI等先端技術活用型研究開発支援事業

4.4.1 事業の概要

所管課
商工労働部 産業政策課
事業概要
(1) 概要 香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)の成長エンジンとなる分野のうち、下記分野に関する国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)との共同研究等を含む研究開発事業のうち知事が適当と認めるものに補助金を交付する事業である。 <ul style="list-style-type: none">● 補助対象分野 (1) 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野 (2) 健康関連分野 (3) 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野 (4) エネルギー・環境関連分野● 補助概要 (1) 支援対象企業 県内に本社又は主たる事業所を有し、当該事業所において補助事業を実施する企業 (2) 対象経費 産総研との共同研究等を含む事業計画実施に必要な研究開発に係る経費 (3) 補助率 中小企業 2/3 大企業 1/2 (4) 補助額 上限 15,000 千円(下限 3,000 千円) (5) 補助期間 最長 2 年間 (6) 支援体制 かがわ橋渡しコーディネーターによる支援

● 支援企業の決定

AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金審査委員会が、同審査委員会審査基準に基づき決定する。当委員会は、商工労働部産業政策課長を委員長、産総研四国センター所長を副委員長とする。

(1) 令和3年度新規支援企業と補助事業テーマ

企業名	企業規模	補助事業テーマ
大豊産業(株)	中小企業	社会インフラ等メンテナンス用ロボットの開発及び検証
プロテノバ(株)	中小企業	新型コロナウイルスのSタンパク質に対する高性能VHH抗体の開発
(株)レグザム	中小企業	再生可能エネルギー用の新型鉛蓄電池システムの開発

(2) 令和3年度継続支援企業と補助事業テーマ

企業名	企業規模	補助事業テーマ
(株)シーマイクロ	中小企業	高空間解像度を実現する高感度・低雑音テラヘルツ波CMOS検出デバイスとそれを使ったイメージセンサの研究開発及び応用技術の確立
高木綱業(株)	中小企業	船舶係留用高係止力高機能繊維ロープの開発及び検証
(株)富士クリーン	大企業	AI等によるメタン発酵特性シミュレーションを活用した平準化制御の開発及び小型装置設計の検討

事業実施の必要性

本県には、大手基礎素材型企業の工場や、建設機械、造船、自動車部品、電気機械等の分野で国内トップクラスの企業の工場とそれらを中心に優れたものづくり基盤技術産業が集積しているだけでなく、大学、産総研等には、各種先端技術が蓄積されている。

「香川県と国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定書」に基づき、県内企業が技術の高度化、商品開発の進歩を高めるため、産総研と連携・協力して実施するAI等の先端技術を活用した成長のエンジンとなる分野への取組みに係る研究開発を支援する必要がある。

県の総合計画、各計画との関連

- 上位計画
 - 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画
 - 第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 主たる計画
 - 香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)
- 基本方針

<p>地域の強みを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業を育成し、集積を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展開方向(成長エンジンとなる分野) 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野 ● 重点施策 先端技術を活用した新製品開発促進
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)
事業のアウトカムとしての KPI は設定されていない。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則 ● AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付要綱 ● AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金審査委員会設置要綱

4.4.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	96,000	90,540	90,337
補正予算額(増減)	△31,362	△14,624	△10,615
計:現年予算額	64,638	75,916	79,722
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	64,638	75,916	79,722
決算額	60,194	74,306	71,286
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	4,444	1,610	8,436

4.4.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	71,236	前述事業概要記載の6社に対する補助金
その他	50	
合計	71,286	

4.4.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	35,643	地方創生推進交付金

一般財源	35,643	
合計	71,286	

4.4.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の「事業概要」記載の支援企業 6 社から以下の令和 3 年度新規支援企業(*)1 社及び継続支援企業(*)1 社を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

※ 新規支援企業/継続支援企業 本補助金は、交付要綱で同一の補助事業に対する補助金の交付を最長2年までとしているため、初年度の補助金交付先を「新規支援企業」、2年目の補助金交付先を「継続支援企業」としている。

企業名	新規/継続	当初予算額	交付決定額	補助確定額	交付決定日
A 社	新規	15,000 千円	15,000 千円	15,000 千円	令和 3 年 6 月 28 日
B 社	継続	15,000 千円	4,520 千円	3,629 千円	令和 3 年 4 月 1 日

4.4.6 監査の結果及び意見

4.4.6.1 執行されないことが確定した予算の適時な減額補正(意見事項 4)

(発見事項)

本補助金にかかる当初予算額は、令和 3 年度において支援先を 6 社と見込み、これに補助上限額(15,000 千円)を乗じて算定した 90,000 千円としている。交付決定された金額が上限の 15,000 千円を下回った場合は、15,000 千円と交付決定額との差額は予算として執行されない金額として確定する。

「4.4.5 検討した内容及び閲覧した資料等」において記載した B 社に対する補助金は、令和 3 年 4 月 1 日に 4,520 千円で交付決定されており、その時点で既に 10,480 千円(=15,000 千円-4,520 千円)の予算が執行されないことが確定している。にもかかわらず、この件に関する減額補正は令和 4 年 2 月の定例議会の補正予算で初めて(補助確定額との差額 11,371 千円(=15,000 千円-3,629 千円)で)行われており、予算が執行されないことが確定してから 10 か月超の間減額補正が行われず、結果として 10,480 千円の予算について長期間他の目的に使用できない状況となっていた。

(問題点)

住民の福祉を増進させるためには限られた予算を効率的に使用する必要があるにもかかわらず、予算の中で未執行となる金額が早期に確定しているのに適時に減額補正を行わず、長期間

他の目的に使用できない状況となっているのは、住民の福祉の増進の機会を失っていることにつながり効率性の観点から問題である。

(意見事項 4) 執行されないことが確定した予算の適時な減額補正

AI 等先端技術活用型研究開発支援事業において、継続支援している事業者に対する補助金の交付決定が令和 3 年 4 月 1 日に行われ、その時点で執行されない予算が 10,480 千円発生していることが確定しているにもかかわらず、令和 4 年 2 月定例議会の補正予算で初めて減額補正されており、結果として 10,480 千円の予算が長期間(10 か月超)他の目的に使用できない状況となっていた。限られた予算を効率的に使用するためには、予算が執行されないことが確定した部分については、より適時に(早いタイミングで)減額補正できるような体制を検討することが望ましい。

4.4.6.2 専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法(意見事項 5)

(発見事項)

本補助金は、交付要綱で同一の補助事業に対する補助金交付を最長 2 年までと定めており、本事業が開始した平成 28 年度以降、後発的事情により研究開発を断念した 1 社を除き、実質的に全ての交付先が 2 年間続けて補助金の交付を受けている。

一方で、補助金交付に際しての審査は年度毎に行われる。補助対象事業はいずれも極めて専門性の高い研究開発内容となっていることから、初年度は各分野の専門家を審査委員とする審査会によって審査が行われるものの、2 年目は県の商工労働部のみで審査を実施している。2 年目の商工労働部による審査は、2 年目に提出された補助事業実施計画に記載されている研究内容等が初年度の補助申請内容等に照らして整合しているかどうか、といった観点から行われると説明を受けているが、初年度の申請書類では 2 年目の研究開発内容に関する具体的実施内容、スケジュール、補助対象経費等の記載は特に求められていない。結果として、2 年目の具体的な研究開発内容等については専門家は確認できておらず、その状況で専門家ではない県職員のみによって審査が完結している。

また、こうした継続支援企業(補助金の交付が 2 年目の企業)に対する補助金の交付決定通知は令和 3 年度の期首である令和 3 年 4 月 1 日付で出されている。

(問題点)

継続支援企業(前年度も補助金の交付を受け、次年度も引き続き同じ補助金の交付を受けようとする企業)のみとはいえ補助金交付の審査を専門家ではない県職員のみで実施することは、研究開発の内容やそのスケジュール等が十分に理解されないまま、補助事業に値するかどうかの深度ある審査ができないまま補助金を交付してしまう可能性があり、事業の有効性、効率性、経済性の観点から問題である。

(意見事項 5) 専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法

専門性の高い研究開発事業に関する補助金にもかかわらず、継続支援企業(初年度の研究開発計画について専門家による審査を受けて補助金の交付を受けた企業が、次年度に同じ補助対象事業で補助金の申請を行った企業)については、専門家ではない県職員のみで補助金交付決定に係る審査が行われている。研究開発の具体的内容やスケジュール、補助対象経費の必要性等を十分理解しつつ、深度ある審査を実施するためには、2年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制とすることが望ましい。

具体的には、現状でも初年度の補助金申請時には専門家による審査が行われているため、初年度の申請の際に2年目の研究開発内容に関する具体的実施内容、スケジュール、補助対象経費等についても計画として提出させることで、専門的な内容については初年度の審査時に2年目の内容も専門家がチェックできるようにし、2年目は初年度に審査した計画との整合性のみを県職員が確認すれば足りるような体制とする方法や、2年目の申請時にも専門家を含めた審査委員会を開催して審査を実施するように運用を改めること等が考えられる。

4.4.6.3 補助金交付申請書の記載内容(意見事項 6)

(発見事項)

当補助金の交付対象事業者(新規支援企業)の決定は、審査委員会の審査基準に定める評価項目毎に評価して点数をつけ、その合計点が高い3者が選ばれるというものである。

評価項目毎の審査事項は後述の「AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金審査委員会審査基準」に記載の通りであるが、このうち「研究開発の新規性・優位性」及び「事業化の可能性」については補助金の交付申請書類として提出が求められる「補助事業実施計画書」において直接的に記載が要求されていない事項となっている。

AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金審査委員会審査基準

2 評価方法

評価項目	審査事項
------	------

研究開発の新規性・優位性	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の対象となる技術や商品等は新規性・独創性を有するか。 当該技術等は、他社若しくは既存のものと差別化されており優位性を有するか。
研究開発の実現可能性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 目標及び課題が明確で具体的なものであるか。 研究により克服する課題が明確で、具体的かつ実現可能な研究スケジュールが策定されているか。 学術的な研究に留まらず、技術の高度化や新商品開発等実用化に結びつくものか。 産総研との共同研究等について、十分な検討・協議(目的、課題、方法、研究スケジュール、予算等)がなされており、実施及び連携による効果が見込める内容であるか。
事業遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業遂行に必要な技術や知識を有する技術者が担当し主体的に研究開発を進める体制が構築されているか。 共同研究等を実施する施設・設備、支援体制等を含めた研究開発環境が整備されているか。 産総研との共同研究等を含む研究開発から事業化まで一貫したプロジェクト・マネジメントを的確に行うための管理体制が構築されているか。 財務状況は、研究開発等の遂行にあたり適切であるか。
事業化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 市場ニーズや市場規模を明確に捉えており、事業化を進めるうえで妥当であるか。 市場展開・市場獲得に向けて適切な戦略を持っており、事業として大きな成長が見込まれるか。 事業化に向けた研究開発のコンセプトやターゲットが明確であるか。 事業化へのアプローチが明確で実現可能であるか。
予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業経費内訳の内容は、研究開発等を遂行するために妥当なものであるか。 各経費の配分は合理的でバランスが取れたものか。

(問題点)

補助金採択時の重要な審査項目として「研究開発の新規性・優位性」及び「事業化の可能性」があるにもかかわらず、申請書類の補助事業実施計画書においてこれらの項目を直接的に記載する箇所がないと、効率的・効果的に審査が行われない可能性があり問題である。

(意見事項 6) AI 等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付申請書の記載内容

AI 等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金の採択にあたっては、「研究開発の新規性・優位性」や「事業化の可能性」が重要な審査事項となっているため、効率的・効果的な審査を実施する観点からは、申請書類である補助事業実施計画書においてこれらを記載すべき事項に追加し、その記載内容を踏まえて審査会による審査を行うことが望ましい。

4.5 起業等スタートアップ支援事業

4.5.1 事業の概要

所管課																												
商工労働部 産業政策課																												
事業概要																												
<p>公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)は、創業者支援の一環として、一定の類型(地域課題解決型創業又は情報通信産業型創業)に該当する創業を行う者に対して、創業等に要する経費の一部を助成金として交付している。</p> <p>本事業は、財団が当該事業で要した経費について、財団に対して県が補助金を交付する事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題解決型 <p>特定の分野で地域課題の解決に資する事業を県内で創業する者等に対して、創業等に要する経費の一部を財団が助成しており、県は財団が当該補助事業で要した経費の全額を補助金として財団に交付する。</p> <p><財団から創業者等への助成金の実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>応募件数</th> <th>採択件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次募集</td> <td>14件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>2次募集</td> <td>14件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>助成金額合計</td> <td colspan="2">16,119千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><財団の事業費(決算額)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金交付額</td> <td>16,119千円</td> </tr> <tr> <td>財団事務費</td> <td>2,311千円</td> </tr> <tr> <td>合計(県から財団への補助金額)</td> <td>18,430千円</td> </tr> </tbody> </table> ● 情報通信産業型 <p>情報通信分野等の事業を県内で創業する者等に対して、創業等に要する経費の一部を財団が補助しており、県は財団が当該補助事業で要した経費の全額を補助金として財団に交付する。</p> <p><財団から創業者等への助成金の実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>応募件数</th> <th>採択件数</th> </tr> </thead> </table> 			項目	応募件数	採択件数	1次募集	14件	6件	2次募集	14件	5件	合計	28件	11件	助成金額合計	16,119千円		項目	金額	助成金交付額	16,119千円	財団事務費	2,311千円	合計(県から財団への補助金額)	18,430千円	項目	応募件数	採択件数
項目	応募件数	採択件数																										
1次募集	14件	6件																										
2次募集	14件	5件																										
合計	28件	11件																										
助成金額合計	16,119千円																											
項目	金額																											
助成金交付額	16,119千円																											
財団事務費	2,311千円																											
合計(県から財団への補助金額)	18,430千円																											
項目	応募件数	採択件数																										

1次募集	7件	0件
2次募集	3件	2件
合計	10件	2件
助成金額合計	3,180千円	

<財団の事業費(決算額)>

項目	金額
助成金交付額	3,180千円
財団事務費	504千円
合計(県から財団への補助金額)	3,684千円

事業実施の必要性

ニッチ分野で強みを持つニッチトップ企業やチャレンジ精神あふれる起業家によるベンチャー企業など、本県経済に厚みを持たせてくれる企業が増えるような環境整備の強化、また、人口減少や少子高齢化が進む中、本県経済の活性化を図り、雇用を確保していくためには、創業しやすい環境を整えるとともに、既存の企業が自社の強みや経営資源を生かしつつ、成長性のある新分野に進出する「第二創業」や「事業の多角化」に取り組むことも必要と考えられる。さらには、情報通信関連産業の発展・拡大がより一層重要性を増しているため、同産業分野での創業・第二創業等を支援することも求められている。

本事業はこうした要請にこたえ、県内企業による創業・第二創業・事業の多角化等を行う事業者を支援する制度として必要なものと考えられている。

県の各計画との関連

- 上位計画
「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画
第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 主たる計画
香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)
- 基本方針
産業の創出と維持・発展を図る。
- 展開方向(成長エンジンとなる分野)
該当なし。
- 重点施策
創業・第二創業の創出促進
ベンチャー企業の創出促進

重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI (達成状況含む)

令和3年度から令和7年度の5年間での開業者数 3,800 者

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規開業数	754	816	705	740	829	668

平成28年度から令和2年度の5年間の累計:3,844

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金交付規則
- 起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱
- 起業等スタートアップ支援事業(情報通信産業型)補助金交付要綱

4.5.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	43,700	39,450	39,450
補正予算額(増減)	△27,031	△15,221	△13,468
計:現年予算額	16,669	24,229	25,982
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	16,669	24,229	25,982
決算額	14,201	24,001	22,114
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	2,468	228	3,868

4.5.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	18,430	財団に対する補助金(地域課題解決型)
負担金、補助及び交付金	3,684	財団に対する補助金(情報通信産業型)
合計	22,114	

4.5.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	11,057	地方創生推進交付金
一般財源	11,057	
合計	22,114	

4.5.5 検討した内容及び閲覧した資料等

下記の財団における事業費のうち、助成金について、関連規程、採択過程、実績報告等を閲覧し、検証を行った。

(1) 地域課題解決型

(単位:千円)

科目	交付決定額	補助金額	備考
給与手当	1,121	1,110	臨時職員給与
会議費	20	19	審査会会場借上げ費等
旅費交通費	30	36	審査委員、専門家旅費
通信運搬費	20	17	チラシ発送費、その他発送費
広告料	150	110	ビジネス香川掲載料
消耗品費	67	14	ファイル等
印刷製本費	80	63	チラシ印刷費、その他印刷費
謝金	1,512	942	審査委員、専門家謝金
手数料	0	0	振込手数料
小計	3,000	2,311	
助成金	30,000	16,119	助成金
合計	33,000	18,430	

(2) 情報通信産業型

(単位:千円)

科目	交付決定額	補助金額	備考
給与手当	224	222	臨時職員給与
会議費	15	20	審査会会場借上げ費等
旅費交通費	10	0	審査委員旅費等
通信運搬費	5	3	チラシ発送費、その他発送費
消耗品費	13	0	
印刷製本費	40	61	チラシ印刷費、その他印刷費
謝金	143	196	審査委員謝金等
手数料	-	1	振込手数料
小計	450	504	
助成金	6,000	3,180	助成金
合計	6,450	3,684	

4.5.6 監査の結果及び意見

4.5.6.1 補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性(指摘事項1)

(発見事項)

起業等スタートアップ支援事業の中の情報通信産業型の助成金は、対象となる事業を「情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業又はデザイン業」として定

めている。また、これらの業種の判定については、日本標準産業分類を参考にすることとされている。

令和3年度に採択された1者は、オーダーメイド家具の製造販売業でありながらこれをインターネット付随サービス業として申請しており、財団でもこの業種に該当するとして補助対象事業者と判断、補助金の交付を行っている。

県及び財団による、同社の業種判定に関する見解は以下の通りである。

同者の事業については、単なるオーダーメイド家具の製作・販売ではなく、家具の作業工程の画像や動画をInstagramを駆使して提供し、依頼者(発注者)の安心感と満足度を向上させることで、事業の発展を目指す事業です。

本来であれば、現地で行う採寸作業もインターネットを駆使してリアルタイムで情報を取得し、依頼者からの細かな要望等に対する提案などを行うことで、依頼者が求める製品が製作できることから、単なるInstagram等の利用者ではないと考えています。

離島、アート、そして自らが持つ家具製造の技術を融合させ、それらをインターネットという情報ツールを基にした事業に結びつける取組みについて、財団としては、インターネット付随サービス業のポータルサイト・サーバ運営業の「主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。」に該当する事業と判断したものであり、(後略)。

(出典:起業等スタートアップ支援事業についての補足説明(産業政策課))

日本標準産業分類によれば、「40・401 インターネット付随サービス業」(中分類及び小分類)の細分類として「4011 ポータルサイト・サーバ運営業」があり、「4011 ポータルサイト・サーバ運営業」の説明として、以下が記載されている。

細分類の説明

主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。

広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない。

事例

ウェブ情報検索サービス業;インターネット・ショッピング・サイト運営業;インターネット・オークション・サイト運営業

不適合事例

インターネット広告業[7311];インターネット専業銀行[6221]

(出典:e-Stat(政府統計ポータルサイト) 日本標準産業分類の詳細情報)

県及び財団の見解にある通り、本事業者については従来型の単なるオーダーメイド家具の製造・販売業から脱却し、新しい形での販路を構築しようという取組みであることは資料等からも伺え、離島、アート、そして自らが持つ家具製造の技術を融合させ、それらをインターネットという情報ツールを基に家具の製造販売に結びつける取組みを行っているものと推察される。

一方で、当該事業者が販売するものはあくまでもオーダーメイド家具であり、インターネットを駆使して情報の提供を行うのは広告のためであってこれで収益を得ることを目的とした事業計画とはなっていない。そのため前述の「細分類の説明」にも記載されている通り、「ポータルサイト・サーバ運営業」には該当しないものと判断される。これは、「日本標準産業分類一般原則」において分類の基準が「生産される財またはサービスの種類」等に注目して区分されている旨の記述があることから明らかである。

日本標準産業分類一般原則

第3項 分類の基準

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能等)
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術等)
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

なお、事業期間終了時の「事業実施概要報告書」では、「インターネットで広告するより、地道に事業者に営業したり近隣事業者に事業パンフレットを渡して説明する方が、より効果を得ることがわかったので、しばらくはその方法をとる。今後の事業拡大の際にはインターネットを活用する。」といった報告等が行われており、インターネットの利用が広告目的であると事業者自身も説明しているばかりか、結果としてインターネット等を駆使することも当面は断念し、従来型のオーダーメイド家具の製造販売業を行う状況であることが伺える。

(問題点)

補助対象とならない事業者に補助金を交付することは、要綱を遵守しておらず、また補助金制度の趣旨にそぐわない運用を行うことで事業の有効性に支障を来たすことになるため問題である。

(指摘事項 1) 補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性

起業等スタートアップ支援事業における情報通信産業型の補助金は、補助対象となる事業者の業種を情報サービス業、インターネット付随サービス業等と定めているにもかかわらず、令和3年度においてオーダーメイド家具の製造販売を行う事業者に補助金を交付している。

これは、同事業者が今後 Instagram による広告活動及びインターネットを通じた受注販売を行っていくという計画を提出したことを受けて、県及び公益財団法人かがわ産業支援財団で当該事業者をインターネット付随サービス業と判断したことによるものであるが、日本標準産業分類におけるインターネット付随サービス業とは、「ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業」のことを指しており、当該事業者のように生産・販売する財貨がオーダーメイド家具である事業者はインターネット付随サービス業には該当しないと考えられる。

制度趣旨に適った有効かつ効果的な補助金制度の運用、補助金交付要綱を遵守した事務取扱を行うためには、補助金交付要綱を厳格に適用し、対象となる事業者の業種も資格要件及び事業内容等の審査において十分に確認する必要がある。

4.5.6.2 補助金交付要綱の改正時の修正誤り(指摘事項 2)

(発見事項)

起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱(以下「要綱」)第21条では、県が財団に補助金を交付する際には、財団の方で要綱第6条から第18条までの規定に準じた交付要領を定める必要がある旨、規定されている。この点、正しくは財団の方では要綱第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定める必要があり、この点要綱の記載が誤っている。

これは、令和3年度中に要綱の改正があり、その際第17条を新たに追加しており、従前の第17条、第18条が第18条、第19条にスライドしたにもかかわらず、第21条で規定する条項の範囲を修正することを失念し、従前のまま「第6条から第18条まで」となっていたことによるものであると説明を受けている。

なお、財団の交付要領には要綱第19条に準じた規定が定められているため、運用上の問題は生じていない。

起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱

第 19 条 (財産の管理)

3 財団は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(問題点)

香川県補助金交付規則に基づき交付される補助金の交付決定の法的性質は、行政処分ではなく負担付贈与契約であることから、補助目的を達成するため間接補助事業者等に対して財産処分の制限等を行う必要があるときは、補助金の交付要綱において、間接補助事業者等がする財産処分について必要な間接補助条件を交付要領に付すべき旨を定めなければならないところ、その旨の定めがなされていないことは問題である。

(指摘事項 2) 補助金交付要綱の改正時の修正誤り

起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 21 条では、県が公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)に補助金を交付する際には、財団の方で要綱第 6 条から第 18 条までの規定に準じた交付要領を定める必要がある旨、規定されている。この点、正しくは財団の方では要綱第 6 条から第 19 条までの規定に準じた交付要領を定める必要があり、この点要綱の記載が誤っている。

具体的には、要綱第 19 条は財産の管理に関する定めであり、処分を制限された取得財産を処分する際の取扱いについて定めた規定である。これらが財団の交付要領に含められることで始めて創業者等の直接補助事業者に対しても財産処分の制限等が有効となるものであり、この点要綱の改正により正しく修正する必要がある。

なお、これは令和 3 年度中に要綱の改正があり、その際第 17 条を新たに追加したことでその後の条文がスライドしたにもかかわらず、第 21 条で規定する条項の範囲を修正することを失念したことによるものであると説明を受けている。また、財団の交付要領には要綱第 19 条に準じた規定が既に定められており、現状でも運用上の問題は生じていない。

4.5.6.3 創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー ー(意見事項7)

(発見事項)

地域課題解決型の補助金については、令和3年度より補助金交付の効果を図る目的もあって補助対象事業実施後の5年間について補助金の採択事業者から事業化状況報告書の提出を求めている。一方で、情報通信産業型の補助金については交付要綱に同様の定めはなく、実際にその後の状況把握は行われていない。

産業政策課に依頼し、2022年8月時点で過去の補助金の採択事業者(地域課題解決型と情報通信産業額の合計)の事業継続状況について確認してもらったところ、以下の通り2者が事業継続の状況について不明となっていた。

(単位:者数)

	採択者数	R4.8月時点で 事業継続	不明	県内で事業継続
H30年度	16	16	-	16
R元年度	8	7	1	7
R2年度	13	12	1	12
R3年度	12	12	-	12

注:採択者:採択したが辞退した者(交付までに至らなかった者)を除く。

起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱

第17条 (成果の報告)

間接補助事業者は、事業完了後の間接補助事業の成果を報告するため、間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月30日までに事業化状況報告書を知事に提出しなければならない。

(問題点)

起業等スタートアップ支援事業で補助金を採択した事業者について、交付した年度以降の事業者の事業化の状況について適切にフォローアップできる体制となっていないと、補助金制度の事業としての評価・効果検証・見直しが行われない可能性があるため問題である。

(意見事項 7) 創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー

起業等スタートアップ支援事業(情報通信産業型)では、補助金を交付した事業者のその後の事業化の状況について報告を求めることを交付要綱で義務付けておらず、実際に今回確認したところ令和元年度、令和2年度に補助金を交付した事業者のうち2者が現在事業継続しているか不明な状況となっていた。

補助金制度の事業としての適切な評価・効果検証及び見直しのためにも、また、補助金を交付した事業者が順調に創業を行えるかを支援するためにも、補助対象事業者のその後の事業化の状況を十分にフォロー・確認する仕組みを構築することが望ましい。

なお、起業等スタートアップ支援事業(情報通信産業型)については令和3年度で補助事業を廃止していると説明を受けているが、特に創業支援等に係る補助制度については、創業支援という観点からもその後の事業化の状況フォローが有効であるため、他の創業支援に関する事業においても補助金を交付して終わりとするのではなく、その後の事業化の状況等を十分にフォローし、県内の創業・第二創業等の裾野拡大の一助とすることが望まれる。

4.6 戦略的食品産業強化事業

4.6.1 事業の概要

所管課		
商工労働部 産業政策課		
事業概要		
(1) 概要		
<p>公設試験研究機関である香川県産業技術センター(*)の食品研究所及び発酵食品研究所が以下の試験研究及び相談指導業務を実施する事業である。</p>		
<p>(*) 工業及び食品産業の技術に関する試験、研究、調査等を行うとともに、その成果の活用及び普及を図ることにより、本県における産業の振興及び発展に資するため設置されている香川県産業技術センターは、その他に「企画情報部門」、「材料技術部門」、「生産技術部門」、「システム技術部門」を有し、それぞれ試験研究及び相談指導業務を行っている。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 機能性食品開発支援事業 <p>消費者の健康志向ニーズに合った売れる食品作りを促進するため、食品の機能性評価技術を活用し、商品の差別化や県特産物等の優れた機能性を訴求した商品開発を支援する事業であり、具体的には、食品研究所・食品素材利用担当 2 名が中心となって地域の食品素材利用、機能性成分等の研究・利用に関連する試験研究及び相談指導を行っている。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 発酵食品関連産業強化事業 <p>伝統的な発酵食品関連産業の活性化を図るため、これまでに培った発酵技術を基礎として、醤油の製造技術の確立や地元食材の活用、消費者の嗜好に合った食味の改善、企業の商品開発人材の育成等を行い、安全・安心で付加価値の高い商品開発を支援する事業であり、具体的には、発酵食品研究所・発酵食品担当 2 名、加工食品担当 3 名が中心となって発酵食品・調味料・調理食品・麺類、醤油用配布乳酸菌・酵母に関連する試験研究及び相談指導を行っている。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍食品産業基盤強化事業 <p>本県の食品産業の基幹を成す冷凍調理食品産業の基盤技術の向上を図るため、課題解決に必要な加工技術の改善や新商品開発、人材育成を支援する事業であり、具体的には、食品研究所・製造プロセス担当 2 名が中心となって食品の保存・加工技術、冷凍技術、HACCP、食品異物に関連する試験研究及び相談指導を行っている。</p>		
(2) 令和 3 年度の事業実績		
(単位:件数)		
	食品研究所	発酵食品研究所
依頼試験	1,264	2,599
施設利用	680	302

配布酵母数(県内)	-	382
配布酵母数(県外)	-	1
配布乳酸菌数	-	591
配布酵母数(そらまめしょうゆ)	-	3
技術指導	741	1,050
現地指導(延人数)	2	9
技術調査・企業訪問(延人数)	28	88
技術講習会(センター主催)	5	5

事業実施の必要性

本県の醤油は全国5位の出荷量、冷凍調理食品は全国1位の生産額、白味噌は全国有数の生産量を誇る。県内企業の中には、味噌の製造過程で副生する煮汁からイソフラボン含有粉末を抽出し活用するなど、伝統的醸造技術と先端技術であるバイオテクノロジーなどを取り入れながら、もろみ酢等の健康飲料、化粧品分野や健康食品分野にも進出している企業がある。

冷凍調理食品産業においては、県内の業界地図が変化する中、蓄積された食品加工技術や冷凍技術、品質管理技術を生かして、オリジナル商品の開発力強化に取り組む企業がある。

将来にわたり本県経済の持続的な発展を図るため、本県ならではの強みを生かし、伝統技術を守りつつも、それらを基盤に新たな技術開発に取り組み、伝統的な食品産業の活性化を行うという観点から本事業は必要なものと言える。

(参考)本県における冷凍調理食品、醤油等の出荷額及び事業所数(従業員4名以上の事業所)

(単位:百万円、数)

産業中分類	H30年		R1年		R2年	
	出荷額	事業所数	出荷額	事業所数	出荷額	事業所数
冷凍水産食品製造業	2,615	4	2,619	4	2,287	3
冷凍調理食品製造業	118,898	53	119,074	52	122,215	53
醤油・食用アミノ酸製造業	9,848	15	7,988	13	8,450	14

(出典:工業統計調査(経済産業省)「品目編」)

県各計画との関連

- 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)

- 主たる計画

香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)

- 基本方針

地域の強みを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業を育成し、集積を図る。

- 展開方向(成長エンジンとなる分野)
地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野
- 重点施策
地域に根付く伝統技術「発酵食品」や「冷凍調理食品」の集積と取組み
健康・機能性食品開発の取組み

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 香川県産業技術センターの研究開発による製品化件数(累計)

現状 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	指標の概要	目標値の設置根拠
106 件 H28～R2 年度	110 件	新商品・新製品の製品化 件数は研究開発の成果を 示す指標	過去 5 年間の累計件数を上回る 110 件を目標とする。

(注)上記件数は、香川県産業技術センター全体での製品化数である。

- 上記 KPI のうち戦略的食品産業強化事業に関連する製品化数
(単位:件)

区分/年度	R1	R2	R3
機能性	5	1	4
発酵食品	2	13	10
冷凍食品	0	0	0
合計	7	14	14

冷凍食品については、平成 30 年から令和 2 年度までの間、令和 3 年 6 月 1 日から完全施行される改正食品衛生法に規定する HACCP(ハサップ)(*1)に沿った衛生管理への対応に重点を置いたことから製品化に至った支援はなかった。

(注)*1:HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。
(出典:厚生労働省ホームページ)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県中小企業振興条例
- 香川県産業技術センター条例
- 香川県産業技術センター規則

4.6.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	18,416	13,013	16,252
補正予算額(増減)	△ 3,013	△ 2,899	△ 1,580
計:現年予算額	15,403	10,114	14,672
前年度明許繰越額	34,992	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	50,395	10,114	14,672
決算額	40,388	10,016	14,297
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額(*)	10,007	98	375

(注)*: 令和元年度は、前年度明許繰越額につき、国の補助金採択額が当初見込額より減額となったことによる歳入減により執行できなくなった額及び備品の購入予算額と落札額との差額

4.6.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
備品購入費	7,700	酸性糖分離同定装置等
需用費	4,240	消耗品費(分析試薬等)
その他	2,357	
合計	14,297	

4.6.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	7,148	地方創生推進交付金
一般財源	7,149	
合計	14,297	

4.6.5 検討した内容及び閲覧した資料等

- 食品研究所の視察
- 前述の「決算額の主な内訳」の備品購入費 7,700 千円の中から以下の「酸性糖分離同定装置」を任意に抽出し、現物確認及び支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

物品名	酸性糖分離同定装置
検収日	令和3年9月30日
購入内容	食品中(酸性糖等)、有機酸及び機能性成分(酢酸、難消化デキストリン等)の分析に必須な装置であるほか、依頼試験及び施設利用を通じて、県内食品企業の新商品開発及び品質管理に資する。
機器製造会社	(株)島津製作所
入札方法	一般競争入札

落札事業者名	丸文ウエスト(株)
予定価格	5,346,000 円(税込み)
落札価格	5,335,000 円(税込み)
落札率	99.8%
入札参加者数	1 者(入札説明書類交付者は落札者を含め 2 者)

令和 3 年 6 月 25 日の「特殊物品購入等審査会」により購入予定機器の仕様等を審査した上で、同年 7 月 2 日に一般競争入札の公告を行った結果、同年 7 月 16 日に一者が応札し同日付で物品購入の契約を締結している。

同機器の購入は、島津製作所製の機器の更新取得であり、仕様要件として、食品研究所に設置している他の島津製作所製の機器の運転制御、分析データの解析、メソッドデータの読み込みが可能な機能を有することとされているところ、前述の審査会に提出された特殊物品購入等審査説明書における同等製品の比較では、落札事業者である丸文ウエスト(株)が提出した島津製作所製品の参考見積価格 5,346 千円に対して、他社製品は、それぞれ 14,850 千円、17,050 千円であった。その結果、3 社の参考見積書から最も低い金額である丸文ウエスト(株)の金額を予定価格として設定し、丸文ウエスト(株)が入札した結果、落札率が 99.8%となったものである。

他県の公設試験研究機関に対して同種の製品の仕様や購入金額の問合せ等も実施し比較検討していることから、1 者入札、高落札率であることに問題は識別していない。

4.6.6 監査の結果及び意見

4.6.6.1 医薬用外劇物の保管について(指摘事項 3)

(発見事項)

香川県産業技術センター食品研究所の視察を行った際に、プラント棟において外側がビニール袋に包まれた紙袋に入った苛性ソーダ(水酸化ナトリウム(劇物))が床に置かれていた。ビニール袋もその中の紙袋もいずれも古く汚れていたこともあり、職員に苛性ソーダという認識がなく、何に使用していたかを把握できる在職職員もいなかった。

香川県産業技術センターでは、毒物及び劇物取締法第 22 条第 5 項の準用規定を適用した同法第 11 条第 1 項の規定等に基づき、「産業技術センター薬品管理規程」(平成 24 年 7 月 1 日施行)を定め、劇物等について、薬品管理簿に記入するとともに、鍵付きの専用の保管設備で保管・施錠することとしており、日常的に試験分析等で使用している苛性ソーダについても、同規定に従い管理すべきものであったにもかかわらず、今回発見された苛性ソーダについては、これらに基づいた適切な保管が行われていなかった。



毒物及び劇物取締法

(毒物又は劇物の取扱)

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

産業技術センター薬品管理規程

(目的)

1 本規程は、香川県産業技術センター(以下、「センター」という。)における危険薬品(以下の法規による試験・検査で使用する「毒物」、「劇物」及び「危険物」等をいう。以下同じ。)による保健衛生上等の危害を未然に防止することを目的として、センターにおいて使用する薬品の購入、保管、使用及び廃棄など薬品の安全な管理に関し必要な事項を定める。

(薬品の保管管理)

2(2)危険薬品は鍵付きの専用の保管設備(保管庫、保管室、保管冷蔵庫など)で保管・施錠する。

(3)危険物(毒劇物、有機則規制、特化則規制薬品を除く)は、原則として指定の保管設備に保管する。やむを得ず研究室で保管する必要があるときは指定数量の1/5未満とし、薬品戸棚等に適切に保管する。

(7)危険薬品ははっきりと内容物が表示された安全な容器で保管する。

等

(問題点)

苛性ソーダは劇物に該当するため、規程等に基づいて適切に保管しないと流用等で事件等に使用されたり、事故が起きれば多大な保健衛生上の危害が生じる恐れがあり問題である。

(指摘事項 3) 医薬用外劇物の保管について

香川県産業技術センター食品研究所の視察を行った際に、プラント棟において紙袋に入った苛性ソーダ(水酸化ナトリウム(劇物))がビニール袋に包まれて床に放置されていた。ビニール袋、紙袋ともに古く汚れていたこともあり、この床に置かれた袋が苛性ソーダであるという認識のある職員がおらず、何に使用していたかも把握できていない状況であった。

毒物・劇物については、流用や事故等によって重大な問題が生じることがないように、「産業技術センター薬品管理規程」の規定に従い、薬品管理簿に記入するとともに鍵付きの専用の保管設備で保管・施錠する必要がある。

なお、香川県産業技術センターでは、今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認したと説明を受けている。

4.6.6.2 事業との「直接性」のある効果を表す KPI の設定(意見事項 8)

(発見事項)

前述の「4.6.1 事業の概要」の「重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)」に記載のとおり、本事業の KPI は「香川県産業技術センター全体の研究開発による製品化件数」であるとの回答を得ているが、香川県産業技術センターでは本事業で対象とする食品分野以外に工業分野の事業も行っており、両者では支援対象の事業者、組織体制、研究人材の専門性等も異なっている。従って、香川県産業技術センター全体での「研究開発による製品化件数」という KPI は、本事業の直接的な成果・効果を客観的に示す指標とはならない。

また、冷凍食品については、平成 30 年度から令和 2 年度までの間、令和 3 年 6 月 1 日から完全施行される改正食品衛生法に規定する HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理への対応に重点を置いた活動をしており、製品化のための活動・支援よりも優先されていた。そのため冷凍食品に関して言えば、製品化件数よりも HACCP への対応に関する指標の方が適していたとも考えられる。

本事業は地方創生推進交付金を活用した事業であり、こうした事業に取り組む際の指針となる「地方創生事業実施のためのガイドライン」(内閣府地方創生推進事務局)では、KPI の設定にあたって留意することが必要な基本的な視点として「事業と『直接性』のある効果を表す指標であること」という点が挙げられており、具体的には①達成を目指す目標と交付金事業の KPI との因果関係が明確であること、②交付金事業によって現れた成果だと説明できる KPI であること、の 2 点が必要な視点であるとしている。

これらからも、本事業の KPI は事業のアウトカム指標（後述の「地方創生事業実施のためのガイドライン」の「○指標の説明」参照）としては不十分であると言わざるを得ない。

地方創生事業実施のためのガイドライン

○地方創生関係交付金事業における KPI 設定の視点

地方創生関係交付金事業では、取組の自立性が確立されることを重視しています。取組の自立性を確立するためには、①事業のマネジメントサイクル (PDCA) への意識を高めること、②”確かな PDCA サイクルの稼働”を実現するために適切な KPI を設定・管理することが必要です。

地方創生関係交付金事業における KPI の設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、下記の基本的な

視点に留意することが重要です。

視点1: 「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

○達成を目指す目標と交付金事業の KPI との因果関係が明確であること

・設定する KPI は、交付金事業によって達成を目指す目標を実現するために、事業の成果・進捗の管理に資する必要があります。そのため、目標との因果関係が明確な指標を設定することが重要です。

○交付金事業によって現れた成果だと説明できる KPI であること

・設定する KPI は、交付金を活用した事業の成果・効果として説明できることが重要です。例えば、本交付金事業とは別の事業による変化や事前に織り込み済みの環境変化等の外的要因に影響を受けない指標を設定する必要があります。

視点3: 「妥当な水準」の目標が定められていること

○指標の説明

指標分類	指標の説明	設定の例
総合的なアウトカム	地域にもたらす最終的な効果、目指す最終目標 交付金を活用した取組みによって、最終的に地域にもたらされる成果・効果を示す指標、地方創生事業によって目指す最終目標を示す指標	地域における起業家数 [○] イベントに参加した観光客数 [×] →地方公共団体の解決した最終課題や事業目的と合致するアウトカム指標となっていません。
交付金事業のアウトカム	個別事業の直接的な効果 交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す指標	支援事業を通じた新規雇用者数又は売上高 [○] 相談事業に配置した相談スタッフ数 [×] →成果・効果を抑えたアウトカム指標となっていません。また、取組の活動量を示すアウトプット指標でもありません。
交付金事業のアウトプット	個別事業の活動量 事業の評価や改善を効果的に進めるために、交付金を活用した取組の活動量を示す指標	企業家支援セミナーイベント参加者数 [○] イベント参加者満足度 [×] →主観的な評価であり、客観評価とは言い難いです。 ※満足度等の主観的な指標は、一般的には事業の効果を図る尺度の1つではありますが、具体的かつ客観的な成果が求められている交付金事業のKPIとして設定するには慎重であるべきです。

(出典: 地方創生事業実施のためのガイドライン)

※上表の指標の説明に記載されている各指標のうち、設定する KPI としては、交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す「事業のアウトカム指標」であることが基本であるとされている。ただし、事業の評価や改善を効果的に進めるためには、交付金を活用した取組の活動量を示す「事業のアウトプット指標」を併せて設定することも有効であることから、「事業のアウトカム指標」と「事業のアウトプット指標」の両方が設定されている状態が望ましい、とされている。

(問題点)

適切な KPI が設定されていないと、適切に PDCA サイクルが稼働できず、地方創生関係交付金事業で重視される「取組みの自立性」が確立できなくなる可能性があり問題である。また県として適切な事業評価による次年度事業の改善等が十分に行われない可能性があり、事業の有効性・効率性・経済性に支障が出る恐れもあり問題である。

(意見事項 8) 事業の PDCA サイクルを確立するために有効な KPI の設定について

戦略的食品産業強化事業の KPI は、総合的なアウトカム指標である「香川県産業技術センター全体の研究開発による製品化件数」しか設定されていない。香川県産業技術センターは本事業で対象とする食品分野以外にも工業分野の事業も行っているため、当該指標は本事業の直接的な成果・効果を客観的に示す指標とはならない。

地方創生関係交付金事業で重視される取組みの自立性を確立するためには適切に PDCA サイクルを稼働させる必要がある。また県として適切な事業評価による次年度事業の改善等を行うことで事業の有効性・効率性・経済性を十分に確保していくためにも、「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、事業と直接性のある指標を本事業に関する KPI として適切に設定することが望まれる。

4.7 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金貸付金)

4.7.1 事業の概要

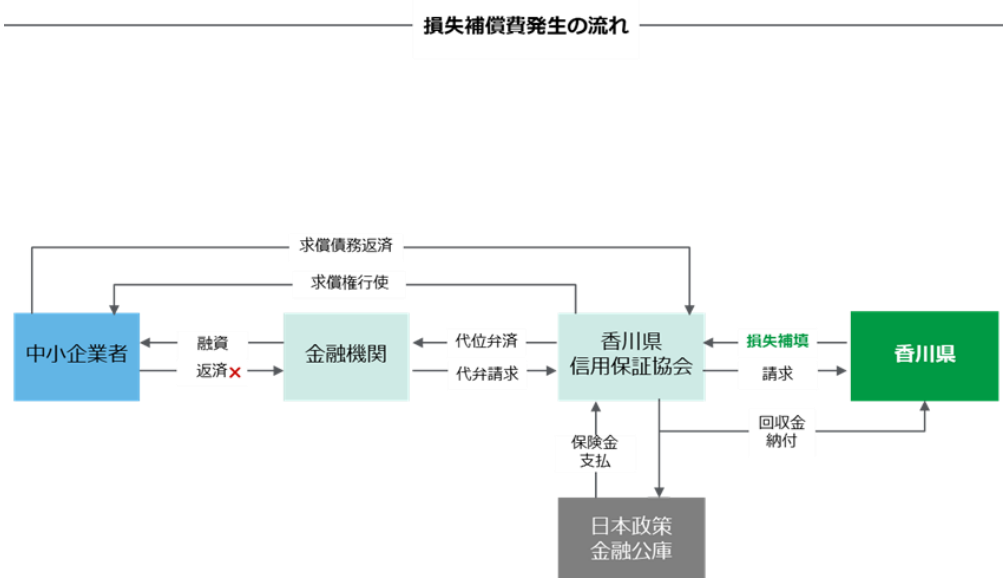
所管課
商工労働部 経営支援課
事業概要
<p>中小企業振興資金融資事業は、中小企業振興資金貸付金(本事業)と、中小企業振興資金保証料補給金(「4.8 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)」参照。)から構成される。</p> <p>本事業で行う中小企業振興資金貸付金とは、県の資金を金融機関へ無金利で預託することで金融機関の資金調達コストを低減させるとともに、金融機関の中小企業への貸付に県の外郭団体である香川県信用保証協会の保証制度を活用することで、県が県内中小企業の事業資金調達の円滑化を支援するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預託金および制度融資の概要 <p>制度融資の種類については「4.7.1.1 中小企業振興融資制度の種類」にて後述する。</p> <p>県が信用保証協会を介して、民間金融機関に対し、県の資産である預金を無金利で預託する。これに伴い、金融機関は中小企業者への貸出のための資金調達コストの一部を軽減することが可能となる。さらに、制度融資には香川県信用保証協会の保証が付与されることになり、通常の民間金融機関の審査では資金調達が困難な中小企業者でも、民間金融機関から資金調達を行うことが可能となる。</p> <p>なお、香川県信用保証協会では、貸倒リスクに備えて日本政策金融公庫と保険契約を締結することで元本(預託金)の一部について保全を図っている。</p>
<p>————— 預託、融資の流れ —————</p> <pre> graph TD A[香川県] -- 預託 --> B[香川県信用保証協会] B -- 償還 --> A B -- 再預託 --> C[金融機関] C -- 償還 --> B C -- 保証依頼 --> B B -- 保証承諾 --> C D[中小企業者] -- 融資申込 --> C C -- 融資実行 --> D E[日本政策金融公庫] -- 保険料支払 付保 --> B </pre> <p>(出典: 県提出資料をもとに表を作成)</p>

● 信用保証協会に対する損失補償について

制度融資のうちフロンティア融資及び中小企業再生支援融資(「4.7.1.1 中小企業振興融資制度の種類」参照。)については、県は香川県信用保証協会と損失補償契約を締結しており、同協会による代位弁済時に日本政策金融公庫の保険金で補填されずに被る損失額の一定割合を、県が保証することとしている。

これらの融資の利用対象となる中小企業者は、経営状況等に不透明な部分が多く、金融機関による融資審査等が困難な場合も多いが、県内産業の育成や地域経済・雇用に与える影響を鑑み、県が信用保証協会に対し損失補償を実施することで、信用保証協会による保証を促進し、こうした事業者の資金の円滑化を図っている。

損失補償費発生の流れ



(出典: 県提出資料をもとに表を作成)

上表を補足すると、中小企業者が金融機関からの融資を返済できなくなった場合、香川県信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行う。香川県信用保証協会は日本政策金融公庫との保険契約による保険金で代位弁済した資金の一部を回収するとともに、中小企業者から求償権を行使して回収を行うこととなるが、通常だと代位弁済した額から保険金受領額及び回収額を差し引いたものが信用保証協会の損失となるところ、本制度融資に関してはその一部を更に県が損失補填する、という制度となっている。

● 預託額、制度融資枠および県の損失補填額の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預託額	382億円	382億円	382億円	382億円	382億円
制度融資枠	1,283億円	1,283億円	1,283億円	2,992億円	2,815億円
損失補填額	1百万円	6百万円	9百万円	3百万円	未確定

預託額は、直近5年は392億円と一定額で推移している。一方で、制度融資枠(民間金融機関の中小企業振興融資制度の貸出枠)は、令和3年に急増している。これは、緊急対策支援として講じられた危機関連融資(新型コロナウイルス感染拡大に影響を受けた事業者等に対

する融資)が著しく増加したことによるものである。なお、損失補填額の金額は、直近5年では多い年度でも9百万円の発生額となっている。

● (新規融資、年度末融資残高の推移)

年度	新規融資 (保証承諾額)		年度末融資残高	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
平成24年度	3,326	322	14,185	934
25年度	2,510	220	13,139	812
26年度	2,144	172	11,928	683
27年度	1,874	163	10,467	578
28年度	1,357	107	8,567	446
29年度	1,223	96	7,039	356
30年度	978	83	5,976	297
令和元年度	1,269	123	5,207	282
2年度	14,223	2,477	16,529	2,327
3年度	1,772	267	17,356	2,483

事業実施の必要性

中小企業振興資金融資事業には、中小企業振興資金貸付金と中小企業振興資金保証料補給金があり、香川県内中小企業の事業資金調達の円滑化を図り、また中小企業者が負担する信用保証料を軽減することを目的としている。中小企業者の資金調達を支援し、香川県における商工サービス業の振興を図るうえで必要な事業である。

本県の平成28年度時点における規模別企業数(会社数+個人事業者数)(※)は、大企業52社(0.2%)、中小企業30,883社(99.8%)、中小企業のうち小規模企業26,628社(86.1%)の割合となっている。また、規模別従業員者総数(会社及び個人の従業員総数)※においても、大企業50千人(16.5%)、中小企業258千人(83.5%)、中小企業のうち小規模企業90千人(29.3%)の割合となっている。本県では、中小企業の企業数および中小企業に従事する従業員数の割合が高くなっており、中小企業者が香川県の地域経済・雇用に与える影響は大きい。

※ 民間、非一次産業を対象としている。なお、企業数及び比率については、『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画』に記載の数値に基づいている。

『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画』では、商工・サービス業の振興が掲げられており、その施策は以下のとおりである。

施策31 成長産業の育成・集積

施策32 創業や新事業展開の促進

施策33 独自の強みを持つ企業の競争力の強化

施策34 企業の海外展開の促進

施策35 産業の成長を支える人材の育成

施策36 中小企業の経営支援

施策37 企業立地の促進と産業基盤の強化

<p>本事業は、中小企業者の資金調達の支援を行うものであり、上記施策と直接的な関連性のある事業ではないが、中小企業者の資金調達の円滑化や信用保証料の軽減化を図ることで、間接的に上記施策を支援する事業となっている。</p>
<p>県の各計画との関連</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 上位計画 <p>「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画</p> <p>第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)</p> ● 基本方針 <p>主たる計画である香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)に則して、各金融機関、香川県信用保証協会が協調して実施する中小企業振興資金制度により、県内中小企業に対して資金面からの支援を行う</p> ● 展開方向 <p>新規創業から経営の安定化、活性化のための融資、さらに事業承継支援融資など、企業のライフサイクルに応じた資金を引き続き用意するほか、この度のコロナ禍や物価高騰等といったいわば非常時には、資金調達の円滑化が図られるよう融資メニューの見直しを行っている</p> ● 重点施策 <p>特になし</p>
<p>重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)</p>
<p>該当なし</p> <p>※本事業は、県内の中小企業者の創業や新事業展開の促進、事業承継等を資金調達面から支援するための事業であり、県の様々な施策及び事業と関連性を有している。しかし、制度融資そのものは、民間金融機関等が取扱いを行うため、その制度利用の実績は、金融機関側の収益状況や経営判断等により大きく左右される。したがって、本事業は県の主体的な取組みによって実績目標の達成を目指すものではないと考えられることから、KPI の設定は行われていない。</p> <p>なお、経営支援課では定期的に中小企業振興融資実績を集計し、関連する部門等へ情報の連携を行っている。</p>
<p>遵守すべき(規制を受ける)法令等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県中小企業振興融資制度要綱

4.7.1.1 中小企業振興融資制度の種類

制度融資(中小企業振興融資制度)には、新規創業融資、フロンティア融資(ベンチャー企業育成支援、新事業進出支援)、経済変動対策融資などの種類があるが、それぞれの融資に特色を持たせ、中小企業の資金需要にあわせて融資できるように配慮しており、また融資枠の設定は利用状況の推移、経済、金融情勢や資金需要の動向などを勘案し、将来の中小企業の資金需要に対応できるように設計している。

(出典:「香川県 中小企業者のための融資制度のご案内 令和4年4月」を加工)

テーマ	融資制度名	利用条件	資金用途
新規創業支援	新規創業融資	<p>【一般タイプ】</p> <p>県内で新たに事業を開始しようとする方(開始後1年未満の方を含みます)で、次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1)事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>(2)事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>(3)事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過しないこと</p> <p>(4)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しないこと</p> <p>(5)(3)に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人の事業開始後1年を経過しないもの</p>	県内で新たに事業を開始するために必要な設備・運転資金
経営革新支援	フロンティア融資	<p>【ベンチャー企業育成支援】</p> <p>県内で6か月以上引き続いて同一事業を営み中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画(優れた新技術・新商品等の開発を行うもの)に係る香川県知事の承認を受け、5年を経過していない特定事業者であって、次の要件のいずれかに該当するもののうち、本制度による融資の必要性・妥当性のあるもの</p> <p>(1)特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの</p> <p>(2)特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの</p> <p>(3)産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの</p>	知事の承認を受けた事業の実施に必要な設備・運転資金
		<p>【新事業進出支援】</p> <p>県内で1年以上引き続いて事業を営む中小企業者であって、次の要件のいずれかに該当し、かつ、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」に基づいて新たな分野の事業に進出する方</p> <p>(1)中小企業者が、現在の事業を継続しながら、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に進出すること</p> <p>(2)中小企業者が、現在の事業を廃止し、新たにこれまで行ってきた</p>	新事業に進出するために必要な設備・運転資金

		事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に転換すること	
	経営活性化支援融資	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当し、本制度の活用により経営の効率化、安定化が図られること (1) 構築物、機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとするもの (2) 工場、店舗、倉庫等を新築、増築、改築又は改装しようとするもの (3) 事業の用に供するための既存建物を取得しようとするもの (4) 温室効果ガスの排出削減に資する機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとするもの	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金
経営安定支援	経営安定融資	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合	【長期資金】 経営の合理化のために必要な設備・運転資金
			【短期資金】 短期運転資金
経営安定支援	経済変動対策融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当する方 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地(個人は主たる事業所)を管轄する市町長の認定を受けていること(セーフティネット保証が利用可能な方) (2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じていること (3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっていること (4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じていること (5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金
	BCP策定企業融資	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、BCP(事業継続計画)を策定し、香川県BCP優良取組事業所認定制度に基づき、香川県から認定を受けた方	事業の継続のために必要な設備・運転資金
	事業承継支援融資	【一般タイプ】 県内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者であって、認定支援機関や香川県信用保証協会等の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき、事業承継を行う方 【認定タイプ】 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する認定を受け、県内で事業承継を行う方 【特別保証タイプ】 1 県内に事業所を有する中小企業者であって、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方	事業承継計画を実行するために必要な資金 認定を受けた事由に係る事業承継に必要な資金 1 事業資金であって、次に掲げるもの (1) に該当する場合は、保証人を提供して

	<p>2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する認定を受けて、(3)を満たす方</p> <p>(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方</p> <p>(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。</p> <p>① 資産超過であること</p> <p>② EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること</p> <p>③ 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④ 返済緩和している借入金が無いこと</p> <p>※本融資は、事業承継特別保証制度(全国統一保証制度)に準拠しています</p>	<p>いない既往借入金の返済資金以外</p> <p>(2)に該当する場合は、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金</p> <p>2 認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)</p>
中小企業再生支援融資	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者(会社・個人)又は組合であって、香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に基づき事業の再生を図る方(経営改善計画に従って設立された法人も対象です)</p> <p>※本融資は、事業再生計画実施関連保証制度(全国統一保証制度)に準拠しています</p> <p>※本融資を受けた後、金融機関に対して計画の実行及び進捗の状況の報告を行う必要があります</p>	<p>経営改善計画の実施に必要な設備・運転資金</p>
小口零細企業融資	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者(会社・個人)</p> <p>※本融資は、小口零細企業保証制度(全国統一保証制度)に準拠しています</p>	<p>設備・運転資金</p>
特産振興小口融資 [市町協調]	<p>県内小規模企業者であって、市町の定める要件に該当する方</p> <p>※県内各市町の融資制度の要件を確認してください</p>	<p>設備・運転資金</p>
企業立地支援	<p>【工場等立地促進資金】</p> <p>1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者であって、香川県企業誘致条例に規定する工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設を県内で新設又は増設するもの及び県内の既存の工場等を取得するもののうち、次の要件の全てに該当する方</p> <p>(1)土地を除く投下固定資産額が5千万円以上</p> <p>(2)新規常用雇用者5人以上(県内在住者)</p> <p>(3)3年以内に当該工場等において業務を開始すること</p> <p>(4)県内移転の場合は、業務を廃止する工場等の生産施設面積より新たに設置する工場等の生産施設面積が増加すること</p>	<p>工場等の整備に必要な設備資金</p>
	<p>【物流施設整備促進資金】</p> <p>1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又はこれと同等以上の業歴を有すると認められる中小企業者であって、特定地区内及び香川県物流拠点施設整備基本計画に定める整備地区内において物流施設を新設又は増設するもの及び県内の既存の物流施設を取得するもののうち、次の要件の全てに該当する方</p>	<p>物流施設の整備に必要な設備資金</p>

		(1)土地を含む投下固定資産額が1億5千万円以上(ただし、特定地区内の地方公共団体又は土地開発公社が分譲を行っている区域へ設置する場合は5千万円以上) (2)新規常用雇用者5人以上(県内在住者) (3)3年以内に当該物流施設において業務を開始すること	
商店街支援	商店街活性化融資	県内の商店街(商店街振興組合法に基づく組合が存在する商店街に限る)で既に事業を行っている、若しくは事業を行おうとしている中小企業者(会社・個人・NPO法人)(創業を除く)	商店街で事業を行うのに必要な設備・運転資金
緊急対策支援	危機関連融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、会社の本店所在地(個人は主たる事業所)を管轄する市町長の認定を受けている方 ※本融資は、危機関連保証制度(全国统一保証制度)に準拠しています	経営の安定に必要な事業資金

4.7.1.2 融資条件等

(出典:「香川県 中小企業者のための融資制度のご案内 令和4年4月」を加工)

テーマ	融資制度名	タイプ	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
新規創業支援	新規創業融資	一般タイプ	2,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	固定 1.45%	0.58% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.58%の補給あり
経営革新支援	フロンティア融資	ベンチャー企業育成支援	5,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	固定 1.45%	0.75% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.40%の補給あり
		新事業進出支援	8,000万円以内 ただし、運転資金は 5,000万円以内			0.40%~1.55% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.40%の補給あり
	経営活性化支援融資	タイプなし	8,000万円以内	設備 10年以内	固定 1.50%以内	0.40%~1.55%
経営安定支援	経営安定融資	長期資金	8,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	固定 1.80%以内	0.40%~1.55% ※セーフティネット保証を適用の場合、0.60%
		短期資金	1,000万円以内	運転 1年以内	固定 1.70%以内	
経営安	経済変動対策融資	タイプなし	8,000万円以内	設備 10年以内	融資期間 7年以内の場合 固定 1.40%	0.40%~1.55% ※セーフティネット保証を適用の場合、0.60%

定 支 援					融資期間7年超 の場合 固定 1.60%	
	BCP 策 定 企 業 融 資	タイプな し	8,000 万円以 内 ただし、運転 資金は 5,000 万円以内	設備 10 年以 内 運転 7 年以内	固定 1.30%	0.21%~0.85%
	事 業 承 継 支 援 融 資	一般タイ プ	8,000 万円以 内	10 年以内	固定 1.30%以内	0.40%~1.55%
		認定タイ プ				0.40%~1.55% ただし、経営者保証コ ーディネーターの確認 を受けた場合、0.15%~ 0.80%
		特別保証 タイプ				
	中 小 企 業 再 生 支 援 融 資	タイプな し	8,000 万円以 内	10 年以内	固定 1.70%	0.80% ※責任共有制度の対 象除外の場合 1.00%
	小 口 零 細 企 業 融 資	タイプな し	2,000 万円以 内※	10 年以内	融資期間 7 年以 内の場合 固定 1.70% 融資期間 7 年超 の場合 固定 1.90%	0.45%~1.75% ※セーフティネット保証 を適用の場合、0.60%
	特 産 振 興 小 口 融 資 [市町協 調]	タイプな し	700 万円以内 で市町の定め るところによる	6 年以内で市 町の定めると ころによる	固定 1.80%	0.40%~1.55% ⁴ ※セーフティネット保証 を適用の場合、0.60%
企 業 立 地 支 援	工 場 等 立 地 促 進 資 金 等 融 資	工場等立 地促進資 金	所要資金の 2/3 以内で 5 億円以内	設備 10 年以 内	固定 1.80%以内	信用保証は任意 ※信用保証利用の場 合 0.40%~1.55%
		物流施設 整備促進 資金	所要資金の 2/3 以内で1 億円以内 ただし、知事 が必要と認め た場合は3億 円以内			
商 店 街 活 性 化 支 援	商 店 街 活 性 化 融 資		5,000 万円以 内 ただし、運転 資金は 2,000 万円以内	設備 10 年以 内 運転 7 年以内	固定 1.30%	0.40%~1.55% ※セーフティネット保証 を適用の場合、0.60%
緊 急 対 策 支 援	危 機 関 連 融 資		2 億 8,000 万 円以内(無担 保 8,000 万円 以内 + 有担 保 2 億円以 内)	10 年以内	固定 1.00%	0.60%

			組合の場合 は4億8,000 万円以内(無 担保8,000万 円以内+有 担保4億円以 内)			
--	--	--	--	--	--	--

4.7.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	39,220,000	39,220,000	39,220,000
補正予算額(増減)	6,070	9,940	3,507
計:現年予算額	39,226,070	39,229,940	39,223,507
前年度明許繰越額	-	-	-
計:予算現額	39,226,070	39,229,940	39,223,507
決算額	38,226,069	38,229,939	38,223,507
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額※	1,000,000	1,000,000	1,000,000

※ 各年度で同額の不用額が発生しているのは、湯水等の緊急枠に備えて予算を算定していることによるものである。

4.7.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	38,220,000	融資制度の原資として、信用保証協会を通じて、取扱金融機関宛てに預託したもの
補填、補償及び賠償金	3,507	中小企業再生支援融資に係る損失補償金として、信用保証協会宛てに支出したもの 中小企業再生支援融資及びフロンティア融資の利用対象となる中小企業者は、経営状況等に不透明な部分が多く、金融機関による融資審査等が困難な先も多い。県内産業の育成や地域経済・雇用に与える影響を鑑みると、県が損失補償を行っても円滑な資金提供の実施が必要と考えられることから、信用保証協会の損失額の一部負担を行っている。
合計	38,223,507	

4.7.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
諸収入	38,220,176	期末における預託金の回収(38,220,000千円)及び信用保証協会からの損失補償金の一部返納(176千円)
一般財源	3,331	中小企業再生支援融資に係る損失補償金
合計	38,223,507	

4.7.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の「決算額の主な内訳」の貸付金 38,220,000 千円及び補填、補償及び賠償金 3,507 千円を検証サンプルとし、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● 貸付金(預託金)

項目	預託金額	閲覧資料等
令和3年4月1日 預託支出	28,232,750 千円	「令和3年度香川県中小企業振興融資資金の預託について」 「契約書」 「執行伺書」 「請求書」 「支出命令書」 「令和3年度香川県中小企業振興融資資金の預託について(報告)」 「香川県中小企業振興融資制度要綱」
令和3年7月30日 預託支出	2,860,800 千円	同上
令和3年10月29日 預託支出	91,700 千円	同上
令和4年1月31日 預託支出	2,695,600 千円	同上
令和4年3月1日 預託支出	4,339,150 千円	同上
合計 令和4年3月31日 預託回収	38,280,000 千円	調定伺書 納入通知書兼領収書

● 補填、補償及び賠償金

項目	損失補償金	閲覧資料等
香川県信用保証協会に対する損失補填額	3,507 千円	「損失補償契約書」 「中小企業再生支援融資保証に係る保証承諾について(報告)」 「県中小企業再生支援保証 代位弁済一覧表」 「損失補償金計算書」 「損失補償金交付申請書」 「執行伺書」 「請求書」 「支出命令書」

4.7.6 監査の結果及び意見

4.7.6.1 預託金額の適正水準額への見直し(意見事項9)

(発見事項)

令和3年度を含む直近5年間の預託金と制度融資枠及び年度末融資残高の推移は下表のとおりであり、制度融資枠及び年度末融資残高が大きく変動する中で、預託額は過去25年以上同水準(直近5年間は同額)である。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預託額	382億円	382億円	382億円	382億円	382億円
制度融資枠	1,283億円	1,283億円	1,283億円	1,283億円	2,992億円
年度末融資残高	356億円	297億円	282億円	2,327億円	2,483億円

県が金融機関に預託を行っている理由は、香川県内中小企業の事業資金調達の円滑化を図るために金融機関と協調することにある。金融機関は県から預託されることで、貸出のための資金調達コストを軽減できるというメリットがある。県が金融機関への支援(金融機関の資金調達支援)を通じて最終的には中小事業者の資金調達を支援するという趣旨の制度であり、中小企業支援の観点から非常に有用な制度と言える。

一方で、預託額は毎年38,200,000千円(当初予算額は毎年39,200,000千円で、不用額としていた差額の1,000,000千円は渇水等の緊急融資に備えた予算確保分である。)と非常に高額である。毎年度期首に預託され年度末に回収される性質のものとはいえ、県民財産がその額だけ毎年度無利息で拘束されているという点を考えると、預託額についても毎年適切に見直し、適正水準として必要な額のみを預託するという体制整備が必要である。

(問題点)

金融機関に対する預託金の額について、適正水準を預託するために毎年度見直しを行うという体制がとられないと、結果として県民財産を不必要に拘束してしまい、効率的・有効な県民財産の活用が行われなくなる可能性があり問題である。

(意見事項9) 預託金額の適正水準額への見直し

中小企業振興資金融資事業において、金融機関の資金調達コストを支援する目的で実施している金融機関に対する無利息の預託金(当初予算額39,200,000千円、決算額38,200,000

千円、不用額 1,000,000 千円(湧水等の緊急枠))は、対応する制度融資の枠や制度融資の残高が大きく増減する中で、過去 25 年以上同水準である。

県民財産の有効活用という観点からは、必要な適正水準のみを預託することが求められるため、預託額については毎年見直しを行い、常に適正水準となっているかの検証を行うことが望まれる。

具体的には、預託額の適正水準に関する基本的な算定方法、算定根拠等について再度確認を行い、毎年度の預託額について、その額が適正であるとした根拠となる資料を毎年度作成・保存すること等が考えられる。

4.8 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)

4.8.1 事業の概要

所管課
商工労働部 経営支援課

事業概要

中小企業振興資金融資事業は、中小企業振興資金貸付金(「4.7 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金貸付金)」参照。)と中小企業振興資金保証料補給金(本事業)から構成される。

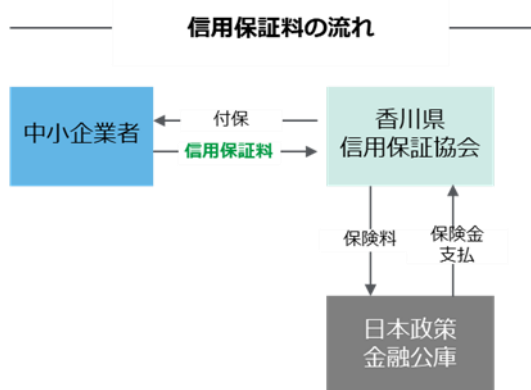
本事業で行う中小企業振興資金保証料補給金とは、県が中小企業者が負担する信用保証料の軽減を図ることによって中小企業者を支援するものである。

- 信用保証料とは

香川県信用保証協会は、中小企業者から金融機関を経由して申請のあった保証の申込に対して直接中小企業を訪問するなど経営状況等を審査した上で、中小企業者の借入金に対して保証を行っており、その対価として中小企業者から香川県信用保証協会が受け取るのが信用保証料である。

香川県信用保証協会は、代位弁済(中小企業者が借入の返済を行うことが困難となった場合に、香川県信用保証協会が金融機関に対して中小企業者に代わりに行う弁済のこと)の発生に備え、中小企業から得る保証料をもとに日本政策金融公庫に保険(代位弁済が発生した場合に代位弁済額の70%から80%を日本政策金融公庫から補填してもらえる保険)を掛けている。

制度融資の信用保証料率は、国が定める基本保証料率を基準として、各都道府県が個別に設定している。



- 県による中小企業振興資金保証料補給金による信用保証料の軽減

中小企業振興資金保証料補給金は、中小企業者が負担する信用保証料の軽減を図るものであるが、その方法は2種類ある。1つが基本保証料率を引き下げるタイプであり、もう1つが新規創業融資及びフロンティア融資に限り保証料を減免するタイプである。以下、それぞれのタイプについて概要を記載する。

➤ 基本保証料率を引下げるタイプ

香川県の制度融資の保証料率は、政策的に国で定めた基本保証料率から引き下げを行っており、基本保証料率からの引き下げ分を県と信用保証協会が2分の1ずつ負担している。つまり、国が定める基本保証料率と比較して、信用保証協会が受領する制度融資保証料率が低くなっているため、低くなった料率の半分を県が信用保証協会へ補給金として交付している。

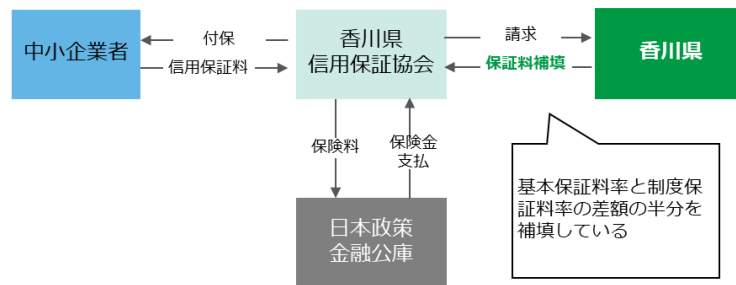
【保証料の引き下げ(保証割合 80%のケース)】

(単位:%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
引下げ	(基本保証料率の 20%)					(基本保証料率の 10%)			
制度融資保証料率	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40

※ 基本保証料率と制度融資保証料率の差に該当する保証料の 1/2 を県が香川県信用保証協会に補給している。

基本保証率の引下げの流れ



➤ 新規創業融資及びフロンティア融資の保証料の減免タイプ

平成 25 年 7 月に香川県産業成長戦略が策定され、新規創業・第二創業・新事業進出等を行う事業者を支援するため、新規創業融資・フロンティア融資の保証料について、一層の利用者負担軽減の拡充を図ることとなった。

(出典:「香川県 中小企業者のための融資制度のご案内 令和 4 年 4 月」を加工)

テーマ	融資制度名	タイプ	保証料率
新規創業支援	新規創業融資	一般タイプ	0.58% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.58%の補給あり
経営革新支援	フロンティア融資	ベンチャー企業育成支援	0.75% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.40%の補給あり
		新事業進出支援	0.40%~1.55% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年 0.40%の補給あり

保証料補給は、県から事業者へ直接補給することにより実施されている(事業者はいったん保証料を信用保証協会に支払い、その後、県から補給される)。

なお、融資制度単位での直近 3 年の利用事業者数及び保証料補給額の推移は以下の通りである。

年度	新規創業融資		フロンティア融資		合計	
	事業者数	補給額	事業者数	補給額	事業者数	補給額
令和元年度	45	5,888 千円	1	286 千円	46	6,174 千円

令和2年度	62	6,322 千円	2	97 千円	64	6,419 千円
令和3年度	95	9,206 千円	1	506 千円	96	9,712 千円

事業実施の必要性

4.7 中小企業振興資金貸付金の頁を参照

県の各計画との関連

- 上位計画
「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画
第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 基本方針
主たる計画である香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)に則して、各金融機関、香川県信用保証協会が協調して実施する中小企業振興資金制度により、県内中小企業に対して資金面からの支援を行う
- 展開方向
本県の制度融資は県内中小企業者に対して資金面からの支援を行うことを方針としているが、中小企業者の経済的負担軽減の観点から、制度融資の保証料率について、国の基本保証料率から引き下げを行っている。また、創業しやすい環境を整備するため、新規創業融資、フロンティア融資の信用保証料については、保証料補給の一層の拡充を図っている。
- 重点施策
特になし

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

- 基本保証料の引下げタイプ
該当なし
- 新規創業融資及びフロンティア融資の保証料の減免タイプ
新規創業融資及びフロンティア融資の保証料補給は、スタートアップ支援事業(起業等スタートアップ支援事業、創業支援塾等開催事業、創業ベンチャー企業育成支援事業)の対象者に対する経済面負担の軽減という視点から行われており、スタートアップ支援事業と同様に「開業した事業所数」を KPI に設定している。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規開業数	754	816	705	740	829	668※

平成28年度から令和2年度の5年間の累計:3,844

※:令和3年度は、速報値

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県中小企業振興資金保証料補給金交付要綱
- 香川県中小企業振興融資制度保証料補給金交付要綱

4.8.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	80,000	70,000	80,000
補正予算額(増減)	△38,000	△22,000	△22,000
計:現年予算額	42,000	48,000	58,000
前年度明許繰越額	-	-	-
計:予算現額	42,000	48,000	58,000
決算額	37,902	44,015	55,706
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額※	4,098	3,985	2,294

4.8.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	55,706	基本保証料引下げに係る県の負担額 45,991 千円、及び新規創業融資・フロンティア融資に係る保証料給付金 9,712 千円
合計	55,706	

4.8.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	55,010	
諸収入	696	早期償還における保証料補給金の返納
合計	55,706	

4.8.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の「決算額の主な内訳」の負担金、補助及び交付金 55,706 千円から、基本保証料の引下げに係る信用保証協会への補填 45,991 千円、新規創業融資に係る保証料補給 19 千円(個人事業主 A 氏)を検証サンプルとし、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

- 基本保証料の引下げに係る信用保証協会への補填 45,991 千円

閲覧資料等
「香川県中小企業振興資金保証料補給金交付要綱」 「保証料給付金交付申請書」(信用保証協会から県へ) 「執行伺書」

「中小企業振興資金保証料補給金決定通知書」 「信用保証実績報告書」(信用保証協会から県へ) 「補助事業調査調書」 「中小企業振興資金保証料補給金の額の確定について」 「請求書」(信用保証協会から県へ) 「支出命令書」

● 新規創業融資に係る保証料補給 19 千円(個人事業主 A 氏)

閲覧資料等
「香川県中小企業振興資金融資制度保証料補給金交付要綱」 「信用保証料補給金交付申請書」(個人から県へ) 「執行伺書」 「中小企業振興資金制度保証料補給金決定通知書」 「補助事業調査調書」 「請求書」(個人から県へ) 「支出命令書」

4.8.6 監査の結果及び意見

4.8.6.1 フロンティア融資の要件等の見直し(意見事項 10)

(発見事項)

令和3年度を含む直近3年間のフロンティア融資に係る保証料補給金を利用した事業者は極めて少なく、新規創業融資と比較して、ほとんど利用されていない状況にある。

年度	新規創業融資		フロンティア融資		合計	
	事業者数	補給額	事業者数	補給額	事業者数	補給額
令和元年度	45	5,888 千円	1	286 千円	46	6,174 千円
令和2年度	62	6,322 千円	2	97 千円	64	6,419 千円
令和3年度	95	9,206 千円	1	506 千円	96	9,712 千円

フロンティア融資の利用条件および融資条件等は下表のとおりである。具体的にはベンチャー企業育成支援タイプと新事業進出支援タイプが設計されている。

融資制度名	利用条件	資金用途
フロンティア融資	【ベンチャー企業育成支援】 県内で6か月以上引き続いて同一事業を営み中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画(優れた新技術・新商品等の開発を行うもの)に係る香川県知事の承認を受け、5年を経過していない特定事業者であって、次の要件のいずれかに該当するもののうち、本制度による融資の必要性・妥当性のあるもの (1) 特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの	知事の承認を受けた事業の実施に必要な設備・運転資金

	(2) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの (3) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの	
	【新事業進出支援】 県内で1年以上引き続いて事業を営む中小企業者であって、次の要件のいずれかに該当し、かつ、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」に基づいて新たな分野の事業に進出する方 (1) 中小企業者が、現在の事業を継続しながら、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に進出すること (2) 中小企業者が、現在の事業を廃止し、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に転換すること	新事業に進出するために必要な設備・運転資金

融資制度名	タイプ	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
フロンティア融資	ベンチャー企業育成支援	5,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	固定 1.45%	0.75% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年0.40%の補給あり
	新事業進出支援	8,000万円以内 ただし、運転資金は5,000万円以内			0.40%~1.55% ただし、香川県中小企業振興融資制度保証料補給要綱により、県から年0.40%の補給あり

(出典:「香川県 中小企業者のための融資制度のご案内 令和4年4月」を加工)

例えば、フロンティア融資の新事業進出支援タイプで融資の支援をしようとする事業者と、令和3年3月から開始された国の事業再構築補助金制度を申請しようとする事業者は、少なくとも新事業進出を検討しているという点では共通している。事業再構築補助金については香川県を含む全国各地で、多くの企業がポストコロナを生き残るために新事業進出に向けた事業計画を策定し、補助金の申請を行っている。こうした状況を勘案すると、香川県内で新事業進出を検討している中小企業は多数存在すると推測されるにもかかわらず令和3年度の利用実績が1事業者のみとなっているのは、フロンティア融資の利用条件および融資条件が利用者のニーズと一致していない可能性も考えられる。

(問題点)

中小企業者の新事業進出を支援するための制度融資を設計したにもかかわらず、新事業進出を考えている中小企業者のニーズを十分にとらえた制度となっていないことで、当該事業が利用されない、県の事業として有効なものとはならないため問題である。

(意見事項 10) フロンティア融資の要件等の見直し

令和3年度を含む直近3年間において、フロンティア融資および当該融資に係る保証料補給はほとんど利用されていない。

フロンティア融資には、新事業進出分野に係る資金調達支援もあり、例えば令和3年3月から申請が開始された国による事業再構築補助金制度への補助金申請状況等を鑑みると、香川県内の中小企業者においても、ポストコロナに向けて新たな事業分野への進出を検討している企業は多数存在するものと推測される。にもかかわらず本融資の利用者がほとんどいない状況というのは、利用者にとって利便性の悪い制度になっている可能性が考えられる。

県内の中小企業者にとってより利便性の高い有効な施策とするためには、申請方法、融資条件等を含めた制度全体を再度見直すことが望まれる。

具体的には、新事業進出支援においては、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」が必須となっているが、例えば、事業再構築補助金に採択された事業者であれば当該申請で利用した「事業計画書」をもって「新事業進出計画書」の一部を代替できる仕組みとする等、利用者にとって必要最小限の手間で大きな便益が得られるような、より多くの事業者にも利用してもらえるような融資条件への見直し等が考えられる。

4.8.6.2 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法(意見事項 11)

(発見事項)

県では、香川県信用保証協会から提出された「信用保証実績報告書」を調査し、香川県信用保証協会に「中小企業振興資金保証料給付金の額の確定について」を通知している。

調査の過程は「補助事業調査調書」に取りまとめられ、調査において検証した資料を添付して保管されている。県の調査は、「信用保証実績報告書」の記載事項の内容を確認するとともに、補給金の対象となる保証案件を抽出し、抽出された案件について香川県信用保証協会の管理する顧客データと照合し、一致を確認すること等で行っている。

この点、県が補給金の対象となる保証案件をチェックする際に照合する情報が香川県信用保証協会の内部資料(当初保証料額表示)のみとなっており、結果として香川県信用保証協会が作成した実績報告書のチェックを、香川県信用保証協会が作成した内部資料で実施している。

(問題点)

県による実績報告書のチェックにおいて、実績報告書の作成者の持つ内部資料とのみ照合・確認することは、潜在的なコンフリクトが存在する香川県信用保証協会が作成した資料であり証明力も弱いため、県の支出負担行為の前提となる事業者の実績のチェック方法としては十分ではなく問題である。

(意見事項 11) 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

香川県信用保証協会から提出された「信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。

事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。

4.9 県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業

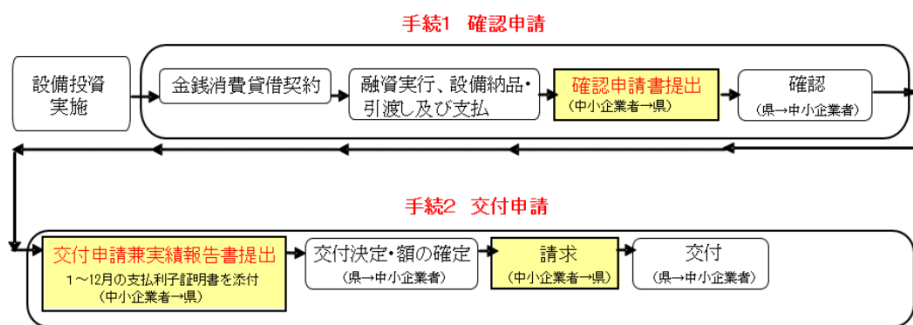
4.9.1 事業の概要

所管課	
商工労働部 経営支援課	
事業概要	
<p>当該事業は、製造業を営む中小企業者を対象として、設備投資のための事業資金借入金に対する利子補給補助を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象者および条件等 	
補助対象者	<p>以下の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県内に本社又は事業所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条に規程する者)であること ・ 製造業を営んでいること ・ 設備投資を行う事業所が、香川県内にあり、かつ、製造業を営む事業所であること ・ 県税を完納していること ・ 2回目の補助金交付申請までにBCPを策定していること
補助対象となる設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ① 工場(付随する倉庫又は事務所を含む)の新築、増改築、取得(中古含む) ② 試験研究施設(付随する倉庫又は事務所を含む)の新築、増改築、取得(中古含む) ③ 機械及び装置の取得(中古含む)
補助対象借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関からの証書貸付であり、かつ融資額が1,000万円以上の借入金 ・ 借入金に係る利子に対して、国、自治体から直接助成を受けていないこと
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年利1%以下 ・ 算定期間内に支払われた額の3/4
補助期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資実行日から7年以内
補助金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間100万円まで(※)

交付対象者を決定する期間	・ 平成 28 年度から令和 6 年度(令和 6 年 12 月末までに融資実行を受けたもの)
事業期間	・ 令和 14 年度まで(事業者からの申請は随時受付)

(※) 平成 27 年度までに交付対象の確認を受けた設備投資に係る補助金額の上限は 200 万円/年、平成 31 年 4 月以降に香川県中小企業 BCP 優良取組事務所に認定されている企業で交付対象の確認を受けた設備投資に係る補助金額の上限は 200 万円。

● 申請から交付までの流れ



(出典:香川県 HP)

● 補助金実績の推移

年度	補助件数(うち新規)	補助額(千円)	設備投資額(千円)
H23	57 件(57 件)	12,204	4,017,535
H24	134 件(78 件)	54,285	5,110,042
H25	186 件(54 件)	63,488	2,570,565
H26	238 件(55 件)	75,134	3,151,911
H27	276 件(47 件)	80,243	3,348,961
H28	303 件(38 件)	81,168	3,223,814
H29	321 件(45 件)	74,066	2,563,630
H30	328 件(40 件)	70,843	3,501,030
R1	292 件(28 件)	62,522	2,709,827
R2	267 件(29 件)	61,224	2,090,370
R3	216 件(14 件)	52,788	1,469,798
合計	2,618 件(485 件)	687,965	33,757,483

事業実施の必要性

製造業は、製品の生産に当たり原材料や機械設備などを必要とするため、製品に関連する他の産業の生産活動に及ぼす波及効果が大きく、製造業の動向が他の業種に比して景気に大きな影響を与えるとされている。香川県では、県内総生産額や従業員数に占める製造業の割合が高く、そのほとんどが中小企業である。

<p>こうした背景を踏まえ、地域経済の担い手である製造業に係る中小企業者の設備投資の負担を軽減することで、本中小企業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業転換を促進し地域経済の活性化を図るために、当該補助事業は必要である。</p>
<p>県の各計画との関連</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 上位計画 <p>「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画</p> <p>第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)</p> ● 基本方針 <p>主たる計画である香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)に則して、本県の中小企業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開を促進する。</p> ● 展開方向 <p>効率的な事業を実施するため、県内総生産額や就業者に占める割合が高く波及効果の高い製造業に対して事業を展開している。</p> ● 重点施策 <p>特になし</p>
<p>重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI (達成状況含む)</p>
<p>本事業に重点施策はなく、紐づいたKPIも設定されていない。</p>
<p>遵守すべき(規制を受ける)法令等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則 ● 香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱

4.9.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	99,200	99,100	99,100
補正予算額(増減)	△23,200	△29,000	△39,000
計:現年予算額	76,000	70,100	60,100
前年度明許繰越額	-	-	-
計:予算現額	76,000	70,100	60,100
決算額	62,553	61,273	52,793
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	13,447	8,827	7,307

4.9.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	52,788	利子補給額
使用料及び賃借料	5	企業訪問時の ETC 代金
合計	52,793	

4.9.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	52,793	
合計	52,793	

4.9.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の「決算額の主な内訳」の負担金、補助及び交付金 52,788 千円から、令和 3 年度に新規に補助開始となった事業者 A に係る補助額 127 千円について、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

閲覧資料等
「令和 3 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付決定申請兼実績報告書」 「補助事業検査調書」※ 「香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付対象者確認書」 「執行伺書」 「令和 3 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書」 「請求書」(事業者から県へ) 「支出命令書」 ※本事業の検査は、証拠書類が漏れなく適切に提出されているか、返済予定表通りに利子が支払われているか、国や自治体等から助成を受けていないか、県税に滞納がないかを確認している。また、「香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業 確認申請書審査項目」という検査項目チェックリストを作成し、検査水準が一定となるような仕組みも整備されている。

4.9.6 監査の結果及び意見

4.9.6.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 12)

(発見事項)

本事業は設備投資のための事業資金借入金に対する利子補給補助を行うことで、地域経済の担い手である製造業を営む中小企業者の設備投資の負担を軽減し、これによって中小企業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業転換を促進し地域経済の活性化を図ることを目的としている。本事業を活用した中小企業者からは、次世代への事業承継に備える設備投資が

行えたことや、設備投資をする決断の後押しになった等のフィードバックも得られており、地域経済の活性化に役立つ、非常に有意義な事業と感じられた。

一方で、本事業では KPI が設定されていない。そのため、継続事業であるが目標を設定 (Plan) してこれを実行に移し (Do)、その取り組みの進捗状況を KPI 等で適切に測定・点検・評価 (Check) し、次年度の改善につなげる (Action)、といった PDCA サイクルが確立されていない。

(問題点)

業績評価のための指標が設定されていないと、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行われないことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来す可能性があり問題である。

(意見事項 12) 業績評価のための指標の設定

県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業は、地域経済の重要な担い手である製造業を営む中小企業者に対して、設備投資のための事業資金借入に係る利子の補給補助を行う事業である。製造業を営む中小企業者の設備投資負担を軽減させることで、経営基盤の強化や新分野進出等の積極的な事業転換の促進が期待され、地域経済の活性化へとつながる事業である。実際にこれまで一定の効果をあげていることが本事業を活用した中小企業者からフィードバックされており、これらの点からも非常に有意義な事業と考えられている。

一方で、業績評価のための指標 (KPI 等) が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。今後も継続した取り組みが期待されるところであり、KPI の設定等を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば設備投資資金利子補給補助金の新規申請件数等が考えられる。

4.10 企業誘致条例助成金

4.10.1 事業の概要

所管課					
商工労働部企業立地推進課					
交流推進部交流推進課					
事業概要					
<p>県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成金措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする事業である。</p>					
主な助成内容等					
<p>< 工場、試験研究施設、物流拠点施設及び情報処理関連施設(企業立地推進課) ></p>					
① 工場、試験研究施設及び物流拠点施設					
要件内容		工場	試験研究施設	物流拠点施設	
				貸貸目的	
要件	投下固定資産額	1 億円以上		5 億円以上	10 億円以上
	新規常用雇用者数	10 人以上	5 人以上	10 人以上	—
助成内容	投下固定資産額に対する助成率	10%(※)	15%(※)	10%(※)	3%
	雇用に対する助成	11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円			—
	限度額	5 億円			
<p>※ 投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は、表示している助成率から 5 ポイント差し引いた率となる。</p>					
② 情報処理関連施設及びコールセンター・データセンター・事務処理センター					
要件内容		情報処理関連施設 (情報処理サービス業、ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、クリエイティブ産業)		コールセンター、データセンター、事務処理センター	
要件	投下固定資産額	—		—	
	新規常用雇用者数	5 人以上		10 人以上	
助成内容	投下固定資産額に対する助成率	15%(※)		15%(※)	
		事務所賃借料の 50%(3 年間) 通信機器賃借料の 50%(1 年間)		事務所賃借料、通信回線使用料の 50%(3 年間) 通信機器賃借料の 50%(1 年間)	

	雇用に対する助成	6人目以降の新規常用雇用者数 × 50万円	11人目以降の新規常用雇用者数× 30万円 (3年間、ただし2年目以降は純増 分のみ)
	限度額	3年間で5億円	

※ 投下固定資産額が10億円を超える部分に対する助成率は、表示している助成率から5ポイント差し引いた率となる。

<観光施設(交流推進部交流推進課)>

地 域	県下全域
指定要件	【観光施設】 ◎土地を除く投下固定資産額 1億円以上 ◎新規常用雇用者数 30人以上(助成金の交付申請時) ※ 交付申請前6か月の各月末の平均が30人以上であることが必要 (施設例) 遊園地、動物園、水族館、植物園、美術館、博物館、展望施設、遊覧施設
	【複合観光施設】 ◎土地を除く投下固定資産額 一の施設で50,000千円以上、 施設全体で1億円以上 ◎新規常用雇用者数 一の施設で1人以上、施設全体で50人以上 (助成金の交付申請時) ※ 交付申請前6ヶ月の各月末の平均が一の施設で1人以上、施設全体で50人以上であることが必要。 (施設例) 宿泊施設、物品販売施設、温泉施設、飲食施設、その他知事が特に認める施設
助成内容	◎投下固定資産額(家屋)の10% (3年間、ただし2年目以降は純増分のみ) ◎投下固定資産額(償却資産)の20% (3年間、ただし2年目以降は純増分のみ) ◎知事が認めた家屋及び償却資産にかかる年間賃借料の50% (3年間、各年の上限5,000万円) ◎新規常用雇用者数 ×30万円 (3年間、ただし2年目以降は純増分のみ) ◎新規短時間労働者数 ×15万円 (3年間、ただし2年目以降は純増分のみ)
限度額	5億円

事業実施の必要性

県では、近年の大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、企業の業務継続計画(BCP対策)やサプライチェーン対策を進める動きが活発となる中、製造業や物流業等の本県への拠点設置を呼び込むため、地域の特性や地理的条件を生かした戦略的な企業誘致に取り組む上で必要な事業と認識している。

また、情報処理関連施設等に関する企業誘致への取り組みは、大都市圏の企業における地方への拠点分散への関心の高まりを契機と捉え、本県人口の社会増と県経済の活性化に繋げ

るために、若者にとって魅力のある情報通信関連産業の誘致に県を挙げて取り組んでいる一環としても必要な取り組みであると認識している。

(出典:企業立地推進課作成資料)

県の各計画との関連

- 上位計画

「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画

- 基本方針

「香川県産業成長戦略」における戦略方針 2「本県の産業や地域の強みを最大限生かすとともに、産学官や異業種などの多様な連携の促進を図る。」の中で戦略的な企業誘致が掲げられている。

- 展開方向・重点施策

「香川県産業成長戦略」における横断的戦略 5「企業立地や企業活動を支えるための産業基盤の強化を図る」の中で「企業誘致助成制度等を活用し、工場や物流拠点施設、情報処理施設などの立地を進めるとともに、安定した良質な雇用の確保が期待できる、企業の本社機能の誘致に向けた取組みを強化する。」との施策展開が規定されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画において、分野 10「商工・サービス業の振興」の分野での指標として、以下が掲げられている。

指標番号	指標	現状 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
56	企業立地件数 [累計]	158 件 (H28～R2 年度)	160 件 (R3～R7 年度)	県内への企業立地を促進する施策に取り組んだ成果を示す指標	H28～R2年度の立地件数は158件となりおり、前計画の目標値140件を上回っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響などからR2年度は15件と大幅に減少している。経済情勢は緩やかに回復傾向であるが、先行きはまだ不透明であることから、R3年度はR2年度と同数とし、R4年度から段階的に立地件数が伸びると想定し、前計画での実績値を上回る160件を目標とする。

令和 3 年度の企業誘致実績は 27 件であった。新型コロナウイルス感染症の影響により不透明な部分がありながらも、企業誘致に関する一定程度の成果は上がっているものと判断される。

<過去の企業立地実績>

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
立地を決定した企業数	27	16	37	28	34	43	22	52	26	15	27	3
新規雇用人数(人) (立地計画時の予定人数)	307	502	549	513	269	759	322	835	275	518	315	30

※令和 4 年度は令和 4 年 5 月 31 日現在の実績値。

遵守すべき(規制を受ける)法令等
● 香川県企業誘致条例
● 香川県企業誘致条例施行規則
● 香川県企業誘致条例及び同施行規則事務処理要領

4.10.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,999,494	2,687,764	3,345,074
補正予算額(増減)	▲444,221	▲617,880	▲355,324
計:現年予算額	2,555,273	2,069,884	2,989,750
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	2,555,273	2,069,884	2,989,750
決算額	2,493,855	2,045,602	2,882,491
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	61,418	24,282	107,259

4.10.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,382,491	企業立地推進課による工場及び情報処理関連施設等に対する助成金(交付対象:20件(19社))
	500,000	観光施設に対する助成金(株式会社四国水族館開発)
合計	2,882,491	

このうち、観光施設に対する助成金は株式会社四国水族館開発に対するもの1件であったが、工場及び情報処理関連施設等に対する助成金は20件(19社)に対して交付している。

<令和3年度 企業立地推進課による工場及び情報処理関連施設等に対する主な補助金実績>

	企業名	区分	立地場所	交付額(千円)	支払月
1	さぬき丸一製麺(株)	めん類製造業	坂出市	143,021	R3.07
②	(株)ムロオ	物流拠点施設	坂出市	500,000	R3.11
3	さぬき丸一製麺(株)	めん類製造業	坂出市	101,981	R4.01
4	(株)タダノ	本社機能(建設機械等製造業)	高松市	100,424	R4.01
5	アオイ電子(株)	半導体集積回路製造業	高松市	230,902	R4.04
⑥	大紀商事(株)	不織布製造	坂出市	357,767	R4.04
⑦	シモハナ物流(株)	物流拠点施設	善通寺市	127,352	R4.04
⑧	レック(株)	紙・不織布加工製造	三豊市	241,496	R4.04
9	(株)カナエテクノス	紙加工品製造業	観音寺市	255,961	R4.04
	その他 県外に本店がある企業2社			2,932	

その他 県内に本店がある企業 9 社		320,655	
	計	2,382,491	

*1: ○を付した数字の交付先は、本店が県外にある事業者に対する助成金。

助成金を交付した事業者のうち、本店所在地が県内にある事業者に対する交付金が 14 件・1,152,944 千円であるのに対し、本店所在地が県外にある事業者に対する交付金は 6 件・1,229,547 千円となっていた。

4. 10. 4 決算額の財源内訳

(単位: 千円)

財源	決算額	主な内容
諸収入	7	
一般財源	2,882,484	
合計	2,882,491	

4. 10. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.10.5.1 工場及び情報処理関連施設等に対する助成金の交付に係る関連資料の閲覧

前述の「決算額の主な内訳」に記載した「令和 3 年度 企業立地推進課による工場及び情報処理関連施設等に対する補助金実績」の中から、「株式会社ムロオ」に対する補助金交付に関する一連の関連資料等の閲覧を実施した。

執行伺番号	1005359000
執行伺書標題	香川県企業誘致条例に基づく助成金の交付決定について
節	負担金、補助金及び交付金
交付の相手方	株式会社ムロオ
交付決定日	令和 3 年 11 月 4 日
金額	500,000 千円
支払日	令和 3 年 11 月 30 日
施設の名称	株式会社ムロオ高松支店 番の州ターミナル
助成対象施設の区分	物流拠点施設
物流拠点施設の事業内容等の説明	輸送・倉庫・荷役の一貫管理による効率化を図るため、自動冷凍倉庫及びチルド庫を備えた物流センターを新設する。

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
R1.10.28	(事業者からの)助成措置対象企業指定申請
R1.11.29	(県から事業者へ)助成措置対象企業指定
R1.12.17	工事着手等届出書(工事着手(契約締結)の届出)
R3.5.28	変更届出書(投下固定資産額等の変更)
R3.6.1	業務開始届出書
R3.8.31	助成金交付申請書 施設の名称:株式会社ムロオ高松支店 番の州ターミナル

	添付書類:投下固定資産額内訳書類一式、従業員雇用実績書類一式など
R3.10.8	香川県企業誘致条例に基づく助成措置対象企業の現地調査復命書 - 投下固定資産について、資産コード別に撮影した写真と現物の照合を実施、常用雇用者のリストと貸金台帳との照合等により要件充足を確認している。
R3.11.4	執行伺書「香川県企業誘致条例に基づく助成額の交付決定について」
R3.11.4	助成金交付決定通知書
R3.11.9	支出命令書(支出予定日:R3.11.30、支出金額 500,000 千円)

一連の資料を閲覧したところ、特に問題となる点は見受けられなかった。

4.10.5.2 観光施設に対する助成金の交付(株式会社四国水族館開発)に係る関連資料の閲覧

さらに、前述の「決算額の主な内訳」の中の負担金、補助金及び交付金の中から、「観光施設に対する助成金(株式会社四国水族館開発)」の交付に関する一連の関連資料等の閲覧を実施した。

執行伺番号	1001207300
執行伺書標題	香川県企業誘致条例に基づく助成金の交付決定について
節	負担金、補助金及び交付金
交付の相手方	株式会社四国水族館開発
交付決定日	令和3年5月25日
金額	500,000 千円
支払日	令和3年6月25日
設置施設名	水族館
観光施設の事業内容等の説明	<p>四国の玄関口として瀬戸大橋を望む香川県宇多津町の臨海公園内に四国最大級となる水族館を2020年4月に開業させる。</p> <p>四国水族館は、徳島県沖の鳴門海峡の渦潮や、「最後の清流」と呼ばれる四万十川(高知県)をイメージした水槽を設けるなど、「四国水景」をメインの展示テーマとし、太平洋と瀬戸内海に囲まれ、豊かな川に恵まれた四国の、美しく生命あふれる水中世界を表現する。子ども向けの教育施設ではなく、大人がゆとりや知的好奇心を楽しむ文化施設として位置づけ、近郊の住民や水族館を目的とした観光客のほか、従来の四国観光客を重点的に取り込んだ集客を目指す。</p> <p>四国水族館は四国初の本格的な近代水族館であり、競合施設が少ないこと、四国の玄関口に立地することから、従来の四国観光客の誘致策が有効に作用する。初年度の来場者数は120万人、2年目以降は70万人を見込む。水族館単体だけではなく、地域企業やまちづくり会社と連携し、水族館を活かしたまちづくりの展開、地域経済の活性化に取組み、地域とともに発展、成長し続ける水族館を目指す。</p>

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
H30.5.14	(事業者からの)助成措置対象企業指定申請
H30.6.26	(県から事業者へ)助成措置対象企業指定
H30.7.2	工事着手等届出書(工事着手(契約締結)の届出)
H30.7.3	変更届出書(建築面積の変更)
R2.6.26	業務開始届出書(四国水族館における業務開始の届出)
R3.4.30	助成金交付申請書

	施設の名称:四国水族館 添付書類:投下固定資産額内訳書類一式、従業員雇用実績書類一式など
R3.5.17	香川県企業誘致条例に基づく助成措置対象企業の現地調査復命書 - 投下固定資産について、資産コード別に撮影した写真と現物の照合を実施、常用雇用者、短時間労働者の人員推移等の把握を行っている。
R3.5.24	執行伺書「香川県企業誘致条例に基づく助成額の交付決定について」
R3.5.25	助成金交付決定通知書
R3.6.1	支出命令書(支出予定日:R3.6.25、支出金額 500,000 千円)

一連の資料を閲覧したところ、特に問題となる点は見受けられなかった。

ただし、助成金の交付要件は「投下固定資産額 100,000 千円以上・新規常用雇用者数 30 人以上」となっているが、これと本件の実績(投下固定資産と新規常用雇用者数(いずれも非公表のため本報告書での記載は不可とのことであった))を比較すると、少し現在の交付要件について投下固定資産の基準が低すぎ、新規常用雇用者数の基準が高すぎるのではないかと感じられた。

4.10.5.3 企業誘致制度についての県の取組み状況についてのヒアリング

企業誘致に関する県の取組み方針について担当課に質問したところ、以下のような回答であった。

背景となる企業誘致に関する県の取組みについての考え方

県では、近年の大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、企業の業務継続計画(BCP 対策)やサプライチェーン対策を進める動きが活発となる中、製造業や物流業等の拠点設置を呼び込むため、以下のような地域の特性や地理的条件を生かした戦略的な企業誘致に取り組んでいる。

県の地域の特性:

- ・自然災害被害額(被害額が少ない順位):全国 3 位
- ・震度 5 弱以上地震発生回数:2 回(過去 30 年)
- ・東京行き航空便:1 日 13 往復(羽田線)、1 日最大 3 往復(成田線)
- ・鉄道:新大阪まで約 1 時間 50 分
- ・車:京阪神地域まで約 2 時間 30 分

県に立地した企業に対する聞き取りでは、立地選定時に重視する要素の 1 つとして「助成金等の優遇制度」を挙げている先が多数あり、各都道府県の助成制度を比較するなどして、立地に当たっての重要な判断材料としているとのことである。一方で県の財政負担を考慮すると、助成金を他県より手厚くすることを売りにした企業誘致を行うことは適当でないと考えている。結果として、県の助成制度は各都道府県の助成制度と比較検討を行い、全国レベルで標準的な助成額としている。

(出典:企業立地推進課・香川県における企業誘致の取組みと実績)

また、こうした企業誘致に関する取組みは他県でも多く実施されているところである。現状の県の取組みを他県の取組みと比較・検討したことがないかを各担当課に確認したところ、企業立地推進課では他県との比較の上で企業誘致制度の見直しを定期的に行っていると説明を受けた。交流推進課では、制度見直しを求める意見もなく見直しが必要とは考えていないことから、他県の取組みとの比較・検討はしていないとのことであった。

なお、企業立地推進課が担当する企業誘致に関する補助制度については、例えば四国4県の制度と比較すると以下の通りであるとの回答を得た。

企業立地優遇制度 他県との比較

●対象施設:工場

県名	主な要件		助成内容			
	投下固定資産	新規地元雇用者数	投下固定資産額		雇用(新規地元雇用者)	
			助成率	上限	助成額	上限
香川	1億円以上	10人以上	10%(10億円を超える部分は5%)	5億円(合計※1)	・11人目～50万円/人 ・51人目～100万円/人	5億円(合計※1)
徳島	1億円以上	10人以上	①新規地元雇用10人以上、投下固定資産額1億以上:5%	5億円	40万円/人 ※LED関連産業・環境・エネルギー関連産業の新設の場合は70万円/人、60歳以上で当該企業の定年齢を上回る者を新たに雇用する場合は20万円/人。 ※投下固定資産額の要件は無し。	6千万円
			②新規地元雇用20人以上、投下固定資産額20億以上:10%	10億円		
			③新規地元雇用50人以上、投下固定資産額30億以上:20% ※上記はLED関連産業・環境・エネルギー関連産業の場合の助成率。医療・介護・健康関連産業の場合は15%(上限10億円)	15億円		
愛媛 ※2	1億円以上	10人以上	10%(食品関連は15%)	5億円	50万円/人	5億円
高知	5千万円以上	10人以上	10%～20% ※投下固定資産額1億円以上かつ新規地元雇用20人以上の場合、上記の補助率へさらに5%加算	50億円(合計※1)	・正規社員100万円/人 ・非正規社員80万円/人	50億円(合計※1)

※1 投下固定資産額及び雇用に対する助成額の合計額。

※2 これ以外に、キックオフ奨励金としてガス・電気などの公共サービス代金の50%(上限1千万円)について助成する制度がある。

●対象施設:情報処理関連施設(事務処理センター、コールセンター等)

県名	主な要件		助成内容①					
	投下固定資産	新規地元雇用者数	投下固定資産額		雇用(新規地元雇用者)		事務所賃借料	
			助成率	上限	助成額	上限	助成率	上限

香川	—	10人以上	15% (10億円を超える部分 は10%)	5億円※	11人目～ 30万円/人 (3年間)	5億円※	50% (3年間)	2千万円/年※
徳島	—	10人以上	20%	2千万円	・正規社員× 70万円 ・非正規社員 ×40万円 (5年間)	無	50% (5年間)	2千万円/年
愛媛	—	20人以上	10%	5億円	・正規社員× 50万円 ・非正規社員 ×30万円 (5年間)	5億円	50% (5年間)	2千万円/年
高知	—	20人以上 (事務処理 センターは 10人 以上)	20～50%等(対象経費別の助成内容は不明) (補助対象経費:オフィス賃借料、入居時のオフィス改修費、情報機器・什器等 の購入費及びリース料、通信費・通話料、雇用奨励金、自社物件取得のため の土地・建物に関する費用) (5年間<19人以下の場合3年間>)					

※ 香川県の全ての助成内容の限度額は3年間で5億円。

県名	主な要件		助成内容②					
	投下 固定 資産	新規地 元雇用 者数	通信回線使用料		通信機器賃借料		その他	
			助成 率	上限	助成額	上限	助成額	上限
香川	—	10人以上	50% (3年間)	2千万円/ 年※	50% (初年度のみ)	2千万円 /年※	—	—
徳島	—	10人以上	50% (5年間)	2千万円/ 年	50% (初年度のみ)	1千万円 /年	委託研修 :50% 企業内研修: 50% (5年間)	委託: 10万円/人、 企業内 5万円/人、 1千万円/年
愛媛	—	20人以上	50% (5年間)	2千万円/ 年	—	—	—	—
高知	—	20人以上 (事務処理 センターは 10人 以上)	20～50%等(対象経費別の助成内容は不明) (補助対象経費:オフィス賃借料、入居時のオフィス改修費、情報機器・什器等 の購入費及びリース料、通信費・通話料、雇用奨励金、自社物件取得のため の土地・建物に関する費用) (5年間<19人以下の場合3年間>)					

●対象施設:情報処理関連施設(情報処理サービス業、ソフトウェア業等)

県名			助成内容①					
	投下 固定 資産	新規地 元雇用 者数	投下固定資産額		雇用(新規地元雇用 者)		事務所賃借料	
			助成率	上限	助成額	上限	助成率	上限

香川	—	5人以上	15%(10億円を超える部分は10%)	5億円 ※3	6人目～50万円/人	5億円 ※3	50% (3年間)	2千万円/年 ※3
徳島※1	—	5人以上	20%	2千万円	・正規社員 ×50万円 ・非正規社員 ×30万円 (5年間)	無	50% (5年間)	1千万円/年
愛媛	—	5人以上	10%	5億円	・正規社員 ×50万円 ・非正規社員 ×30万円 (3年間)	5億円	50% (3年間)	1千万円/年
高知	3千万円以上	正規社員 5人以上	10%～20% (投下固定資産額1億円以上かつ新規地元雇用20人以上の場合、上記の補助率へ5%加算)	6億円 ※2	・正規社員 ×100万円 ・非正規社員 ×80万円	6億円 ※2	—	—

※1 徳島県はデジタルコンテンツ(マンガ、アニメ、ゲーム等)に限る。

※2 高知県の全ての助成内容の限度額は合計6億円。

※3 香川県の全ての助成内容の限度額は3年間で5億円。

県名	助成内容②							
	投下 固定 資産	新規地 元雇 用者 数	通信回線使用料		通信機器賃借料		その他	
			助成率	上限	助成額	上限	助成額	上限
香川	—	5人以上	—	—	50% (初年度のみ)	2千万円 /年※3	—	—
徳島※1	—	5人以上	50% (5年間)	1千万円 /年	50% (初年度のみ)	5百万円	委託研修: 50%企業内 研修:50% (5年間)	委託: 5万円/人、 企業内: 3万円/人、 1千万円/年
愛媛	—	5人以上	50% (3年間)	1千万円 /年	—	—	高度IT人材: 新設拠点の中 核となるIT人 材。県外で新 たに採用した 者の賃金又は 報酬額の50% 相当額 (3年間)	3百万円/年
高知	3千万円 以上	正規社員 5人以上	—	—	—	—	—	—

(出典:企業立地推進課作成資料)

また、交流推進課からも、その後の調査で他県(中四国9県)の観光施設等への企業誘致助成制度が以下の通りであったとの回答を得た。

県名	制度の主な要件
香川	観光施設(中核施設:遊園地、水族館、展望施設等) ・土地を除く投下固定資産額1億円以上 ・新規常用雇用者30人以上 複合観光施設(①複数の中核施設、②中核施設+宿泊施設、温泉施設等) ・土地を除く投下固定資産額1億円以上(1施設5千万以上) ・新規常用雇用者50人以上(1施設1人以上)
徳島	旅館、ホテル (1)・投下固定資産額5億円以上 ・新規雇用者5人以上 ・新規客室数30室以上又は新規収容人数100人以上 ・客室面積40㎡以上の客室1室以上 ・平均客室面積20㎡以上 (2)・投下固定資産額20億円以上 ・新規雇用者5人以上 ・新規客室数100室以上又は新規収容人数300人以上 ・平均客室面積20㎡以上 (3)・投下固定資産額5億円以上 ・新規雇用者5人以上 ・新規客室数50室以上又は新規収容人数100人以上 ・客室面積40㎡以上の客室1室以上 ・平均客室面積15㎡以上 ・徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主であること
愛媛	制度なし
高知	制度なし
鳥取	制度なし
島根	制度なし
岡山	制度なし
広島	制度なし
山口	制度なし

中四国9県のうち、観光施設等への企業誘致助成制度を実施しているのは平成16年から当該制度を開始した香川県を含め2県のみであり、これだけでも県の観光施設等への誘致に対する積極的な姿勢が窺えるが、企業誘致という観点から考えると、①県内企業に新たな拠点を県内に新設してもらうための誘致と②県外の企業に新たに県内に拠点を新設してもらうための誘致の2パターンが考えられる。いずれの場合も「誘致」である以上、競合する他県の状況をよく理解した上で、他県との差別化・他県と競合した場合のアピールポイントをどのように打ち出していくか、という点について十分な検討を行うことが求められるであろう。

4.10.6 監査の結果及び意見

4.10.6.1 企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案(意見事項 13)

(発見事項)

企業誘致は雇用創出・設備投資促進・税収増加・地域経済の活性化等が見込める重要な産業振興施策である。また「誘致」の意味は「(人や会社などを)積極的に招き寄せること。(出典:大辞林)」となっている。企業誘致制度に関する県の施策の基本的な方針の中では、助成額は財政負担等を考慮して全国レベルで標準的なものとする(企業立地推進課)こと等としているが、標準的な助成額の中で競合する他県との差別化をどのように行うか、他県と競合した場合のアピールポイントを、地理的特性等を踏まえつつどのように打ち出すか、更には、県の他の施策等とどのように連携させていくか、といった観点から助成制度を戦略的に立案していく、という対応は非常に重要なものと考えられる。

この点、県では地理的特性(自然災害被害額の少なさ、首都圏京阪神への交通の利便性の高さ、温暖な気候や医療水準の高さ等)については認識されており、他県の制度把握についても特に企業立地推進課では他県の補助率、(設備投資と雇用に係る)補助要件、情報通信関連産業の補助内容等について検討したうえで企業誘致助成制度の見直しを定期的の実施している。ただし、地理的特性、他県制度との比較を踏まえ、県の他の施策等とも連携したより戦略的な制度の設計・立案までには至っていない。

(問題点)

企業誘致に関する助成制度については、県の地理的特性、他県制度との比較を踏まえ、県の総合計画や他の施策等とも連携させた特色ある体系的な制度となるように戦略的な制度設計を行わないと、県の産業振興施策としても非常に重要な施策である企業誘致が効果的に行われな可能性があり問題である。

(意見事項 13) 企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案

企業誘致に関する施策を有効に行うためには、事業者から見て県内に拠点を構えることが(他県と比べて)魅力的と思える制度とすることが重要である。そのためには、「競合する他県」を特定し、それらの県の企業誘致に関する制度を十分に理解したうえで、県の基本方針や地理的特性、他の施策との連携の可能性等を模索しつつ、県として特色・魅力ある企業誘致策を戦略的に立案することで他県と差別化し、アピールしていくことが望ましい。インターネット等でエリア

別の企業誘致制度を比較するようなサイトも多く見られる状況であり、県としてどのように特色ある誘致施策を打ち出すかという点については、今後より一層注目される事項と考えられる。

具体的には、例えば「競合する他県」を四国の他の3県あるいは瀬戸内海に接する県等と定義し、これらの制度概要を把握した上で、情報通信関連産業の誘致策においてサテライトオフィス関連の県の諸施策と連携したり、オープンイノベーション施設である「Setouchi-i-Base」でのセミナー等を通じて育成された人材の紹介・供給の仕組みを作ったりすること等が考えられる。

また、サテライトオフィス関連の諸施策との連携という観点からは、例えば情報通信関連産業で言うと企業誘致制度の助成金が「新規採用5人以上の事業所(地方拠点)」(例えば、法人住民税等が発生するような拠点等)から助成対象となるのに対し、サテライトオフィスは「2人以上」の施設整備のための経費に補助金が交付される(「テレワーク拡大による県内転入支援事業」)。事業者目線で考えると、まずはサテライトオフィスで始め、そこから成長してその地で顧客の獲得や収益性が見込めるようになって初めて事業所(地方拠点)に、という流れと考えられる。そのため必ずしも5人を超えれば地方拠点となる訳ではなく、サテライトオフィスのまま人員が増えることも十分考えられる。サテライトオフィスで人が3人、4人…10人、…と増える場合の支援制度等、サテライトオフィス拠点を構えてから事業者がこの地で徐々に規模を拡大して成長していく過程に合わせた適切な支援が行えるような制度の創出を県全体で検討していくこと等が考えられる。

4.10.6.2 観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討(意見事項14)

(発見事項)

観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件は「投下固定資産額100,000千円以上・新規常用雇用者数30人以上」となっている。令和3年度に交付した助成金は株式会社四国水族館に対する1件であったが、本件の実績(投下固定資産と新規常用雇用者数(前述の通り、いずれも非公表のため本報告書での記載は不可とのことであった))とこの交付要件を比較すると少し現在の交付要件について投下固定資産の基準が低すぎ、新規常用雇用者数の基準が高すぎるのではないかと感じられた。

観光施設といっても、遊園地・動物園・水族館・植物園・美術館・博物館・展望施設・遊覧施設等様々なものがあり、どのような支給要件が適切かという点については一概に言い切れるものではないが、様々な施設での設備投資の額と人員数のバランスは時代とともに変化していくことが考えられるため、そうした変化に留意して柔軟に対応することも有用であると考えられる。一方で、当該投下固定資産額及び新規常用雇用者数の基準は本助成制度が開始された平成16年度より変更されていない。

この点、例えば交流推進課が調査した中四国 9 県のうち、観光施設等に対する企業誘致助成制度のある徳島県の投下固定資産額と新規常用雇用者数等に関する要件を比較すると以下の通りであった。

県名	対象施設	固定資産に関連した要件	雇用に関連した要件
香川	観光施設	土地を除く投下固定資産額 1 億円以上	新規常用雇用者 30 人以上
香川	複合観光施設	土地を除く投下固定資産額 1 億円以上	新規常用雇用者 50 人以上
徳島	旅館・ホテル	投下固定資産額 5 億円以上 (客室・収容人数によって異なる)	新規雇用者 5 人以上 (客室・収容人数に関わらず一律)

また、観光施設として例えば愛媛県立とべ動物園の設備の額と人員数の状況は以下の通りであった。

設備の工事費	合計 4,803,885 千円(獣舎施設 3,169,181 千円、便益管理施設 1,634,704 千円)
人員	合計 55 人(プロパー 39 人、県職員 3 人、契約職員 13 人)

(出典:愛媛県立とべ動物園 年報(令和 2 年度))

いずれの比較でも、県の雇用に関連する要件が、固定資産に関連する要件等と比べ少し厳しすぎるのではないかと感じられる状況である。

(問題点)

県の産業振興に有益な観光施設の建設が検討されていても、仮に誘致のための助成制度が実情に即した指定要件等となっていない場合には、観光施設の建設の機会を逃したり誘致策が効果を発揮しない可能性があり問題である。

(意見事項 14) 観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討

観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件は「投下固定資産額 100,000 千円以上・新規常用雇用者数 30 人以上」となっている。令和 3 年度に交付した助成金の対象となった事業者の投下固定資産と新規常用雇用者数とこの交付要件を比較すると、雇用に関連する要件が固定資産に関連する要件等と比べ少し厳しすぎるのではないかと感じられる状況である。県の産業振興に有益な観光施設の建設を効果的に支援するためには、平成 16 年に本助成制度を開始した当初から変更等がされていない当該指定要件が、今もってなお投下固定資産額と新規常用雇用者数のバランスとして適切であるか、という点について再度検討を行うことが望まれる。

具体的には、助成対象となるような施設の投下固定資産額及び新規常用雇用者数について県内・県外を問わず調査し、これらを踏まえて指定要件の見直しを行う(施設の種別毎に指定要件を定めることも考えられる)ことや、指定要件を全体として現状より緩和して柔軟に対応できる制度とすること等が考えられる。

4.11 地方創生テレワークによる移住促進事業

4.11.1 事業の概要

所管課	
政策部地域活力推進課	
事業概要	
<p>テレワークによる移住を促進するため、市町や事業者等が実施する空き家等をサテライトオフィス等に改修する費用等に補助するとともに、テレワークを検討する企業に対する広報を実施するもの。</p> <p>後述の①は市町が自ら空き家等をサテライトオフィスに改修する費用に対する補助金であり、②は空き家等をサテライトオフィスに改修する事業者に対して市町が改修費用の一部を補助する場合に、県がその一部を市町に対して交付する補助金である。</p> <p>なお、これらは地方創生推進交付金(*1)を活用した事業である。</p> <p>*1: 地方公共団体が、地域再生法、まち・ひと・しごと創生法等の規定に基づき策定した地方版総合戦略(県においては「かがわ創生総合戦略」のことをいう。)で取り組む自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用について、国が地方公共団体に対して交付金を交付する制度のことである。これによって、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。</p>	
① 地方創生テレワーク拠点整備補助事業	
<p>空き家や廃校等を改修し、サテライトオフィス等を開設する市町に対して、施設整備費及び通信環境整備費を補助するもの。</p>	
補助対象事業	<p>市町が実施する事業で次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町が所有又は賃借する空き施設等を改修し、テレワーク拠点施設を整備すること。ただし、公用に供するものを除く。 (2) 空き施設等の所有者が市町以外であるときは、市町が空き施設等を10年間管理すること。 (3) 交付決定より前に実施したもの(事前着手)については、補助対象外とする。 <p>※空き施設等: 建物又はこれに附属する工作物であって、その全部又は一部のスペースが、公用、公共用又はその他の使用がなされていないことが常態であるもの又は常態になることが予定されているものをいう。</p> <p>※テレワーク拠点施設: インターネットなどのICTを利活用することで、本来勤務する場所から離れて働くことができる環境・機能を有する施設をいう。</p>

補助対象経費	<p>空き施設等の改修費及び通信環境施費とする。ただし、地方創生テレワーク交付金の交付決定を受けた場合、補助対象経費に同交付金を充てる場合は、その額を除いたものを補助対象経費とする。</p> <p>(1) 空き施設等の改修費</p> <p>空き施設等の改修に要する経費。なお、整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を備える上で必要と認められる設備(例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど)に要する経費及び共用部分に係る経費を含む。</p> <p>(2) 通信環境整備費</p> <p>Wi-Fi 環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費(月額利用料等の維持費を除く。)</p>
補助金の額	<p>1件あたりの補助金の額は、補助対象経費のうち市町が負担する経費に2分の1を乗じた額とする。ただし、4,000千円を限度とする。</p>

② 移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業

空き家を購入し、3年以上事業所として使用する意思のある県外の事業者等に、空き家の改修費及び通信環境整備費を助成する市町に対して、補助するもの。

補助対象事業	<p>間接補助事業者(=会社法上の本店が県外にある法人事業者及び個人事業主(「性風俗関連特殊営業」に係る事業等、一定の事業を行う者を除く))が購入した空き家を事業所として改修する際に経費の一部を補助する事業(以下「間接補助事業」という)を県内の各市町が実施する際に市町が負担する経費の一部について、県が補助する。</p> <p>補助対象となるものは、間接補助事業で次に掲げる要件を満たすものとなる。</p> <p>(1) 間接補助事業者が、購入した空き家を事業所として改修すること。</p> <p>(2) 間接補助事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること。</p> <p>(3) 法人事業者の場合は、改修した対象物件で勤務する法人事業者の従業員のうち1名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、香川県に転入して1年未満の移住者又は移住者である予定であること。</p> <p>(4) 国庫補助金及び他の件補助金等が交付されている事業でないこと。また、前号の移住者が、香川県東京圏UJIターン移住支援事業による補助金を受けていないこと。</p>
--------	---

	<p>※空き家:個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であり、県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」(空き家バンク)に登録された住宅をいう。</p> <p>※移住者:一定期間居住する意思を持ち、市町に住民登録のある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上香川県外に在住していた者をいう。</p>
補助対象経費	<p>市町が交付する間接補助金で、次の各号の経費に対応するもの</p> <p>(1) 家屋改修費</p> <p>家屋の改修に要する経費。なお、耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備(例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど)の整備に要する経費を含む。</p> <p>(2) 通信環境整備費</p> <p>Wi-Fi 環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費(月額利用料等の維持費を除く。)</p>
補助金の額	<p>個別の間接補助事業毎に、当該間接補助対象経費のうち補助対象経費の(1)(2)のそれぞれの経費に4分の1を乗じた額と、補助対象経費に2分の1を乗じた額を比較し、いずれか低い方の額について千円未満を切り捨てた額をそれぞれ合計した額。</p> <p>ただし、個別補助金所要額の上限額は2,000千円とする。なお、個別補助金所要額が250千円に満たない間接補助事業は本補助金の対象としない。</p>

③ インターネット広告等

- 県外のテレワーク検討企業向けWEBページ開設
- WEBページに誘導するための検索連動型インターネット広告

事業実施の必要性

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生き方や働き方についての考え方に変化が生じてきている。内閣府の調査では、地方移住の関心が高まっていることや、テレワーク経験者の地方移住等に関する意識が変化した割合が高いとの結果が出ている。

テレワークの実施が進むこうした状況にあって、移住の促進を図りテレワークに焦点を当てた移住施策に取り組むことは重要であり、その際本県をテレワーク先に選んでもらうためには、テレワーク拠点施設の整備等が必要不可欠であり、そうした観点から本事業は必要なものと判断している。

(出典:地域活力推進課作成資料から要約)

県の各計画との関連
<ul style="list-style-type: none"> ● 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画 <p>分野 9「定住人口の拡大」・施策 29「移住の促進」において、以下の記載がなされており、これらに関連する施策となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[現状と課題] 企業におけるテレワークの取組みが進展するとともに、人々の意識や行動も変容してきており、テレワークの活用を推進するなど、働き方や生活様式の変化に対応した取組みが求められています。</p> <p>[取組みの方向]</p> <p>2 支援体制の充実</p> <p>○ 市町と連携し、移住者のための空き家改修等補助、民間賃貸住宅の家賃等の助成を行うとともに、空き家バンクの充実や、住まいの総合相談窓口、住まいの応援隊の活動など民間等と連携した取組みにより、移住希望者の住まいのサポートを充実させるなど、移住希望者の仕事や住まいに関するニーズに応じた施策を総合的に展開します。</p> <p>3 定住の支援</p> <p>○ 県外企業の県内へのサテライトオフィス開設を支援するなど受入環境を充実させることにより、テレワークの活用を通じた定住人口の拡大を図ります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● かがわデジタル化推進戦略 <p>「かがわデジタル化推進戦略」においても関連する記述があり、まず基本方針において以下が記載されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4)新しい流れを呼び込むデジタル化 デジタル技術を活用し、県内に数多くある地域資源をさらに磨き上げ、県外の人や企業等の香川県への関心を高め、県内に呼び込むとともに、本県を訪れる、または移り住む方々と県民・県内事業者の共創による地域の活性化を目指します。</p> </div> <p>またこれを受けて、取組み内容として、「(1)生活分野のデジタル化」の「定住人口を拡大する」「移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大」という項目で以下の記載があり、これに関連した事業となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「県外企業の県内での新規立地や県内における新しい働き方を促進していくため、県外企業の県内へのサテライトオフィス開設等を支援します。</p> <p>テレワークを促し、場所にとらわれない働き方を提案・支援するなど、その活用を通じた定住人口の拡大をより一層推進するほか、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ二地域居住など、新しいライフスタイルに対応した取組みへの支援を検討します。</p> </div>
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI （達成状況含む）
特になし。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則 ● 香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金交付要綱

● 香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

4.11.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	23,100
補正予算額(増減)	—	—	△18,383
計:現年予算額	—	—	4,717
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額(*)	—	—	—
計:予算現額	—	—	4,717
決算額	—	—	4,716
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	—	—	1

4.11.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,000	小豆島町に対する補助金交付 (地方創生テレワーク拠点整備補助金)
委託料	687	香川県サテライトオフィス等の整備に関する支援制度に係るWeb広報業務(支払先: ㈱読売連合広告社 高松支社)
需用費(印刷製本費)	29	
合計	4,716	

4.11.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	2,358	
一般財源	2,358	
合計	4,716	

4.11.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.11.5.1 補助金交付要綱等の閲覧及び補助金交付実績についてのヒアリング

香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金交付要綱、香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱及びそれぞれの補助金に関する概要説明書類や令和3年度歳入歳出予算見積り額説明書等を閲覧した。令和3年度当初予算では、香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金について3件・12,000千円、香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金につい

て5件・10,000千円の合計8件・22,000千円の補助金交付を予定していたが、実績は香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金についての交付1件4,000千円のみであった。

<令和3年度の当初予算と実績>

(単位:千円)

予算/実績	金額	内訳	
当初予算	22,000	香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金	3件・12,000千円
		香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	5件・10,000千円
実績	4,000	香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金	1件・4,000千円
		香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	0件・ - 千円

利用が当初想定を大幅に下回った理由は明確には不明であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業者が対応できる余裕がなかった可能性や、初年度ということで情報が事業者に十分周知されなかった可能性等もあるとのことである。

なお本事業は令和4年度も継続しているが、特に要項等の見直しは行っていないものの、予算額を縮小している。令和4年度の予算と現時点での実績を比較すると以下の通りとなっている。

<令和4年度の当初予算と現状までの実績>

(単位:千円)

予算/実績	金額	内訳	
当初予算	10,000	香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金	1件・4,000千円
		香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	3件・6,000千円
実績	9,769	香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金	1件・4,000千円
		香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	4件・5,769千円


(注) 実績は令和4年10月31日現在の交付決定済み案件の申請額ベースである。

4.11.5.2 パンフレットの閲覧

「決算額の主な内訳」の中の、委託料として支出した「香川県サテライトオフィス等の整備に関する支援制度に係るWeb広報業務」に係る成果物である「香川でサテライトオフィスを開設しませんか」というタイトルの県ホームページ及び広報用のチラシを閲覧した。

<広報用のチラシ> (県ホームページでも同様の内容について記載がある。)

香川でサテライトオフィス を開設しませんか




香川でサテライトオフィスを開設するための3つのパターン

- 1 サテライトオフィスを開設する場合は…
- 2 事業所として空き家を活用する場合は…
- 3 サテライトオフィスの拠点施設を整備する場合は…

裏面をご覧ください

お問い合わせ先 | 香川県 地域活力推進課 ☎087-832-3125

詳しい内容は
こちらから
ご確認ください。



サテライトオフィスは香川県で

新しい生活様式で働き方を推進し、地方移住への関心の高まりを踏まえ、県外から県内への企業誘致及び移住を促進するため、香川でのサテライトオフィス等の開設を支援します。

詳しい内容は
こちらから
ご確認ください。



- 1 サテライトオフィスを開設する県外事業者に対して、経費を補助します。

香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金
県内において、テレワークを実施することができる、サテライトオフィスの開設を行う県外事業者に対し、開設等に要する経費を補助する制度

対象	県外に本社などを有する法人・個人事業主
条件	・サテライトオフィスを開設し、3年以上継続する計画があること ・従業員等が2名以上県外の勤務地から場所を変えて従事すること など
対象経費	施設改修費、通信環境等整備費、備品購入費、移転費（従業員等の引越費用）、運営費（賃借料等）
補助率	3分の2（上限額200万円）
留意事項	・県内建設の改修等により、一部をサテライトオフィスとすることも可 ・交付決定日以降の経費が補助対象 ・先着順で交付（予算上限到達で終了）

お問い合わせ先 | 労働政策課 ☎087-832-3366
- 2 事業所として取得した空き家の改修費等に対して、県内市町が補助します。

香川県移住促進・空き家活用型事業所整備補助金
県外事業者が移住を促し、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等することに対し、その改修費等を県内市町が補助する制度

対象	空き家を購入した法人事業者及び個人事業主
条件	・かがわ住まいネットに掲載されている物件（空き家）を購入すること ・従業員又は個人事業主本人が移住者（県外で3年以上在住）であること
対象経費	・整備後3年以上、延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用すること ・県内市町に補助制度があること
補助率	家屋改修費、通信環境整備費 2分の1（上限額400万円）
留意事項	県内市町によって、補助の条件等が異なる場合がありますので、詳細は県内市町にお問い合わせください。

お問い合わせ先 | 地域活力推進課 ☎087-832-3125
- 3 サテライトオフィスの拠点を整備する事業者に対して、経費を補助します。

香川県サテライトオフィス拠点整備補助金
テレワークに取り組み県外企業等を対象にサテライトオフィスの拠点整備を行う民間事業者に対し、その整備に必要な経費を補助する制度

対象	会社及び特定非営利活動法人
条件	・拠点整備及び施設運営が一体となった事業計画を有し、整備後3年以上継続するものであること ・レンタルオフィスやコワーキングスペースを有していること など
対象経費	建物取得費、建物賃借料、建物改修費、設備導入費
補助率	4分の1（上限額500万円）
留意事項	既に運営しているサテライトオフィスの改修は不可 ただし、新たに事業拡大する場合は対象 ・交付決定日以降の経費が補助対象

お問い合わせ先 | 企業立地推進課 ☎087-832-3354

お問い合わせ先 | 香川県地域活力推進課
☎087-832-3125
Email: chikiki@pref.kagawa.lg.jp
URL: https://www.kagawa.life.jp/works/



香川 KAGAWA 県 うどんの国

県ホームページ及び広報用のチラシでは、3つの補助金の制度を紹介している。

いずれも、サテライトオフィスの開設を検討しようとする事業者に呼びかけたものという点では共通しているが、このうち2つ(上記チラシの①と②)は県内にサテライトオフィス等の拠点を設けようとする県外事業者を対象にした補助制度であり、もう1つ(上記チラシの③)はレンタルオフィスやコワーキングスペース施設を開設しようとする事業者(つまりサテライトオフィスとして利用できる施設を開設・運営しようとする事業者)を対象にした補助制度である。つまり、1つの広報用のホームページ及び広報用チラシであるが、発信する相手となる事業者は①②と③では異なる業種の事業者向けとなっている。

(詳細は「4.11.6.2 利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討」にて後述する。)

4.11.5.3 補助金交付及び委託料支払いに係る支出負担項に至る一連の証票等の閲覧

「決算額の主な内訳」の中から、小豆島町へ交付した補助金及び株式会社読売連合広告社高松支社に支払った「香川県サテライトオフィス等の整備に関する支援制度に係る Web 広報業務」に関する委託料について、支出負担行為に至る一連の資料を閲覧した。

執行伺書標題	令和3年度香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金の額の確定について
--------	-----------------------------------

節	負担金、補助及び交付金																																															
交付の相手方	小豆島町長																																															
補助金額の確定日	令和4年3月30日																																															
金額	4,000千円（補助対象経費合計額8,024千円の1/2、ただし上限4,000千円）																																															
支払日	令和4年5月27日																																															
施設の名称	ワインハウス(小豆島ふるさと村内施設)																																															
施設の概要	小豆島ふるさと村は、遊ぶ、体験する、泊まる、食べる、買う、の5つを楽しむことができる。また、日本の「夕日百選」に選ばれた美しい落日をながめながら、瀬戸内ならではの時間を過ごす事ができる。数あるレジャー施設の中の1つに瀬戸内海を目の前にしたワインハウスがあり、そのワインハウスの一部をテレワークが実施できる施設として整備する。																																															
整備概要	<p>拠点整備工事(機械設備(空調・衛生)部分)</p> <p>なお、県の補助対象となっている事業は、小豆島が実施する「小豆島うみちかオフィスでテレワーク整備事業」(以下参照)のうちの「地方創生テレワーク拠点整備工事(機械設備(空調・衛生))」に係る部分となっている。</p> <p><小豆島うみちかオフィスでテレワーク整備事業> 地方創生テレワーク交付金 (サテライトオフィス等整備事業(自治体所有施設整備等(高水準タイプ)))</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">費目</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国費</th> <th>県費</th> <th>町費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">委託料</td> <td>施設内デザイン委託料</td> <td rowspan="3">2,175</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">2,175</td> </tr> <tr> <td>実施設計委託料</td> </tr> <tr> <td>工事管理委託料</td> </tr> <tr> <td>通信機器設置工事(Wi-Fi)</td> <td>1,353</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費</td> <td>508</td> <td rowspan="4">15,000</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">9,157</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">備品 購入費</td> <td>テレワーク拠点施設用備品</td> <td>2,592</td> </tr> <tr> <td>工事 請負費</td> <td>地方創生テレワーク拠点整備 工事(建築)</td> <td>14,132</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方創生テレワーク拠点整備 工事(電気設備(電気・消防))</td> <td>5,572</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">4,000</td> <td rowspan="2">4,025</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方創生テレワーク拠点整備 工事(機械設備(空調・衛生))</td> <td>8,025</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>34,357</td> <td>15,000</td> <td>4,000</td> <td>15,357</td> </tr> </tbody> </table>	費目		財源内訳				事業費	国費	県費	町費	委託料	施設内デザイン委託料	2,175	-	-	2,175	実施設計委託料	工事管理委託料	通信機器設置工事(Wi-Fi)	1,353	需用費	消耗品費	508	15,000	-	9,157	備品 購入費	テレワーク拠点施設用備品	2,592	工事 請負費	地方創生テレワーク拠点整備 工事(建築)	14,132		地方創生テレワーク拠点整備 工事(電気設備(電気・消防))	5,572	-	4,000	4,025		地方創生テレワーク拠点整備 工事(機械設備(空調・衛生))	8,025	計		34,357	15,000	4,000	15,357
費目				財源内訳																																												
		事業費	国費	県費	町費																																											
委託料	施設内デザイン委託料	2,175	-	-	2,175																																											
	実施設計委託料																																															
	工事管理委託料																																															
	通信機器設置工事(Wi-Fi)	1,353																																														
需用費	消耗品費	508	15,000	-	9,157																																											
備品 購入費	テレワーク拠点施設用備品	2,592																																														
	工事 請負費	地方創生テレワーク拠点整備 工事(建築)				14,132																																										
	地方創生テレワーク拠点整備 工事(電気設備(電気・消防))	5,572				-	4,000	4,025																																								
	地方創生テレワーク拠点整備 工事(機械設備(空調・衛生))	8,025																																														
計		34,357	15,000	4,000	15,357																																											
対象の施設で実施する事業内容	施設内空調の新設、施設全体をバリアフリー化にすることに伴い、既存トイレをバリアフリー対応に改修、及び多目的トイレの新設工事を実施する。																																															
想定する施設利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートワーク、フリーランス等、新しい働き方をする移住者。 ・地方移転や支所設立等を検討している企業。 ・島内に在住する約30名のテレワーカー。 ・ワーケーション利用者等。 																																															
整備する施設が補助金の目的に適合する理由	毎年IUターン者が町人口の1%前後を推移しており、近年はリモートワーカーも増加傾向にある。当施設の周辺環境は、宿泊施設や各種レジャー施設が充実しており、整備施設の目の前には瀬戸内海が広がる絶好のロケーションの中、小豆島らしい環境でテレワークが実施できる。またワーケーション利用も期待でき、将来の移住に繋がる関係人口の創出も期待できる。																																															
事業着手日と事業終了日	事業着手日: 令和3年10月4日 事業終了日: 令和4年2月28日⇒変更後 令和4年1月28日																																															
補助対象経費の内訳等	空調設備・衛生設備に関する工事請負費																																															

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
R3.9.15	(事業者から県へ) 補助金交付申請書
R3.9.27	(県から事業者へ) 補助金決定通知書 執行伺書での決裁も同日付。香川県地方創生テレワーク拠点整備補助金審査票に基づく審査
R4.1.14	(事業者から県へ) 補助金変更承認申請書 当初想定していた施設無人化対応のためのクラウド方式による施設予約システム及び電子錠導入を取りやめる一方、工事内容の見直し(コンクリート研りの増加、既設器具部品の取替え、手摺の設置の増加及び給湯配管の追加工事の実施)を実施している。 結果として、当初申請時は委託料(施設予約システム、電子錠)616千円、地方創生テレワーク拠点整備工事(機械設備(空調・衛生))7,403千円となっていたが、この内の委託料(施設予約システム、電子錠)616千円が不要となり、一方で工事請負費は前述の工事内容追加のため7,403千円から8,190千円に増額となったため、これらの変更に係る申請である。
R4.1.27	執行伺変更書
R4.1.27	補助金変更交付決定通知書
R4.3.10	補助事業調査調書及び補助金実績報告書(本事業で取得した資産等について写真を撮影して確認)
R4.3.30	執行伺い書・補助金の額の確定通知書
R4.4.7	支出命令書 支払予定日 R4.5.27 支払予定額 4,000千円

一連の資料を閲覧したところ、以下を除いて特に問題となる点は見受けられなかった。

4.11.6 監査の結果及び意見

4.11.6.1 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化(意見事項 15)

(発見事項)

令和3年度において、本事業は当初予算額23,100千円に対して決算額は4,717千円であり、補助金の件数と交付額は8件・22,000千円の予算に対して1件・4,000千円の決算額となっている。補助金の申請・交付が当初想定した程は行われなかった状況であったが、本事業は令和4年度も継続事業として実施されている。

令和3年度に当初想定した程は補助金の交付申請がされなかった点について、所管課としては、事業初年度であったことによる周知不足や、新型コロナウイルスの感染拡大期と重なったことで事業者が十分に対応する時間がとれなかったこと等が原因ではないかとの分析を行っている。また、こうした要因も踏まえつつ、令和4年度は予算を減額した上で事業継続した、との回答も得ている。実際に令和4年度では、当初予算で想定した補助金の交付件数・交付金額をほぼ達成できる程度に補助金の交付申請が行われている状況と説明を受けており、結果的には令和3年度の実績を踏まえて令和4年度の事業を見直しているようには見受けられる。

ただし、令和3年度の事業に関する県としての評価や、それをフィードバックし、どのような意思決定を経て令和4年度も継続事業としたのか、という点についての文書等は残されていない。

(問題点)

令和3年度の本事業による補助金の申請・交付が当初想定を下回ったということは、令和3年度ではこの制度が当初想定と比べると十分には利用されていない、有効に機能しなかった部分がある状況と言える。したがって、次年度も継続事業として実施する際には、事業の必要性の再確認、方向性を見直し等を含め十分検討することが必要である。また、仮に十分な検討を行っていたとしても、十分検討されたことが文書化されていないと、安易に事業を継続したと捉えられてもそれを客観的に反論することが難しくなるため問題である。

(意見事項 15) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業は、①市町が自ら空き家等をサテライトオフィスに改修する費用に対して交付する補助金と、②空き家等をサテライトオフィスに改修する事業者に対して市町が改修費用の一部を補助する場合に、当該市町に対して交付する補助金等を取り扱う事業となっている。令和3年度の交付実績は、①に対するものが1件、②に対するものは該当なしであり、当初想定(8件の交付を想定していた)よりも大幅に申請・交付件数が少ない状況となっていた。

本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の申請・交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。現状でも次年度の補助金交付見込を市町等にヒアリングして調査した文書は残っているが、これらに加えて、補助金の申請が行われなかったことの原因分析や、事業の必要性についての再検討、事業の方向性を見直しや(継続する場合には)分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方(改善点)等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。

なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

4.11.6.2 利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討(意見事項 16)

(発見事項)

本事業において業務委託で実施した「香川県サテライトオフィス等の整備に関する支援制度に係る Web 広報業務」では、サテライトオフィスに関連した県の事業(補助制度)を紹介する県のホームページや広報用チラシ等を制作している。

完成したホームページや広報用チラシでは、「香川でサテライトオフィスを開設しませんか」という標題の下、以下の 3 種類の補助金の制度を紹介している。

- ① 県外事業者が県内でテレワーク可能なサテライトオフィスの開設を行う場合の開設等に要する経費を補助する制度
(「4.12 テレワーク拡大による県内転入支援事業」で記載の事業である。)
- ② 県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等することに対し、その改修費等を県内市町が補助する制度
(当該制度によって市町が補助金を交付する場合に、その一部を県が補助する制度が本事業のうちの、「4.11.1 事業の概要」の「②移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業」に記載する事業である。)
- ③ サテライトオフィスの拠点整備を行う民間事業者(レンタルオフィスやコワーキングスペースを開設する事業者)に対し、その整備に必要な経費を補助する制度
(「4.13 サテライトオフィス拠点整備事業」に記載の事業である。)

3 つの事業のうち、①と②は県内にサテライトオフィス等の拠点を設けようとする県外事業者を対象にした補助制度であり、③はレンタルオフィスやコワーキングスペース施設を開設しようとする事業者(つまりサテライトオフィスとして利用できる施設を開設・運営しようとする事業者)を対象にした補助制度である。つまり、発信しようとするターゲット(事業者)が①②の事業と③の事業では異なっている。

広報・周知活動を効果的に行う際には、情報の受け手を意識した発信が求められる。県内にサテライトオフィスを開設しようとする県外事業者からすれば、③の事業は無関係である。むしろ、より小規模にサテライトオフィスをスタートさせたい県外事業者等にすれば、①②に加えて県内のシェアオフィスやコワーキングスペースを紹介してもらった方が利便性の高い広報になるのではないかと考えられる。特に県では Setouchi-i-Base という立派なコワーキングスペース等の施設を有しており、また前述の③で整備されるような民間のコワーキングスペースに対しても補助事業を行っている。①②に加えてこうした施設を紹介することの方が利用者のニーズに寄り添った広報と言える。

また、サテライトオフィスの誘致は本来移住者を呼び込むための施策でもあり、県外事業者に対する広報の際には県としての地域ブランドの確立を常に意識することも有効と思われる。地理的特性(自然災害被害額の少なさ、首都圏京阪神への交通の利便性の高さ、温暖な気候や医療水準の高さ等)や直島・小豆島といった現状で一定程度確立されているブランド等も利用した広報とすることも効果的とも考えられる。

(問題点)

情報の受け手を意識した、利用者のニーズに寄り添った広報を行わないと、十分に県の施策や特色が利用者に伝わらず有効な広報とならない可能性があり問題である。

(意見事項 16) 利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討

地方創生テレワークによる移住促進事業では、サテライトオフィスに関連した事業(補助制度)を紹介する県のホームページや広報用チラシ等の制作も実施しているが、県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの補助事業の紹介と、レンタルオフィスやワーキングスペース等を開設・運営しようとする事業者向けの補助事業の紹介とが併記されており、誰に向けた広報か、という点ではターゲットが明確に絞り切れていないように感じられる。

県の施策を利用者により有効に周知するためには、情報の受け手を意識した、利用者のニーズに寄り添った広報内容が望まれる。具体的には、例えば県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの情報発信であれば、現在の広報内容に含まれる以下の2つの事業

- サテライトオフィス開設等に要する経費の補助制度(「4.12 テレワーク拡大による県内転入支援事業」)
- 県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等の費用を県内市町が補助する制度(これにより補助を行った市町に県が一定の補助金を交付するのが本事業における「移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業」となる。)

の他にも、より小規模にサテライトオフィスをスタートさせたい事業者向けに、シェアオフィスやワーキングスペース(県有の Setouchi-i-Base や県が補助金を交付して開設したシェアオフィス・ワーキングスペース等)を紹介することが考えられる。また、令和4年度から開始した「香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金」の内容も含めて情報発信することも利用者からすると利便性が高いと思われ、よりターゲットが明確となり有効な広報になるのではないかと考えられる。

4.12 テレワーク拡大による県内転入支援事業

4.12.1 事業の概要

所管課
商工労働部労働政策課
事業概要
<p>新型コロナウイルス感染症に伴う地方への関心の高まりを踏まえ、県内への事業所の新規立地や移住等を促すとともに新しい働き方を推進するため、県内においてテレワークを実施することができるサテライトオフィスの開設を行う県外事業者に対し補助するもの。</p> <p>令和3年度から開始された事業である。</p> <ul style="list-style-type: none">● 補助対象：県外に本社等を有する法人・個人事業主● 補助条件：サテライトオフィスを開設し、3年以上継続する計画があること● 対象経費：オフィス改修費・賃借料、備品購入費・リース料、従業員の転居費用等● 補助率：2/3（補助上限200万円） <p>なお、これらは地方創生推進交付金(*1)を活用した事業である。</p> <p>*1：地方公共団体が、地域再生法、まち・ひと・しごと創生法等の規定に基づき策定した地方版総合戦略（県においては「かがわ創生総合戦略」のことをいう。）で取り組む自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用について、国が地方公共団体に対して交付金を交付する制度のことである。これによって、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。</p>
事業実施の必要性
<p>令和3年度～令和7年度を計画期間とする「かがわデジタル化推進戦略」の中の「移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大」で、「県外企業の県内での新規立地や県内における新しい働き方を促進していくため、県外企業の県内へのサテライトオフィス開設等を支援します」として位置づけて実施している事業であり、継続して実施していく必要がある事業と認識されている。</p>
県の各計画との関連
<ul style="list-style-type: none">● 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画 <p>分野9「定住人口の拡大」・施策29「移住の促進」において、以下の記載がなされており、これらに関連する施策となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[現状と課題] 企業におけるテレワークの取組みが進展するとともに、人々の意識や行動も変容してきており、テレワークの活用を推進するなど、働き方や生活様式の変化に対応した取組みが求められています。</p><p>[取組みの方向] 2 支援体制の充実</p></div>

○ 市町と連携し、移住者のための空き家改修等補助、民間賃貸住宅の家賃等の助成を行うとともに、空き家バンクの充実や、住まいの総合相談窓口、住まいの応援隊の活動など民間等と連携した取組みにより、移住希望者の住まいのサポートを充実させるなど、移住希望者の仕事や住まいに関するニーズに応じた施策を総合的に展開します。

3 定住の支援

○ 県外企業の県内へのサテライトオフィス開設を支援するなど受入環境を充実させることにより、テレワークの活用を通じた定住人口の拡大を図ります。

● かがわデジタル化推進戦略

「かがわデジタル化推進戦略」においても関連する記述があり、まず基本方針において以下が記載されている。

4) 新しい流れを呼び込むデジタル化

デジタル技術を活用し、県内に数多くある地域資源をさらに磨き上げ、県外の人や企業等の香川県への関心を高め、県内に呼び込むとともに、本県を訪れる、または移り住む方々と県民・県内事業者の共創による地域の活性化を目指します。

またこれを受けて、取組み内容として、「(1)生活分野のデジタル化」の「定住人口を拡大する」「移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大」という項目で以下の記載があり、これに関連した事業となっている。

「県外企業の県内での新規立地や県内における新しい働き方を促進していくため、県外企業の県内へのサテライトオフィス開設等を支援します。

テレワークを促し、場所にとらわれない働き方を提案・支援するなど、その活用を通じた定住人口の拡大をより一層推進するほか、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ二地域居住など、新しいライフスタイルに対応した取組みへの支援を検討します。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

特になし。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金交付要綱
- 香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金 募集要項

4. 12. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度(*1)	令和3年度
当初予算額	—	—	10,049
補正予算額(増減)	—	5,050	△10,049
計: 現年予算額	—	5,050	—
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額(*)	—	—	—
計: 予算現額	—	5,050	—

決算額	—	4,189	—
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	—	861	—

(注)*1: 本事業は令和3年度に新規取組みとなった事業であるが、令和2年度においてはその前身となる「県内移住による新しい生活様式に対応するためのテレワーク推進事業」に係る予算現額と決算額を参考までに記載している。

4.12.3 決算額の主な内訳

令和3年度の決算額は0円であり、当該事業で補助金の申請はなかった。

4.12.4 検討した内容及び閲覧した資料等

4.12.4.1 補助金の交付要綱及び募集要項等の閲覧

「香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金交付要綱」及び「香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金 募集要項」を閲覧した。その内容等については後述する。

4.12.5 監査の結果及び意見

4.12.5.1 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化(意見事項17)

(発見事項)

前述の通り本事業は令和3年度に補助金の申請及び交付実績がないにもかかわらず、令和4年度も事業を継続している。この点、令和3年度の本事業について、次年度予算要求時に令和3年度の状況(問い合わせの件数や問い合わせの内容、問い合わせのあった事業者が申請まで至らなかった理由や何がハードルとなっているか等)についての整理が行われ文書化された資料は残っているものの、これらを踏まえて県として本事業をどのように評価し、どのような意思決定を経て令和4年度も継続事業としたのか、という点について文書等は残されていない。所管課の見解を聴取したところ、県としては、前述の「事業実施の必要性」に記載の通り継続して実施していく必要がある事業と認識しているため、より利用しやすいように要件の見直しを行ったとの回答であった。具体的には、10人以上としていた事業者の事業所規模要件の撤廃と、サテライトオフィスの常駐者要件を2名以上としていた点の撤廃を行っている。

なお令和4年度の補助金の申請・交付実績としては、令和4年12月20日の受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている。

(問題点)

令和3年度の本事業による補助金の申請・交付実績がないということは、令和3年度ではこの事業が有効に機能しなかった状況にあると言える。したがって、次年度も継続事業として実施する際には、事業の必要性の再確認、方向性の見直し等を含め十分検討することが必要である。具体的には、「県外企業の県内へのサテライトオフィス開設等を支援」するという目的を達成するためにどのような事業とすることが一番有効かを、令和3年度の反省を踏まえて十分に吟味・検討すべきである。結果として令和4年度では対象要件が一部緩和されているが、これが仮に十分な検討を行ったうえでの対応であったとしても、検討過程が文書化されていないと、要件だけ緩和して安易に事業を継続したと捉えられてもそれを客観的に反論することは難しいため問題である。

(意見事項 17) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業は県外事業者がテレワーク等のためにサテライトオフィスを開設することに対して補助金を交付することが目的であるが、令和3年度の補助金の申請・交付実績は0であったにもかかわらず、令和4年度も事業を継続している(令和4年度では受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている)。

安易な事業継続とみなされないためにも、令和3年度において補助金の申請・交付がなかったという事実を十分に評価・反省しつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。次年度予算要求時に令和3年度の状況(実績がなかった点、問い合わせの件数や問い合わせの内容、問い合わせのあった事業者が申請まで至らなかった理由や何かがハードルとなっているか等)についての検討は文書として残されていたが、その他にも例えば事業の必要性について再度検討し、事業の方向性の見直しや分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方の検討等を行うことで、「県外企業の県内へのサテライトオフィス開設支援」という目的を達成するためにどのような事業とすることが一番有効かを、令和3年度の反省を踏まえて改めて検討し、その検討過程(つまり事業の評価)を文書化することが考えられる。

なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

4.12.5.2 事業者が申請しやすい補助金制度への見直し(意見事項 18)

(発見事項)

「香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金交付要綱」及び「香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金 募集要項」を閲覧したところ、補助対象事業の要件として、

- 県内にサテライトオフィスを新設すること、従業員又は役員が、県外の勤務場所から県内のサテライトオフィスに場所を変えて業務に従事することが一体となった事業計画

が必要であり、かつ

- 当該事業計画は、3年間以上継続するものであること

が求められている。更に、

- サテライトオフィスには、従業員又は役員が2名以上、県外の勤務場所から場所を変えて、従事するものであること。

という要件もあった。

そして、これらの募集期間は令和3年4月28日～令和3年8月31日までであり、申請のあったものから随時審査し、交付決定を行うこととされている。また、補助対象期間は交付決定日から令和4年2月28日までとなっている。

(なお、募集期間は(申請がなかったことから)最終的に令和4年1月末まで延長された。)

交付要綱及び募集要項を見る限り、申請しようとする事業者は、令和3年4月28日～令和3年8月31日の実質4か月間で、①香川県内にサテライトオフィスの新設、②そこで従業員又は役員を2名以上従事させること、③その状態を最低でも3年間は維持させること、等について意思決定し、計画を策定して申請を行い、かつサテライトオフィスでのテレワーク業務が記載された就業規則を作成し、テレワーク業務実施までに労働基準監督署に届出を行い、更に令和4年2月28日までにこれらの拠点の整備(整備のための資金負担も含む)及び人の移動を実施し、令和4年3月10日までにこれらの実績報告を行う、ことで初めて交付要件を満たす制度であった。

これは、当該補助金の制度を知る前から香川にサテライトオフィス開設を検討していた事業者であればまだしも、当該補助金の制度を知ってから当該補助金を利用して県内にサテライトオフィスを開設しようと思決定する事業者には時間的にも非常に厳しい要件であるといえる。つまり、この補助金が県外事業者にとって県内にサテライトオフィスを新設するインセンティブになりにくい状況である。

新型コロナウイルスの感染拡大によってサテライトオフィスの需要の高まりを期待しての制度とは言え、各事業者はそれ以外にも感染拡大にもなる事業環境の変化に多岐に亘って対応している状況であり、「それどころではない」といった感想を持つ事業者も少なからずいるのではないだろうか。実質的に当該補助金をインセンティブにサテライトオフィス誘致及び県外からの移住者を県内に呼び込めるかという点、疑義が残る制度と感じた。

(問題点)

補助要件が厳格すぎたり、申請期間が短かすぎたりすることで事業者から申請されない補助金制度となってしまうことは、県の事業として有効なものとは言えず、問題である。

(意見事項 18) 事業者が申請しやすい補助金制度への見直し

香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金は、令和 3 年度において申請者がなく補助金の交付が行われていないが、その 1 つの要因として補助金交付要件が募集期間等に比して厳しく、県外事業者が補助金を申請しにくい制度となっている点が考えられる。具体的には、補助金申請をする者は、募集期間(約 4 か月)の間に、①香川県内にサテライトオフィスを新設すること、②そこで従業員又は役員を 2 名以上従事させること、③その状態を最低でも 3 年間は維持させること、等について意思決定し、計画を策定して申請を行い、かつサテライトオフィスでのテレワーク業務が記載された就業規則を作成し、テレワーク業務実施までに労働基準監督署に届出を行うこと等が求められている。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の変化に多方面にわたって対応が求められる事業者にとっては、サテライトオフィスの新設だけが必要な対応ではないはずであり、県の補助金制度として有効なものとするためには、そうした事業者の状況も十分に斟酌し、どのような制度であれば事業者が申請を行うか、という点を十分勘案した制度設計(補助対象要件の設定)が望まれる。

具体的には、令和 4 年度以降も継続して実施する事業であるため、十分な周知期間の確保と積極的な広報活動、就業規則の作成に関するサポート体制を合わせて周知する、更にはその他の補助対象要件の見直し等の検討に加え、申請に至らないまでも問い合わせ等があった事業者からニーズを吸い上げ、制度を有効に活用してもらえる方法を十分に検討すること等の対応が考えられる。

なお県によれば、令和 4 年度は募集期間として令和 4 年 4 月 15 日から 12 月 20 日までの約 8 か月間を確保するとともに、補助要件も一部緩和し、さらには県の東京事務所や大阪事務所から東京圏、関西圏の事業者への周知活動の実施等を行っており、結果として受付期間最終日に 1 件の申請があったと説明を受けている。

4.13 サテライトオフィス拠点整備事業

4.13.1 事業の概要

所管課							
商工労働部企業立地推進課							
事業概要							
<p>県外から県内への企業及び人の移転を促進するため、サテライトオフィスの拠点整備を行う民間事業者に対して、整備等に要する経費を補助する事業である。</p> <p>「4.12 テレワーク拡大による県内転入支援事業」が県内にサテライトオフィスを開設する県外事業者に対する補助であるのに対し、本事業はレンタルオフィスやコワーキングスペース等、他の事業者がサテライトオフィスとして利用できる施設を開設し運営する事業者向けの補助金である。</p> <p><制度の概要></p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>建物取得費、建物改修費、建物賃借料、設備導入費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/4(補助上限 500 万円)</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業の要件</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> (1) サテライトオフィスの拠点整備及び施設運営が一体となった事業計画を有することとし、当該事業計画は、整備後 3 年以上継続するものであること。 (2) 事業計画において、施設を利用する企業における県外企業数が 1 以上かつ施設の利用者における県外利用者の割合が 30%以上を目指しているもの。 (3) サテライトオフィスは、机、椅子など、テレワークを行うために必要な備品類が整備されていること。 (4) サテライトオフィスは、レンタルオフィスやコワーキングスペースを有し、複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していること。 (5) サテライトオフィスは、情報セキュリティの確保された Wi-Fi などの通信機能を有すること。 (6) サテライトオフィスは、施設への入退室管理やレンタルオフィスの施錠など、施設のセキュリティを確保すること。 (7) 賃借した事務所等を改修してサテライトオフィスを新設する場合は、交付申請時において、貸主の了承を受けていること。 (8) 補助対象事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。 (9) 既にサテライトオフィス等を運営している事業者が行う既存施設の改修ではないこと。ただし、新たな物件を取得又は賃貸借契約の締結などにより事業拡大する場合は対象となる。 </td> </tr> </table>		対象経費	建物取得費、建物改修費、建物賃借料、設備導入費	補助率	1/4(補助上限 500 万円)	補助対象事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> (1) サテライトオフィスの拠点整備及び施設運営が一体となった事業計画を有することとし、当該事業計画は、整備後 3 年以上継続するものであること。 (2) 事業計画において、施設を利用する企業における県外企業数が 1 以上かつ施設の利用者における県外利用者の割合が 30%以上を目指しているもの。 (3) サテライトオフィスは、机、椅子など、テレワークを行うために必要な備品類が整備されていること。 (4) サテライトオフィスは、レンタルオフィスやコワーキングスペースを有し、複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していること。 (5) サテライトオフィスは、情報セキュリティの確保された Wi-Fi などの通信機能を有すること。 (6) サテライトオフィスは、施設への入退室管理やレンタルオフィスの施錠など、施設のセキュリティを確保すること。 (7) 賃借した事務所等を改修してサテライトオフィスを新設する場合は、交付申請時において、貸主の了承を受けていること。 (8) 補助対象事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。 (9) 既にサテライトオフィス等を運営している事業者が行う既存施設の改修ではないこと。ただし、新たな物件を取得又は賃貸借契約の締結などにより事業拡大する場合は対象となる。
対象経費	建物取得費、建物改修費、建物賃借料、設備導入費						
補助率	1/4(補助上限 500 万円)						
補助対象事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> (1) サテライトオフィスの拠点整備及び施設運営が一体となった事業計画を有することとし、当該事業計画は、整備後 3 年以上継続するものであること。 (2) 事業計画において、施設を利用する企業における県外企業数が 1 以上かつ施設の利用者における県外利用者の割合が 30%以上を目指しているもの。 (3) サテライトオフィスは、机、椅子など、テレワークを行うために必要な備品類が整備されていること。 (4) サテライトオフィスは、レンタルオフィスやコワーキングスペースを有し、複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していること。 (5) サテライトオフィスは、情報セキュリティの確保された Wi-Fi などの通信機能を有すること。 (6) サテライトオフィスは、施設への入退室管理やレンタルオフィスの施錠など、施設のセキュリティを確保すること。 (7) 賃借した事務所等を改修してサテライトオフィスを新設する場合は、交付申請時において、貸主の了承を受けていること。 (8) 補助対象事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。 (9) 既にサテライトオフィス等を運営している事業者が行う既存施設の改修ではないこと。ただし、新たな物件を取得又は賃貸借契約の締結などにより事業拡大する場合は対象となる。 						
事業実施の必要性							
<p>首都圏への過度の一極集中のリスクが改めて認識される中、場所にとらわれないテレワークの活用や地方移住への関心の高まりを契機と捉え、テレワークに取り組む県外企業等を対象にサテライトオフィスの拠点整備を行う民間事業者(以下「事業者」という。)に対し、その整備に必要な経費の一部を補助することは、県外から県内への企業及び人の移転を促進することにつながるという点で必要な事業と考えられている。</p>							
県の各計画との関連							
<ul style="list-style-type: none"> ● 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画 							

分野 9「定住人口の拡大」・施策 29「移住の促進」において、以下の記載がなされており、これらに関連する施策となっている。

[現状と課題]

企業におけるテレワークの取組みが進展するとともに、人々の意識や行動も変容してきており、テレワークの活用を推進するなど、働き方や生活様式の変化に対応した取組みが求められています。

[取組みの方向]

2 支援体制の充実

○ 市町と連携し、移住者のための空き家改修等補助、民間賃貸住宅の家賃等の助成を行うとともに、空き家バンクの充実や、住まいの総合相談窓口、住まいの応援隊の活動など民間等と連携した取組みにより、移住希望者の住まいのサポートを充実させるなど、移住希望者の仕事や住まいに関するニーズに応じた施策を総合的に展開します。

3 定住の支援

○ 県外企業の県内へのサテライトオフィス開設を支援するなど受入環境を充実させることにより、テレワークの活用を通じた定住人口の拡大を図ります。

● **かがわデジタル化推進戦略**

「かがわデジタル化推進戦略」においても関連する記述があり、まず基本方針において以下が記載されている。

4) 新しい流れを呼び込むデジタル化

デジタル技術を活用し、県内に数多くある地域資源をさらに磨き上げ、県外の人や企業等の香川県への関心を高め、県内に呼び込むとともに、本県を訪れる、または移り住む方々と県民・県内事業者の共創による地域の活性化を目指します。

またこれを受けて、取組み内容として、「(1)生活分野のデジタル化」の「定住人口を拡大する」「移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大」という項目で以下の記載があり、これに関連した事業となっている。

「県外企業の県内での新規立地や県内における新しい働き方を促進していくため、県外企業の県内へのサテライトオフィス開設等を支援します。

テレワークを促し、場所にとらわれない働き方を提案・支援するなど、その活用を通じた定住人口の拡大をより一層推進するほか、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ二地域居住など、新しいライフスタイルに対応した取組みへの支援を検討します。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

特になし。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県サテライトオフィス拠点整備補助金交付要綱

4.13.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	10,000
補正予算額(増減)	—	—	(*1) 1,798
計:現年予算額	—	—	11,798
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額(*)	—	—	—
計:予算現額	—	—	11,798
決算額	—	—	1,623
翌年度明許繰越額	—	—	10,000
不用額	—	—	175

*1: 当初予算が8,202千円減額された一方で、国補正予算に伴う2月補正分として10,000千円の増額があったため、補正予算額(増減)は△8,202千円+10,000千円=1,798千円となっている。なお、10,000千円はそのまま翌年度明許繰越額となっている。

4.13.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,623	京橋白木株式会社(COWORKING SPACE Co-musubi)
合計	1,623	

4.13.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	1,623	
合計	1,623	

4.13.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.13.5.1 要綱の閲覧及び補助金申請が1件・1,623千円しかなかった原因についてのヒアリング等

「香川県サテライトオフィス拠点整備補助金交付要綱」及び県のHPに載っている同事業の告知ページを閲覧するとともに、当初予算が2件・10,000千円であったのに対して実績が1件・1,623千円となった原因について、県の認識をヒアリングした。

県内のサテライトオフィスの数自体は増加しており、サテライトオフィスの開設に関する需要はあると認識してはいるものの(実際に補助金申請に関する問い合わせは6事業者からあった)、本事業による補助金の申請は当初想定していた程はなかった。理由として、「サテライトオフィス拠点施

設の事業計画の作成にあたり公募期間が短い」「運営スタッフの採用が難しい」といった意見が事業者からあったとのことである。

なお令和4年度においても本事業は継続されている。公募期間が4か月から9か月に拡張している点、補助金交付申請前にあらかじめ知事に事前相談が必要となった点以外は補助金交付要綱の変更等はない。令和4年度の補助金の申請・交付実績については、令和4年10月31日現在ではまだ0件(問い合わせは2社からきている)という状況とのことである。

4.13.5.2 補助金交付案件についての申請から支出負担行為に至る一連の資料の閲覧

令和3年度に補助金を交付した1件・1,623千円に関する申請から支出負担行為に至る一連の資料を閲覧した。

執行伺番号	1004228700
執行伺変更書標題	香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の交付決定額の変更及び額の確定について
節	負担金、補助金及び交付金
交付の相手方	京橋白木株式会社
金額	1,623千円（補助対象経費の1/4）
施設の名称	COWORKING SPACE Co-musubi
施設の概要	高松駅から徒歩圏内であり、空港リムジンバス停徒歩3分の立地に位置するシェアオフィス&コワーキングスペース(Wi-Fi環境を完備)。民間の建物を賃貸し、これを改修してシェアオフィス&コワーキングスペースとする。法人登記も可能な個室が3室他、会員限定で利用できるスペースは24時間365日利用可能。1階ではイベントやセミナー等も実施し、会員同士の交流を図る。また、会員同士の交流だけでなく、東京と香川をつなぐ橋渡し役としても、会員の業務発展に貢献することを考えている
収用可能人数等	20名
整備する施設が補助金の目的に適合する理由	テレワークに取り組む県外企業を主な対象としてサテライトオフィスの拠点となる施設を整備する。施設には、テレワークに適した個室やコワーキングスペースを設け、インターネットの通信環境や入退所管理などの施設セキュリティを備えている。
補助対象経費の内訳等	建物改修費、建具、トイレ改修工事等(セキュリティキー、監視カメラ等を含む)に要する経費

<一連の手続きの流れ>

日付	業務
R3.8.30	(事業者から県へ) 補助金交付申請書
R3.9.9	(県から事業者へ) 補助金決定通知書(執行伺書決裁も同日)
R4.3.9	(事業者から県へ) 補助金実績報告書
R4.3.15	(県による) 補助事業調査調書及び補助事業現地調査報告書 <確認した証拠書類名> 工事請負契約書、建物賃貸借契約書、見積書、設計図面、請求書、口座確認振込の依頼完了書、当座口座照会結果書の原本
R4.3.24	執行伺変更書「香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の交付決定額の変更及び額の確定について」
R4.3.24	助成金交付決定通知書
R4.3.24	支出命令書(支出予定日:R4.3.31、支出金額1,623千円)

一連の資料を閲覧したところ、特に問題となる点は見受けられなかった。

4.13.6 監査の結果及び意見

4.13.6.1 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化(意見事項 19)

(発見事項)

前述の通り本事業による香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の交付申請件数は令和3年度において1件のみであり、交付金額は1,623千円に留まっている。当初予算は10,000千円であったため、交付実績が少ないという結果を見ると、必ずしも有効な施策として十分活用されているとは言い難い。

本事業は国の地方創生テレワーク推進交付金を利用した事業のため、「地方創生テレワーク推進事業計画」等を作成して提出しており、その中で「地方創生テレワーク交付金事業の反省を踏まえた見直し」に関する記述がある。

地方創生テレワーク推進事業計画

【地方創生テレワーク交付金事業の反省を踏まえた見直し】

地方創生テレワーク交付金事業に関する相談は6事業者あったが、応募は1社であった。そこで、申請相談のあった6事業者へヒアリングを行ったところ、「事業計画を作成するのにあたり公募期間が短い。」「運営スタッフの採用が難しい。」などの意見があった。地方創生テレワーク交付金事業の反省を踏まえ、申請に当たっての事前相談の制度を設ける。事前相談では、地方版ハローワーク「ワークサポートかがわ」と連携した運営スタッフ確保の支援や先進地域でのサテライトオフィスの取り組みを紹介するなど、実現可能な事業計画の策定を支援する。公募期間については、実現可能な事業計画を策定いただくために、4月から12月までの9カ月間とする。

また、サテライトオフィス開設を検討している企業への企業訪問を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、一部見合わせていたが、直接面談する企業訪問とオンライン会議とを併用して、サテライトオフィスの誘致に取り組む。

こうした資料は、「事業の評価とそれを踏まえた事業の見直し内容」の文書化であると言えなくもないが、一方で国から補助金の交付を受けるための申請書類でもある。本事業は令和4年度も事業継続されているが、県としては県民のために効果的・効率的・経済的に事業を推進するという目的のために適切に事業の評価を実施し、それをフィードバックし、どのような意思決定を経て令和4年度も継続事業としたのか、という点についてやはり別途体系的に整理して文書化する必要があると感じられるものの、現状ではそうした資料は作成、保管されていない。

なお、令和4年度の本事業についても、令和4年10月31日現在ではまだ申請・交付実績はないと説明を受けている。

(問題点)

令和3年度の本事業による補助金の申請・交付が当初想定を下回ったということは、令和3年度ではこの制度が当初想定と比べると十分には利用されていない、有効に機能しなかった部分がある状況と言える。したがって、次年度も継続事業として実施する際には、事業の必要性の再確認、方向性を見直し等を含め十分検討することが必要である。また、仮に十分な検討を行っていたとしても、十分検討されたことが文書化されていないと、安易に事業を継続したと捉えられてもそれを客観的に反論することが難しくなるため問題である。

(意見事項 19) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業で実施した香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の申請・交付件数は1件・1,623千円のみであり、当初想定を大幅に下回る申請・交付件数であった。本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。

特に本事業は令和4年度も継続しており、かつ令和4年度の申請・交付実績も令和4年10月31日時点では0件であるため、適切な事業評価・検討をふまえた事業継続であるならばなおさら、これらの検討過程の文書化が望まれる。

具体的には、本事業は国の地方創生テレワーク推進交付金を活用した事業のため、現状でも「地方創生テレワーク推進事業計画」等においてそれらに関連した記述が行われているが、これらに加えて事業の必要性についての再検討、事業の方向性を見直しや(継続する場合には)分析結果等を踏まえた次年度の事業の在り方(改善点)等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。

なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

4.14 かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バイオ商品開発支援事業)

4.14.1 事業の概要

所管課
商工労働部産業政策課 糖質バイオ・知的財産グループ
事業概要
<p><u>＜かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト＞</u></p> <p>産学官連携による研究成果である希少糖を香川県産業の成長につなげるため、大学での希少糖研究の強化や、民間研究所の育成・誘致、研究開発の促進などにより、世界をリードする「知の拠点」を形成するとともに、希少糖の生産企業等の育成・誘致を推進し、産学官県一体となった「希少糖クラスター」を形成するほか、県内外に向けて産学官が連携して総合的に・効果的に情報発信し、世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立を図ることを目的とする事業である。</p> <p>希少糖とは…希少糖とは、自然界に微量にしか存在しない単糖(糖の最小単位)やその誘導体(分子構造が変化してできた化合物)のことであり、50種類以上ある。香川大学の何森名誉教授が希少糖の大量生産に繋がる酵素を持つ微生物を発見したことで研究が進み、抗肥満作用や抗がん作用、血糖の上昇を抑える効果等の健康面での機能の他、食品開発や植物分野での様々な機能が明らかになっており、幅広い分野での実用化が期待されている。</p> <p>(1) 本事業は、主に以下の5つから成る。</p> <ul style="list-style-type: none">① 希少糖拠点機能強化事業② 希少糖研究開発加速化支援事業(今回の監査対象)③ 糖質バイオ商品開発支援事業(今回の監査対象)④ ネットワーク等形成事業⑤ 香川の希少糖ブランド化推進事業 <p>(2) また、「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトを効果的に推進するため、希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策検討、情報交換、調整等を行うことを目的として、産学官の会議体である「香川県希少糖戦略会議」が平成25年9月に設立されている。</p> <p>同会議体には、以下4つの部会(非公開)がある。</p> <ul style="list-style-type: none">① 生産・健康・医療部会② 食品産業部会③ 農水産業部会④ 複合糖質・連鎖部会

会議の開催状況

開催頻度は、年1回～3回程度の開催である。

年度	希少糖戦略会議	生産・健康・医療部会	食品産業部会	農水産業部会	複合糖質・糖鎖部会
H29	1	3	1	1	2
H30	1	3	1	1	2
R1	1	3	1	1	3
R2	1	3	1	1	0
R3	1	3	1	1	0

(3) さらに、希少糖戦略会議とは別に、かがわ糖質バイオフォーラムが開催されている。

かがわ糖質バイオフォーラム会員の状況

会員数はここ数年変化ない状況にあり、増加していない。

	R2.4月末	R3.4月末	R4.4月末
法人会員	44	44	45
個人会員	21	20	20
賛助会員	9	9	9
計	74	73	74

(4) 包括外部監査において対象とした事業

ここでは、このうち補助金交付額が大きい「希少糖研究開発加速化支援事業」と「糖質バイオ商品開発支援事業」を監査対象とした。

<希少糖研究開発加速化支援事業>

県内企業の希少糖産業への参入や次なる事業への展開を促進するため、香川大学が取り組む希少糖研究の加速化を図ることを目的とした事業である。

● 補助対象

香川大学が取り組む希少糖に関する研究開発のうち、①希少糖研究の拠点性・優位性の堅持及び②希少糖を用いた製品開発その他研究成果を事業化しようとする県内企業の希少糖産業への参入促進、に資すると認められる研究開発に要する経費を補助するものである。

また、補助対象とするものは、科学研究費助成事業等の国等の補助金が充当されないもので、かつ以下の3テーマのいずれかに係るもので、公費助成が適切であると判断されるものである。

- ① 希少糖生産研究による次世代糖資源の開発
- ② 希少糖機能を生かした新規の用途開発

③ 多面的な用途開発につながるデバイスとしての希少糖の物性探索

- 補助率は、10/10(100%)
- 補助金額は、10,000 千円以内。
- 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該事業年度末まで
- 同一のテーマの研究開発で、前年度又は前々年度の当該補助事業の成果を基に、連続して初年度から合わせて3回まで交付決定を受けることができるものとする。

<糖質バイオ商品開発支援事業>

香川大学等の糖質バイオ分野の研究成果等を活用して事業化する県内企業の取り組みを支援する事業で、製品化に向けた開発を行う県内企業に対して必要経費を補助するものである。

- 補助対象
糖質バイオ分野(機能性糖鎖、複合糖質、希少糖等)における研究成果を活用し、商品開発を行う事業で、当該事業年度の2月末までに事業が完了するもの。
- 補助率は、2/3 以内
- 補助金額は、100 万円以上 400 万円以下

(5) 希少糖に関連する産学官の主な連携機関

(研究機関等)

- ・ 香川大学 国際希少糖研究教育機構
- ・ 国際希少糖学会
- ・ 香川県産業技術センター

(関連企業)

- ・ 株式会社希少糖生産技術研究所(現 松谷化学工業株式会社)
- ・ 松谷化学工業株式会社
- ・ 株式会社レアスウィート 等

(関連団体)

- ・ 一般社団法人希少糖普及協会
- ・ 公益財団法人かがわ産業支援財団

事業実施の必要性

希少糖は、食品、医療、農業など、様々な分野で無限の可能性が広がるなか、世界に通じる「香川の希少糖」ブランドを確立し、一大産業へ成長させることを目的として、研究開発、商品化、ネットワーク形成及び情報発信・ブランディングの強化といった観点から中長期的な取組みを県として支援しているところであり、こうした観点から本事業は必要なものとなっている。

県の各計画との関連

- 上位計画
香川県産業成長戦略（平成 30 年 3 月改訂）
- 施策
かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト
- 基本方針
「希少糖といえば香川、香川といえば希少糖」と呼ばれる一大産業へ成長させる。
- 展開方向
成長産業の育成・集積
- 重点施策：かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト目標（10 年後）
 - 世界的に求心力のある希少糖の「知の拠点（＝研究開発拠点）」の形成
 - 産学官一体となった「希少糖産業」の創出
 - 世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI（達成状況含む）

第 2 期かがわ創生総合戦略-希少糖産業の振興に関する KPI 指標

- 希少糖関連商品を製造・販売する事業者数

令和 6 年度(目標値)	平成 30 年度	令和 4 年 9 月時点
932 社	616 社	750 社

出典：(一社)希少糖普及協会調べ

関連事業者は、増加傾向にはあるもの目標値には達していない状況にある。

KPI 以外の指標

- 希少糖事業の現状を示す商品化数(関連商品数)令和 4 年 9 月時点

項目	種類/品目	企業数
希少糖含有シロップを含む商品数(累計)	1,661 種類/3,441 品目	739 社 うち県内企業 202 社

D-アルロース純品(累計)	72 種類/87 品目	35 社 うち県内企業 30 社
---------------	-------------	---------------------

(出典:(一社)希少糖普及協会調べ)

○希少糖を使用した商品数(直近5か年)

	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2022年 9月
希少糖含有シロップ使用商品※						
開発企業数	536	616	657	683	725	739
開発商品数	1,204	1,384	1,471	1,526	1,630	1,661
開発品目数	2,550	2,879	3,111	3,217	3,401	3,441
ブシコース(アルロース)使用商品※						
開発企業数	—	—	16	19	27	35
開発商品数	—	—	32	39	59	72
開発品目数	—	—	32	47	71	87

※開発企業数については一部重複している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)
- 希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱(制定:平成29年6月30日、最終改正:令和3年4月1日)
- 糖質バイオ活用支援事業費補助金交付要綱(制定:平成23年4月1日、最終改正:令和4年4月1日)

4.14.2 予算現額と決算額の推移

(1) 希少糖研究開発加速化支援事業

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	20,000	10,000	10,000
補正予算額(増減)	—	—	—
計:現年予算額	20,000	10,000	10,000
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	—	—	—
決算額	20,000	10,000	10,000
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	—	—	—

予算執行率は、100%であった。

(2)糖質バイオ商品開発支援事業

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	29,081	8,082	16,082
補正予算額(増減)	▲ 20,494	▲ 318	▲ 4,009
計:現年予算額	8,587	7,764	12,073
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	8,587	7,764	12,073
決算額	8,137	7,717	12,029
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	450	46	44

募集申請の状況により予算の減額補正を行っており、補正後の予算の執行率としては令和元年度は95%、令和2年度及び令和3年度は概ね100%であった。採択率としては、令和元年度及び令和3年度は100%、令和2年度は4社中2社の採択、2社不採択であった。

4.14.3 決算額の主な内訳(上記(1)、(2)の合算)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	22,000	・希少糖研究開発加速化支援事業費補助金 10,000 千円 ・糖質バイオ商品開発支援事業費補助金 12,000 千円
報償費	27	
旅費	2	
合計	22,029	

4.14.4 決算額の財源内訳(上記(1)、(2)の合算)

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	22,029	
合計	22,029	

4.14.5 検討した内容及び閲覧した資料等

事業概要把握のためのヒアリングを行うとともに、関連条例・規則等、補助金交付決定及び執行に関する資料を閲覧した。

- ① 令和3年度の「希少糖研究開発加速化支援事業費補助金」に関する交付に関する事務手続きについて、交付要綱に沿った対応がなされているかを検討した。

以下のとおり、補助要綱記載の各種書類は、適正に提供および受領されている。

閲覧資料	(作成主体)日付
補助金交付申請書(事業計画書含む)	(香川大学)令和3年6月22日
補助金交付決定通知	(県)令和3年6月30日
補助事業実績報告書	(香川大学)令和4年4月7日
補助事業調査調書	(県)令和4年4月11日
補助金額確定通知書	(県)令和4年4月12日
補助金精算払請求書	(香川大学)令和4年4月15日
支出命令書(会計伝票)	(県)令和4年4月18日(出納局審査課決裁日)

補助事業実績報告書の内容は、主任研究者が、研究テーマ(メイン、サブ)、研究の概要、実施日程、実施場所、実績(目的、研究開発等の内容、事業の成果、当該事業に関連した特許出願(予定含む)の内容、成果の事業化の見通し)等について報告している。その他、収支明細書(補助金充当経費が分かる資料)が提出されている。

- 補助金充当経費 10,000 千円の使途は、研究に必要な消耗品 7,541 千円、機械器具 1,913 千円、機械器具の保守 206 千円、外注費 340 千円であった。
- R3 年度に取得した機械器具は、冷蔵庫、超音波画像診断装置、デスクトップ PC で、申請時に「見積書」が添付されており、実績報告提出時点には「請求書」、「見積書」、大学側の経理資料「則支出決議書」が提出されている。
- 希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第 17 条の財産の処分制限を受ける資産(50 万円超)は、超音波画像診断装置であった。また、当該取得機械器具については、補助金が充当された旨を管理したラベルを貼付し管理されているとのことであった。
- 委託費用の総額は補助対象経費の 2/3 未満とする基準も満たしている。
- 希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第 21 条により、本補助金による事業化ないしは、産業財産権の設定等により収益が生じた場合は、過去に助成した補助金を上限として収益納付させることができるとされているが、当該補助事業を開始した平成 29 年以降、収益額納付実績は 0 円である。引き続き、補助事業に関連した産業財産権の出願の状況を確認し、収益納付に関する対応が求められる。

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱

(収益納付)第 21 条 事業化状況報告書又は産業財産権に関する届出書により、香川大学に当該補助事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、香川大学に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を収益納付額として納付させることができる。

(成果の発表)第 22 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けて行った事業の成果を、香川大学に発表させることができる。

② 令和3年度の「糖質バイオ商品開発支援事業費補助金」に関する補助金採択プロセス及び採択実績について検討を行った。補助金の採択に当たっては、香川県研究開発等事業計画審査委員会が設置され、「糖質バイオ活用支援事業費補助金 審査要領」に則して、①目的及び市場性、②製品開発等の内容、③事業展開、④実施体制、⑤予算の妥当性から審議されている。

本事業は、原則として、糖質バイオ活用支援事業費補助事業終了後、概ね3年以内に上市又は厚生労働省等への許可申請を予定しているものとされ、これまで採択したものの状況は以下のとおりである。

補助金交付年度	補助金額	商品化の状況(商品等)
平成 23 年度	4,937 千円(2 件)	なし
平成 24 年度	7,880 千円(2 件)	なし
平成 25 年度	8,630 千円(3 件)	・希少糖入こんにやく ・オーダーメイドサプリメント ・様々なバリエーションをもつ糖鎖の製造
平成 26 年度	7,942 千円(3 件)	・食事プラスワン ・インフルエンザ診断関連の大量調製 ・アクティブスキンジェル ・D-アルロースエッセンス
平成 27 年度	2,116 千円(1 件)	なし
平成 28 年度	1,741 千円(1 件)	なし
平成 29 年度	7,515 千円(3 件)	・希少糖含有シロップ「レアシュガースウィート」の粉末の生産等 ・口腔ケア商品(試作品)
平成 30 年度	2,940 千円(2 件)	なし
令和元年度	2,270千円(2 件)	なし
令和2年度	7,682 千円(2 件)	なし
令和3年度	12,000 千円(3 件)	なし

4.14.6 監査の結果及び意見

4.14.6.1 実績報告事項の追加(指摘事項 4)

(発見事項)

実績報告書等に、希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第3条ただし書に関する確認結果(例えば、「本補助事業については、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていないことを確認した」等)の記載がなく、研究テーマごとに確認したことが文書として残されていない。

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」をいう。)、補助率、補助金額及び補助対象期間は別表第1の、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第2のとおりとする。ただし、当該補助事業について、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けて行うものを除く。

香川大学は学術研究機関であり、科学技術研究費をはじめとした補助金を財源とした運営がなされており、希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第3条ただし書に記載されているように、1つの研究に対して複数の補助金を受領する可能性がある。県の補助事業に対して他の補助金等が充当されていないかを確認し、それを決裁伺い書等において明確に記載しておくことは適正な交付を行うために極めて必要な手続きであると考えます。

香川県営業継続応援金などの他の給付事業においては、不正受給抑止の観点から事業者に誓約書の提出を求めているものもあり、本事業でも何らかの確認を行いその結果を記録すべきである。

なお、大学側が作成する財務諸表のなかに「補助金等の明細」があり、これを元に他の補助金が充当されていないかを確認することも可能である。県の回答ではこれらについては内容の確認を実施しているとのことであったが、確認結果を文書化することも含め、例えば「次年度の補助金交付申請までに大学の財務諸表を入手し、県の補助事業に対して他の補助金が充当されていないことを確認し、その結果を文書として保管する」ことを運用上の取扱いとすることも1つの方法と考えられる。

(香川大学)財務諸表 補助金等の明細のうち、本事業に関する部分を抜粋

(17)-2 補助金等の明細

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	備 考
					建設仮勘定 見込補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	その他		
希少糖研究開発加速化支援事業費補助金	香川県	直接経費	0	10,000,000	0	1,500,000	0	0	8,500,000	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(出典: 国立大学法人香川大学 令和3年度 財務諸表 第18期事業年度 を加工)

(問題点)

「補助事業について、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていない」ことが補助対象事業の条件であるにもかかわらず、この点について確認したことが文書として残されていないと、補助金交付要綱に準拠した交付が行われたことが事後的に疎明できないため問題である。

(指摘事項 4) 実績報告事項の追加

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金については、国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けて行う研究は本事業の補助対象から除かれる旨が要綱に記載されているにもかかわらず、これら(他の補助・助成を受けていないこと)を県が確認したことが文書として残されていない。要綱に準拠して補助金を交付していることを事後的にも明らかにするためには、他の公的団体から別途補助金・助成金等を受けていないことを確認するとともにその結果を文書で明確に記載しておくことが望ましい。

具体的には、交付決定時や支出確定時の決裁伺い書等において確認結果を明記することや、補助対象事業者が提出する実績報告書においてその旨(「補助事業にあたっては、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていない」旨)を明記してもらうこと等が考えられる。また、大学が作成する財務諸表の中に「補助金等の明細」があり、これを元に他の補助金が充当されていないかを定期的に確認し、その結果を文書化することも1つの方法と考えられる。

なお、当該確認は、研究テーマごとに行うことが望ましい。

4.14.6.2 補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付(意見事項 20)

(発見事項)

令和3年度の補助事業により取得された資産(希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第17条に基づく資産)は1点であった。大学側の経理として、本補助金を財源として取得された固定資産は、固定資産台帳への登録が行われる必要がある。県では、大学側のこうした処理を確認するために、取得価格が50万円を超える機械装置等があった場合には固定資産台帳を入手し、取得日・取得価格・耐用年数等を確認していると説明を受けている。ただし、入手した固定資産台帳等は実績報告の添付書類にはなっておらず、実績報告書と一緒にファイルして保管するという体制にもなっていない。

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱

(財産の管理及び処分制限)

第 17 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等という。」のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械装置及び工具器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する機関とする。

(補助事業の経理等)

第 18 条 香川大学は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 香川大学は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の翌年度から 5 年間、知事からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(問題点)

補助事業の実績報告を県が審査するための資料として、大学側で作成されている固定資産台帳等(財産管理期間(耐用年数)の把握や当該資産の供用開始日の確認資料)が大学から提出される実績報告書に添付されないと、希少糖研究開発加速化支援事業費補助金交付要綱第 17 条、第 18 条で定める財産管理及び経理等が大学側で適切に行われているかどうかを決裁の過程で十分確認できず、要綱に準拠した補助金交付が行われない可能性があり問題である。

(意見事項 20) 補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金を財源として取得された固定資産は、補助金の交付先、すなわち大学側で固定資産台帳への登録が行われる必要がある。大学側のこうした財産管理及び経理等について、適切に行われていることを県でも十分確認しているとの回答を得ているものの、そのことを事後的にも明らかにするためには、確認結果を文書として残すことが望ましい。

具体的には、実績報告書の添付書類として固定資産台帳等を添付し、財産管理期間や供用の事実を確認したことを当該台帳上に証跡として残すこと等が考えられる。

4.14.6.3 KPI の設定及び評価の検討(意見事項 21)

(発見事項)

第 2 期かがわ創生総合戦略における「希少糖産業の振興」に関する KPI 指標として、「希少糖関連商品を製造・販売する事業者数」が掲げられている。当該 KPI の事業者数の集計は、一般社団法人希少糖普及協会が行っているが、希少糖関連商品を過去に 1 回でも取り扱ったことのある事業者全てが集計対象となっており、結果として評価時点現在では希少糖関連商品の取り扱いのない事業者も集計結果に含まれてしまっている。

ただし県によれば、一般社団法人希少糖普及協会では現時点で実際に希少糖関連商品を取り扱っている事業者数は把握できておらず、県がこれらの事業者数を把握しようとするとな大なコストがかかるため現実的ではないとのことであった。

(問題点)

KPI 指標として用いられる数値が事業の目標とする成果を適切に表したものとなっていないと、事業の評価とそれによる事業の改善・見直し等が十分行えず、事業を効果的・効率的・経済的に実施していくことができなくなる可能性があり問題である。

(意見事項 21) KPI の設定及び評価の検討

第 2 期かがわ創生総合戦略における施策の 1 つである「希少糖産業の振興」に関する KPI 指標として、「希少糖関連商品を製造・販売する事業者数」がある。この事業者数は、希少糖関連商品を過去に 1 回でも取り扱ったことのある事業者が全て集計対象となっているため、結果として現時点では希少糖関連商品を取り扱っていない事業者も集計に含まれている。

事業の進捗管理と評価を適切に実施し、効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するためには、実測可能で正しく実態が把握できる指標、あるいは事業の目標と因果関係があり、事業によって現れた成果だと説明できる指標を KPI として選択する必要があり、こうした観点から KPI とすべき指標、または指標の集計方法について再考することが望ましい。

具体的には、食品分野では例えば商談会の参加者数や Foodex Japan(国際食品・飲料展)等への希少糖関連商品の出展者数(県が出店枠を一定数確保し、事業者が出展料を一部負担して出展しており、これに参加した事業者数)等、「希少糖クラスターの形成」や「香川の希少糖ブランド確立」に向けた機運の高まりを示す指標を検討すること等が考えられる。また、食品以外の分野(医療・医薬品分野、家畜飼料分野及び農業用資材分野等)については事業化目標が数年先という状況であるため、成果目標を立てにくいと説明を受けているが、その場合であっても事業化までのロードマップを踏まえた取組み内容を考慮した取組指標として KPI を選定すること等が考えられる。

4.14.6.4 研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認(意見事項 22)

(発見事項)

香川大学の希少糖に関する研究テーマは 50 種類以上と多岐に亘っており、この中から大学(国際希少糖研究教育機構会議)側で事業化の可能性がある研究テーマについて「希少糖シーズ研究計画調書」をもとに審議が行われ、県への補助金申請が行われている。

県としては、申請テーマの選定に際して以下の 3 点を考慮するという点で大学側と認識の共有が図られているとのことであるが、大学の希少糖に関する研究テーマについて全体としてどのようなものがあり、申請された研究テーマがそのうちのどのような位置づけのものであるか、といった全体像・概要については現状では把握されていない。

- 1 産業技術センターとの共同研究により県が産業財産権の取得に関与できるもの
- 2 臨床試験など大学主体の研究であり、産業技術センターとの共同研究は限られている、又はできないが、企業への事業化提案が見込めるもの
- 3 直接的な産業財産権の取得に結び付かない基礎研究であるが、個々の企業では行えない研究を行い、県内企業が行う商品開発の重要な手がかりや課題解決、迅速化に役立つもの

(問題点)

大学の希少糖に関する研究テーマにどのようなものがあり、補助金申請された研究テーマがそのうちのどのような位置づけのものであるか、といった希少糖研究に関する全体的な概要について県の方でも十分把握できないと、希少糖研究に関する県側での知見の蓄積や希少糖の研究支援に関するより主体的な事業の推進、という点では十分ではない可能性があり問題である。

(意見事項 22) 希少糖研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認

希少糖研究開発加速化支援事業補助金について、県では全体として大学にどのような研究テーマがあり、そこから補助金を申請する研究テーマをどのような理由で選択したか、といった全体的な概要については把握されていない。

研究テーマの選定は専門性が高い領域ではあるものの、公費助成の観点からは大学側の研究支援を県がある程度主体性をもって推進していくことは事業の有効性という観点から必要と言える。そのためには、大学側でどのような研究テーマが全体としてあり、その中からどのような理

由で補助金を申請する研究テーマを選んだか等についても一定程度把握し、これらについて県の見解をふまえて文書として残しておくことが望ましい。

4.14.6.5 かがわ糖質バイオフォーラムの財源確保に向けた検討(意見事項 23)

(発見事項)

かがわ糖質バイオフォーラムにおいては、かがわ糖質バイオフォーラム規約第 11 条において、「会員等からの会費は徴収しない。」とされている。フォーラム開催にあたり、会場や書類印刷代など諸経費がかかっており、ネットワーク等形成事業として令和 3 年度に 765 千円拠出されている。

かがわ糖質バイオフォーラム第 13 回シンポジウム
開催日時 令和 3 年 1 月 29 日 13 時から 16 時 40 分
開催場所 かがわ国際会議場
参加者 87 名
内容 第一部講演、第二部講演、総合ディスカッション

(問題点)

特定の参加者にとって有益な事業について、一定の受益者負担等を検討しないことは、事業の運営、さらにはその充実を図るための原資確保の機会を失うこととなり問題である。

(意見事項 23) かがわ糖質バイオフォーラム財源確保に向けた検討

かがわ糖質バイオフォーラムについては、会員等からの会費は徴収しない規約となっている。一方で、フォーラム等の開催の目的は、希少糖を活用した健康バイオ産業の創出にあり、シンポジウム及び研究会への参加は参加者にとって有益な情報提供を受け取れる場であると同時に事業におけるネットワーク形成の場にもなっており、参加者が受ける便益は一定程度高いものと推察される。

フォーラム運営を継続し、かつ充実させる観点から、一部会費・負担金といった名目での受益者負担を検討することが望ましい。

具体的には、希少糖の販売分野が食品のみならず医療や農業へ広がりを見せる中で、フォーラム運営を共に支える観点から、印刷代や会場代といった運営経費にかかる会費徴収には一定の理解は得られるものと考えられ、賛助会員からの負担金の徴収等が考えられる。

また、更なる研究開発のための財源として、県外に本社が所在する会員事業者に対しては、企業版ふるさと納税制度を紹介する等の対応も極めて有益と考える。

4.14.6.6 実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査(意見事項 24)

(発見事項)

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金の事務手続きに関して監査人がサンプルで検証した範囲において、実績報告の「収支明細書(内訳)」(研究ごとの請求書内容が分かる一覧資料)等の内容と請求書は一致しており、請求内容に誤りは見受けられなかった。

ただし、提出された実績報告の「収支明細書(内訳)」の中で、請求書等との一致を県が確認した際に付すべき突合証跡(例えば「✓」のような証跡)が残されていなかった。県によれば、一旦は確認して証跡を付したものの、証跡が多く付されて文書が見にくくなったため、証跡がないものに差替えて保管したとのことであった(ただし保管している資料にも費目別の合計額等を確認した際の証跡は残っている)。

また、補助期間末付近の2月に見積依頼され調達されている消耗品等(例:アズワンペーパータオル 200枚×13箱(納品日:令和4年2月24日))が下表のとおりであった。補助期間末付近に購入した消耗品等については、単に請求書との突合のみならず、公費負担であることを念頭に審査を行い、必要に応じて補助事業に係る研究経費であるか否かを確認し文書として残す、といった対応が望ましいと感じられた。

研究テーマ	2年度の請求書件数(かっこは全体) 単位:件数	2年度の請求書金額(かっこは全体) 単位:千円
①	6 (14)	680 (1,500)
②	3 (16)	25 (900)
③	- (20)	- (600)
④	3 (22)	112 (900)
⑤	- (1)	- (1,500)
⑥	9 (29)	351 (800)
⑦	3 (27)	45 (800)
⑧	1 (58)	1 (800)
⑨	4 (32)	57 (800)
⑩	2 (17)	9 (600)
⑪	- (12)	- (800)
計	31 (248)	1,281 (10,000)

(問題点)

実績報告を請求書と照合・確認した際にチェックした証跡を残したり、必要に応じて補助事業に係る研究経費であるか否かを確認した結果を文書として残したりしておかないと、支出命令に至る一連の手続きにおいて適切にチェック・確認が行われたことが事後的に疎明できず問題である。

(意見事項 24) 実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査

県では、補助事業者が提出する実績報告書を請求書等と照合することで実施内容及び実施結果のチェック・確認を行っている。希少糖研究開発加速化支援事業費補助金に係る実績報告書及びその添付書類を閲覧すると、県が請求書等との一致を確認する際に付すべき突合証跡(例えば「✓」のような証跡)が残されていなかった。県によれば、一旦は確認して証跡を付したものの、証跡が多く付されて文書が見にくくなったため、証跡がないものに差替えて保管したとのことであった。また、補助期間末付近の2月に見積り依頼及び調達が行われた消耗品等が1,281千円あったが、これらが補助事業に係る研究経費に該当するかどうかを確認したことがわかる文書等が残されていなかった。この点についても確認はしたもののそれを文書化していないというのが県の回答であった。

実績報告書を十分チェック・確認したことを事後的にも疎明できるよう、また上席者等が確認する際に担当者が実施したチェック・確認内容が明確になるよう、チェックした証跡や(公費負担であることを念頭において)必要に応じて実施する追加の確認内容等は、文書として残しておくことが望まれる。

なお、追加の確認内容等とは、例えば本件であれば補助対象期間末付近で調達した消耗品等が本当に補助対象事業に係る研究経費であったかの確認をすることが望ましかったと言え、その確認結果を文書として残しておくことが考えられる。

4.15 オリーブ生産拡大加速化事業

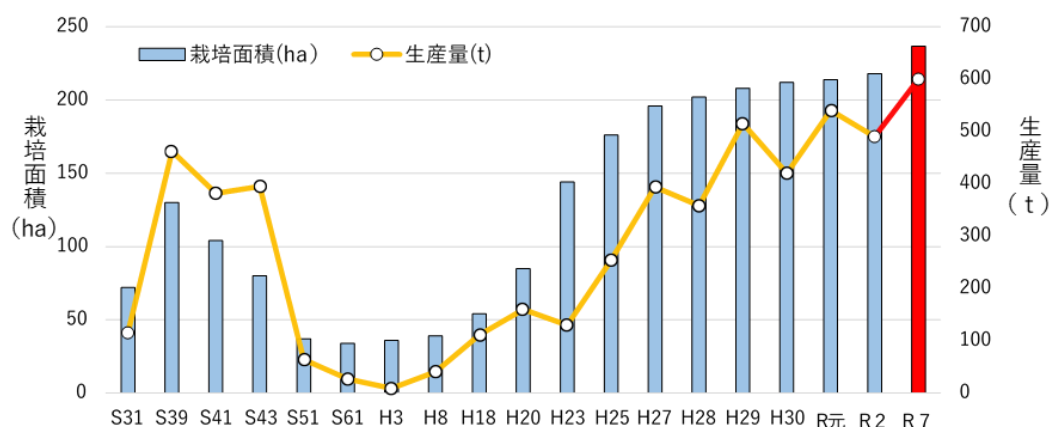
4.15.1 事業の概要

所管課
農政水産部 農業生産流通課 果樹・オリーブグループ

事業概要

県内におけるオリーブの生産は、1908年(明治41年)に農商務省の指定により試験栽培がスタートして以降110余年経過し、生産者の努力と研究によって栽培技術が磨かれ、国内オリーブ果実の収穫量の約91%(平成30年産)のシェアを占めるまでに至っている。本事業は、オリーブ産業の基盤となるオリーブの果実の生産量を一層増加するとともに、高品質なオリーブオイルの製造等により全国トップの産地としての地位を堅持するため、生産を拡大し加速化していくための各種補助金を交付する事業として位置付けられている。

香川県のオリーブの生産状況(推移)



(出典:かがわオリーブ産業強化戦略 3頁 図1 オリーブの栽培面積及び生産量の推移)

補助事業の内容

項目	補助対象	補助率	成果目標
① 新植・改植	苗木代、植栽 肥料、農薬、支柱等	1/2以内	平均単収 200 kg/10a
② 園地・施設整備	客土、園地改良 灌排水施設 防風・防鳥・防獣施設	1/2以内	平均単収 200 kg/10a
③ 果実加工用機械 (漬物製造業)	殺菌処理機(新漬用)	1/3以内	果実加工品 10%増加
④ 採油用機械 (食用油脂製造業)	採油機、ホッパー、ろ過器 脱水機(採油残渣用)	1/3以内	「プレミアム」基準の製造と認証
⑤ 大規模栽培用機械 (概ね1ha以上)	チップパー、果実収穫機、 果実選果機、乗用型防除機、 乗用型草刈機	1/3以内	果実(葉)の出荷量 10% 増加、新規生産者は1t 以上

(出典:農政水産部農業生産流通課 果樹・オリーブグループ作成の概要資料)

補助事業対象者

農地所有適格法人、任意集団(3戸以上)、認定農業者、認定新規就農者等で、果実及び葉の収穫を目的として生産されるオリーブの苗木を新植・改植しようとする者、又はオリーブの栽培管理・加工に必要な施設、機械を整備しようとする者

補助事業の支援地域

市町、農業協同組合等関係機関における指導推進体制が整備されている地域のうち、耕作放棄地等の解消が見込まれる地域や生産拡大の効果が高いと認められる地域

事業の課題等

事業の課題点としては、全国に先駆けて「かがわオリーブオイル品質表示制度」を導入しているが、それを今後も維持し継続していく点にある。「かがわオリーブオイル品質表示制度」とは、国際基準(IOC(international olive council))に合わせた基準での官能評価と化学分析を行い、適合した製品には「品質適合表示ロゴマーク」を表示する品質表示制度となっている。なお、香川県が認定する品質適合表示ロゴマークには、「スタンダード」と「プレミアム」がある。

他方、担い手不足を課題とする産業が多くあるなか、オリーブの生産者数やオリーブオイル製造事業者は増加傾向にあり、労働者不足が大きな問題となっていないという優位性も認識されている。

事業実施の必要性

近年は、九州など全国でも栽培が急速に加速しており、今後、産地間競争の激化が想定され、全国トップの産地としての地位を堅持するためにもオリーブ産業の基盤となるオリーブの生産量を一層増加させる必要があり、こうした面からも本事業は必要なものと認識されている。

県の各計画との関連

- 上位計画
香川県産業成長戦略(平成30年3月改訂)ーオリーブ産業強化プロジェクト
香川県農業農村基本計画(令和3年～令和7年)ーかがわオリーブ産業強化戦略(令和3年11月)
- 施策(かがわオリーブ産業強化戦略より)
 1. オリーブの生産基盤強化
 2. オリーブオイルの高品質化
 3. 多様なオリーブ関連商品群の充実
 4. 戦略的な情報発信と販売促進
 5. オリーブを生かした地域・経済の活性化
- 取組みの方向

オリーブの生産振興、多角的な新商品開発や商品の品質向上、ブランド力の強化を総合的に推進し、全国トップにあるオリーブ産業の地位を確たるものとするとともに、産学官連携による多様な主体との協働に努める。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

かがわオリーブ産業強化戦略における KPI 指標

指標	令和 2 年度	目標年度
オリーブ生産量	490t	600t(令和 7 年度)
オリーブオイルの認知度	55.1%	58.4%(令和 6 年度)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則(平成 15 年香川県規則第 28 号)
- オリーブ生産拡大加速化事業費補助金交付要綱(制定:平成 31 年 4 月 1 日、最終改正:令和 4 年 3 月 28 日)

4. 15. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	42,000	32,240	32,140
補正予算額(増減)	△13,386	△15,000	△15,494
計:現年予算額	28,614	17,240	16,646
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	28,614	17,240	16,646
決算額	24,698	16,160	15,578
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	3,916	1,080	1,068

4. 15. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	15,328	事業費補助金
需用費	170	消耗品
旅費	80	事業の検査等に要した旅費
合計	15,578	令和 3 年度決算額

4. 15. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	757	
国庫支出金	7,664	地方創生交付金
繰入金	7,157	ふるさと納税
合計	15,578	

4. 15. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

事業概要把握のためのヒアリングを行うとともに、「香川県産業成長戦略」、「かがわオリーブ産業強化戦略」や「オリーブ生産拡大加速化事業費補助金交付要綱」、令和3年度の「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」(サンプル1件)の資料を閲覧した。また、①直近3か年のメニュー別の事業者数や事業費に関する資料、②令和3年度の全事業者からの生産拡大の取り組みの「成果」と「問題点」を抜粋した資料を閲覧した。

KPI 達成に向けた補助金の必要額(監査人試算)について

かがわオリーブ産業強化戦略における KPI 指標を達成すべく、オリーブ生産量 100t 増加させるために必要な受益面積は約 45ha※1であり、仮に全てを補助金対象とした場合の予算必要額は 214,920 千円と試算される。これは、令和3年度予算額 32,140 千円の約 7 年分に相当する。新植から収穫までに約 5 年かかることなども考慮した施策展開が必要と感じられた。

※1 令和2年度の香川県のオリーブ栽培面積 218ha÷オリーブ収穫量 490t をもとに算定

項目	補助金必要額(受益面積×令和3年度実績単価)
① 新植・改植苗木代、初期費用	45ha×@416 千円/ha=18,720 千円
② 小規模土地基盤整備、栽培管理用施設	45ha×@2,160 千円/ha=97,200 千円
③ 未収益期間支援事業(4年間)	45ha×@2,200 千円/ha=99,000 千円
計	214,920 千円

- 各支援項目に関する受益面積、補助金、及び補助単価の推移分析

① 新植・改植苗木代、初期費用

1ha当たりの県補助金額は令和2年と概ね同水準にある。

年度	受益面積(ha)	県補助金(千円)	補助単価(実績) (千円/ha)
令和元年度	4.38	3,851	879
令和2年度	4.00	1,744	436
令和3年度	2.65	1,104	416

(出典:農政水産部 農業生産流通課資料をもとに作成)

② 小規模土地基盤整備、栽培管理用施設(防風施設、防鳥防獣施設)

1ha当たりの県補助金額は令和2年と概ね同水準にある。

年度	受益面積 (ha)	県補助金(千円)	補助単価(実績) (千円/ha)
令和元年度	4.52	5,720	1,265
令和2年度	2.79	5,935	2,127
令和3年度	1.12	2,420	2,160

(出典:農政水産部 農業生産流通課資料をもとに作成)

③ 未収益期間支援事業(植栽年を除いた4年間の育成費)

1ha当たりの県補助金額は一定であり、補助単価と同額であった。

年度	受益面積 (ha)	県補助金(千円)	補助単価(実績) (千円/ha)
令和元年度	3.79	8,341	2,200
令和2年度	3.73	8,208	2,200
令和3年度	2.48	5,458	2,200

(出典:農政水産部 農業生産流通課資料をもとに作成)

4.15.6 監査の結果及び意見

4.15.6.1 実施状況報告書の有効活用(意見事項 25)

(発見事項)

事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」には、生産拡大の取り組み(①新植・改植、②園地・施設整備、③栽培管理用機械施設、④採油用機械導入(食用油脂製造業)の支援項目ごと)の「成果」及び「問題点」等が記載されることとなっているが、県においてこれらを活用する、具体的には「成果」や「問題点」を毎年整理し、これまでの事業における課題の変化の有無等を評価分析して今後の施策展開に生かしていく、といった対応がこれまでできていなかった。

令和3年11月に「かがわオリーブ産業強化戦略」を策定し、施策体系を整理し、生産拡大を加速化する取り組みを強化することが求められている。こうした状況においては、各補助金交付先の実施状況報告書に基づいて、事業者ごとに施策による効果がどうであったか、課題がどういうことか、課題に対しての支援をブラッシュアップする必要があるか、などを毎年分析することが重要なことである。今後も、生産拡大の取組事例(モデル事例)を整理し、積極的に情報発信していくべきではないだろうか。

(問題点)

各補助金交付先の実施状況報告書には補助対象事業者の成果や問題点等が記載されており、生産者等の現状がよく理解できる資料として施策展開の重要な情報源となるべきものであるが、これを整理・分析・評価し次年度以降の事業に役立てることをしないと、事業の有効性を高める機会を失っていることになり、問題である。

(意見事項 25) 実施状況報告書の有効活用

補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」には、生産拡大の取り組み(①新植・改植、②園地・施設整備、③栽培管理用機械施設、④採油用機械導入(食用油脂製造業)の支援項目ごと)の「成果」及び「問題点」等が記載されており、生産者等の現状を映す非常に貴重な情報源と考えられる。

事業をより有効なものに高めていくためには、補助金要綱に基づく、事業者毎の実施状況報告書の確認は実施しているものの、実施状況報告書の活用としては不十分である。「成果」や「問題点」を毎年整理し、これまでの事業における課題の変化の有無等を評価分析して今後の施策展開に生かしていくことが望まれる。

具体的には、例えば事業者ごとの生産拡大の伸びが複数年度でどういった状況かを調査し、生産性拡大に向けた事業者ごとの比較などを通じて、よりよい取組事例などの調査を深掘りし、今後の事業に役立てること等が考えられる。

4.15.6.2 実施状況報告書の記載事項の追加について(意見事項 26)

(発見事項)

実施状況報告書で報告が求められる事項は以下のとおりである。

オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書(第14号様式(第21条関係))より抜粋

1 オリーブの生産状況等(計画/実績)

・作付面積(ha)、10a 当り収穫量(kg)、生産量(t)－新漬/オイル/その他、主な販売先 など

2 オイル等製造計画(採油機等を導入した場合)

・オイル等種類、製造量(t)、今回導入した機械での製造量(t)、自ら生産した原料の割合(%)、香川県産高品質オリーブオイル品質評価基準達成数量(スタンダード基準(%))、プレミアム基準(%))

3 未収益期間における管理経費の実績

4 オリーブの生産拡大の取り組みによる成果と問題点

・事業の効果、今後の課題 など

成果と課題の記述は求められるものの、当該課題に対する事業者が考える対応策および対応時期などの記載は求められていない。

県の生産拡大の支援が効果的か否かを判断するうえでも、事業者が考えるアクションプランを把握しておくことは必要であろう。また、補助事業者自身が実施状況報告書を通じて成果と課題を認識し、今後のアクションプランを検討する機会を与えることも重要な取り組みであると考えられる。さらに、平成30年度に「香川県オリーブ生産者ネットワーク」組織が設立され、生産者と製造事業者の連携体制を強化しているが、当該連携強化の観点からも情報を整理し、取り組み強化に向けた情報発信を行うことが求められる。

(問題点)

実施状況報告書には事業者が認識する課題を記載させているが、当該課題に対応するアクションプランも併せて記載させないと、県として事業の有効性を高めるためのより有益な情報入手の機会を失っているだけでなく、事業者に今後のアクションプランを検討させる機会も失わせていることになるため問題である。

(意見事項 26) 実施状況報告書の記載事項の追加について

補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」では、生産拡大に向けた課題について各事業者が記載することとなっているが、これに加えて当該課題に対するアクションプランも記載させ、その内容を県として収集すれば、オリーブ産業の基盤強化における今後の政策立案において極めて有益な情報となると考えられる。したがって、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を記載欄として追加することが望ましい。

また、これによって各事業者が今後のアクションプランを自ら検討することになり、そうした機会を提供することも県としての重要な取り組みであると言える。

4.16 かがわオリーブ畜産プロジェクト

4.16.1 事業の概要

所管課
農政水産部 畜産課 生産流通グループ
事業概要
<p>かがわオリーブ畜産プロジェクトは、複数の事業から構成されている。</p> <p>1. オリーブ牛高品質化推進事業(令和元年度～令和3年度)</p> <p>脂肪の質などに優れた繁殖雌牛を選抜するために行う遺伝子解析を支援するとともに、最適な種雄牛の選定・交配を推進する事業である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*: オリーブ牛…長い伝統を持つ「讃岐牛」にオリーブ採油後の果実(オリーブ飼料)を混ぜた飼料で飼育。全国にも認められた品質を誇るプレミアムな黒毛和牛。 (出典:香川県 HP より)</p> </div> <p>補助対象</p> <p>検査費用に関する助成:1件当たり助成額:6,750円(費用13,500円×補助率1/2)</p> <p>検査内容は、枝肉形質ゲノミック評価及び脂肪酸質ゲノミック評価</p> <p>補助金支給の概要</p> <pre> graph TD A[香川県 農政水産部畜産課 生産流通G] -- "経費助成 補助金" --> B[香川県農業協同組合 (JA)] C[オリーブ牛 畜産農家] -- "検査申込 検査試料提出" --> B B -- "検査結果報告 検査料請求" --> C B -- "検査料一部支払" --> C D[一般社団法人 家畜改良事業団] -- "検査申込 検査試料提出" --> B B -- "検査結果報告 検査料請求" --> D B -- "検査料支払" --> D </pre>

2. 香川県産まれオリーブ牛促進事業(令和元年度～令和3年度)

県産優良子牛の県外流出を防ぐため、その購入経費を支援する事業である。

補助対象

本牛の期待育種価又は期待の期待育種価のうち2項目以上が香川県における4分の1以上である県内産の肥育素牛又は繁殖用雌牛の購入(県内に留める)に関する助成:1件当たり助成額50,000円以内。

3. オリーブ牛生産拡大事業(令和2年度～令和3年度)

増頭の意欲がある農家が行う牛舎の増改築等を支援する事業である。

補助率は1/2以内、補助金額上限は200万円。

補助対象

既存牛舎等の増築・改修に係る建築工事及び整備工事に要する経費

4. スマート畜産推進事業(令和3年度)

オリーブ畜産物の生産に必要な「人」の作業量を削減し、自動化・デジタル化・リモート化を図る取組みを支援し、生産コストの低減及び非常時の業務継続体制を構築する事業である。

補助対象

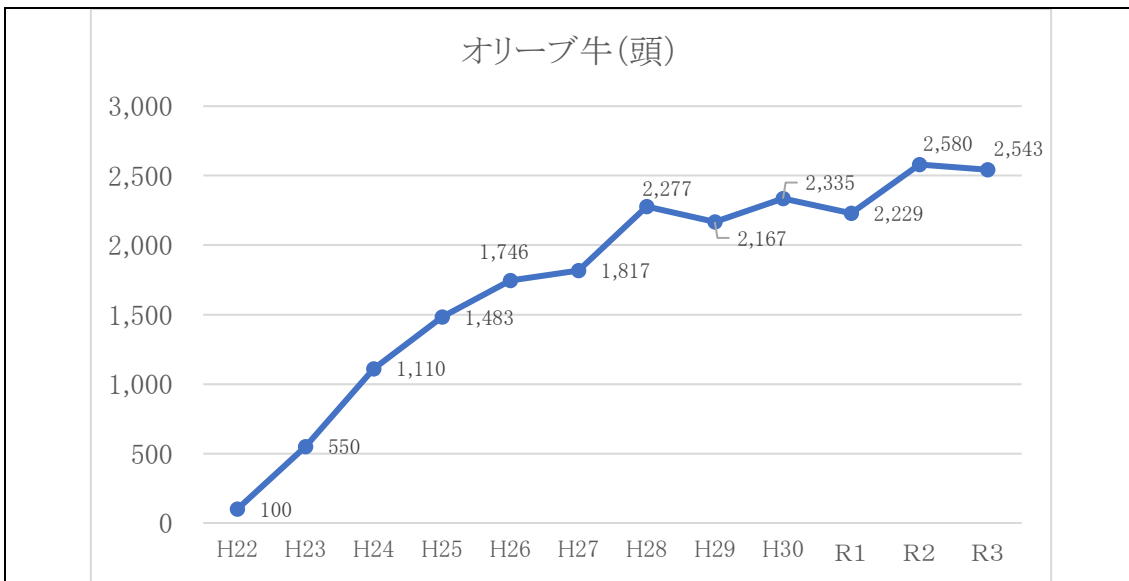
人の作業量を5%以上削減することができる機器(発情発見システム、分娩監視システム、家畜監視システム(遠隔監視カメラ)など)の購入に要する経費

補助率は1/2以内、補助金額上限は100万円

5. その他

その他、市場流通の強化の観点から、オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務について、各業界団体に委託している。また、対面での販促活動、リーフレット制作や広告媒体への掲載等の広報活動を支援している。

【参考】:オリーブ牛の生産実績



(出典: 畜産課資料をもとに作成)

※肉用牛のベンチマーク自治体として、宮崎県や佐賀県の取り組みを参考にしている。

事業実施の必要性

「オリーブ牛」「オリーブ夢豚・オリーブ豚」「オリーブ地鶏」の生産拡大とブランド化を推進するため、生産基盤の強化を図るとともに、関係団体等と連携し県内外への販売促進を図るために必要な事業である。

オリーブ夢豚・豚…オリーブ飼料を「讃岐夢豚」に与えたのが「オリーブ夢豚」、同じ飼料を県産豚にも与えたのが「オリーブ豚」。今までの豚肉とは違う独特の美味しさを楽しめる。
 オリーブ地鶏…オリーブ飼料を与えた香川県産の地鶏。香川県産の他の地鶏(讃岐コーチン、瀬戸赤どり)に比べて、適度な歯ごたえとコクに富み、アミノ酸の1つで、ほのかな甘味と旨味、睡眠の質を改善する効果があるとされている「グリシン」が約1.6倍、おいしいと感じる旨味の素の「コハク酸」が約1.2倍、多く含まれていることが確認されている。

(出典: 香川県 HP より作成)

県の各計画との関連

- 上位計画
 - 香川県産業成長戦略(平成30年3月改訂)
 - ーオリーブ産業強化プロジェクト
 - 香川県農業農村基本計画(令和3年～令和7年)
 - 香川県酪農・肉用牛生産近代化計画書(令和3年3月)
- 施策
 - 畜産物の安定生産と高品質化
- 取組みの方向

県内外から高い評価を受けているオリーブ畜産物(オリーブ牛、オリーブ豚・オリーブ鶏、オリーブ地鶏)の増頭・増羽と品質向上を図るため、生産体制の強化や高品質化に向けた技術開発及び調査研究を推進する。

● 具体的な施策

オリーブ牛の増頭や高品質化を図るため、牛舎の増改築や高能力繁殖雌牛の導入、繁殖雌牛の遺伝子解析を支援し、香川県産まれのオリーブ牛の生産基盤を強化する。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

オリーブ産業の振興(第2期)KPI

指標	令和3年度	令和6年度(目標)
オリーブ牛の出荷頭数	2,543 頭	3,400 頭

香川県農業農村基本計画(令和2年～令和3年)の KPI 指標

指標	令和2年度	令和7年度(目標)
和牛繁殖雌牛頭数	1,720 頭	1,760 頭

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)
- オリーブ牛高品質化推進事業費補助金交付要綱(制定:平成31年3月18日)
- 香川県産まれオリーブ牛促進事業費補助金交付要綱(制定:平成31年3月18日)
- スマート畜産推進事業補助金交付要綱(制定:令和3年3月22日)

4.16.2 予算現額と決算額の推移

(香川県産まれオリーブ牛促進事業費、オリーブ牛高品質化推進事業費、オリーブ牛生産拡大事業費、スマート畜産推進事業費についての当初予算、補正予算、決算額の推移)

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	33,000	27,200	19,600
補正予算額(増減)	—	△3,000	—
計:現年予算額	33,000	24,200	19,600
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	33,000	24,200	19,600
決算額	15,989	19,461	19,518
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	17,011	4,739	82

年々予算規模は減少傾向にある。

4.16.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	19,293	補助金
需用費	200	燃料費、消耗品費、医薬材料費、印刷製本費
役務費	25	個体識別情報取得手数料
合計	19,518	

4.16.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	9,759	
国庫支出金	9,759	地方創生推進交付金
合計	19,518	

4.16.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.16.5.1 オリーブ牛高品質化推進事業に関する検討

補助金交付先である香川県農業協同組合から「オリーブ牛高品質化推進事業費(遺伝子評価事業費)実績報告書(R4年3月31日付)」、及び事業に要した経費を証する書類(一般社団法人家畜改良事業団からの「請求書」、「納品書」、「請求明細書」)等の資料を閲覧したところ、問題となる事務は見当たらなかった。

R3年度においては、事業費:1,986千円(対象件数:一般社団法人家畜改良事業団による検査頭数:147頭)のうち、補助率1/2の993千円の補助金交付を行っており、請求書明細の頭数と一致していた。なお、検査にかかる費用助成のため、財産処分の制限に関する状況確認は不要である。

請求書(納品書)日付	頭数	請求書(納品書)日付	頭数
令和3年4月20日	22	令和3年11月30日	7
令和3年6月29日	15	令和4年2月2日	4
令和3年8月2日	9	令和4年3月1日	25
令和3年9月1日	2	令和4年3月28日	11
令和3年10月4日	25	令和4年3月31日	2
令和3年11月1日	25	合計	147

令和4年3月31日付請求書は2月分の検査料である旨を確認し、実績報告に記載された検査は、いずれも令和3年度中の検査であった。

直近3か年のオリーブ牛高品質化推進事業(遺伝子評価事業)の事業実績を確認したところ、繁殖雌牛の約55%の遺伝子評価検査が行われており、着実に遂行されている。国内でも産地間のブランド競争が激化するなか、遺伝子解析により脂肪の質などに優れた繁殖雌牛を選抜し、受精卵移植等を活用した育種の効率化と高品質な子牛生産体制づくりを支援することで、高品質な香川県産まれのオリーブ牛の増頭に寄与している。

年度	事業実施頭数	累積頭数(A)	県内繁殖雌牛頭数(B)	実施割合(A/B)
R1	692頭	692頭	1,720頭	40.2%
R2	105頭	797頭	1,720頭	46.3%
R3	147頭	944頭	1,720頭	54.9%

(出典:畜産課資料)

4.16.5.2 香川県産まれオリーブ牛促進事業に関する検討

香川県農業協同組合からの「実績報告書」と「市場での売買実績資料」の販売頭数(275頭)が一致しており、補助金額は12,300千円(=275頭×50千円以内)で誤りがない旨を確認し、問題となる事務は見当たらなかった。

県内で肥育された牛のうち枝肉格付B3以上のオリーブ牛(県内産まれ)の割合が以下のとおり増加傾向にあり、香川県産まれオリーブ牛促進事業の効果が一定程度寄与しているものと推察される。

年度	県内産割合	県外産割合
R1	42.4%	57.6%
R2	44.4%	55.6%
R3	49.9%	50.1%

(出典:畜産課資料)

4.16.5.3 令和3年度オリーブ牛販売促進業務、令和3年度オリーブ豚販売促進業務、令和3年度オリーブ地鶏販売促進業務に関する仕様書及び実績報告書の閲覧

各仕様書及び実績報告書を閲覧し、仕様書の各項目に関する実績報告が適切になされていることを確認した。

販売促進業務の主な内容(仕様書や実績報告書より抜粋)

オリーブ牛	オリーブ豚	オリーブ地鶏
受託者:(一社)讃岐牛・オリーブ牛振興会	受託者:(公社)香川県畜産協会内オリーブ豚振興会	受託者:オリーブ地鶏振興会
国内販売促進対策業務(フェア開催(2回)に係る応募用紙(2万枚)等の制作及び発送)	・県内量販店、精肉店での販売促進(プレゼントキャンペーン) ・県アンテナショップ(香川・愛媛せとうち旬彩館)等での販売促進	・「親子丼の日」キャンペーンの協賛 ・電柱広告

オリーブ牛	オリーブ豚	オリーブ地鶏
販売促進広報業務(雑誌、新聞、地域新聞等の紙面情報発信)	食育及び地産地消活動(子供食堂等への提供、学校給食)	地産地消活動(小・中学校、幼稚園、こども園、特別支援学校)
販売促進広報業務(ウェブ発信)月一回以上更新・発信、年間アクセス解析報告	食育に必要な資材の作成 メモ帳 10,000 部	販売促進に必要な資材の作成(運搬車用広告、のぼり、保冷エコバック、ポスター、ポップ、リーフレット)
地産地消販売促進資材制作業務(オリーブ牛普及冊子 1000 部の制作)		
購買者動向分析(オリーブ牛フェアで実施したアンケートのデータ分析)		

4.16.5.4 直近の県ブランド産品に対する認知度調査結果(令和2年度)

県ブランド産品の認知度は、県内のオリーブ豚・豚を除き、概ね上昇傾向にある。

令和2年度に実施した県ブランド産品の認知度 (()内は前回(平成30年度)調査時の認知度)			
項目	オリーブ牛	オリーブ豚・豚	オリーブ地鶏
香川県内認知度	96.0% ↗ (95.1%)	59.3% ↘ (69.8%)	45.7% ↗ (43.3%)
首都圏	28.4% ↗ (20.0%)	10.0% ↗ (4.7%)	6.4% ↗ (2.7%)
関西圏	30.2% - (30.2%)	8.8% ↗ (6.8%)	7.0% ↗ (5.7%)
3エリア全体	44.7% ↗ (42.4%)	20.9% ↘ (21.6%)	15.7% ↗ (13.9%)

(出典 香川県交流推進部県産品振興課作成)

※県ブランド産品の名称の認知度の調査概要

- (1)実施時期 令和2年12月～令和3年2月
- (2)実施方法 インターネットによる調査
- (3)対象者 1,300名(性別 女性:5割、男性:5割、年齢 20歳代～70歳代、地域 首都圏:500名、関西圏:500名、県内:300名)

4.16.6 監査の結果及び意見

4.16.6.1 販売促進委託業務の見直し(意見事項27)

(発見事項)

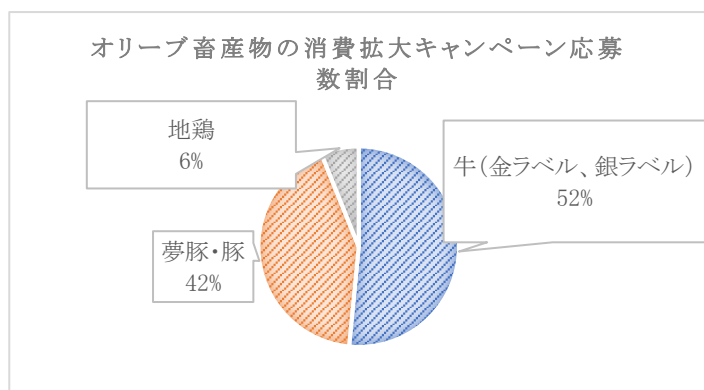
オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務の実績報告書を確認したところ、購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選など、別々の業務として委託しているながら実際の業務内容としてはかなり共通している部分が散見された。共通する部分はまとめて業務を委託する等、畜産品目別ではなく、オリーブ畜産物全体として業務内容等による切り口で販促業務の委託を検討した方が効率的ではないかと感じられた。

また、キャンペーン事業は、商品に貼ってあるシールを応募はがきに貼って応募する方法が採用されている。購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選などに関して、QRコード等を活用しておらず、電子アンケート調査の集計等の事務負担の軽減が図られていないものと推察される。電子媒体を利用する利点としては、情報収集量が拡大することや集計作業の軽減が図られることが考えられる。スマートフォンが普及している現況を踏まえ、今後は事業そのものの取組みの充実や委託事務費用の圧縮など、VFMを高める取組みが望まれるであろう。

※ VFM(バリューフォーマネー)とは、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方であり、逆にサービスが同じであれば事業費の削減を図るというものである。

更に、オリーブ畜産物の消費拡大キャンペーン(令和3年11月13日～12月27日)のプレゼント当選倍率は8.8倍(当選数:400件、応募総数:3,520件)であった。畜産品目別の応募状況は以下の通りであり、オリーブ牛の応募数が最も多い。これは、認知度調査でオリーブ牛の認知度が最も高いという結果と整合している。これらからは、認知度が比較的高いオリーブ牛を生かして他のオリーブ畜産物へのブランド効果を波及させることが効果的な戦略と感じられる。

【応募用紙】



(出典:畜産課データをもとに加工)

(問題点)

オリーブ畜産物に関する販売促進に係る事業において、効果的、効率的かつ経済的な販売戦略・ブランディング戦略が採用されないと、県の事業としてより良い施策となる機会を失うこととなり問題である。

(意見事項 27) 販売促進委託業務の見直し

オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務等の委託業務は、畜産品目別にそれぞれ販促業務発注しているが、購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選など、実際の業務内容としてはかなり共通している部分が散見された。別々の仕様書で依頼していた事項を再評価し、同時に実施できる、ないしは同時に実施した方がより効果的かつ経済的な業務がないかの検討が望まれる。

具体的には、畜産品目別ではなくオリーブ畜産品全体で業務内容を切り口とした販促業務の委託を検討する中で、例えば以下のような取組みが考えられる。

フェアやプレゼント抽選等に係るキャンペーン事業にあたっては、QRコード等の採用を検討する等、委託業務そのもののVFM(バリューフォーマネー: 支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、逆にサービスが同じであれば事業費の削減につながる考え方)を高める取組みを強化することが考えられる。

また、オリーブ産業全体の強化・ブランド力の向上といった総合的な視点から、畜産物全体のリーフレットの作成等、購買者目線による取組みを充実させ、香川・愛媛せとうち旬彩館(アンテナショップ)や量販店等にオリーブ畜産物一体のリーフレットを提供すること等が考えられる。

4.17 オリーブハマチ飼料増産対策事業

4.17.1 事業の概要

所管課
農政水産部 水産課 漁業振興・流通グループ
事業概要
<p>オリーブハマチの飼料用県産オリーブ葉を安定的に確保するために、専用園整備に対する支援、飼料の製造機器の導入支援、専用園の効率的生産方法・コスト等の検討などを行う事業である。</p>
<p>オリーブハマチとは、香川県産を主とした“オリーブの葉”の粉末を添加したエサを規定の回数与えて飼育した養殖ハマチのことをいいます。</p> <p>オリーブの葉には、抗酸化作用の強いポリフェノールの一種「オレウロペイン」が豊富に含まれています。オリーブの葉粉末を添加したエサでハマチを飼育すると、酸化・変色しにくい肉質へ改善され、さっぱりとした味わいが得られます。</p> <p>(出典: 香川県漁連HP)</p>
<p>補助対象： オリーブ飼料専用地のある事業者に対しての経費助成である。</p> <p>(1) 飼料用葉の生産に使用する脱葉機および乾燥機など機械の購入経費</p> <p>対象機械等: 脱葉機、細断機、充電式せん定ハサミ、選別機、乾燥機、乾燥攪拌機、粉碎機、原料保存・輸送容器、製品保管庫、スクルーコンベアー、ベルトコンベアー、輸送ポンプ、動力ウインチ、昇降機、加圧機、袋詰機</p> <p>(2) 専用園でのオリーブ苗木の早期植付けに使用する育苗施設整備等の経費</p> <p>対象施設等: ビニールハウス、育苗棚、かん水施設</p> <p>(3) 改植等によるオリーブの専用園地の基盤整備の経費</p> <p>(4) 専用園でのオリーブ苗木購入経費</p> <p>(5) 専用園での未収益期間の管理費(※未収益期間は、新植・改植実施年を含む5年間。)</p> <p>補助率： 令和2年度から3か年は2/3以内としている。</p> <p>令和元年度までの1/2以内から補助率を増加させた背景は、オリーブハマチ、オリーブぶりに加え、オリーブマダイの試験販売(平成30年度～)にかかる飼料供給不足、および輸入(主にチュニジア)依存度を下げるために緊急の対応するためである。</p> <p>採択率： 100%であった。</p>

現状の主な課題：以下の2つが挙げられる。

- ・ 在庫管理(年度の稚魚数に合わせた飼料の供給)
- ・ 漁業従事者の担い手不足

事業実施の必要性

養殖用飼料にオリーブ葉の乾燥粉末を混ぜたものを専用飼料として与えて飼育した、オリーブハマチ等のオリーブ水産物のブランド化の推進のため、香川県産オリーブ葉の増産及び安定的供給が望まれており、これを促進するのが本事業である。

県の各計画との関連

- 上位計画
香川県産業成長戦略(平成 30 年 3 月改訂)
香川県水産業基本計画(令和 3 年～7 年)
- 施策
オリーブ産業強化プロジェクト
- 基本方針(水産業基本計画)
旬を楽しむ水産物の生産と消費の創出
- 展開方向
魅力ある養殖水産物づくり
- 重点施策
魚類養殖の推進－県内ブランド水産物の安定供給

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

香川県水産業基本計画の KPI 指標

指標	H28～R2年度累計	R3～R7年度
オリーブ水産物の生産尾数 (累計)	130.0 万尾	141.4 万尾 (R7:29 万尾程度)

目標の生産に必要なオリーブ葉は年間 16t から 20t 程度であり、毎年の県産葉の確保量は 10 t 程度必要な状況にある。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則(平成 15 年香川県規則第 28 号)

- オリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金交付要綱(制定:令和2年3月25日、最終改正:令和3年9月1日)

4.17.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,970	15,590	15,540
補正予算額(増減)	△10,526	△9,232	△9,122
計:現年予算額	5,444	6,358	6,418
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	5,444	6,358	6,418
決算額	5,257	6,085	5,802
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	187	274	617

4.17.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,482	オリーブ葉専用園整備1件、乾燥機導入1件
委託料	121	専用園管理運営業務(防除、施肥、剪定等)
役務費(手数料)	22	オリーブ葉分析費用(オレウロペイン、水分)
需用費(消耗品)	171	調査用器具等
旅費	6	公共交通機関利用(現地確認等)
合計	5,802	

4.17.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	2,904	
国庫支出金	2,898	地方創生交付金
合計	5,802	

4.17.5 検討した内容及び閲覧した資料等

「香川県産業成長戦略」、「香川県水産業基本計画」や「オリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金交付要綱」等をもとに、事業概要把握のためのヒアリングを行うとともに、令和4年度の「オリーブ担当者会資料」を閲覧した。

① 令和3年度までの取り組み

年度	内容	補助金額(千円)
H27年度	乾燥オリーブ葉粉砕機一式	2,500

年度	内容	補助金額(千円)
H29年度	オリーブ葉乾燥庫及び自動乾燥装置一式	2,934
H30年度	オリーブ葉乾燥庫及び自動乾燥装置一式	1,692
R2年度	オリーブ葉自動乾燥機一式 育苗施設等、基盤整備、苗購入、未収益期間支援	3,354 920
R3年度	オリーブ葉乾燥機及び自動乾燥装置一式 基盤整備、苗購入、未収益期間支援	3,164 2,318

令和2年度より新規事業としてオリーブ葉専用園栽培を開始した事業者の支援を行った。

② 飼料用オリーブ葉の確保の状況

年度	使用数量(t)※1	確保数量(t)※2
令和元年度	17.2	21.5(うち県産葉13.5)
令和2年度	16.5	35.0(うち県産葉21.7)
令和3年度	16.8	27.5(うち県産葉18.1)

※1 オリーブハマチ、マダイ、サーモン(試験)の合計

※2 当年度の県産葉生産数量及び外国産葉輸入数量と、前年からの繰り越し数量(葉及び粉末)の合計

「オリーブハマチ」とするまでには、乾燥葉の粉末を加えた餌を規定回数(15日間)与える必要がある。「オリーブハマチ」の生産数を年間25万尾とした場合、飼料は、年間16.5t必要なる。令和3年度の確保数量は27.5tであることから、飼料用オリーブ葉の生産・在庫数量としてはここ数年安定供給されている状態で、問題となる事項は見受けられない。

事業者は、「オリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金交付要綱」第13条に従い、原則として当該補助金が充当された財産は法人税法上の耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間)の間、供用し管理する必要がある。

県としては、補助事業を実施した年度から5年間、利用状況報告書の提出を受けて、事後評価を実施している。補助金交付事業者から「機械等の利用状況報告書(第7号様式)」を入手し、いずれの導入設備も継続して供用されており、処分されていないことを確認しているとのことであった。

オリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金交付要綱

(財産の管理)

第13条 規則第22条第2項第4号の知事が別に定める財産は、本事業で導入整備した取得価格が50万円以上の機械等とする。

2 第22条第2項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間)とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けてその事業により取得した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(利用状況の報告)

第16条 事業実施主体は、補助事業を実施した年度から5年間、毎年度の機械等の利用状況報告書(第7号様式)を次年度の4月20日までに知事に提出するものとする。

4.17.6 監査の結果及び意見

4.17.6.1 中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し(意見事項 28)

(発見事項)

本補助金施策により、新規従事者が事業参画し、飼料用オリーブの作付面積が増加したことにより今後の供給体制が安定化しつつある。現況のオリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金交付要綱の目的は達成しつつある状況と考えられる。

(問題点)

変化する課題を認識し、適時適切に事業を見直す取組みが行われないと、有効な補助制度とされない可能性があり問題である。

(意見事項 28) 中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し

本補助金施策により、新規従事者が事業参画し、飼料用オリーブの作付面積が増加したことにより今後の供給体制が安定化しつつある。飼料用オリーブの需給見通しを踏まえると、現況のオリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金制度の目的は達成しつつある状況と考えられる。中長期的な視点に立った補助対象事業の見直しを県全体として整理し、取り組んでいくことが望ましい。

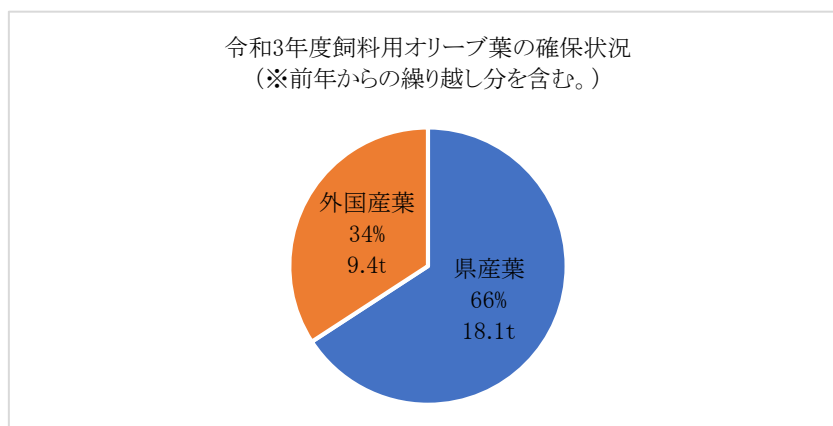
具体的には、より安定的な供給の実現にむけた今後の課題への対応として、担い手の確保や生産性向上に必要な補助メニューへの改定等が考えられる。

4.17.6.2 業績評価のための指標の設定(意見事項 29)

(発見事項)

水産業基本計画の指標として「オリーブ水産物の生産尾数」があるが、仮に飼料用オリーブ葉の輸入を増加した場合でも当該指標に貢献した取り組みとなるため、当該指標は本事業(飼料用県産オリーブ葉の安定的確保を目的とした事業)の指標とはなり得ない。結果として、本事業では業績評価のための指標が設定されていない。

県内の飼料用オリーブ葉の供給状況を見るに、チュニジアやスペインからの輸入が一定数ある。こうした点に着目し、県内の産業振興の観点からも外国産葉(輸入部分)を県産葉に切り替えていくことを取り組み課題とし、これらを踏まえた指標等を設定することも意義があると思われる。



(問題点)

業績評価のための適切な指標が設定されていないと、事業の進捗把握による取り組み内容のチェックとそれを踏まえた改善が適切に行われずに、有効な事業展開に支障を来す可能性があるため問題である。

(意見事項 29) 評価指標の充実

飼料用県産オリーブ葉の安定的確保を目的としたオリーブハマチ飼料増産対策事業では、業績評価のための指標が設定されていない。事業の進捗把握による取り組み内容のチェックとそれを踏まえた事業の改善・見直しを適宜適切に行い、事業をより有効に展開していくためには、業績評価のための指標の設定が望まれる。

本事業における成果は、安定的な県産品の飼料用オリーブ葉の供給にある。現状ではチュニジアやスペインからの輸入も一定数あり、こうした外国産葉(輸入部分)を県産葉に切り替えて

いくことが県内の産業振興の観点からも有意義であろう。したがって、本事業の成果指標を例えば「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等とすること等が具体策としては考えられる。

4.18 伝統的ものづくり産業発展支援事業

4.18.1 事業の概要

所管課															
商工労働部経営支援課															
事業概要															
<p>当該事業は、香川県の伝統的ものづくり産業の振興を図るため、後継者や職人の減少、プロモーション不足などの課題に対する産地・組合等の取組みを支援する事業である。</p> <p>① 補助対象事業</p> <p>A) プロモーション・販路開拓事業 訪日外国人旅行者向けの情報発信や県外などに向けたプロモーション・販路開拓</p> <p>B) 人材育成事業 訪日外国人旅行者に対応するための語学セミナーや資格取得のための講習会開催など</p> <p>C) 技術・技法伝承事業 職人等を養成する技能講習の開催や技術・技法の伝承を目的とした記録映像の作成など</p> <p>D) 新商品開発事業 訪日外国人旅行者等の新たな需要やライフスタイルの変化に対応した新商品開発</p> <p>② 間接補助事業の対象</p> <p>高松市、丸亀市、東かがわ市が交付する産地組合に対する補助金の一部を県が間接補助金として交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算額:8,000 千円(1 品目あたり限度額 2,000 千円×4 品目) ● 補助率:補助対象経費の 2/5 以内かつ市が産地組合に交付する補助金額の 2/3 以内 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業者</th> <th>対象品目</th> <th>間接補助対象産地組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高松市</td> <td>漆器</td> <td>香川県漆器工業協同組合</td> </tr> <tr> <td>石材</td> <td>讃岐石材加工協同組合/協同組合庵治石振興会/庵治石開発協同組合</td> </tr> <tr> <td>丸亀市</td> <td>うちわ</td> <td>香川県うちわ協同組合連合会</td> </tr> <tr> <td>東かがわ市</td> <td>手袋</td> <td>日本手袋工業組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 直接補助事業の対象(香川県伝統的工芸品産業振興協議会における審査を経て採択)</p>		補助事業者	対象品目	間接補助対象産地組合	高松市	漆器	香川県漆器工業協同組合	石材	讃岐石材加工協同組合/協同組合庵治石振興会/庵治石開発協同組合	丸亀市	うちわ	香川県うちわ協同組合連合会	東かがわ市	手袋	日本手袋工業組合
補助事業者	対象品目	間接補助対象産地組合													
高松市	漆器	香川県漆器工業協同組合													
	石材	讃岐石材加工協同組合/協同組合庵治石振興会/庵治石開発協同組合													
丸亀市	うちわ	香川県うちわ協同組合連合会													
東かがわ市	手袋	日本手袋工業組合													

県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体(3事業者以上で構成)に対して、県が直接補助金を交付する。

- 予算額:4,000千円(1団体あたり限度額1,000千円×4団体)
- 補助率:補助対象経費の4/5

(参考)

香川県には、経済産業大臣の指定(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づくもの)を受けた伝統工芸品が2品目(香川漆器(昭和51年2月26日指定)、丸亀うちわ(平成9年5月14日指定))、県指定の伝統工芸品(昭和60年に設けられた指定制度)が37品目指定されている。また、香川県伝統工芸士認定制度により、124名(令和4年10月末時点)が香川県伝統工芸士として認定されている。

「伝統的工芸品」とは、以下の項目を満たすものをいう。

- ・主として日常生活の用に供されるもの
- ・その製造過程の主要部分が手工的
- ・伝統的な技術又は技法により製造されるもの
- ・伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの
- ・一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているもの

事業実施の必要性

香川県の地場産業は、恵まれた自然と伝統的な技法、さらには新しい技術がうまく調和して発展してきた。古くは金刀比羅宮参拝客の土産物として生まれ育ったうちわや、良質の花崗岩である庵治石を加工して作る燈籠などの石工品、江戸時代に高松藩主の保護と奨励のもとに発展し、高度な技法を誇る香川漆器などは、香川が全国に誇る伝統的工芸品でもあり、伝統的な技術を受け継いだ職人によって丁寧に作られている。

しかしながら、香川県の地場産品は、多品目・高品質な商品特性を有しているものの、首都圏や関西圏での認知度はまだまだ低く、認知度向上のための積極的な情報発信や一層のブランド力の強化を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本県への来訪者が減少し、県産品を体感する機会が少なくなっているという現状がある。これまでも、イベントやインターネットなどを活用し、県内外に県産品の情報発信を行ってきたが、今後も、より広くより深く魅力的な情報を届けられるよう、ターゲットごとに効果的な手段と手法、伝える内容を工夫する必要がある。また県民が愛着をもって県産品を使用し、かつ県外に向けて口コミ等で広めてもらえるよう、関係者との連携を強化し、県全体が一体となって県産品の振興に取り組む必要がある。

さらに、香川県伝統工芸士の平均年齢の高齢化がすすんでおり、後継者も不足しているため、伝統工芸士の若返りや後継者確保に対する取組みを行い、香川県の伝統的工芸品産業の活性化を促進していく必要がある。
県の各計画との関連
<ul style="list-style-type: none"> ● 上位計画 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画 第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略) ● 基本方針 主たる計画である香川県産業成長戦略(平成25年7月策定)に則して、マーケティング力の強化支援や技術・技能の伝承を促進する。 ● 展開方向 地場産品、伝統的工芸品等の産地組合や事業者の行う取組みへの支援などを通じて、地場産品及び伝統的工芸品の振興を図る。 ● 重点施策 特になし。
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)
本事業に重点施策はなく、紐づいた KPI も設定されていない。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則 ● 香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金交付要綱

4.18.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	12,000	12,363	12,213
補正予算額(増減)	△5,625	△3,315	△1,789
計:現年予算額	6,375	9,048	10,424
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	6,375	9,048	10,424
決算額	6,337	8,827	9,939
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	38	220	485

4. 18. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	9,794	直接補助、間接補助
報償費	135	伝統的工芸品産業振興協議会委員謝金
旅費	8	委員依頼旅費
需用費	1	伝統的工芸品産業振興協議会お茶代
合計	9,939	

4. 18. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	9,939	
合計	9,939	

4. 18. 5 決算額の補助事業者ごとの内訳

(単位:千円)

分類	自治体	産地組合等	内容	金額
間接補助事業	高松市	香川県漆器工業協同組合	・ 県内での展示会開催(新作見本市、漆器まつり等) ・ 若手技術者育成	1,885
		協同組合庵治石振興会	・ ポスター作成	206
		庵治石開発協同組合	・ ふるさと建材・家具見本市出展	629
		讃岐石材加工協同組合	・ リーフレット作成 ・ 紙製コースター作成 ・ ネット販売サイト開設	1,000
	丸亀市	香川県うちわ協同組合連合会	・ 2021 ジャパンパラ陸上競技会大会応援うちわ製作 ・ 香川丸亀ハーフマラソン応援うちわ製作 ・ 製造工程 DVD の編集・製作	617
	東かがわ市	日本手袋工業組合	・ ホームページの全面改修 ・ 丸亀町グリーンポップアップ事業 ・ とらまるてぶくろ体育館手袋アート製作事業 ・ 香川の手袋資料館の年表デジタル化事業	2,000
直接補助事業		香川県家具商工業協同組合	大川新春展 2022 出展	728
		庵治石材産地石翔会	庵治石ロゴマーク作成	1,000
		KAGAWA UNIVER SAL	新商品の企画・デザイン パンフレットの作成	955
		森本建具店	伝統工芸展「守破離」開催	774
その他	伝統的工芸品産業振興協議会委員謝金等			144
合計				9,939

4. 18. 6 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の「決算額の補助事業者ごとの内訳」から、間接補助事業として高松市(香川県漆器工業協同組合)へ補助した1,885千円および直接補助事業として香川県家具商工業協同組合へ補助した728千円を検証サンプルとして抽出し、交付申請から支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

サンプル抽出した取引	補助金額	閲覧資料等
高松市(香川県漆器工業協同組合)	1,885千円	「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金交付申請書」 「執行伺書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る補助事業(補助事業間の金額配分)の変更承認申請書」 「執行伺変更書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書」 「補助事業調査調書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る補助金額確定通知書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金精算(概算)払請求書」 「支出命令書」
香川県家具商工業協同組合	728千円	「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金申請書」 「補助事業採択通知書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金交付申請書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金交付決定通知書」 「執行伺書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書」 「補助事業調査調書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る補助金額確定通知書」 「香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金精算(概算)払請求書」 「支出命令書」

4.18.7 監査の結果及び意見

4.18.7.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 30)

(発見事項)

本事業に係る事業結果を評価するための KPI が設定されていない。

『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画において、県産品を振興させるための施策として、「51 県産品の販路開拓」、「52 県産品の認知度向上」及び「53 アンテナショップの充実・強化」が掲げられており、これらの施策に対応する KPI としては、以下が設定されている。

指標

指標番号	指標	現状(R2年度)	目標値(R7年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
84	県産品の国内販売額(県サポート実績)	2,004,239 千円	2,364,000 千円	県の関与による首都圏等の卸・仲卸業者への売込みや小売店との商談、バイヤー招聘等を通じた県産品の販路拡大状況を示す指標	過去5年間(H28～R2年度)の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度72,000千円の増加をめざす。
85	県産品の海外販売額(県サポート実績)	290,491 千円	465,000 千円	県の関与による東アジア市場を中心とした現地での香川県フェア等の開催や現地バイヤー、輸出入業者との商談の実施を通じた販路拡大状況を示す指標	過去5年間(H28～R2年度)の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度35,000千円の増加をめざす。
86	県産品の認知度(重点産品)	24.4%	28.8% (R6年度)	県内外の各種のイベントやフェアの開催に加え、県産品ポータルサイトやSNSなどの活用による情報発信等により、重点的に推進する県産品の認知度向上を示す指標	重点的に推進していく28産品の認知度の平均値で、前回計画期間中に調査実績のある25産品の平均値の上昇率と同様の伸び率をめざす。
87	アンテナショップの販売額(物販)	260,125 千円	コロナ影響前の実績値(R元年度)まで速やかな回復を図る	県のアンテナショップ「かがわ物産館・栗林庵」及び「香川・愛媛せとうち旬彩館」の物販部門の販売額を示す指標	新型コロナウイルスの影響により、R2年度実績値が極端に悪化し、かつ、現段階でR3年度以降の動向を見込むことが困難(R元年度実績値:428,673千円)。

一方で、施策を実現させるための具体的な手段として展開されるのが各事業であり、そのうちの1つである本事業について言えば、本事業と直接性のある効果で表された KPI は設定されていない。

(問題点)

業績評価のための適切な指標が設定されていないと、事業の進捗把握による取組み内容のチェックとそれを踏まえた改善が適切に行われずに、有効な事業展開に支障を来す可能性があるため問題である。

(意見事項 30)業績評価のための指標の設定

本事業は、『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画において、県産品を振興させるための「51 県産品の販路開拓」、「52 県産品の認知度向上」及び「53 アンテナショップの充実・強化」の施策を実現させるための具体的な手段として展開される事業の 1 つであるが、本事業として固有の業績評価のための指標 (KPI 等) は設定されていない。

各施策に関する大局的な KPI を基礎として、事業単位で適切に業績評価を行うためには、本事業と直接性のある効果で表された KPI 等を別途設定することが望ましい。

具体的には、伝統工芸品等の品目毎の販売額や販売数量、或いは組合等の構成員 (会員) 数等、伝統工芸品等の産業振興の効果が直接表れる指標とすることが考えられる。

4.18.7.2 取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額 (意見事項 31)

(発見事項)

本事業による補助金は、最終的に漆器、石材、うちわ、手袋、家具等に関連した産地組合及び団体に交付される。補助対象事業者である産地組合や団体の品目や事業規模は様々であり、それらが異なるとそれぞれが行う補助対象事業、すなわち販路開拓・人材育成・技術・技能伝承・新商品開発等に要する費用の規模も本来はある程度異なってくるものと推察される。

一方で、本事業では間接補助事業の 1 品目あたり補助限度額は 2,000 千円、直接補助事業の 1 団体あたり補助限度額は 1,000 千円と、補助金毎に限度額が均一に設定されている。この点、現状の均一な限度額で補助金が必要な品目に必要な額だけ効率的に行き渡るか、というところの疑問が残ると感じた。

(問題点)

事業者の規模等に応じた、実態に適った補助金制度とならない場合、香川県の伝統的ものづくり産業の振興支援という目的を果たす上で十分有効な事業とならない可能性があるため問題である。

(意見事項 31)取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額

補助対象事業者である産地組合や団体の取扱品目や従事する人員数等は様々であり、事業規模も大きく異なっている。そのため、それぞれが行う補助対象事業、すなわち販路開拓・人材育成・技術・技能伝承・新商品開発等に要する費用の規模も本来はある程度異なることが推

察される。にもかかわらず、本事業の補助上限額は品目・規模等に拘わらず均一となっている。香川県の伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するためには、あらゆる品目について補助上限額を均一としている点について、再検討することが望まれる。

具体的には、例えば品目別や(プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等の)取り組み内容別に補助上限額を設定すること等が考えられる。

4.18.7.3 事業者が長期的な取り組みに着手しやすい補助金制度への見直し(意見事項 32)

(発見事項)

本事業の補助対象は、プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発に要した経費となっているにもかかわらず、令和2年度および令和3年度の補助金交付の実績を確認したところ、交付された補助金の補助対象経費はほとんどが「プロモーション・販路開拓」に要した経費となっていた。

県産品のプロモーション・販路開拓も重要な取り組みで、売上や利益に直接つながる短期的な取り組みとして事業者には優先される点は十分理解できる。ただしその一方で、技術や技能をいかに高い精度で次世代に伝承させるか、職人の高齢化が進む中でいかに次の世代の人材を育成するか、といった長期的な視点で重要な取り組みについても、県がより一層積極的に支援していく必要があると言え、プロモーション・販路開拓以外の取り組み(人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等)による補助金の活用がより促進されるような仕組みが必要ではないかと感じられた。

(問題点)

香川県の伝統的ものづくり産業の振興支援を図る上で、プロモーション・販路開拓に偏った支援を行うと技術・技能の伝承や人材育成といった長期的な取り組み支援が行われなくなり、全体として必ずしも有効な補助制度とならない可能性があり問題である。

(意見事項 32) 事業者が長期的な取り組みに着手しやすい補助金制度への見直し

本事業の補助対象は、プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発に要した経費となっているにもかかわらず、実際に交付した補助金の補助対象経費はほとんどが「プロモーション・販路開拓」に要した経費となっている。

長期的な産業の発展には、技術・技能の伝承や人材育成といった長期的な取り組みも極めて重要であり、プロモーション・販路開拓以外の取組み(人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等)による補助金の活用がより促進されるような仕組みを検討することが望ましい。

4.19 伝統的工芸品等販路拡大事業

4.19.1 事業の概要

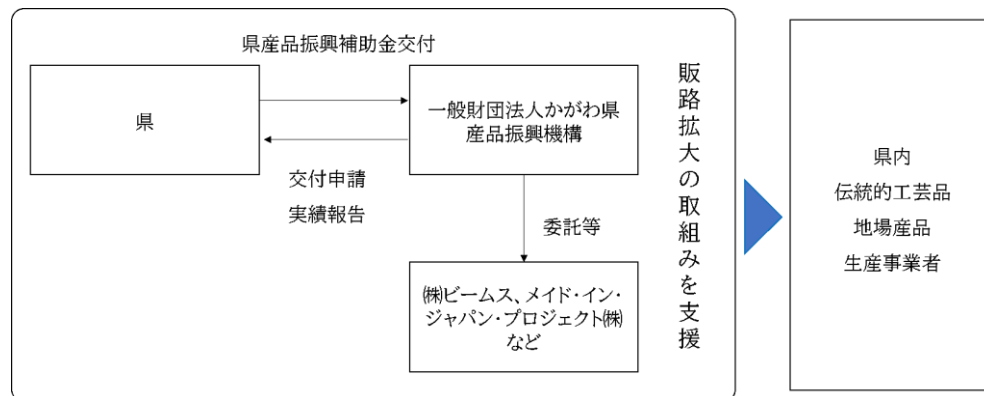
所管課	
交流推進部 県産品振興課	
事業概要	
<p>地場産品の特性を生かし、関係団体と緊密に連携しながら、首都圏などの大消費地や有望な海外市場を対象に、販路拡大や情報発信を展開することを目的として、令和3年度は、以下の2つの取組みを実施している。</p> <p>① <u>小売店対策(令和3年当初予算:11,620千円)</u></p> <p>地場産品・伝統的工芸品等の認知度向上と販路拡大に向けて、首都圏のセレクトショップと連携して、香川県フェアの開催などに取り組むとともに、SNSを活用した情報発信を行う。</p> <p>➤ 株式会社ビームスとの連携事業「KAGAWA JAPAN, BEAMS JAPAN ビームスジャパンが つなげた香川県」</p>	
期間/会場	夏季:令和3年7月14日～9月22日/ビームス公式オンラインショップ 冬季:令和3年12月1日～令和4年2月13日/ビームス公式オンラインショップ、令和3年12月1日～令和4年1月10日/かがわ物産館「栗林庵」
取組み内容	ビームスジャパンという目線を通して、伝統的工芸品・地場産品を広く発信し、県産品の振興と販路拡大を目指す取組み 夏季:17事業者80品目以上、冬季:28事業者130品目以上
<p>➤ メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社との連携事業「かがわ展～伝統の逸品～」フェア</p>	
期間/会場	夏季:令和3年7月1日～8月31日/THE COVER NIPPON(東京ミッドタウン) 冬季:令和3年12月1日～令和4年1月16日/夏季と同じ
取組み内容	首都圏在住の富裕層や東京都心に居住する外国人に人気の店舗で、伝統的工芸品・地場産品を広く発信し、県産品の振興と販路拡大を目指す取組み 夏季:17事業者243品目、冬季:18事業者305品目

② **新商流確保対策(R3当初予算:1,816 千円)**

盆栽を取り扱う海外のバイヤーを招へいするとともに、盆栽生産者と連携して現地での商談を実施することにより、海外での販路開拓を図る。

▶ ジェトロ香川との連携事業「盆栽のオンライン商談会」

期間/会場	令和3年12月2日、3日/オンライン
取組み内容	日本一の生産量を誇る黒松盆栽のEU向けの輸出が解禁(一部条件付)となったことから、オランダとスペインのバイヤーと県内生産者とのオンライン商談会を開始し、令和5年1月からの黒松盆栽の本格輸出に向けた事前買付け(予約販売)の促進を図り、県産品の振興と販路拡大を目指す取組み 事業者4社



※**一般財団法人かがわ県産品振興機構**について

1. 設立経緯

行政、生産事業者、流通販売事業者、産業支援機関など県産品の振興にかかわる者が一致協力し、民間のノウハウを取り入れながら、農林水産物、その加工食品、伝統的工芸品、地場産業産品など幅広い県産品を対象として、その販路拡大や情報発信等に関する事業を行い、香川県の産業振興と活力ある地域社会の形成に寄与するため、平成25年に県の出捐金により設立された。

基本財産に占める県の出資比率は100%(指定正味財産30,000千円)である。

2. 事業内容

- (1) 県産品の販路開拓、販売拡大に資する事業
- (2) 県産品の情報発信等に資する事業
- (3) 県産品のアンテナショップ運営に関する事業
- (4) 県産品の紹介、斡旋、販売等の事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 事業拠点(4か所)

【販路開拓部】高松市番町4-1-10(香川県交流推進部県産品振興課内)

【販売促進部】高松市栗林町1-20-16(かがわ物産館「栗林庵」内)

【東京事業部】東京都千代田区平河町 2-6-3(香川県東京事務所内)
 【大阪事業部】大阪府大阪市中央区東心斎橋 1-18-24(香川県大阪事務所内)

4. 経営状況

(1) 財政状況(貸借対照表)

コロナ禍においても、借入金はなく、手許資金として一定規模を有している。

単位:千円	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	181,987	170,117	175,181
うち現金預金	76,564	86,356	76,751
負債	80,010	72,885	80,661
正味財産	101,977	97,232	94,520

(出典:一般財団法人かがわ県産品振興機構 令和3年度正味財産増減計算書)

(2) 収益の推移(直近3か年)

コロナ禍において事業収益は令和2年度に著しく減少し、受取補助金もやや減少している。

単位:千円	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業収益	269,706	148,563	131,566
受取補助金	114,080	83,301	81,562
その他雑収入	53	14,936	18,596
経常収益計	383,839	246,800	231,724

(出典:一般財団法人かがわ県産品振興機構 令和3年度正味財産増減計算書)

(3) 県との取引

※ なお、下記表中の役員の兼務等の記載にある「評議員 1 名」は「評議員 2 名」の誤りであると担当課より説明を受けている。

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種類	法人等の名称	住所	資産総額 (単位:十億円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員の兼 務等	事業上の 関係				
支配法人	香川県	高松市番町	1,235	地方公共 団体	-	評議員 1名	事業の受 入	受取補助金	63,467,128		0
						理事 1名		受取受託金	14,795,108		0

(出典:一般財団法人かがわ県産品振興機構 令和3年度財務諸表に関する注記)

事業実施の必要性

地場産品・伝統的工芸品等の産地組合や事業者の行う取組みへの支援などを通じて、地場産品及び伝統的工芸品の振興とブランド力強化及び販路拡大を図るために必要な事業である。また、地域が持つ人材、財源、ノウハウ、ネットワーク等の資源を結集し、戦略的な取組みを進めるため、一般財団法人かがわ県産品振興機構に対して補助金を拠出している。

県各計画との関連

- 上位計画
 - 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画
 - 第2期かがわ創生総合戦略(地方版総合戦略)
- 基本方針

<p>県産品の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展開方向 地場産品及び伝統的工芸品のブランド力強化と販路拡大を図る。 ● 重点施策 特になし。 												
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)												
重点施策ではないため、重点施策に紐づいた KPI はないものの、『『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画』に掲げた KPI は、以下のとおり。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R2 年度)</th> <th>目標値(R7 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産品の国内販売額(県サポート実績)</td> <td>2,004,239 千円</td> <td>2,364,000 千円</td> </tr> <tr> <td>県産品の海外販売額(県サポート実績)</td> <td>290,491 千円</td> <td>465,000 千円</td> </tr> <tr> <td>県産品の認知度(重点産品)</td> <td>24.4%</td> <td>28.8%(R6 年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R2 年度)	目標値(R7 年度)	県産品の国内販売額(県サポート実績)	2,004,239 千円	2,364,000 千円	県産品の海外販売額(県サポート実績)	290,491 千円	465,000 千円	県産品の認知度(重点産品)	24.4%	28.8%(R6 年度)
指標	現状(R2 年度)	目標値(R7 年度)										
県産品の国内販売額(県サポート実績)	2,004,239 千円	2,364,000 千円										
県産品の海外販売額(県サポート実績)	290,491 千円	465,000 千円										
県産品の認知度(重点産品)	24.4%	28.8%(R6 年度)										
遵守すべき(規制を受ける)法令等												
<ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則(平成 15 年香川県規則第 28 号) ● 県産品振興補助金交付要綱(制定:平成 25 年4月1日、最終改正:令和2年4月1日) 												

4. 19. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	14,635	14,463	13,436
補正予算額(増減)	—	△1,879	△51
計:現年予算額	14,635	12,584	13,385
前年度明許繰越額	—	—	—
流用額	—	—	—
計:予算現額	14,635	12,584	13,385
決算額	11,350	11,601	11,926
翌年度明許繰越額	—	—	—
不用額	3,285	983	1,459

4. 19. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	11,925	一般財産法人かがわ県産品振興機構への補助金
旅費	1	
合計	11,926	

4.19.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	11,492	
国庫支出金	434	地方創生交付金
合計	11,926	

4.19.5 検討した内容及び閲覧した資料等

「News Release」資料等をもとに事業概況についてヒアリングを行うとともに、「補助金交付要綱」に則って適正に交付がなされているか、及び販路開拓事業としての成果をどのように評価しているかについて、「補助金実績報告」や「成果の検討資料」を閲覧し、検討を行った。

「補助金実績報告」、「令和3年度県産品振興補助金精算書(第6号様式)」、「令和3年度県産品振興補助金内訳書」を令和4年4月8日受領し、補助金交付要綱に則った事務手続が実施されており、「令和3年度県産品振興補助金精算書」と一般財団法人かがわ県産品振興機構の「財務諸表に関する注記(関連当事者との取引の内容)」と内容が整合していることを確認した。

販路開拓に関する成果は以下のとおりであった。

事業	当事業の成果	
小売店対策の成果 ※1	1,111 万円	販売数 4,066 点
新商流確保対策の成果 ※2	855 万円	本数 806 本

※1 事業者の売上高及び販売数。当事業がきっかけとなり、株式会社ビームスト4社、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社と10社が事業終了後に取引継続へ発展している。

※2 事前買付け(予約販売)の金額及び本数

また、当事業は、販路開拓とあわせて情報発信による伝統的工芸品等の認知度向上も目的としている。従来の百貨店等での対面販売ではなく、社会生活環境の変化や消費者ニーズに対応した、新たな価値を付加した商品開発や、伝統的工芸品・地場産品のあるライフスタイルの提案などの新たな取組みに挑戦し、首都圏のセレクトショップ等と連携してイベントや情報発信をしている。当事業により伝統的工芸品等が掲載されたメディアの調査(アプローチ戦略)、デジタルログリサーチなど効果測定(事後検証)を行い、本補助事業の目的である認知度向上及び販路開拓に向けた取組みが、効果的な手法であったかの検証を開始している。

令和3年度の情報発信としての成果は、以下のとおりであった。

- ① 株式会社ビームストとの連携事業「KAGAWA JAPAN, BEAMS JAPAN ビームスジャパンがっなげた香川県」

WEB サイト PV 数	フェア特集ページ:7,570 回、商品ページの合計:60,088 回
メールマガジン(3 回)	1,226,468 通
SNS 投稿	Instagram:20 回(閲覧者数 125,237 人)

プレスリリース	県:2回、ビームス:2回(それぞれ夏季1回、冬季1回)
Web 媒体掲載	夏季25媒体、冬季26媒体(東洋経済オンライン、読売新聞オンライン、現代ビジネス等)
新聞掲載	四国新聞、朝日新聞
その他	ビームスジャパン各店(新宿、渋谷、京都、宮島)のレジ前にフェア告知POPを掲示

② メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社との連携事業「かがわ展～伝統の逸品～」フェア

来店客数	42,093人(夏季19,675人、冬季22,418人)
WEB サイトPV数	フェア特集ページ:7,823回
メールマガジン	約192,000通(16回×約12,000通)
SNS投稿	Facebook:38回(イイね数667)、Instagram:38回(閲覧者数29,371人)
プレスリリース	県:2回、THE COVER NIPPON:2回(それぞれ夏季1回、冬季1回)
Web 媒体掲載	夏季16媒体、冬季19媒体(朝日新聞 Digital、週刊女性 PRIME、SANSPO.COM 等)
新聞掲載	四国新聞
その他	ミッドタウンビジョン(東京ミッドタウン内のモニター画面)にてフェア告知

③ ジェトロ香川との連携事業「盆栽のオンライン商談会」

プレスリリース	県:1回
新聞掲載	日本経済新聞、日本農業新聞の2社
テレビ(ニュース)	NHK、RNC(西日本放送)、KSB(瀬戸内海放送)、RSK(山陽放送)、TSC(テレビせとうち)の5社
オンデマンド配信	ジェトロ(国際ビジネス情報番組)

4.19.6 監査の結果及び意見

4.19.6.1 外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性(指摘事項5)

(発見事項)

外郭団体である一般財団法人かがわ県産品振興機構の財務諸表において、県との取引について、一部開示事項に誤りがあった。

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種類	法人等の名称	住所	資産総額 (単位:十 億円)	事業の内容 又は職 業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員の兼 務等	事業上の 関係				
支配 法人	香川県	高松市番 町	1,235	地方公共 団体	-	評議員 1名	事業の受 入	受取補助金	63,467,128		0
						理事 1名		受取受託金	14,795,108		0

(出典:一般財団法人かがわ県産品振興機構 令和3年度財務諸表に関する注記)

また、ホームページで公告されている事業報告において、活動実績に定量的な記載がない。

- (3) 伝統的工芸品等販路拡大事業
地場産品・伝統的工芸品等の認知度向上及び販路定着に向けて、常時取引が可能で、情報発信力に優れた首都圏のセレクトショップ等と連携し、「香川県フェア」の開催や新規商品の開発に取り組んだ。また盆栽の販路拡大を図るため、関係団体と連携し、オランダとスペインのバイヤーとオンラインにて商談会を実施した。
- 2 県産品情報発信強化事業
(1) 県産品ポータルサイト「LOVEさぬきさん」の運営
県産品の認知度向上とブランド化を図るために、県産品の魅力や最新ニュースを動画やテキスト、メールマガジンなどにより情報発信した。

(出典:一般財団法人かがわ県産品振興機構 令和3年度事業実績)

(問題点)

関連当事者取引については、県の出納整理期間(4月以降)の出入金部分などを記載することが求められている。令和3年度においては、未払金 20,631,872 円を期末残高欄に記載する必要があった。

また、事業報告書に定量的な記載がないため、活動成果(前年度比較情報)が把握できない。

(参考)事業報告書の定量的な記載の例

⑤ 「伝統工芸青山スクエア」SNS 運用

WEB・ECの強化と併せて、SNSを活用した伝統的工芸品の情報発信および認知度向上が急務となった。外部業者への広告業務の委託と、協会職員による日々の情報発信の両軸にてSNS広報・マーケティングを進めた。相互フォローや情報拡散が叶うTwitter、伝産品に興味を持つ可能性の高い20代~40代の若いユーザーがいるInstagramの2つをメインに据え、Facebookはサブとしての扱いにした。Instagramにおいては、催事出展の伝統工芸士等の事業者の実演の様子をインスタライブで投稿する等の新しい取り組みも行いフォロワーを獲得した。

【フォロワー数(3月)】

Twitter	9,717	(前年度 10,314)
Instagram	5,603	(前年度 3,572)
Facebook	8,395	(前年度 8,299)

(出典:一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 令和3年度事業報告書)

(指摘事項5)外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性

一般財団法人かがわ県産品振興機構(県の外郭団体)は、財務諸表の中の関連当事者取引の注記として、県に対する債権債務等の期末残高があればこれを記載する必要がある。令和3年度においては県に対する未払金残高が20,631,872円あったにもかかわらずこの記載が漏れていた。適切に開示する必要がある。

また、県は財務諸表に不備があれば指摘することが望まれる。

4.19.6.2 官民連携のあり方(意見事項 33)

(発見事項)

株式会社ビームス、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社及びジェトロとの連携事業に関して、出展事業者へ事業経費の負担を求めている。

各事業別の経費及びこれらの事業によって生じた事業者の売上高は以下の通りであった。

事業名	経費	事業者の売上高
株式会社ビームスとの連携事業「KAGAWA JAPAN, BEAMS JAPAN ビームスジャパンがつなげた香川県」	5,857 千円	4,853 千円
メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社との連携事業「かがわ展～伝統の逸品～」フェア	5,201 千円	6,259 千円
ジェトロ香川との連携事業「盆栽のオンライン商談会」	868 千円	8,550 千円※

※ 事前買付け(予約販売)の金額

伝統的な技術又は技法等の継承、後継者の確保難、原材料の入手難などの問題を抱える県内の出展事業者にとって、首都圏の実績ある企業との販路拡大機会を得られることは売上高の拡大、ひいては事業継続のための諸課題解決のための重要な取り組みでといえる。上表のとおり、販路拡大による事業者の受益部分もあるため、協賛金を一部求める等、官民連携した取り組みとして今後も発展させていくことが重要であると感じられた。

(問題点)

特定の参加者にとって有益な事業について、一定の受益者負担等を検討しないことは、事業の運営、さらにはその充実を図るための原資確保の機会を失うこととなり問題である。

(意見事項 33)官民連携のあり方

株式会社ビームス、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社及びジェトロ香川との連携事業に関しては、現状では出展事業者へ事業経費の負担を求めている。いずれの連携事業においても、出展事業者は売上増加・販路拡大等の受益部分が少なからずある。持続可能な取り組みとして、また事業の継続・充実を図るための原資確保の観点からも、例えば協賛金の形で一定の受益者負担を求める等、事業者との連携の在り方を再検討することが望まれる。


4.19.6.3 中長期的な視点による施策の立案(意見事項 34)

(発見事項)


伝統的工芸品の販路開拓に係る施策に関する県の予算額(補助金額)は毎年概ね一定であるが、例えば県内の大規模イベントである瀬戸内国際芸術祭は3年毎に開催されており、開催時は首都圏や海外からかなり多くの観光客等が来県する。こうしたタイミングに合わせてイベント・展示等を積極的かつ重点的に行うことは有効と考えられ、予算額にもメリハリが必要ではないかと考えられる。

また、県のプレスリリース「New Release」を見る限り、県の伝統工芸品に関するURLでの紹介はあるものの、QRコード等が付与されておらず、スマートフォンに対応した広報活動が不足していると感じた。

【QRコードの記載のある参考例】一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会の広報資料



一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会
 〒107-0062 東京都港区赤坂8-1-22
 TEL 03-5785-1001 FAX 03-5785-1002
kokaku@kougei.or.jp <https://kyokai.kougeihin.jp/>



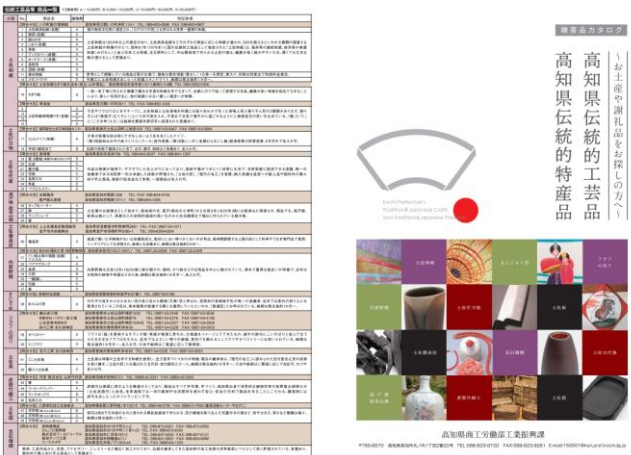
(出典:一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会資料により抜粋)

例えば以下のような他県の取り組みも参考に、既存の取り組みに対する更なる工夫や、販売促進につなげる施策を検討・立案すべきである。

(他県の取組み例 1)

【高知県】販売用リーフレット

商品の紹介のほか、購買用リーフレットを掲載している。価格帯等、分かりやすい表記が行われており、贈答などの購買者目線での掲載として参考になる。



(出典：高知県 商工労働部 工業振興課 ホームページ)

(他県の取組み例 2)

【愛媛県】伝統工芸展とあわせた購買活動 PR

伝統工芸大賞の受賞作品の紹介と合わせて、作り手の紹介(QRコードの掲載含む)、商品注文、イベント出展などの対応可否など、販売促進に向けた取り組みとして参考になる。



(出典：愛媛県 愛のくにえひめ営業本部 ホームページ)

(問題点)

伝統的工芸品に関する広報活動や販売促進策について、より一層の工夫や長期的視点に立った施策の立案等を行わないと、より良い事業への改善の機会を失うこととなる可能性があり問題である。

(意見事項 34) 中長期的な視点による施策の立案

伝統的工芸品の販路拡大をより効果的に実施するためには、県内の大規模イベント等と連携させた長期的、柔軟かつメリハリのある施策・予算の配備が望まれる。例えば、伝統的工芸品の販路開拓に係る事業の予算額(補助金額)は毎年概ね一定であるが、かなり多くの観光客が来県することが予想される瀬戸内国際芸術祭は3年毎に開催されているため、その年度だけ予算を拡充し、来県者が利用する主要拠点(高松空港、高松駅、高松港など)で「香川の魅力」を実感してもらうための伝統的工芸品の展示・即売会の開催等を従来より積極的かつ重点的に実施すること等が考えられる。

また、既存の取組みに対する更なる工夫を、他県の取組み等も参考に行っていくことも望まれる。具体的には、伝統的工芸品の紹介にあたってはホームページ等の URL を示すだけでなく、スマートホンが普及している現況を踏まえて QR コードによる案内を行ったり、伝統的工芸品についての紹介に留まらず価格帯等の表示も含めた購買用リーフレットを顧客(例えば贈答用品を購入する人)目線で作成し、これを配布する等が考えられる。

4.20 香川県営業時間短縮協力金(第1次から第11次)

4.20.1 事業の概要

所管課
商工労働部産業政策課
事業概要
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県による営業時間短縮等の要請により、要請期間を通して営業時間短縮等に全面的に協力した飲食店を経営する事業者に対し、香川県営業時間短縮協力金を支払う事業である。協力金は、要請期間毎に第1次から第11次までである。</p> <p>具体的には、協力金を支給する事務を外部に委託(事務局運營業務委託)してそこから協力金の支給を行うとともに、第2次以降は巡回実施業務(協力金を支給した事業者が時短営業を要請通りに行っていることを巡回して確認する業務)も外部に委託して実施している。なお、事務局運營業務は第1次から11次まで全て株式会社JTB高松支店に委託し、巡回業務は第2次から第11次まで全てエイジス四国株式会社に委託している。</p> <p>協力金支給額は、要請期間毎に算定方法の詳細が異なる。第1次は1店舗毎に一律1日当たり40,000円、第2次から第11次は、以下の通り売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかの計算方法によって算定された1日当たりの金額にそれぞれ要請期間中の営業日数を乗じた額として計算される(ただし、それぞれに日額の上限がある)。なお、要請期間中1日でも営業時間短縮等に協力できない日があれば、協力金の支払い要件を満たさないため支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売上高方式 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の金額に応じて1日当たりの支給額を決定する方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【例】 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高が100千円、要請期間中の営業日数が15日であった事業者の場合、 1日当たりの支給額: $100 \text{ 千円} \times 0.3 = 30 \text{ 千円}$ 協力金の支給額: $30 \text{ 千円} \times \text{要請期間中の営業日数 } 15 \text{ 日} = 450 \text{ 千円}$</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 売上高減少額方式 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高から、要請期間における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算した売上高減少額$\times 0.4$を1日当たりの協力金として計算する方式。(ただし上限あり。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【例】 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高が500千円、要請期間中の1日当たりの飲食業売上高が250千円、要請期間中の営業日数が15日であった事業者の場合、 1日当たりの支給額: $(500 \text{ 千円} - 250 \text{ 千円}) \times 0.4 = 100 \text{ 千円}$ 協力金の支給額: $100 \text{ 千円} \times \text{要請期間中の営業日数 } 15 \text{ 日} = 1,500 \text{ 千円}$</p> </div>

要請期間別の対象地域・期間・時短時間等の概要は以下の通りである。

	根拠法令	対象区域	要請期間	時短時間	酒の提供時間	計算方式
第1次	協力要請 (特措法第24条第9項)	全県	4/7(水)~4/20(火) 14日間	5:00~21:00	20:00まで	一律1日40,000円
第2次			4/28(水)~5/11(火) 14日間			25,000円~75,000円 (売上高方式)
第3次			5/12(水)~5/31(月) 20日間(*1)	5:00~20:00	19:00まで	0円~200,000円 (売上高減少額方式)
第4次			6/1(火)~6/14(月) 14日間	5:00~21:00	20:00まで	*1: 第3次と第5次は 合計額の1割を県独自の 上乗せ額として追加 で支給
第5次		8/7(土)~8/19(木) 13日間(*1)		19:00まで		
第6次	まん延防止 等重点措置	高松 市内	8/20(金)~9/12(日) 24日間		提供停止	30,000円~100,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式)
第7次	協力要請 (〃)	高松市 以外	8/27(金)~9/12(日) 17日間(*2)	5:00~20:00	19:00まで	25,000円~75,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式) *2: 合計額の1割を県 独自の上乗せ額として 追加で支給
第8次	まん延防止 等重点措置	高松 市内	9/13(月)~9/30(木) 18日間		提供停止 (9/25~ 認証店緩和)	30,000円~100,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式)
		高松市 以外	9/13(月)~9/24(金) 12日間(*3)		19:00まで	25,000円~75,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式)
	協力 要請(〃)			9/25(土)~9/30(木) 6日間	5:00~21:00	20:00まで
第9次	まん延防止 等重点措置	高松 市内等	1/21(金)~2/13(日) 24日間	共通: 5:00~20:00 認証店: 5:00~21:00	認証店のみ 20:00まで選 択可	◆認証店(酒提供) 25,000円~75,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式) ◆非認証店(酒なし)・ 休業 30,000円~100,000円 (売上高方式) 0円~200,000円 (売上高減少額方式)
綾川・ まんのう 町		1/25(火)~2/13(日) 20日間				
直島町		2/2(水)~2/13(日) 12日間				
全県		2/14(月)~3/6(日) 21日間				
第10次		全県	2/14(月)~3/6(日) 21日間			
第11次		全県	3/7(月)~3/21(月) 15日間			

事業実施の必要性
事業概要に記載の通りである。
県の各計画との関連
緊急支援であり該当なし。
重点施策に紐づいた KPI 等、県による事業の評価
<p>本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資としており、国から事業実績と効果検証を義務付けられている。県では本事業の効果検証結果として、「県が行う営業短縮等の要請に飲食事業者が協力することで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。」と結論づけている。</p> <p>(出典:令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業実績及び効果検証)</p>
遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ● 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 ● 香川県営業時間短縮協力金支給要綱 ● 香川県営業時間短縮協力金申請受付要項 等

4.20.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	27,745,643
補正予算額(増減)	-	-	△4,699,613
計:現年予算額	-	-	23,046,030
前年度明許繰越額	-	-	-
計:予算現額	-	-	23,046,030
決算額	-	-	15,354,214
翌年度明許繰越額	-	-	7,679,454
不用額	-	-	12,361

- (注) 1. 第1次から第11次までの合計の金額で記載している。
2. 翌年度明許繰越額の主な内訳は、第9次(時短要請期間が1/21(金)~2/13(日))~第11次(時短要請期間が3/7(月)~3/21(月))の協力金については時短要請期間は令和3年度中であるものの、申請期間、コールセンター受付期間及び審査・協力金支給等に係る業務が令和4年4月以降に及ぶため、執行額もほとんどが令和4年度に繰り越されたものである。その内訳は、協力金7,512,585千円、委託料162,585千円、役務費2,100千円等である。

4.20.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	3,709	消耗品費及び印刷製本費
委託料	310,164	「香川県営業時間短縮協力金事務局運営業務委託契約」及び「香川県営業時間短縮協力金巡回実施業務」に係る委託料。 前者は全て(株)JT B 高松支店が受託し、後者は全てエイジス四国株式会社が受託している。
負担金、補助及び交付金	15,040,112	香川県営業時間短縮協力金の支給額
その他	229	役員費等
合計	15,354,214	

(注) 1. 第1次から第11次までの合計の金額で記載している。

2. このうち、「負担金、補助金及び交付金」並びに「委託料」に係る要請期間別の予算実績等の金額は以下の通りである。なお、参考情報として申請件数と支給件数を併記する。

<負担金、補助金及び交付金>

(単位:千円)

要請期間	申請件数 (件)	支給件数 (件)	予算現額	決算額	翌年度 明許繰越額	不用額
第1次	3,323	3,288	1,888,240	1,888,240	-	-
第2次	3,186	3,175	1,592,356	1,592,356	-	-
第3次	3,317	3,304	2,490,079	2,490,079	-	-
第4次	3,187	3,176	1,449,182	1,449,182	-	-
第5次	1,880	1,876	950,923	950,923	-	-
第6次	1,952	1,941	2,025,568	2,025,568	-	-
第7次	1,545	1,516	895,360	895,360	-	-
第8次	3,455	3,446	2,430,000	2,417,743	-	12,257
第9次	3,491	3,478	3,482,990	1,197,461	2,285,529	-
第10次	3,484	3,477	3,126,816	71,100	3,055,716	-
第11次	3,452	3,447	2,233,440	62,100	2,171,340	-
合計	32,272	32,124	22,564,954	15,040,112	7,512,585	12,257

(注): 第9次から第11次については時短要請期間は令和3年度中であるものの、申請期間、コールセンター受付期間及び審査・協力金支給等に係る業務が令和4年4月以降に多くかかっているため、執行額もほとんどが令和4年度に繰り越されている。

<委託料>

委託料は第1次については事務局運営業務(時短協力金の問い合わせコールセンターの運営と、申請内容の審査及び協力金の支払い事務等を行う事務局の運営業務)の委託のみであったが、第2次以降は事務局運営業務の他に巡回実施業務(飲食店を巡回し時短要請が守られているかを確認する業務の委託)が行われている。

(単位:千円)

	申請件数 (件)	支給件数 (件)	予算 現額	決算額			翌年度 明許 繰越額	不用額
				事務局 運営業務	巡回実施 業務	計		
第1次	3,323	3,288	36,000	35,960	-	35,960	-	39
第1次計	3,323	3,288	36,000	35,960	-	35,960	-	39
第2次	3,186	3,175	43,577	37,851	3,410	41,261	-	2,316
第3次	3,317	3,304	46,462	38,513	5,962	44,475	-	1,986
第4次	3,187	3,176	40,080	36,726	3,850	40,576	-	△496

第5次	1,880	1,876	24,194	25,078	2,035	27,113	-	△2,919
第6次	1,952	1,941	31,912	24,716	7,810	32,526	-	△613
第7次	1,545	1,516	20,996	19,798	1,012	20,810	-	185
第8次	3,455	3,446	45,094	39,026	6,501	45,527	-	△433
第2次～ 第8次計	18,522	18,434	252,315	221,708	30,580	252,288	-	26
第9次	3,491	3,478	61,500	881	6,358	7,239	54,261	-
第10次	3,484	3,477	61,500	133	5,379	5,512	55,988	-
第11次	3,452	3,447	61,500	111	9,053	9,164	52,336	-
合計	32,272	32,124	472,815	258,793	51,370	310,164	162,585	65

(注): 第9次から第11次については時短要請期間は令和3年度中であるものの、申請期間、コールセンター受付期間及び審査・協力金支給等に係る業務が令和4年4月以降に多くかかっているため、執行額もほとんどが令和4年度に繰り越されている。

4.20.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	15,282,929	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
一般財源	71,263	第11次の協力金については、手続上、国に対する請求が令和3年度中には間に合わないことから令和4年度に請求することとされている。そのため令和3年度の第11次に関する決算額の全額が一般財源からの支出となっている。 令和4年度に当該金額も含めた請求を国に行い、これが入金された際に71,263千円を一般財源に振り戻す予定としている。
諸収入	21	
合計	15,354,214	

4.20.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.20.5.1 補助金申請書類の閲覧

前述の「決算額の主な内訳」の中の負担金、補助金及び交付金のうち、香川県営業時間短縮協力金(第8次)で支給した申請書類を任意に抽出し、申請書類一式を閲覧したところ、特に問題となるような事項は発見されなかった。

4.20.5.2 業務委託契約の支出負担行為に至る一連の資料の閲覧

<契約及び契約変更事務について>

前述の「決算額の主な内訳」の中の委託料のうち、「香川県営業時間短縮協力金事務局運営業務委託契約」に係る執行について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

<第1次>

(単位:千円)

次数	契約方法	参加者数	契約事業者名	契約時の委託料上限	執行額	当初見込件数	実績申請件数
第1次	公募プロポーザル方式に基づく随意契約(*1)	3者(*2)	(株)JTB 高松支店	38,456	35,960	5,000件	3,323件

(注) *1: 随意契約の理由:

本件は、飲食店に対する営業時間短縮要請に応じた事業者に協力金を支給するに当たり、申請書類の受付、審査、支払、決定通知書送付、問い合わせ対応等を委託業務により実施しようとするものであり、委託先の選定に当たっては、これらを的確に行うことができる者を選定する必要があるほか、公金を適切に管理・執行できる者を選定する必要があり、その性質が競争入札になじまないことから、香川県会計規則第184号第7号の規定により、随意契約(企画提案方式)により施行するものです。
(出典:公募実施時の決裁伺い添付文書)

*2: 応募意思表明書の提出は5者あり、うち1者が県税の滞納がないことを証明する書類の提出がなく、応募資格に適合するかどうかの確認ができなかった。応募資格に適合することが確認できた残りの4社のうちの1者は、その後辞退届の提出があり辞退したため、最終的に3者による応募申請が行われた。応募された3者の提案内容は選定委員会の選定委員5名(商工労働部次長、商工労働部産業政策課課長、政策部政策課課長、香川県よろず支援拠点チーフコーディネーター及びコーディネーターの5名)によって社名を伏せての評価が行われ、評価基準を記した審査票による審査、提案内容の比較等が行われ最終的に1者が選定されている。

<第2次～第11次>

(単位:千円)

次数	契約方法	参加者数	契約事業者名	契約時の委託料上限	執行額	当初見込件数	実績申請件数
第2次	公募プロポーザル方式に基づく随意契約(*1)	1者(*2)	(株)JTB 高松支店	41,485	37,851	5,000件	3,186件

(注) *1: 随意契約の理由:

本件は、飲食店に対する営業時間短縮要請に応じた事業者に協力金を支給するに当たり、申請書類の受付、審査、支払、決定通知書送付、問い合わせ対応等を委託業務により実施しようとするものであり、委託先の選定に当たっては、これらを的確に行うことができる者を選定する必要があるほか、公金を適切に管理・執行できる者を選定する必要があり、その性質が競争入札になじまないことから、香川県会計規則第184号第7号の規定により、随意契約(企画提案方式)により施行するものです。
(出典:公募実施時の決裁伺い添付文書)

*2: 応募意思表明書の提出は2者あり、そのうちの1者はその後辞退届の提出をしたため、最終的に1者による応募申請が行われ、選定委員会による評価等、第1次と同様の手続きを経て最終的に選定されている。

*3: 第3次以降は第2次で締結した契約の変更契約として取り扱われている。契約変更の履歴は以下の通りである。

(単位:千円)

契約	(変更)契約締結日	変更内容	契約対象次数	契約期間	委託料上限
当初	R3.5.20	-	第2次	R3.5.20～ R3.9.3	41,485
変更	R3.6.9	第3次を追加/契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第3次	R3.5.20～ R3.9.24	73,953
変更	R3.6.23	第4次を追加/契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第4次	R3.5.20～ R3.10.8	106,812
変更	R3.7.30	契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第4次	R3.5.20～ R3.11.15	123,155

変更	R3.8.30	第5次及び第6次を追加／契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第6次	R3.5.20～ R4.1.17	180,691
変更	R3.9.1	第7次を追加 契約上限額を増額	第2次～第7次	R3.5.20～ R4.1.17	209,736
変更	R3.9.21	第8次を追加／契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第8次	R3.5.20～ R4.2.7	251,277
変更	R3.10.15	契約期間延長	第2次～第8次	R3.5.20～ R4.2.28	251,277
変更	R4.1.31	第9次を追加／契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第9次	R3.5.20～ R4.6.20	267,756
変更	R4.2.18	第10次を追加／契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第10次	R3.5.20～ R4.8.10	309,883
変更	R4.3.11	第11次を追加／契約期間延長 契約上限額を増額	第2次～第11次	R3.5.20～ R4.8.31	361,596

(注) 契約変更の理由:

- 第3次に係る変更契約時
「第2次協力金の運営事業者が第3次協力金の事務局の運営も担うことで、新たに運営事業者を公募するよりも速やかに協力金を支払うことが可能となり、運営体制の効率化も図ることができる。さらには、重複する提出書類の省略を図ることも可能となり、申請者の負担も軽減できる。」
- 第4次に係る変更契約時
同様の変更理由について、記載あり。
- 第5次以降の変更契約時
契約変更の理由については明記されていない。

(出典:第3次に係る業務委託時の執行伺変更書添付書類・起案理由書)

契約変更とすることの妥当性

当初契約では41,485千円であった契約額(委託料上限額)が、契約変更を繰り返すことで361,596千円と約9倍になっている。契約変更ではなく再度発注に係る手続きを実施するという考え方もあるが、毎回プロポーザル方式での公募等を実施することは、事業者への本協力金の交付スケジュール的にも難しかったという県の見解にも合理性はある。

この点、そもそもプロポーザル方式による随意契約であって一旦は契約相手を厳正な審査によって特定している点、追加する業務内容が当初契約とほぼ同内容である点、第2次～第11次の時短営業の申請期間等が重複していて事務局等を継続した方が経済的である点、また協力金の性質上緊急性が高いものである点等を勘案すると敢えて別契約としないで契約変更とした対応にも一定の合理性は認められるものと判断した。

契約変更に係る執行伺変更書に変更理由の記載がない

ただし、契約変更時の決裁手続において、第5次以降の契約変更に係る執行伺変更書では契約変更理由の記載がなかった。この点についての県の見解は以下の通りであった。

<第5次以降の契約変更に係る執行伺変更書に変更理由が記載されていない点についての県の見解>

- ・緊急を要する事業に、速やかに対応することが必要である事業に変わりはないこと
- ・変更理由は、それまでの変更契約理由として記載していたものと ほぼ同じであること
- ・これらの点について、会計部門とも共通認識を有していたこと

確かに本件に関しては県全体で緊急を要する事業として共通認識があったと思われるが、共通認識があるかどうかは主観的であり、事後的に客観的に判断できるものではない。共通認識があることで変更理由の記載を不要としてしまうと、他の案件で変更理由がないまま決裁を受ける事象が生じた場合にも、主観的な判断基準で「共通認識を有していたから」と言えてしまうことにつながりかねない。また前回同様の変更理由であれば改めて記載する手間もそれ程かからないと考えられる。本件については支出額が大幅に増加している変更契約でもあり、再確認の意味も含めて、より慎重かつ厳密に毎回変更理由を明記して決裁を受けるべきであったと感じた。

<実績報告書の閲覧>

株式会社 JTB 高松支店が作成した実績報告書(第 1 次に係るものと第 2 次～第 8 次(令和 3 年度で支払額が確定しているのは第 8 次までのため))を閲覧し、費用の内容等を分析した。

	第 1 次 (支給件数:3,288 件)		第 2 次～第 8 次 (支給件数:18,434 件)		第 1 次～第 8 次合計 (支給件数:21,722 件)	
	総額 (千円)	支給 1 件 当たり(円)	総額 (千円)	支給 1 件 当たり(円)	総額 (千円)	支給 1 件 当たり(円)
事務局費用						
賃料等	1,484	451	6,730	365	8,213	378
事務局開設(改修)工事費用・ 複合機レンタル費用	3,038	924	6,444	350	9,482	437
その他備品等(レンタル費用他)	1,118	340	10,313	559	11,431	526
事務局人件費(*1)	6,430	1,955	49,591	2,690	56,020	2,579
コールセンター人件費(*1)	6,135	1,866	27,522	1,493	33,657	1,549
審査業務人件費(*1)	8,019	2,439	62,129	3,370	70,148	3,229
振込精算業務(振込手数料・郵 送費等)	2,120	645	12,478	677	14,598	672
広報業務(新聞広告・チラシ・ Web サイト)	1,381	420	8,024	435	9,405	433
計	29,724	9,040	183,230	9,940	212,954	9,804
営業管理業務(10%)	2,972	904	18,323	994	21,295	980
事業費用合計	32,696	9,944	201,553	10,934	234,250	10,784
消費税等	3,270	994	20,155	1,093	23,425	1,078
税込合計	35,966	10,939	221,708	12,027	257,675	11,862
JTB 負担・振込手数料	5	2	-	-	5	0
差引:事業費合計	35,960	10,937	221,708	12,027	257,669	11,862

(注) *1: 事務局人件費

事務局で指導的な役割を果たす人員の人件費に加え、コールセンター業務及び審査業務を指導・サポートするJTB社員の人件費が含まれている。

*2: 事務局の人件費は全体の稼働日数が把握されている(第1次:141人日、第2~8次:1,122人日)が、コールセンター人件費及び審査業務人件費については、全体の稼働日数等が把握されていない。

*3: 事務局人件費の稼働1日当たりの単価、コールセンター人件費の入電件数(コールセンターへの問い合わせ等の電話のあった件数。第1次:3,623件、第2~8次:16,619件)1件当たりの単価、審査業務人件費の審査1件当たりの単価はそれぞれ以下の通りであった。

	事務局人件費 (稼働1日当たり人件費)	コールセンター人件費 (入電1件当たり人件費)	審査業務人件費 (審査1件当たり人件費)
第1次	45,603 円/日	1,693 円/件	2,413 円/件
第2~8次	44,198 円/日	1,656 円/件	3,354 円/件
計	44,355 円/日	1,663 円/件	3,211 円/件

全体の約7割が人件費となっている。その中の特に事務局人件費については、協力金支給1件あたりの事務局人件費が第1次:1,955円から第2~8次:2,690円に約38%上昇している。協力金1件に要する事務局の稼働日数が以下の通り約42%増加したことが原因である。

<協力金1件に要する事務局の稼働日数の増加率の算定>

	第1次	第2次~第8次
事務局稼働日数	141 人日	1,122 人日
支給件数	3,288 件	18,434 件
1件当たり稼働日数	(a) 0.04288 人日/件	(b) 0.06087 人日/件

● 協力金1件に要する事務局の稼働日数の増加率: (b)÷(a)=1.42 ⇒ **42%増**

この点について県に確認したところ、「第1次協力金は協力日数に定額4万円を計算するだけであったが、第2次以降の協力金は過去の売上高や過去からの売上高減少額に応じた協力金を支払うため売上帳等の確認作業が追加で必要となり審査業務の負担が大幅に増える等、審査が複雑となったことが原因」との回答を得た。確かに第2次以降で協力金の算定方法が複雑化しており、審査業務の負担は増えると考えられる。実際、審査業務人件費の分析では、協力金支給1件あたりの審査人件費は2,439円から3,370円に38%増加(審査1件当たりの審査業務人件費も2,413円から3,354円に39%増加)しており、この説明と整合している。ただし、事務局人件費は事務局で指導的な役割を果たす人員と、コールセンター業務及び審査業務を指導・サポートする人員(いずれも株式会社JTB高松支店の社員)に係る人件費であり、審査業務が複雑になったからといってこうした業務に係る日数まで審査業務に係る日数と同じ割合で(あるいはそれ以上に)増加するとは考えにくい。

4.20.6 監査の結果及び意見

4.20.6.1 契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記(意見事項 35)

(発見事項)

香川県営業時間短縮協力金の事務局運營業務に係る委託契約については、第1次と第2次の協力金に関してはプロポーザル方式による公募が行われ、それぞれ随意契約が締結されている。一方で、第3次から第11次については第2次の契約の変更という形がとられている。第2次の当初契約額(委託料上限)は41,485千円であったが、その後金額の変更を伴う10回の契約変更等を経て、最終的には第11次までの事務局運營業務として、契約額(委託料上限)が361,596千円(当初契約の約9倍)となっている。

変更に係る手続きを閲覧したところ、第3次及び第4次の契約変更時の執行伺変更書では変更理由が明記されていたものの、第5次以降の契約変更に係る執行伺変更書では契約変更理由の記載がなかった。

(問題点)

契約変更理由が明記されないまま契約変更手続を行ってしまうことで、どのような理由で契約を変更したのかが、事後的に客観的に確認できなくなる可能性があり問題である。

(意見事項 35) 契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記

香川県営業時間短縮協力金の事務局運營業務に係る委託契約は、第1次と第2次はプロポーザル方式による公募によりそれぞれ随意契約が締結されたが、第3次から第11次の事務局運營業務については第2次の契約の変更という形がとられている。結果として、第2次の当初契約額(委託料上限)が41,485千円であったのに対し、その後10回の契約変更で最終的には第2次から第11次までの事務局運営を委託する、委託料上限361,596千円の契約になっている。

本件の第5次以降の契約変更手続きにおいて、執行伺変更書で契約変更理由が明記されていなかった。どのような理由で契約変更を決裁したかが事後的にも客観的にわかるように、執行伺変更書には契約変更理由を明記することが望ましい。

4.20.6.2 実績報告書における支出内容の精査(意見事項 36)

(発見事項)

香川県営業時間短縮協力金の事務局運営委託業務の実績報告書を閲覧したところ、事務局人件費について、協力金支給1件当たりの事務局人件費が第1次協力金の際は1,955円であったのに対し、第2～8次協力金では2,690円と約38%上昇している。これは協力金支給1件当たりの事務局の稼働日数が42%増加したことが主な要因である。増加要因について、県では第1次協力金と比べて第2次以降の協力金は金額の算定方法が複雑になり、審査業務の負担が増加したことを理由として挙げている。確かに審査業務は複雑化しており、これに伴い審査業務人件費も増加しているが、事務局人件費が審査業務人件費と同等かそれ以上に増加している状況であり、審査の複雑化だけが原因とは考えにくい。こうした点については、実績報告書のチェックの際により踏み込んだ分析とその結果の文書化が必要であったと考えられる。

(問題点)

実績報告書のチェックにおいて、単価の確認や稼働実績を報告書・請求書等と照合するだけでなく、例えば稼働実績が最終のアウトプットと比較して合理的か(本件の場合だと事務局の稼働日数が申請件数や支給件数等と比較して合理的な推移となっているか)といった分析を適宜行ってその結果を文書として残しておかないと、支出命令に至る一連の手続きにおいて公費負担であることを念頭においた適切なチェック・確認が行われたことが事後的に疎明できず問題である。

(意見事項 36) 実績報告書における支出内容の精査

香川県営業時間短縮協力金の事務局運営委託業務の実績報告書を閲覧し、事務局人件費の分析を行ったところ、協力金支給1件当たりの事務局人件費が第1次協力金の際は1,955円であったのに対し、第2～8次協力金では2,690円と約38%上昇している。これは協力金支給1件当たりの事務局の稼働日数が42%増加したことが主な要因である。当該増加要因について、県では十分合理的な説明を文書化できていない。

支出命令に至る一連の手続きにおいて公費負担であることを念頭においた適切なチェック・確認が行われたことを事後的に疎明できるようにするためには、実績報告のチェックの際に、例えば稼働実績が最終のアウトプットと比較して合理的か(本件の場合だと事務局の稼働日数が申請件数や支給件数等と比較して合理的か)といった分析的な検討も適宜実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。

4.21 香川県営業継続応援金等事業(第1次から第3次)及び香川県営業活動回復加速化支援金事業

4.21.1 事業の概要

所管課
商工労働部産業政策課
事業概要
<p>(1) 第1次(飲食事業者等事業継続応援事業)</p> <p>国の緊急事態宣言の再度の発出(令和3年1月)や、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより大きな影響を受けた飲食事業者や飲食事業関連事業者、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等(以下「関連事業者等」という。)に対して、営業継続を支援するための応援金を支給する事業である。</p> <p>①支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食事業者 <p>香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主</p> ● 関連事業者等 <p>香川県内に事業所を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主で、以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>A: 県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある</p> <p>B: 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している</p> <p>C: 上記Bに該当する県内事業者と直接の取引がある</p> <p>②支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食事業者 <p>以下の全てを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 店舗毎にその店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額を前年同期の売上の合計額から減じた額が30%以上減少していること

- 令和2年11月1日以前から店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること
- 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること

- 関連事業者等
以下の全てを満たしていること

- 国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること
- 令和2年11月1日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること
- 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること

③支給額の上限等

- 飲食事業者向け

令和3年1月と2月の売上の合計額が前年同期の売上額と比較し30%以上50%未満減少している場合は上限額を200千円とし、50%以上減少している場合は上限額を400千円とする。

- 関連事業者等向け

令和3年1月と2月の県内事業所における売上の合計額を前年同期の売上の合計額から減じた額。50%以上減少している事業者が対象。ただし、上限額を200千円とする。

④支給実績

- 申請数:3,446件
- 支給件数:3,398件
- 支給金額:969,795千円

(2) 第2次(香川県営業継続応援金)

新型コロナウイルス感染症の影響で人流が減少したことなどにより、令和3年4月から6月までの間の県内事業所における売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期の売上の合計額と比較して30%以上減少した事業者に応援金を支給する事業である。

①支給対象者

以下のいずれかに該当する事業者

A: 香川県内に事業所を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している中小企業、中堅企業等又は個人事業主

B: 香川県内に事業所を有し、上記 A の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主

C: 香川県内に事業所を有し、県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主

D: 香川県内に店舗を有する飲食事業者

②支給要件

- 全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和 3 年 4 月から 6 月までの間の県内事業所・店舗における売上の合計額が、令和元年又は平成 30 年同期の売上の合計額と比較して 30%以上減少していること
- 令和 3 年 1 月 1 日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること
- 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること

③支給額及び支給額の上限等

売上減少額(ただし、1 事業者あたり以下の額を上限とする。)

- 売上減少率が 50%以上の場合 20 万円
- 売上減少率が 30%以上 50%未満の場合 10 万円

④支給実績

- 申請数:3,027 件
- 支給件数:2,965 件
- 支給金額:479,421 千円

(3)第3次(香川県営業継続応援金)

新型コロナウイルス感染症の影響で人流が減少したことなどにより、令和3年7月から9月までの間の県内事業所における売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期の売上の合計額と比較して30%以上減少した事業者に応援金を支給する事業である。

①支給対象者

第2次と同じ

②支給要件

対象期間が令和3年7月から9月までであること及び事業開始が令和3年4月1日以降であること以外第2次と同じ。

③支給額及び支給額の上限等

売上減少額(ただし、1事業者あたり以下の額を上限とする。)

- 売上減少率が50%以上の場合 20万円
- 売上減少率が30%以上50%未満の場合 15万円

④支給実績

- 申請数:3,553件
- 支給件数:3,505件
- 支給金額:620,020千円

(5)香川県営業活動回復加速化支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で人流が減少したことなどにより、令和3年10月から12月までの間の県内事業所における売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期の売上の合計額と比較して20%以上減少した事業者に応援金を支給する事業である。

①支給対象者

第2次と同じ

<p>②支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流の減少等による直接的な影響を受け、令和3年10月から12月までの間の県内事業所・店舗における売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期の売上の合計額と比較して20%以上減少していること ● 令和3年7月1日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること ● 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること <p>③支給額</p> <p>売上減少額(ただし、1事業者あたり30万円を上限とする。)</p> <p>④支給実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請数:8,038件 ● 支給件数:7,984件 ● 支給金額:2,280,929千円
<p>事業実施の必要性</p> <p>事業の概要記載の通りである。</p>
<p>県各計画との関連</p> <p>緊急支援であり該当なし。</p>
<p>重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI（達成状況含む）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業実績及び効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香川県営業継続応援金等事業(第1次から第3次) <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業者の事業活動継続につなげることができた、と分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香川県営業活動回復加速化支援金 <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の営業活動の回復等につなげることができた、と分析している。</p>
<p>遵守すべき(規制を受ける)法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
- 香川県営業継続応援金支給要綱等
- 香川県営業継続応援金支給要領等
- 香川県営業継続応援金事務局運営業務契約予定者選定委員会設置要領等
- 香川県営業継続応援金事務局運営業務契約予定者選定に係る評価基準等

4. 21. 2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	-
補正予算額(増減)	-	3,100,000	3,602,593
計:現年予算額	-	3,100,000	3,602,593
前年度明許繰越額	-	-	3,100,000
計:予算現額	-	3,100,000	6,702,593
決算額	-	-	4,525,836
翌年度明許繰越額	-	3,100,000	-
不用額(*1)	-	-	2,176,757

(注)*1: 実際の申請が予算編成時の想定件数を下回ったことによる不用額の発生。

4. 21. 3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,350,165	補助金(応援金)
委託料(第1次)	52,442	(株)JTB 高松支店他
委託料(第2次)	32,837	(株)JTB 高松支店
委託料(第3次)	34,362	(株)JTB 高松支店
委託料(営業活動回復)	52,370	(株)JTB 高松支店
その他	3,660	
合計	4,525,836	

4. 21. 4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	3,747,681	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
一般財源	778,149	
諸収入	6	
合計	4,525,836	

4. 21. 5 検討した内容及び閲覧した資料等

- 第1次、第2次、第3次、営業活動回復加速化支援金について、支給分、不支給決定分につき、それぞれ任意に1件抽出しの申請書類一式を検証した結果、特に問題となるような事項は発見されなかった。
- 中小企業庁が持続化給付金を不正に受給した者として「持続化給付金給付規程第10条第2項第2号」の規定に基づき公表した者のうち香川県に住所がある者について、給付の有無を調べた結果、該当する者はいなかった。
- 以下の委託料の執行について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(単位:千円)

	第1次	第2次及び第3次				営業活動回復
		第2次	第3次	酒類(注)	合計	
契約方法	公募プロポーザル方式に基づく随意契約	公募プロポーザル方式に基づく随意契約	変更契約	追加	-	公募プロポーザル方式に基づく随意契約
参加者数	2者	1者	-	-	-	1者 (1者辞退)
事業者名	(株)JTB 高松支店	(株)JTB 高松支店	(株)JTB 高松支店	(株)JTB 高松支店	(株)JTB 高松支店	(株)JTB 高松支店
当初契約額	64,911	44,718	37,329	6,559	88,606	56,256
執行額	49,442	-	-	-	67,199	52,370
事業終了	R3.11.19	第3次に引継ぎ	R4.2.22	R4.2.22	R4.2.22	R4.3.31
予算件数	10,880件	5,532件	5,532件		11,064件	7,911件
実績件数	3,398件	2,965件	3,505件	-	6,470件	7,984件
支給金額	969,795	479,421	620,020	-	1,099,441	2,280,929

注:別事業である香川県酒類販売業支援金事業事務局運営委託費を含めて契約している。

4. 21. 6 監査の結果及び意見

4.21.6.1 委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示(指摘事項6)

(発見事項)

本事業で県が業務委託先の株式会社 JTB 高松支店と締結した業務委託契約では、株式会社 JTB 高松支店が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面(以下、「承諾願」という)を県へ提出し承認を受けなければならない旨が定められている。株式会社 JTB 高松支店は、当該規定に従って本県に承諾願を提出している。

ただし、当該承諾願は、再委託を行うことが適切か否かを判断するための重要な情報である再委託の金額について記載する様式となっていない。県は委託した業務の適正な履行を確保するために再委託について審査を行う必要があるが、審査に必要な情報としては、再委託の業務の範囲や必要性の他に再委託の金額も当然に含まれるものと解される。

なお、再委託は国による公共調達においても一定の制限が設けられている。財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計 2017 号)では、以下のように措置がされており、ここでは再委託の契約金額は契約の相手方に提出させる書面に記載すべき事項として明示されている。

「公共調達の適正化について」(財務大臣通知 平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)

2.再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項については、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅延なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合にならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

- ① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(問題点)

県が委託した業務が例外的に再委託される場合には、あらかじめ再委託の相手先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を提出させ、業務の適正な履行を確保するための審査を行っているが、この決裁書類に再委託の金額がないと、再委託の適切性を合理的に判断するための情報が不足する可能性があり問題である。

(指摘事項 6) 委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示

業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に各事務局運營業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面(以下「承諾願」という。)を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載する必要がある。

4.21.6.2 審査・承諾を経ない再委託について(指摘事項 7)

(発見事項)

前述のとおり、香川県営業継続応援金(第2次)事務局運營業務委託契約では、受託事業者が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る必要事項を記載した書面を本県へ提出し承認を受けなければならない旨定められているが、株式会社JTB高松支店が再委託した一部の業務について当該書面が提出されておらず、結果として県による適切な承認がないまま再委託が行われている事例があった。

(問題点)

適切な承認が行われないまま業務の再委託が行われることは、不適切な再委託によって業務の有効性・効率性・経済性が損なわれる等、業務の適切な履行ができなくなる可能性があり問題である。

(指摘事項 7) 審査・承諾を経ない再委託について

香川県営業継続応援金(第2次)事務局運営業務委託契約では、受託事業者が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る必要事項を記載した書面を県へ提出し承認を受けなければならない旨定められているが、株式会社 JTB 高松支店が再委託した一部の業務について当該書面が提出されておらず、結果として県による適切な承認がないまま再委託が行われている事例があった。

業務の適切な履行を確保する観点からは、事業者による再委託に関する必要書類の提出が漏れなく行われているかを県は網羅的に確認し、再委託業務について適切な承認を行う必要がある。

4.22 新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業

4.22.1 事業の概要

所管課
商工労働部 経営支援課
事業概要
<p>新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業は、①新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業、②危機関連融資保証料補給事業、③中小企業振興資金保証料補給金から構成されている。</p> <p>このうち、③中小企業振興資金保証料補給金については、「4.8 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)」で記載した事業に含まれていることから、ここでは①および②について記載する。</p> <p>① <u>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業</u></p> <p>(事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none">● 国の緊急経済対策として、日本政策金融公庫で実施していた実質無利子、無担保融資である「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に相当する融資を、各都道府県の制度融資を活用することで民間金融機関からも借入できるようにしたものであり、令和2年5月1日に制度が創設された。● 一定の要件を満たす個人事業主や小・中規模事業者に対して、民間金融機関が事業者(借り手)から金利を徴収しないこととしており、当該期間の金融機関の貸付金利息の減収分に対して、県が金融機関に利子補給を行っている。● 民間金融機関からの借入を無利子化する方法としては、金融機関が事業者から金利を徴収せず、自治体から金融機関に事後補給する方法を採用している。● 県から金融機関への利子補給は、1月から6月分と7月から12月分の年2回に分けて行われており、県は金融機関への補給額を中小企業基盤整備機構(国の事業委託先)へ報告し、当該年度に機構から補給額を受け入れている。 <p>(対象者)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大における影響で売上高が減少し、かつ市町商工担当課において、次にいずれかの認定を受けた中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none">● セーフティネット保証4号(売上高△20%)※1● セーフティネット保証5号(売上高△5%)※2● 危機関連保証 <p>※1 セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等)) 次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象</p>

- 申請者が、下記の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 セーフティネット保証5号(業況の悪化している業種)

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(出典:中小企業庁のHP)

(その他条件)

融資金額:6,000万円以内(令和3年2月1日保証承諾分より)

融資用途:運転資金、設備資金、借換資金

融資期限:10年以内(据置5年以内)

担 保:無担保

保証人 :代表者は一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たせば不要
(代表者以外の連帯保証人は原則不要)

融資利率:1.00%以内

信用保証料:0.85%(ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乘せ)

取扱期間:令和2年5月1日～令和3年5月31日終了

ただし、以下の条件を満たせば、利子・保証料を減免

	売上高△5%以上	売上高△15%以上
個人事業主 事業性のあるフリーランス含む、 小規模のみ	金利3年間ゼロ 保証料全期間ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料全期間 1/2	金利3年間ゼロ 保証料全期間ゼロ

② 危機関連融資保証料補給事業

(事業の内容)

香川県内の中小企業者の負担を軽減するため、危機関連融資(補給タイプ)の借入れにかかる保証料を中小企業者に代わり、県が香川県信用保証協会に補給金として交付するものである。

<p>(対象者)</p> <p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者または組合であつて、新型コロナウイルス感染拡大による影響で売上高等が減少したことについて、事業所の所在地を管轄する市町長から認定を受けたもの</p>
<p>(その他条件)</p> <p>融資金額:2億8千万円以内(無担保8千万円以内+有担保2億円以内) ※ 組合の場合は4億8千万円以内(無担保8千万円以内+有担保4億円以内)</p> <p>融資使途:運転資金、設備資金、借換資金 融資期限:10年以内(据置2年以内) 融資利率:1.00%以内 信用保証料:0.60% 取扱期間:令和2年3月13日～令和3年12月31日終了</p>
<p>事業実施の必要性</p> <p>国の緊急経済対策として、日本政策金融公庫で実施していた実質無利子、無担保融資である「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に相当する融資を、各都道府県の制度融資を活用することで民間金融機関からも借入できるようにし、新型コロナウイルスの影響で売上高が一定要件以上減少した事業者の借入利子負担及び借入保証料負担を軽減することを目的としている。</p>
<p>県の各計画との関連</p> <p>緊急支援であり該当なし。</p>
<p>重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)</p> <p>該当なし</p>
<p>遵守すべき(規制を受ける)法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香川県補助金等交付規則 ● 香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱 ● 香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証料補給金交付要綱

4.22.2 予算現額と決算額の推移

(新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業)

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	600,000	2,000,000
補正予算額(増減)	-	56,809	9,000
計:現年予算額	-	656,809	2,009,000

前年度明許繰越額	-	-	-
計: 予算現額	-	656,809	2,009,000
決算額	-	717,324	1,973,255
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	△60,514	35,744

(危機関連融資保証料補給事業)

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	80,000	384,000
補正予算額(増減)	-	635,100	△277,387
計: 現年予算額	-	715,100	106,613
前年度明許繰越額	-	-	-
計: 予算現額	-	715,100	106,613
決算額	-	715,043	106,612
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	57	1

4. 22. 3 決算額の主な内訳

(新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,973,255	利子補給額
合計	1,973,255	

(危機関連融資保証料補給事業)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	106,612	保証料補給額
合計	106,612	

4. 22. 4 決算額の財源内訳

(新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業)

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
諸収入	1,973,255	金融機関への利子補給額を中小企業基盤整備機構(国の委託先)へ報告し、当該事業年度に機構から補給額を受け入れたもの
合計	1,973,255	

(危機関連融資保証料補給事業)

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	90,620	保証料補給額
一般財源	15,992	保証料補給額
合計	106,612	

4.22.5 検討した内容及び閲覧した資料等

4.22.5.1 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業

前述の「決算額の主な内訳」の負担金、補助及び交付金 1,973,255 千円を対象とし、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。なお、1,973,255 千円の金融機関ごとの内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

補助事業者	上期(6月)		下期(12月)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
百十四銀行	4,438	343,122	4,438	365,770	8,876	708,893
香川銀行	2,913	202,058	2,913	215,446	5,826	417,505
高松信用金庫	2,397	134,939	2,381	141,106	4,778	276,045
観音寺信用金庫	1,569	94,331	1,435	99,677	3,004	197,009
香川県信用組合	698	24,078	698	25,446	1,396	49,524
中国銀行	1,110	85,490	1,110	93,439	2,220	178,930
伊予銀行	133	11,667	126	13,270	259	24,938
愛媛銀行	106	6,103	106	6,632	212	12,736
四国銀行	350	24,111	350	26,975	700	51,087
高知銀行	58	4,092	58	4,572	116	8,664
阿波銀行	159	17,217	159	18,310	318	35,527
徳島大正銀行	70	7,229	70	7,605	140	14,834
みずほ銀行	2	120	2	122	4	242
三井住友銀行	2	129	2	162	4	291
朝銀西信用組合	1	10	1	15	2	25
	14,006	954,702	13,849	1,018,553	27,855	1,973,255

閲覧資料等

「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱」
「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」(すべての金融機関について)
上記に係る別添1「利子補給補助に係る制度融資対象者一覧」、別添2「利子補給補助金算出報告書」(すべての金融機関について)
「補助事業調査調書」および調査関連資料(全体検査、抽出検査)
「執行伺書」
「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書」(すべての金融機関について)、別添3「利子補給補助金交付決定額一覧」

「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金申請書」(すべての金融機関について)
「支出命令書」

4.22.5.2 危機関連融資保証料補給事業

前述の「決算額の主な内訳」の負担金、補助及び交付金 106,612 千円を対象とし、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧等を実施した。

閲覧資料等
「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証補給金交付申請書」
「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証補給金交付決定」
「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証実績報告書」
「補助事業調査調書」および調査関連資料(全体検査、抽出検査)
「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証料補給金の額の確定について」
「請求書」
「支出命令書」

4.22.6 監査の結果及び意見

4.22.6.1 補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準(意見事項 37)

(発見事項)

県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合するほか、サンプルとして一部の申請案件を抽出し、抽出した案件について個別に金銭消費貸借契約書、金利特約書等と照合することでより詳細なチェックを実施している。

より詳細にチェックする案件の抽出基準は、「過去(直近)に抽出対象としていない事業者」としている。一方で、利子補給額の算定を誤りやすい案件は、後述の補助金交付要綱等での利子補給額の算定方法を踏まえると、毎月元金返済が行われ、各月末の貸付残高が変動することで利子補給額の算定が複雑になる案件と考えられる。結果として現状の抽出基準ではこうした誤りが発生する可能性の高い案件に絞って詳細なチェックを実施する、という体制とはなっていない。

香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱

第4条 補助金の交付対象経費は、各取扱金融機関における各事業者の各月末の当該制度融資貸付残高に、次項に定める利子補給率を乗じ、12 で除して得た額(円未満切り捨て)とする。ただし、約定返済日を月末としており、かつ休日等の理由で返済が翌営業日となる場合

は、翌営業日の残高を月末としており、かつ休日等の理由で返済が翌営業日となる場合は、翌営業日の残高を月末の当該制度融資貸付残高とする。

(問題点)

補助金交付申請書の詳細なチェックを実施する案件の選定において、利子補給額の算定を誤る可能性の高い案件が重点的にチェックされる体制としないことで、申請書のチェックが効率的・効果的に行われなくなる可能性があり問題である。

(意見事項 37) 補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準

県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合するほか、サンプルとして一部の申請案件を抽出し、抽出した案件について個別に金銭消費貸借契約書、金利特約書等と照合することでより詳細なチェックを行っている。

詳細なチェックを実施する案件の抽出基準は、現状では「過去(直近)に抽出対象としていない事業者」となっているが、効率的かつ効果的なチェックを実施する観点からは、誤謬の発生可能性、つまり金融機関が申請金額を誤る可能性の高い案件を重点的に確認できるような抽出基準とすることが望ましい。

具体的には、毎月元金返済が行われ、各月末の貸付残高が変動すると利子補給額の算定は複雑になり、計算誤り(金融機関での入力誤り)の発生可能性も高くなると考えられるため、そうした案件を数多く抽出できるような抽出基準とすることが考えられる。

4.22.6.2 利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式について (意見事項 38)

(発見事項)

前述の「4.22.6.1 補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準」に記載の通り、県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合し、その結果を文書として保存している。照合内容が記録された文書を閲覧したところ、元金据置期間についての記載がなく、元金据置期間について適切に照合・確認を実施している証拠が残されていなかった。

元金据置期間中の案件は貸付残高の変動がないはずであり、元金据置期間を経過した案件は徐々に貸付残高が減少しているはずである。元金据置期間は、このように利子等補給額の算定基礎となる月末貸付残高の妥当性を確認する上で重要な情報であり、県のチェックの際も適切に照合・確認を実施し、その証跡を文書に残しておくべき項目であると考えられる。

(問題点)

県による交付申請書のチェックに際して、元金据置期間について適切なチェックが行われたことが事後的に確認できないと、利子等補給額の算定基礎となる月末貸付残高の妥当性の確認が十分行われたことが事後的に確認できず、利子等補給額が十分チェックされた上で給付されていると必ずしも言えなくなる可能性があり問題である。

(意見事項 38) 利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式について

県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合し、その結果を文書として保存しているが、申請内容のうち元金据置期間については照合・確認している証跡が残されていない。

月末貸付残高は利子等補給額の算定基礎となるものであり、その月末貸付残高の妥当性を判断する上で重要な情報が元金据置期間である。したがって、申請書類を適切かつ十分にチェックしたことを事後的にも明らかにするためにも、元金据置期間については適切にチェックし、その証跡を文書等に残すことが望ましい。

4.22.6.3 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法(意見事項 39)

(発見事項)

県では、香川県信用保証協会から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資信用保証実績報告書」を調査し、香川県信用保証協会に「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資保証料補給金の額の確定について」を通知している。

調査の過程は「補助事業調査調書」に取りまとめられ、調査において検証した資料を添付して保管されている。県の調査は、実績報告書の内容を確認するとともに、補給金の対象となる保証案件を抽出し、抽出された案件について香川県信用保証協会の管理する顧客データと照合し、一致を確認すること等で行っている。

この点、県が補給金の対象となる保証案件をチェックする際に照合する情報が香川県信用保証協会の内部資料(当初保証料額表示)のみとなっており、結果として香川県信用保証協会が作成した実績報告書のチェックを、香川県信用保証協会が作成した内部資料で実施している。

(問題点)

県による実績報告書のチェックにおいて、実績報告書の作成者の持つ内部資料とのみ照合・確認することは、潜在的なコンフリクトが存在する香川県信用保証協会が作成した資料であり証明力も弱いため、県の支出負担行為の前提となる事業者の実績のチェック方法としては十分ではなく問題である。

(意見事項 39) 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

香川県信用保証協会から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。

事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。

4.23 香川県県内宿泊促進事業

4.23.1 事業の概要

所管課																															
交流推進部 観光振興課																															
事業概要																															
<p>香川県県内宿泊促進事業は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により落ち込んだ旅行需要を喚起するため、国の補助金を活用し、県民及び地域ブロック在住者を対象とした県内旅行(日帰り旅行含む)への助成を行うとともに、土産物店や観光施設等で利用可能なクーポン券を発行し、観光関連消費の喚起を図ることを目的とする事業である。</p> <p>県内宿泊等促進事業の各支援策の概況は以下のとおりである。</p> <p>① <u>うどん県泊まってかがわ割</u></p> <p>対象: 県内及び中国・四国地方在住者</p> <p>時期: 令和2年8月1日から令和3年7月26日(緊急事態対策期、蔓延防止期間除く)まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>対象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年8月1日から</td> <td>四国在住者限定</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月12日から</td> <td>中国地方在住者(5県)を追加</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月28日から令和3年2月19日まで</td> <td>新規予約受付停止</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月20日から令和4年4月3日まで</td> <td>県民限定で受付再開</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月4日から令和4年6月17日まで</td> <td>新規予約受付停止</td> </tr> <tr> <td>令和4年6月18日から</td> <td>県民限定で受付再開</td> </tr> </tbody> </table> <p>助成内容: 県内宿泊代金を最大7,000円助成するもの</p> <p>② <u>「新うどん県泊まってかがわ割」(県民割/ブロック割)</u></p> <p>対象: 県内及び近隣県(中国四国ブロック等)在住者</p> <p>時期: 令和3年7月27日から令和4年10月10日(蔓延防止期間除く)まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>対象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年7月27日から令和3年12月21日まで</td> <td>県民限定</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月3日から令和3年10月7日まで</td> <td>新規予約受付停止</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月8日から</td> <td>受付再開</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月22日から 令和4年1月4日から</td> <td>隣県(徳島・愛媛・岡山)を追加 兵庫を追加</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月21日から令和4年3月27日まで</td> <td>新規予約受付停止</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月28日から</td> <td>県民限定で受付再開</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月8日から</td> <td>中国・四国ブロック等地域(5県)を随時追加</td> </tr> </tbody> </table>		期間	対象等	令和2年8月1日から	四国在住者限定	令和2年9月12日から	中国地方在住者(5県)を追加	令和2年12月28日から令和3年2月19日まで	新規予約受付停止	令和3年2月20日から令和4年4月3日まで	県民限定で受付再開	令和4年4月4日から令和4年6月17日まで	新規予約受付停止	令和4年6月18日から	県民限定で受付再開	期間	対象等	令和3年7月27日から令和3年12月21日まで	県民限定	令和3年8月3日から令和3年10月7日まで	新規予約受付停止	令和3年10月8日から	受付再開	令和3年12月22日から 令和4年1月4日から	隣県(徳島・愛媛・岡山)を追加 兵庫を追加	令和4年1月21日から令和4年3月27日まで	新規予約受付停止	令和4年3月28日から	県民限定で受付再開	令和4年4月8日から	中国・四国ブロック等地域(5県)を随時追加
期間	対象等																														
令和2年8月1日から	四国在住者限定																														
令和2年9月12日から	中国地方在住者(5県)を追加																														
令和2年12月28日から令和3年2月19日まで	新規予約受付停止																														
令和3年2月20日から令和4年4月3日まで	県民限定で受付再開																														
令和4年4月4日から令和4年6月17日まで	新規予約受付停止																														
令和4年6月18日から	県民限定で受付再開																														
期間	対象等																														
令和3年7月27日から令和3年12月21日まで	県民限定																														
令和3年8月3日から令和3年10月7日まで	新規予約受付停止																														
令和3年10月8日から	受付再開																														
令和3年12月22日から 令和4年1月4日から	隣県(徳島・愛媛・岡山)を追加 兵庫を追加																														
令和4年1月21日から令和4年3月27日まで	新規予約受付停止																														
令和4年3月28日から	県民限定で受付再開																														
令和4年4月8日から	中国・四国ブロック等地域(5県)を随時追加																														

助成内容:旅行代金を50%OFF(上限:1人1泊あたり上限:宿泊5,000円)し、地域クーポンを最大2,000円分付与。

③ 「新うどん県泊まっかがわ割」(全国旅行支援)

対象:全国の方

時期:令和4年10月11日から令和4年12月27日まで

助成内容:旅行代金を40%OFF(上限:1人1泊あたり上限:交通付宿泊旅行商品8,000円、宿泊・日帰り5,000円)し、地域クーポンを平日3,000円分・休日1,000円分付与。

事業実施の必要性

新型コロナウイルス感染拡大による落ち込んだ旅行需要を喚起するための事業であり、Go To Travelの旅行需要喚起施策(全国規模)から派生した事業である。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた国の施策に伴い、県民割、近隣県も含むブロック割、及び全国旅行支援といった形でエリアが拡大している事業である。

県の各計画との関連

コロナ禍における緊急対策の一環による施策であり、既存の上位計画との紐づけはない。

重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI (達成状況含む)

コロナ禍の緊急対応施策として、観光関連消費の増加による経済の回復を目的としたものであるため、観光振興のKPIである延宿泊者数が成果指標として捉えられる。

指標	H26	R2	R3	R6 目標値
延宿泊者数	3,463 千人	2,529 千人	2,270 千人	コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る

遵守すべき(規制を受ける)法令等

法令としてはないものの、新型コロナウイルス感染症の再流行によって制限される。

4.23.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	226,500
補正予算額(増減)	—	421,800	3,270,000
計:現年予算額	—	421,800	3,496,500
前年度明許繰越額	—	—	60,381
流用額	—	—	1,031,075
計:予算現額	—	—	1,031,075
決算額	—	360,772	1,112,976
翌年度明許繰越額	—	60,381	2,443,905

不用額	—	647	—
-----	---	-----	---

※繰越額が生じているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業未執行残が発生したことによる。

4.23.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,112,976	委託先は(株)JTB 高松支店。 県内旅行代金の助成及び地域クーポン券の付与に係る費用も委託料として計上されている。
合計	1,112,976	

4.23.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
国庫支出金	1,112,976	県内旅行代金の助成及び地域クーポン券の付与
合計	1,112,976	

4.23.5 委託事業の概要について

本事業は、国(観光庁)の訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金を活用した事業として、企画提案方式(プロポーザル方式)による公募を行って事務局運営業務の委託先を決定している。

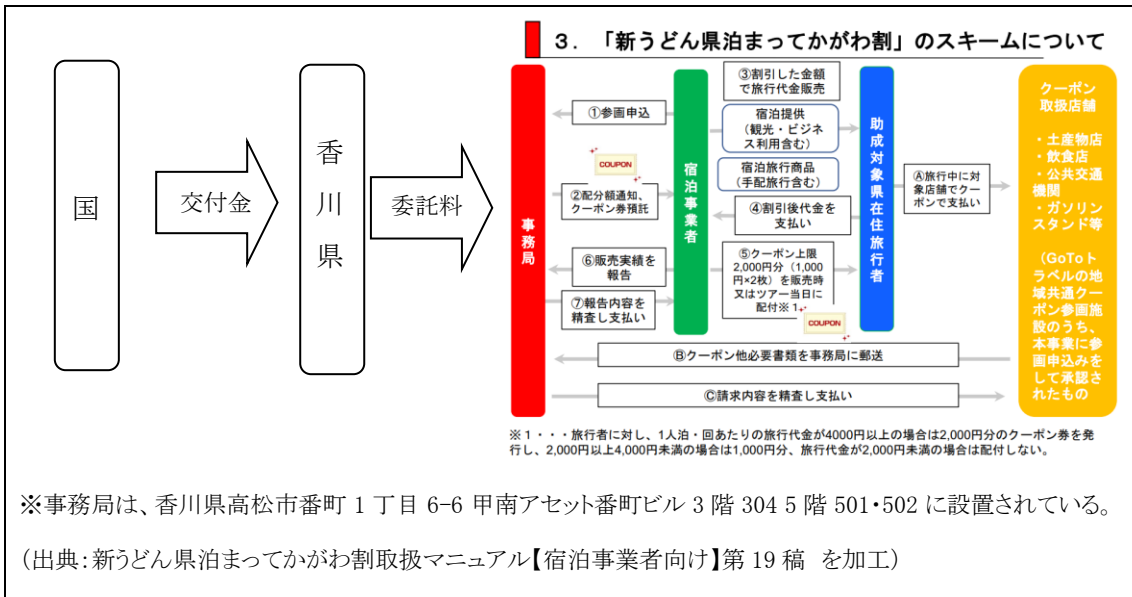
公募は、令和3年6月14日に開始し、仕様書、実施要領が公表されている。

応募から契約締結までのスケジュールは以下のとおりである。

- 応募受付期間:令和3年6月14日から令和3年6月21日
- 企画書受付期間:令和3年6月24日か令和3年6月28日
- 選定委員会(書面審査)結果通知:令和3年6月30日
- 契約締結:令和3年7月12日

国の通知等を鑑みた仕様書の設定や実施までのスケジュールを逆算したものであり、通常の公募に比べて期間が短い。

また、本事業の大まかなスキーム(ここでは、新うどん県泊まってかがわ割事業を掲載することとする。)は、以下のとおりである。



さらに、本事業の委託内容は以下のとおり。

(1) 旅行会社向け 事務局業務	① 本事業に参画する旅行会社の募集、審査、登録等 ② 割引支援金の配分、販売実績の管理 ③ 販売実績の進捗に応じた割引支援金の再配分 ④ 旅行業法に抵触していないか等適正に旅行商品が販売されているかの管理 ⑤ 割引支援金の配分等に関する契約の締結 ⑥ 割引支援金の精算 ⑦ 旅行会社が感染症の感染防止対策を講じていることの確認 ⑧ 各種問合せ対応(コールセンター)
(2) 宿泊施設向け 事務局業務	① 本事業に参画する宿泊施設の募集、審査、登録等 ② 割引支援等原資を超過しないよう、各施設の販売管理が可能な運営方法の構築 ③ 割引支援金の配分等に関する契約の締結 ④ 割引支援金の精算 ⑤ 宿泊施設が感染症の感染防止対策を講じていることの確認 ⑥ 各種問合せ対応(コールセンター)

(3)クーポン券の発行及び配布に係る事務局業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 取扱店舗の募集、審査、登録等 ② クーポン券の印刷、発送、在庫管理等 ③ クーポン券の複写・複製を防止するための偽造防止対策 ④ 利用済みクーポン券の受付、審査、換金等清算業務 ⑤ 取扱店舗の認知ツール(ステッカー等)の作成・発送等 ⑥ 取扱店舗用マニュアルの作成・発送等 ⑦ 取扱店舗が感染症の感染防止対策を講じていることの確認 ⑧ 各種問合せ対応(コールセンター)
(4)広報、その他運營業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報業務 <ul style="list-style-type: none"> (ア)旅行者、旅行会社、宿泊施設、取扱店舗及び関係者への各種周知 (イ)公式WEBサイトの構築 (ウ)キャンペーンロゴ及び公式WEBサイトのバナー作成 (エ)その他本業務を実施するための効果的なプロモーションの実施

(出典:令和3年度香川県県内宿泊促進事業運営委託業務 仕様書)

事務局が取り扱う情報には、個人情報等も含まれることから、契約書第8条及び第10条に沿った対応が求められる。宿泊事業者から事務局に提出される資料(新かがわ割によるもの)を例に示すと、以下のとおりである。

<p>1. 交付申請時の資料</p> <p>①参画申込書 兼 同意書(様式第1号)、②事業者情報登録申請書(様式第2号)、③宿泊施設情報報告書(様式第3号)、④口座振替依頼書(別紙1)、⑤割引支援金交付申請書(様式第4号)、⑥旅館業法旅館業法許可証の写し(簡易宿泊施設は届出番号)</p> <p>2. 実績報告時の資料</p> <p>①実績内訳シート(検算付)、②精算払請求書、③個人同意確認書(変更有)、④明細書。事業完了報告として、①実績報告書(様式第6号) ②未使用クーポン返送報告書 ③無効クーポン返送報告書 ④未使用・無効クーポン原券</p>
--

(出典:新うどん県泊まってかがわ割取扱マニュアル【宿泊事業者向け】第19稿から、主なものを抜粋している。)

4. 23. 6 検討した内容及び閲覧した資料等

(1) 公募プロセス(委託事業者選定審査)について

香川県県内宿泊促進事業運営委託業務の審査結果の集計表(5名による審査結果)を確認し、各審査項目(実施体制、実施スケジュール、企画内容、プロモーション、価格)の観点から適切に審査されている旨を確認したところ、審査プロセスにおいて不合理な点は見受けられなかった。

(2) 契約書について

本契約は、令和3年度中で11回の変更契約を締結している。内容は、蔓延防止期間における追加対応や、期間延長に伴う追加費用の発生等によるものであった。

また、契約書第7条第2項の規定により、契約日と同日付で業務の再委託に関する承諾通知を提示している。再委託先は8社で、再委託の範囲および再委託の必要性等が記載された資料を閲覧したところ、SNS広告制作に係る部分を除き、香川県に住所を有する企業から構成されており、再委託を要する点において不合理な点は見受けられなかった。

No	契約締結日	契約期間	変更事由
1(当初)	R3.7.12	R3.7.12~R4.2.28	
2(変更1)	R3.8.7	同上	キャンセル対応
3(変更2)	R3.8.18	同上	キャンセル対応
4(変更3)	R3.9.9	同上	キャンセル対応
5(変更4)	R3.10.7	同上	再開に係る経費
6(変更5)	R3.10.29	同上	キャンセル対応
7(変更6)	R3.11.5	同上	内訳変更
8(変更7)	R3.12.15	R3.7.12~R4.3.31	期間延長
9(変更8)	R4.1.4	同上	予算増額
10(変更9)	R4.2.16	同上	予算増額
11(変更10)	R4.3.7	同上	キャンセル対応
12(変更11)	R4.3.31	R3.7.12~R4.6.28	期間延長

(3) 実績報告の検証作業について

令和2年度香川県内宿泊促進事業運営業務委託契約(委託期間:令和2年7月20日から令和3年8月31日)に係る実績報告書および、助成した実績データの一致を照合していることを確認し、監査人としても集計に誤りがないかの再計算を行ったところ、誤りはなかった。

対象者	人泊	金額(千円)
宿泊事業者(209施設)	29,666(人泊)	102,719
旅行代理店(58社)	25,480(人泊)	(※)105,084

合計	55,146(人泊)	207,803
※旅行代理店は、ANTA(全国旅行業協会)、JATA(日本旅行業協会)、OTA(オンライントラベルエージェント)から構成され、それぞれの内訳は以下のとおりであった。		
旅行代理店形態	人泊	金額(千円)
ANTA	4,596(人泊)	25,385
JATA	6,507(人泊)	34,750
OTA	14,377(人泊)	44,949
旅行代理店計	25,480(人泊)	105,084

また、本事業の施策評価をヒアリングしたところ、利用人数が約 5.5 万人になる等、落ち込んだ旅行需要を下支えに一定程度寄与できたとの評価であった。

監査人が、観光需要の助成事務に係る経済合理性の観点から、1泊あたりの事業コストを算定してみたところ、以下のような結果であった。

1人泊あたりの事業コスト	算定式
1人泊あたりの助成額 3,768 円	助成額 207,802,500 円 ÷ 利用者 55,146 人泊
1人泊あたりの委託料 770 円	委託料 42,479,678 円 ÷ 利用者 55,146 人泊

1人泊あたり旅行代金の助成額は、制度上限の 7,000 円以下に収まっており、1人泊あたり委託額は、著しく高額とは言えないものと考えられる。委託事業ではあるものの、事務処理のコスト意識を持ち、香川県の認知度向上や将来の観光需要喚起に向けて、効果的な事業となるよう、引き続き、関係者と連携していく必要がある。

(4) 委託事業者への概算払および精算について

また、委託事業者への概算払および精算に関する支出命令書を確認したところ、当該報告書の実績と一致しており、支払に関する事務で不合理な点は見受けられなかった。

支出命令書 決裁日付	会計管理者支払 日付	金額	備考
R2.10.21	R2.10.30	126,331 千円	助成金概算払
R3. 3.19	R3. 3.31	63,228 千円	概算払 助成金 33,591 千円 事務費 29,637 千円
令和 2 年度計		189,559 千円	助成金 159,922 千円 事務費 29,637 千円
R3.6.29	R3.7.21	36,876 千円	助成金概算払
R3.10.8	R3.10.29	23,848 千円	精算払 助成金 11,006 千円 事務費 12,843 千円
令和 3 年度計		60,724 千円	助成金 47,881 千円 事務費 12,843 千円
令和 2 年度、3 年度計		250,282 千円	助成金 207,803 千円 事務費 42,480 千円

かがわ割事業合計としては、250,282 千円であった。新かがわ割事業(令和3年度分)に関しては、概算払いのみであり、予算の繰越手続きを経て令和4年度に事業を繰越しており、監査時点において、精算が完了していない状況にあったが、期間を跨ぐ契約であるため問題ないものとする。

また、委託事業者の照合作業や立入検査の内容について確認するため、サンプルで①利用者確認書及び宿泊明細書事業者、②実績内訳シート、③事業者への振込額・交付決定額、④立入検査報告書の資料を依頼し閲覧したところ、金額が整合していること等のチェック証跡があり、立ち入り検査(事務局→宿泊事業者)等も行われており、不正受給や過誤支給の防止に向けた事務運用がなされているとの印象を受けた。

(5) 広報活動について

仕様書には、(4) 広報業務(イ) 公式 WEB サイトの構築業務が含まれており、事務局ホームページを確認したところ、YouTube 動画、Twitter や Instagram の SNS による情報発信がなされている。Instagram では「自然🌿アート🎨グルメ🍴島旅🏝️温泉♨️など 旅行を満喫できる旬な情報」を発信している。全国旅行制度をきっかけとして、香川の魅力を周知することで、観光振興の情報発信の強化につながるものと期待される。令和4年11月25日時点における Instagram フォロワーは7,613人となっているが、瀬戸内国際芸術祭2022や紅葉スポット等、魅力的な観光コンテンツを100万人を超えるユーザーへの広告配信ができており、全国に向けたPRはできていると考えられる。また、YouTube 動画(ショートムービー)の総再生回数は100万回以上となっていることや、WEB 広告(Google 広告)においても1,000万回以上の広告表示回数となっているなど、コンテンツごとにターゲット層にあった効果的な広報活動ができておりと考えられる。本事業を通じて、香川県としてのさらなる観光振興の強化に向けて、SNS コンテンツを積極的かつ継続的に活用する取り組みに期待したい。また、今後、全国旅行支援の結果(他県との比較、世代別利用の傾向)など、観光需要を判断するためのデータを活用することも想定される。SNS による広報に、「香川せとうちアート観光圏」としての滞在交流型観光、ワーケーションや、観光から派生した県産品購入喚起など横断的な施策展開にも期待したい。

(6) クーポン券の取扱いについて

旅行費用の助成施策として、地域クーポン券が宿泊事業者に配布される。その後、利用者からクーポン取扱事業者へ回り、最終的に事務局で回収される。不正利用抑止の観点から、クー

ポン自体は、偽造防止用ニス印刷(隠し文字)や偽造防止効果ホログラム箔加工が施されており、宿泊事業者(発行事業者)印、有効期限、クーポン取扱事業者印、利用日を記載することとされている。宿泊事業者および利用者ごとでナンバリング(番号)管理され、どのクーポンがどの旅行と紐づいているかを事務局で把握できる体制にある。

また、事務局側で「事務局クーポン管理業務マニュアル」を策定し、クーポン管理、追加クーポンの発注業務、クーポン換金集計業務、新規参画申請処理、在庫管理等の業務記述書に沿った手順で運用が行われている。

監査人が、令和4年11月17日において実地調査したところ、以下のような状況にあり、運用管理面において不合理な点は見受けられなかった。

- 未使用クーポンは施錠できるキャビネットに施錠された状態で保管されていた。
- 手持ちクーポン残数表によって、棚卸記録法に基づく預託在庫の管理が行われていた。
- 回収されたクーポンに関する換金集計業務において、不備のあるもの(精算するにあたって確認が必要なもの)と精算可能なものとに区別されていた。
- 精算可能なものの中からサンプルで1件、交付対象者ごとの回収枚数(現物)と精算記録枚数(振込時の根拠データ)が合致し、ダブルチェックされた証跡がある旨を確認した。
- クーポンの印刷発注は、配布実績等を考慮したうえで、無駄が生じないよう適切な数量を発注している。また、事業者から返送された未使用クーポンで利用可能なものについては再利用されており、経済性の視点を持って取り組まれている。
- 事務局から県へクーポン利用の状況について、定期的な報告が行われている。
- 11月17日監査人往査時点のクーポン利用状況(新かがわ割の一部及び全国旅行支援分は未反映である。)は以下のとおりであった。

① 印刷枚数	② 事業者への配布	③クーポン換金済枚数	配布状況 ②÷①	執行状況 ③÷②
2,700 千枚	2,161 千枚	1,018 千枚	80.0%	47.1%

また、クーポン券の運用フローについては、全県ベースの共通利用券を発行するモデル事業となり得るため、本事業の経験を将来の事業に生かせるよう資料やノウハウ等を記録・保存しておくことが望まれる。

4.23.7 監査の結果及び意見

4.23.7.1 未使用クーポン券(預託金券)の在庫確認について(意見事項 40)

(発見事項)

助成事業の一環として、金券であるクーポンを事務局、外部倉庫、及び宿泊事業者に預託している。事務局での預託在庫(外部倉庫含む)は、監査人訪問時点において、566,736 枚×1,000 円=566,736 千円と高額であった。定期的に事務局へ訪問し、未使用クーポンの状況把握は行われているものの、在庫に関する実地棚卸※の確認結果が記録されていなかった。

※実地棚卸とは、在庫の現物の数量をカウントし、在庫の在り高を確定させる手続きをいう。

金券の誤発注や不正利用の抑止の観点からは、委託者である県が事務局の金券在庫管理状況を確認し、当該記録を調書として残すべきであると感じられた。

(問題点)

適切な実地棚卸の実施とその確認結果の記録がないと、未使用クーポンの帳簿在り高と実在庫数の照合が行われず適切な在庫管理ができないため問題である。

(意見事項 40) 未使用クーポン券(預託金券)の在庫確認について

未使用クーポン券(預託金券)実地棚卸の確認結果が記録されていない。適切な在庫管理および状況把握の観点から、少なくとも年 1 回は事業者の実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致しているか否かについて、実地棚卸結果として記録すべきである。

4.23.7.2 委託事務コストの算定及び評価(意見事項 41)

(発見事項)

国費を財源とした事業で令和 4 年度も継続しているものの、令和 3 年度時点の助成件数当たりのコスト算定(助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか)ならびに委託事務の経済性に関する評価がなされていない。

助成件数および助成額の把握と合わせて、当該助成業務に係る事務コスト(委託料)が適切であったか否かを事業終了時において評価し確認するべきであると考えますが、現状ではこうした評価を行うためのコスト算定が行われていない。

(問題点)

委託事務コストについて、助成件数当たりのコスト算定等を実施することで委託事務の経済性に関する評価を行わないと、適切な事業の見直し・改善ができず効率性・経済性に支障が生じる可能性があり問題である。

(意見事項 41) 業務コストの算定及び評価

令和3年度時点の委託業務に係るコストの分析が十分行われていない。次年度以降のより効率的・経済的な事業展開のためにも、助成件数当たりのコスト算定(助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか)を実施することで単位当たり行政コストとして適正な金額であったかを事後的にも検証する等、委託事務の経済性に関する評価を適切に実施することが望ましい。